

地研年報

第12号

論 説

地方中心都市の都市計画史に関する研究——津市を事例に——

..... 岩田 俊二・中井加代子 (1)

障害者自立支援法と障害者雇用政策——三重県下の取組みから——

..... 小西 啓文 (61)

国民健康保険制度の持続可能性

——滞納者への政策的対応に着目して——

..... 長友 薫輝 (81)

市町村合併と男女共同参画行政～合併施行5町の比較～(2・完)

..... 東福寺一郎 (89)

研究ノート

雇用構造変化の進展（構内〔業務〕請負の常態化）の中での

移住労働力需要の高まりについて

——電気及び自動車産業の国内立地の進展動向から——

..... 尾崎 正利 (97)

「疎外された人間中心主義」について

..... 南 有哲 (115)

資料紹介

津・久居藩の宗門改制度について

..... 茂木 陽一 (181)

地研研究員活動報告

地研研究員名簿

地研規約

2007年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

地方中心都市の都市計画史に関する研究

-津市を事例に-

岩田 俊二 中井 加代子

はじめに

この研究は津市を事例としているが、津市の中心市街地の活性化を目的にした研究をしている途中から、中心市街地の衰退は近郊の大規模小売店舗の立地等の直接的な要因の他に、都市計画や都市整備の過去からの集積の結果でもあるのではないかと考えられるので、特に地方都市の都市計画の歴史を分析する必要性を痛感したことから始まった。東京等の大都市の都市計画の歴史は多くの研究成果があるが地方都市の都市計画の歴史はまだ不明の部分も多いのではないかと考えられる。地方都市では、都市計画について中央からの統制を如何に地域で対応したか、中央からの統制によらない地域独自の発想はあったのかと言った点が都市計画史の分析の視点になると考えられる。こうした分析の成果は、津市のような広域合併市における今後の都市構造を考える上でまた、今後の人口減少による都市縮減が想定される中で、都市構造のあり方を検討するうえでの何らかの資料になるとも考えられる。

I 略歴（明治～平成）

1. 全体計画なき都市整備の時代 明治から大正

明治 22 年、津市制施行がなされた。

亀山～津～久居間等の鉄道交通網の整備が進められた。

津市の市街地整備は津駅公園前通り開設、入町贊崎海岸通り開通等の整備が全体計画が認められない状況の中で行われ、こうした部分的な整備はその後、市街地の主要骨格となつた。市街地整備につながる耕地整備が、下部田余慶町、上浜町、乙部で組合方式により行われた。こうした整備は現代の土地区画整理事業と言えるものである。また、問題が深刻であった思われる下水道敷設が上水道よりも先に決定され、工事が始まった。

津市への産業誘致が明治から大正にかけて進められ、三重紡績、東洋紡績、岸和田紡績が立地してきた。岸和田紡績の立地は上浜町耕地整理地区の一部を売却して行われた。

大正の初期、都市計画施行のために臨時都市計画準備調査委員会が設置され、市区改正に関すること、上下水道敷設、荒廃市街地振作、河川浚渫、予定期間市街地整備、病院設備等について研究を進めた。

2. 都市計画法施行

大正 14 年都市計画法が津市で施行された。

都市計画区域は原則的には津市を対象とすべきところ、津市域にとどまらず中心市街地

に関連の深い周辺町村（一身田町、栗真、新町、安東村）を含めて設定された。これは都市計画の市域外統制権論に依拠した設定の仕方であった。都市計画区域面積は津市面積の4.2倍、14,382,000坪となった。都市計画街路が決定され、幅員40m以上から3m以上までの5段階の計画道路網とした。市街地中央部は格子型、区域外に向かって放射型、その間を多角式環状型道路で構成した。この計画方法は現状の津市都市計画に引き継がれている。建築基準法の前身の市街地建築物法適用区域となる地域指定は3,591,800坪について行われた。商業地域が2割、工業地域が2割、住居地域が5割、無指定地が1割となっていて、工業地域は用途制限のない地域とされ、建築可能な建物を指定できる地域とされたため、例えば駅近くの家内工業のようなものが存在する地域、今では近隣商業地域のような所も指定されていた。

3. 都市計画にもとづく市街地整備

大正から昭和の初期にかけて、橋北、津興、橋北第二、中河原耕地整理組合など都市基盤整備に代わりうる耕地整備が進んだ。都市計画に基づいて、戦前期を通して旧国道1号線改良工事等現在の国道23号に代替されるような幹線街路の整備が促進された。こうした街路整備促進のために、都市計画法特別税として都市計画事業道路新設拡等受益者負担金が、沿道土地所有者の開発利益の還元という名目で課されることになった。その後、この負担金の額の改定も行われている。

都市計画土地区画整理事業が大字下部田、上浜町で約2万4千坪について行われた。戦前期にも錦華毛糸工場、倉敷紡績工場等の産業立地が進み、そのために志登茂川流域の津市都市計画街路の一部変更なども行われた。

昭和14年には、都市計画に都市公園と風致地区制度が設けられ、津市は風致地区6地区、中央公園、偕楽公園、海浜公園が計画された。

4. 戦時体制下での都市拡大

昭和17年、久居町、香良洲町、戸木村、桃園村、雲出村を都市計画区域に編入した。これは香良洲町に三重航空隊、高茶屋及び周辺にわたって約703万坪の海軍工廠設置決定にともなうものであった。この具体的な事業としては、都市計画高茶屋新興都市建設土地区画整理事業90万8千坪が、昭和18年から5カ年計画で決定された。津市南部、高茶屋方面の都市拡大はこうした軍事関係の都市建設を契機にして、その後継続していくこととなる。

5. 戦災復興都市計画

津市は空襲により全市街地1,399,640坪の72.8%が罹災した。早くも昭和21年には復興計画区域を設定し、従前決定されていた既存市街地を対象とした街路計画を破棄したうえで、新たな見地からの街路計画を策定した。昭和22年特別都市計画法にもとづく復興計画が決定された。復興都市計画土地区画整理事業124万坪は昭和25年度完了予定であったが、昭和29年度まで延長された。

6. 上位計画による都市政策の決定

昭和 25 年、国土総合開発法の施行にともない三重県総合開発審議会条例が制定された。三重県総合開発の中で中勢地区については試験研究機関の整備拡充、第一次産業、新産業の育成助成の方針が示された。その後、伊勢湾工業地帯建設期成同盟結成、四日市工業地帯の建設本格化、木曽特定地域総合開発計画策定などが矢継ぎ早に実施され、中勢地区的産業拡充方針が固められていった。津市はこの間、都市拡大を想定した給水計画人口の拡大を行い、社宅建設の補助や税の優遇措置等の産業育成策を講じていたが、昭和 36 年、市役所に重化学工業開発のための津開発本部を設置した。

7. 広域計画

昭和 36 年の三重県経済長期計画をうけて、県下の道路網、鉄道、空港整備計画が策定された。中勢地区に関しては、名四国道の二見までの延長、中南勢高速自動車道路が計画された。昭和 40 年には、三重県長期経済計画の修正がなされ、中南勢地域は道路、港湾、鉄道等の交通体系を整備し、工業誘致を図りつつも三重県の中心的農業地帯である後背農村地帯とのバランスある都市発展を目指すこととされた。具体的には、国道 42 号線の整備、中南勢産業道路計画、臨海産業道路計画、中南勢高速自動車道路計画を推進することである。こうした方針は、その後の三重県第二次長期経済計画や中南勢開発構想によって具体化された。すなわち、津市から伊勢市にいたる臨海大工業地帯を作り、国道 23 号線西側丘陵地帯を住宅地化するとともに、県内有数の水田地帯を近代化する。津市を地方中枢管理都市に育成するという構想である。

津市においては、昭和 30 年に都市計画の全面的な変更を行っており、昭和 42 年には日本鋼管の進出に備えて都市計画用途地域の拡大変更を行った。この時、用途地域 2585.0ha を 4429.2ha に拡大したが、その内容は住居地域を 2 倍、準工業地域を 1.5 倍とした一方、工業地域は減少しており、社宅等のために住居系用途地域の拡大が主となっていた。

8. 新都市計画法

新都市計画法施行により昭和 45 年、津都市計画が策定された。津都市計画区域は津市、久居市、河芸町等を含む 13,240ha で、そのうち市街化区域は 4,030ha であった。市街化区域は既成市街地の他、西部丘陵地の住宅開発地、臨海及び内陸の工場立地予定地を区分したが、これに対する住民意見として 29 人から市街化区域拡大要望が出された。市街化区域内の全用途地域面積は 4006.7ha であり、内容としては以前よりも工業地域面積が 2 倍となったために、工業地域を除外し、住居地域に変更するような住民要望も出された。

9. 市街地整備の実施

新都市計画法施行以降、市街地整備が進んだ。津駅前土地区画整理事業約 7.1ha につづき、羽所町、栄町に高度利用地区が決定され、ついで津駅前第 1 市街地再開発事業 0.5ha、津駅前第 2 土地区画整理事業約 33.2ha が実施されたが、津駅前第 1 市街地再開発事業では旅館業を営む者から等から反対意見が出された。国道 23 号線の拡幅用地を捻り出す津駅前第 2 土地区画整理事業でも住民からの反対意見が出され、事業区域の縮小なども行われたので、必ずしも円滑な事業実施とは言えなかった。

10. 都市拡大計画の積極化

平成に入ると第3次三重県長期総合計画では伊勢湾岸の環境保全とあわせたウォーターフロント開発等環境重視の視点から 21世紀に向けて実現する戦略プロジェクトが示されたにもかかわらず、津都市計画では都市拡大のための計画変更が連続した。平成4年、同5年の小規模な市街化区域の拡大の後、平成10年の津市都市マスター・プランでは平成27年までに必要となる土地需要を 765ha と予測し、このうち 530ha を市街化調整区域で開発することとし、市街化調整区域の既存住宅団地等をあわせ 907.6ha を市街化区域に編入すると構想した。907.6ha は既存の市街化区域の約2割にあたる。平成5年の計画変更時点の市街化区域面積は 4,387.5ha であったが、平成11年にはサイエンスシティ開発分を含め 4,559.0ha に拡大され、同年内に更に都市マスター・プランを受けた形で 4,620.0ha に拡大された。これは産業振興が重工業の臨海工業型から情報産業を中心とする内陸工業に移行するための開発や地方中枢都市として管理中枢機能の集積に対応できる住宅地開発を積極化したためと考えられる。この時期の都市整備としては、地区計画が県文化センター地区や住宅地開発の城ヶ苑地区について決定されたが、特に県文化センター地区では結果として高層住宅団地の開発になった。また、津駅前第1種市街地再開発事業（アスト津）が実施され、津駅前北部土地区画整理事業が計画された。

II 明治期から大正期の都市整備

明治期から大正期にかけての、都市整備は、まず、鉄道整備とこれを軸にした都市発展が見られた。こうした都市発展の形態は全国的に鉄道整備が促進されたので、全国的な傾向とも考えられる。

この時期には、まだ地方都市にとっての都市計画は制度化されていなかったこともあって、今でいうところの都市基盤整備は耕地整理事業がその役割を担っていた。

こうして整備された都市基盤の上で、紡績工場等の産業が立地してきた。また、都市計画に先立って下水、上水道の都市インフラ整備が緊急的に実施されることになった。

1. 津市制施行

当時、市制を施行しうる標準は、人口 25,000 人以上の市街地で郡と相対立して独立の区画をなす資力あるもの、または人口 25,000 人には達していないが、商工業が盛んで、将来発展する望みのあるものについて、府県知事が具申して内務大臣から指定をうけて市制を施行することとなつた。

津市は当時戸数 5,700 戸、人口 27,600 人、面積 7.9km²で市制の資格を有していたので、全国最初指定の 32 市の中に入り、安農郡伊予町的場、岩田村、津興村、八幡町、藤枝町、栄町、下部田村の一部、乙部村の一部、塔世村の一部、古河村の一部、藤枝村の一部、奄芸郡大部田村が明治 22 年 3 月に合併し、同（1889）年 4 月 1 日津市として安濃郡から独立した。

2. 交通幹線の整備

明治 23 年には政府の東海道線が全通し、次々と主要線路が敷設された。津市においては、同 24 年 11 月に関西線支線龜山津間に開通し、同 26 年 12 月に参宮線宮川津間に開通した。この両鉄道は同 39

(1906) 年に政府が買収して国有鉄道となった。また、明治 41 年には日本軌道会社によって津久居間に軽便鉄道が敷設されて津市の交通はすこぶる便利になった(図 1)。

3. 鉄道沿線の市街地化

省線津駅から公園に行くのに国道を迂回しなければならなかつたので、市は明治 36 年 (1903) 年に新道を開設し、ついで明治 41 年には関西九州連合府県共進会開催のために、県庁北側から津駅に通じる下部田新道を開設した。この付近から公園下の共進会場敷地にわたる一帯の地は、会後だんだんと発展して、大正 10 (1921) 年になって、鉄道沿線の市有地が売却されて住宅地となり、それがその年の 7 月 1 日に熊沢町となつた。そして公園地の北に接続する字羽所の一部は大正 13 年に羽所町となつた。それからその付近の山地が点々と住宅地化する傾向を示した。

4. 耕地整理による市街地整備

(1) 下部田

明治 41 (1908) 年 5 月に下部田余慶町耕地整理組合が認可され、大正 4 (1915) 年 11 月に解散した。この時はその耕地が、住宅地化するという著しい傾向はなかつた。その後大正 5 年には上浜町耕地整理組合が設立認可され、その工事を施行したが、大正 8 年 12 月に岸和田紡績工場の建設地として耕地整理地区内で 661ha の土地を売却し、耕地の整理工事は昭和 2

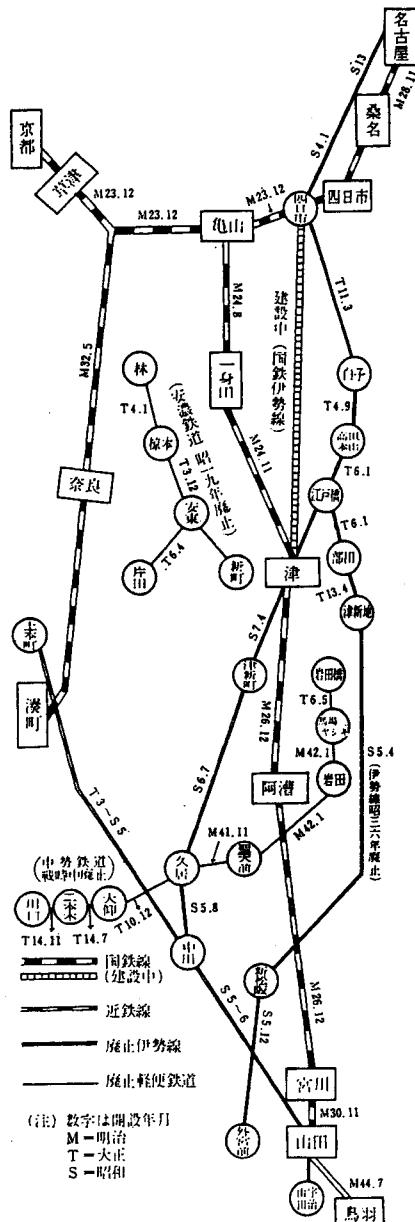
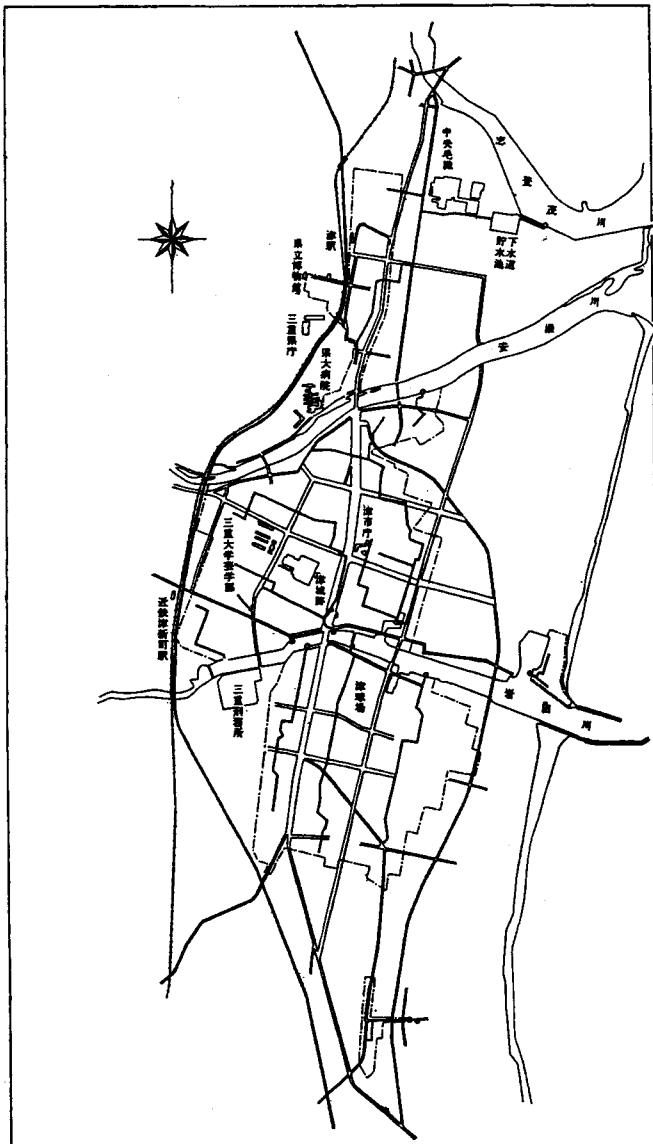


図 1 津市鉄道開設図 (津市史)



(注) 太線が幹線である。○は排水口

図2 大正9年津市下水道幹線計画図（津市史）

(1927) 年に竣工した。これまで 29.75ha にすぎなかつた宅地が 971.9ha となり岸和田紡績工場を中心として社宅、商店、住宅等がぞくぞくと建てられ、国道表通り（旧伊勢街道）以上のにぎやかさを示した。ついで大正 14 年 3 月には橋北耕地整理組合が認可され、これが昭和 3 年（1928）に解散して、橋北第二耕地整理組合が成立し、同 4 年 10 月に解散した。これによって部田東裏の耕地全般が整理され、国鉄津駅から部田裏海岸に直通する道路と、これに交差する江戸橋から塔世川に達する南北の道路（桜橋通り）を幹線として、縦横井然と開通した道路に沿って点々と家屋が建ち始め、橋北市街地拡大の基礎ができた。そして、同 9 年に錦華毛糸工場、同 10 年に倉敷紡績工場が設立されてますます発展した。

（2）乙部町

市は贊崎復興問題に関連して、海水浴場として海岸經營をすることとし、まず、第一に入江町から贊崎海岸に直通する海岸通りの開通を企て、その道幅 5.45 m、延長 1.15 km 余で、明治 45（1912）年 7 月に完成した。この道路は市の中心繁華街観音前から海岸に直通する至便なもので、夏期には海水浴客が多く、またその沿線には家屋が漸次建ち並び、数年後にはその過半が市街化し、その勢いは乙部中河原にわたる一帯の地を市街化しようとする状況となった。

そこで、乙部の有志者らが尽力して、大正 11（1922）年に乙部耕地整理組合を組織して工事を施行し、普通の耕地整理組合とはややその趣を異にし、54.55 m 毎に幅 3.64 m の道路を設けて、将来の宅地化に便利なようにした。そのころ伊勢鉄道（後の近鉄伊勢線）の延長線がこの区域を貫通し、2カ所の停車場ができたので一層市街化の機運が促進された。整理後の面積は 57.8ha に及びその内整理完了と同時に宅地化したもの 925.6a 余に達し、昭和 5 年（1930）1 月にその名称を乙部町とした。

（3）中河原

中河原は大正 11 年（1922）年に恭和小学校（現敬和小学校）が建設されたのが動機で、急に発達の機運に向かい、昭和 3（1928）年 7 月に中河原耕地整理組合が認可され、乙部に隣接した耕地面積 74.38ha 余の地区を整理し、昭和 5 年に完了した。これで乙部中河原方面の市街地拡大の基盤ができた。

（4）修成地区

明治時代東洋紡績工場を中心として、柳山方面は発達したが、大正時代になって、立合町、上・下弁財町の北裏一帯の耕地を宅地化し、昭和の初めにはほぼ完成した。また、国鉄阿漕駅の西北に展開する耕地を整理するために大正 12（1923）年 9 月岩田耕地整理組合が認可され、その工事を昭和 5（1930）年 8 月に完成し、阿漕駅を終端とする数条の縦の直通路をつくり、それに井然とした横道を配したので岩田西裏から阿漕駅までの間は既に市街化した。一方、昭和 8 年には修成小学校を字大豆田に移転したので、この方面が宅地化するようになった。

（5）育生地区

大正 13（1924）年には橋南耕地整理組合ができて、八幡町の西裏を整理し、昭和 5 年（1930）に工事が完了したが、既にその一部は住宅地化した。また、大正 15 年には津興耕地整理組合と、阿漕町東裏整理の阿漕耕地整理組合が認可されて昭和 7 年に完成した。そして、伊勢電気鉄道（近鉄伊勢線）がこの地区を貫通して結城神社前と阿漕浦に停車場が設けられ、また、閻魔前から海岸に達する道路が開設され、結城神社に競馬場が設置さ

れた。これらは大いにこの地区方面の発展を促し、漸次住宅が建設されるようになった。

5. 産業の立地（工業立地）

津市は從来消費都市として小売業者の繁栄を求めていたに過ぎなかったが、明治後期には諸種の工業がめばえ殊に日清戦争後の明治 29（1896）年に柳山関西製糸工業が設立されて盛んに蚕糸製造が行われ、また同 31（1898）年には船頭町に三重紡績津工場が設立されて、多数の工員が働くようになり津市の産業はここに面目を一新した。なお、各種の織物業者等の組合を組織し、機業の近代化を図り、その生産額は増加し販路も拡大した。

日露戦争景気をひきついで大正元（1912）年、同 2 年には新設の工場が設立された。三重合同電気株式会社瓦斯製造所もこのころ設立された。大正 3 年に第一次世界大戦が勃発し、戦争大好況を呈し工業が大発展した。津市においては同 3 年に三重紡績と大阪紡績が合併して東洋紡績株式会社が設立されて、三重紡績津工場は東洋紡績津工場となってますます発展し、同 6 年には中村兄弟商会が組織替えして内外製鋼株式会社を設立し、同 7 年には麿タル商会、同 6 年には東海鉱泉株式会社、同 10 年には柳山に三重織物株式会社、蔵町に伊勢メリヤス株式会社工場等をはじめ、その他多くの小工場が設立された。

昭和時代に向かっていた当時は毛織物を必要とし、大正 10 年に錦華毛糸工場、同 11 年に倉敷紡績津毛織工場の二大毛織工場が設立された。

6. 上下水道整備

（1）津市臨時事業調査委員設置規程

明治末頃から、ようやく時代の進展に自覚した津市は、大正 2（1913）年の 11 月になって、市将来の発展に必要な基礎的事業を調査するために、市會議員 11 人を臨時委員に選び、荒廢市街地振作、河川浚渫及び河口施設整備、予定市街地整備、病院設備の 6 項目について調査した。その委員構成は市會議長の指名する 15 人とした。

（2）下水道敷設決議

津市事業調査委員は上下水道を敷設することが、津市経営上の根本問題であるとしたので、大正 6（1917）年 8 月には臨時市会で同 9 年から 13 年まで 5 力年計画、総工費 102 万 8 千円をもって下水道敷設を議決した（図 2）。

（3）上水道敷設決議

大正 6 年に津市事業調査委員設置規程を改めて上下水道開設をその研究問題の一つとして調査することとし、目下の急務である下水道開設を先きにし、その完成をまって上水道を敷設することとした。大正 11 年 1 月、大正 12 年から 15 年に至る 4 力年継続事業として、安農郡高宮村足坂の地蔵淵から導水し、津市全部を給水区域として、人口 8 万人に対する需要水量を供給することのできる水道を敷設することを市会の全員一致で可決した。給水区域は津市全部（新町、藤水、高茶屋、神戸、安東、櫛形、雲出、一身田、白塚、栗真、片田、未合併）と安農郡新町、安東村の一部を目標としたので、当時の津市の人口が 5 万 1 千人余であったので、6 万人に対する施設をした。そして将来人口が 8 万人に増加した場合でも濾過池と、配水池を増設すれば何らの支障もないように設備した。

III 都市計画の制度化の時代

この時期には、大正8年に都市計画法が制定され、全国的に都市計画が展開されることになった。東京・大阪などの大都市での都市計画は江戸期以来の既成市街地を近代化することが目的であったし、津市のような地方都市では、無秩序な都市拡大を予防する計画としての意義が考えられていた。津市における都市計画は既成市街地よりも大幅に拡大された都市計画区域が設定され、いわば成長主義を重視した都市計画であった。都市計画の主要是骨格的道路計画と地域制（ゾーニング）であった。地域制には「工業地域」のように多様な土地利用を認め排他的ではない地域が存在したり、かなり多くの面積を占める地域の未指定地があったことなど、用途地域区分がまだ未完の計画段階であった。これは、混合的土地利用実態に対して用途純化を目的とした地域制を計画することにまだこだわりがあったとも言える。すなわち、今日でいえば近隣商業地域、住居地域のような混合的用途地域が区分、整備されていなかったことにも原因があった。

1. 我が国の都市計画法制の整備

東京市区改正条例は、東京市の市区改正事業より更に一步進めて大阪、京都、神戸、横浜、名古屋の5大都市の市区改正事業に付き運用せらるる端が開かれた。しかしながら東京市区改正条例は明治21年の制定にかかり、近代都市の都市計画法制としては、決して完備せるものではない。ここにおいて東京市区改正条例を廃止して、これに代わりうるに近代の要求に適える都市計画法を制定すべしとの議が朝野に起るに至った。この際に於ける都市研究会、建築学会等の活動は、我が国的新しき都市計画運動の為に寄与する所少なくなかったことを認めなければならぬ。政府は大正7年5月、官制を定めて都市計画調査会を設け、都市計画に関する6箇条の調査要綱を定めたのである。

都市計画調査会に於ける調査要綱とは次の如きものである。

調査要綱二関スル件

都市及其ノ附近町村ニシテ社会上及経済上一体ヲ構成スヘキ地域ニ対シ交通、衛生、警察、経済等ノ見地ヨリ永遠ニ亘リ公共ノ安寧ヲ維持シ福利ヲ増進スヘキ各種ノ施設ニ関スル重要ナル計画ヲ確立スルヲ以テ都市計画ノ要旨トシ其ノ調査要綱左ノ如シ

第一 計画地域ヲ予定スルコト

各都市及附近町村ノ状勢ニ鑑ミ計画ヲ実行スヘキ地域ヲ予定シ且大体ニ於テ住居地域、商業地域、工業地域、其ノ他ノ地域ヲ區別シ将来ノ施設ニ対シ拠ルヘキ基準ヲ設クルヲ要ス

第二 交通組織ヲ整備スルコト

道路、軌道、鉄道、運河、河川及港湾等水陸交通ニ関スル諸般ノ調査ヲ遂ケ完全ナル
交通組織ヲ整備スルヲ要ス

第三 建築ニ関スル制限ヲ設クルコト

街路ノ系統及地域ノ種類等ニ応シ各種建築物ヲシテ一定ノ制限ニ依ラシムルヲ要ス

第四 公共的施設ヲ完備スルコト

上下水道、学校、図書館、公園、広場、屠場、墓地、火葬場等各種都市經營上重要な
施設ニ關シ都市発展ノ趨勢ニ対応スルノ規模計画及其ノ配置ニ付企画スルヲ要

ス

第五 路上工作物及地下埋設物ノ整理方針ヲ定ムルコト

街路交通上ノ障害ヲ除去シ各種工作物ノ効用ヲ保全スル為電柱鉄管其ノ他各種工作物ノ整理方針ヲ定ムルヲ要ス

第六 都市計画ニ関スル法制及財源ヲ調査スルコト

本案ヲ実行スル為必要ナル諸般ノ法制及之ノ財源ヲ調査スルヲ要ス

其の第1は計画地域を予定することであり、第2は交通組織を整備することであり、第3は建築に関する制限を設くることであり、第4は公共的施設を完備することであり、第5は路上工作物及地下埋設物の整理方針を定むることであり、第6は都市計画に関する法制及財源を調査することであった。当時の都市計画の権威者の眼に、当面の重要問題として如何なる事項が映ったかは、之を以て知ることが出来る。都市計画調査会は、右の如き調査要綱を決定すると共に、都市計画法、都市建築法及市場法の制定を希望する旨を提議する所があった。

政府は内務省に都市計画課を置きて都市計画及市街地建築物に関する調査にあたらしめ、大正8年都市計画法案及市街地建築物法案を議会に提出した。此の両法案は、先に都市計画調査会の決定したる調査要綱に基き立案せらるたるものであつて、共に両院を通過して、都市計画法は大正8年4月4日法律第36号を以て、市街地建築物法は同日法律第37号を以て公布せられたのである。

かくの如くにして吾が国に於ける都市計画法制は一応備わることとなった。之を従来の東京市区改正条例と比較するに、改善せられたりとすべき点が少なくない。其の第1は、単純なる市区改正の概念を捨てて、都市の有機的機構を重要視したことである。即ち都市計画法第1条には、都市計画とは交通、衛生、保安、経済等に関して永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する為の重要施設の計画なりとしている。而してこの種の規定は東京市区改正条例中には之を見出すことを得なかつたところのものである。其の第2は、都市計画制限の制度を創設したことである。即ち都市計画と都市計画事業を區別し、都市計画事業の為に権利を制限する制度を創設したのである。其の第3は地域制度を創設したことである。即ち住居、商業、工業等各土地の用途を制限して、其の土地の上に建築せらるる建築物の種類を制限し、又建築物の高さ、敷地面積に対しても一定の制限を加うる途を開いたのである。又風致地区、風紀地区を指定し得ることとなつたのも、都市計画法の創意であるといわねばならぬ。その第4は、土地区画整理の制度を導き入れたことである。此の制度は耕地整理法の準用に依りて行わなければならぬところに多少の不備はあるとしても、なほ極めて彈力性に富みたる、また運用の可能性の甚だ豊富なる制度たるを失わぬのである。其の第5は、超過収用の制度を認めたることである。其の第6は、工作物収用の制度を設けたることである。またその第7は、受益者負担の制度を新設したことである。

以上は新都市計画法が東京市区改正条例に比し、一段の進歩を示したる跡であるが、然し新都市計画法の根本をなすものは矢張り東京市区改正条例であったことは争うことが出来ない。換言すれば、大都市の都市計画という臭味が隨處に漲溢しているのである。ここにわが都市計画法の特色を見出すことが出来る。

2. 津都市計画の制定

(1) 都市計画の準備

津市は350年余年前に藤堂高虎が改造した津城中心の政治的都市であるが、明治維新以後の社会の進展にともないその規模は漸次拡大された。特に明治30（1897）年前後から橋南の柳山方面は自然的に大いに膨張し、そこに無秩序に建築物が建てられ、交通、衛生、保安、経済等すべての点において、都市生活の不安を思わせる状況であった。そこで、市は大正2（1913）年11月に、市将来の発展を図るために事業調査の臨時委員を設置し、同6年4月には、津市事業調査委員設置規程を設け市区改正、予定市街地設備、上下水道敷設、港湾施設等について調査した。このように都市計画は当時既に問題となっていた。

(2) 都市計画の制定

このように昔ながらの町が近代的構造に不適当であるということは、ただ津市だけのことではなく、全国各都市に共通した問題であった。そこで、政府では大正8（1919）年に都市計画法と市街地建築物法を制定して、この都市計画の事業を法律化してその効果を図った。そしてその市の発展状況やその他の情勢を考えて、都市計画の必要性を認めたもののうち、その市及び所属する道府県において希望するものについて、その市に対してその施行を勅令で指定することとしたのである。

大正9年津市長は都市計画法の適用の可否について市会に諮詢し、全員の賛成を得たので、その後この方針によって県に交渉をつづけた。そして必要書類を提出し、さらに内務省に都市計画具体案を提出して特別委員、嘱託員、調査員、幹事等の専任事務者をきめ、大正11年追加予算4,000円をも計上した。その時の案は河芸郡一身田町、栗真村、安農郡新町、神戸町、安東村、藤水村、一志郡久居町、本村、香良洲町、戸木村、桃園町、雲出村とを含む区域を予定した（後、久居町と本村は除外された）。

当時の伊勢新聞によると都市計画の内容は次のように報道されていた。

「道路交通の完備を期する目的から先ず縦貫道路並びに幹線道路を設けなければならないが、南北縦貫道路としては目下計画中にある阿漕駅より津駅に達する10間幅の道路を予定しておるが、更に一身田町を起点とし津市の海岸線を通じて阿漕海岸に達する道路とを開鑿する計画も予定とせられ、又一方安農郡新町を起点とし現在の京口立町通りを拡大して贊崎海岸に通する東西の縦貫道路も予定計画中に加わって来る様であるが、都市計画法による商業地域は勿論、岩田新橋を中心として橋内橋南に指定され住宅地域は海岸方面と現在の貫族地方面とせられ、橋北の一部と橋南の一部を工業地域に定めんとし、保安上の所謂防火設備、衛生上の病院、建物、建築法の実施等種々の理想が描かれて居るようである。」

大正12年第1回の25市指定にはもれたが、同14年の15市指定中の一つに入つて4月1日から施行され翌15年10月1日からは市街地建築物法施行令の施行も指定され、都市計画のことが問題となってから10年後いよいよ本格的に実施となった。昭和2（1927）年度において所要経費予算をたて技師以下職員を配置し、基本的調査や測量を行い、その後6月には津市都市計画街路網全線21路線、延長70,979mの実測を完了した。

3. 都市計画区域

都市計画法では、都市計画区域は市又は主務大臣の指定する町村の区域とされていたが、

町村を包含する場合はなるべく大字を分割しないように指定することとされていた。

昭和 2 年 2 月の第 1 回三重都市計画地方委員会で決定された津都市計画区域は次のようである。

1. 津市

1. 河芸郡一身田町, 栗真町

1. 安農郡新町, 安東村, 神戸町, 藤水村

この区域は津市の商業中心地たる大門町観音寺前を起点とする半径約 1 里の圏域内にして、かつ交通機関の相当発達する暁において、約 60 分以内に市の中心部に到達し得る範囲とされていた。なお、一身田町からは一身田駅周辺も区域に包含するようにならざつたが、その駅周辺は安農町に属し、これを包含するといわゆる大字を分割してしまうことになるので、この要望は見送られた。

この都市計画区域面積は 14,382,000 坪で、津市面積 3,368,400 坪の 4.2 倍であり、その昭和 15 年目標人口は 17 万 3 千人とされた。大正 9 年の津市人口は 4 万 7 千人であったから、かなりの都市拡大を目指していたものといえる。

4. 都市計画街路

津都市計画街路は昭和 6 年、都市計画三重地方委員会で決定された。道路は幅員 44 m 以上から 3 m 以上までの 5 段階とし、路線数 26、延長 71,872 m の計画であった。街路網は市の中心部は格子型、区域外に向かっては放射型とし、その間は多角式環状型をしていた。すなわち、国道 1 号に沿って南北の縦貫道路をとり、その中央から東に津港線、西に津奈良線をつけかえて直線となし、この十字路を街路網の基本として全体計画をまとめている。こうした考え方は現在までも継続している。

委員会の議論で注目されるのは、幹線道路に付随すべき補助道路が計画されていないことを質問されたのに対して、当局は補助道路を計画していないが、全体の道路網が決定されれば、次の段階で土地区画整理事業に着手することになる。補助道路はその土地区画整理事業の計画の中で自然に計画されると説明していることである。骨格的な道路網計画と都市基盤の面的整備による道路整備とは別個に考えられていたことが判る。

5. 都市計画地域指定

津都市計画地域指定は昭和 7 年になされた。市街地建築物法適用区域内約 1,187ha について、商業地域、工業地域、住居地域、未指定地が区分された。商業地域は約 193ha、(約 16%)、工業地域は約 266ha (約 22%)、住居地域は約 613ha (約 52%)、未指定地は約 114ha (約 10%) であった。商業地域は大門界隈や国道沿線、いえ崎町など、工業地域は柳山の東洋紡 (現在の津市体育館、球場付近一帯) や上浜町の岸和田紡績 (現在オーミケンシ) 付近など、住宅地域は以上の他の地域とされた。

工業地域は立地すべき工場の種類など建築物の指定はあるが、地域制としての制限が全くない用途地域となっていて、工業地域に暫定的に指定しても、その中では商業地域的発展も期待している部分があった。具体的には伊勢街道上浜町方面では商業地域となっているのにかかわらず、工業地域指定がなされた。このように工業地域は柔軟性のある地域指定としてあつかわれ、計画されていたため、用途地域指定の中で工業地域の面積割合が大



図3 昭和8年津都市計画図（津市市制施行100周年記念誌）

きかった。

無指定地域は将来の軽工業地帯としての発達に備えることを意図して、たとえば志登茂川と安濃川とに包まれた河口低地部分などを指定していた。

地域制施行時における既存不適格建築物については、制限を適用しないことを確認し、それらの既存不適格建築物の増築、改築、再築、用途の変更は建築時から10年間を限り、認められることとなつていて、いかにも緩やかな制限となっていた。地域制の指定は2400分の1の図面に表現されていた(図3)。

IV 都市計画に基づく整備

都市計画に基づく整備は、伊勢にいたる国道1号線等の主に幹線道路が優先的に整備されたことが大きな特徴である。また、道路整備に関連した土地区画整理事業も進められた。道路整備に当たっては、事業費捻出のために沿道の地権者から受益者負担金を求めたことも特徴である。これは今で言うところの「開発利益の公共還元」のはしりとも言えようが、現在ではむしろ補償対象となる地権者に負担を課していたのはやや強権的であったと

も言える。

1. 街路整備

街路整備は津駅阿漕駅線を逐年次事業予算を計上し、整備していったことが中心であつた。昭和 8 年に旧国道 1 号線（現在の国道 23 号線）の改良として、幅員 20m（現在 50 ~ 36 m）の津駅阿漕駅線の事業に着手したが、その当時としては道路幅が広いので衆目的となつた。そしてこの工事は昭和 14 年まで継続施行して、ほとんど市街地の大部分を完成して、文字通り津市の一大幹線として浮かび上がつた。引き続いてこの事業は当時の内務省の直轄の改良事業として施行され、現在の国道 23 号線として生まれた（図 4. 5. 6）。

その他、街路事業の戦前の路線追加変更では、志登茂川南部における大毛織紡績工場が立地するのに伴い、国道 1 号（現在の国道 23 号線）を中心に決定街路計画の変更、追加が昭和 8, 9, 10 年とたて続けに行われたことが特徴である。

2. 土地区画整理

都市計画土地区画整理は昭和 13 年、大字下部田、同上浜町の各一部区域約 2 万 4 千坪（約 8 ha）について決定された。計画の内容は決定している都市計画街路を中心とし、区画内は 6 m 幅員道路とし、公園等緑地は総地積の 3 % を確保する。画地は商業、住宅もしくは工場の建設に適用するようとするとしていた。この計画の理由は、志登茂川右岸橋北土地区画整理地区に接し、国道 1 号線の改築が進捗する中、更に志登茂川新架橋の竣工にともない、交通の円滑化を期し、土地利用の増進を図るためとされていた。しかし、土地区画整理区域図を見れば、国道 1 号線の整備を目的にした区画整理事業として見ることが出来る（図 7）。

3. 受益者負担金

都市計画事業の開始は昭和 8 年（1933），内務省から国道か県道の最も効果的な所で単年度で終了することを条件に国庫補助を出すとの通達があったことが契機となった。そこで、津市では北町通り（国道の万町一新立町）210 m を幅 20 m に拡幅することとしたが、津市は上水道建設の際の借金が残っている上、12 万円余の工事費に対して国庫と県の補助を合わせても 6 万円余にしかならないために受益者負担制度を採用し、完成後の道路両側各 100 m の土地所有者から負担金を徴収し財源とした。

この受益者負担制度の根拠については、飯沼一省は次のように述べている。

「都市計画法が都市計画事業費回収の手段として認めたる制度に二つの種類がある。第 1 は超過収用の制度であり（都市計画法第 16 条第 2 項（注 1）），第 2 はここに述べんとする受益者負担の制度である（都市計画法第 6 条第 2 項（注 2））。

超過収用による方法は大阪及び名古屋に於いて都市計画として決定したる実例をもつてゐる（注 3）。此の方法の長所は、第 1 に単に事業用地に当たる土地のみならず、更に広く其の付近一帯に亘り改良せらることであり、第 2 は改良造成したる敷地を買収価額に数倍する価額を以て売却し、以て事業の財源とすることを得る等の点にあるのであるが、然し又此の方法には次のような短所がある。第 1 に事業の執行に当たり土地買収のために莫大なる資本を投下しなければならぬこと之であり、第 2 にはかくして造成したる建築敷

津市計画街路案第2次段階実施区域圖面

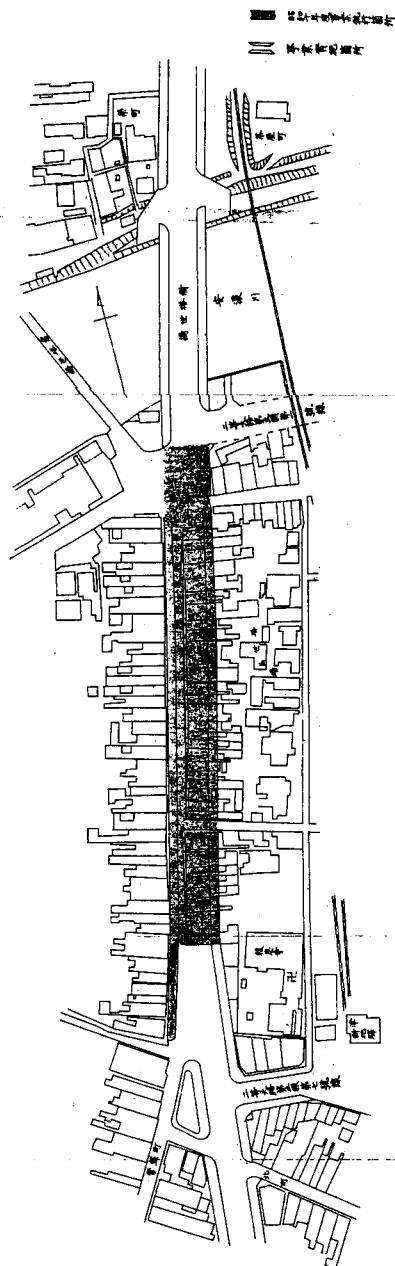


図4 津駅阿漕駅線昭和10年度執行分(昭和10年3月20日都市計画三重地方委員会)

圖面平(線駅津阿見)線号一第類第一種類二第類第二種類大三業事路街計畫市都津

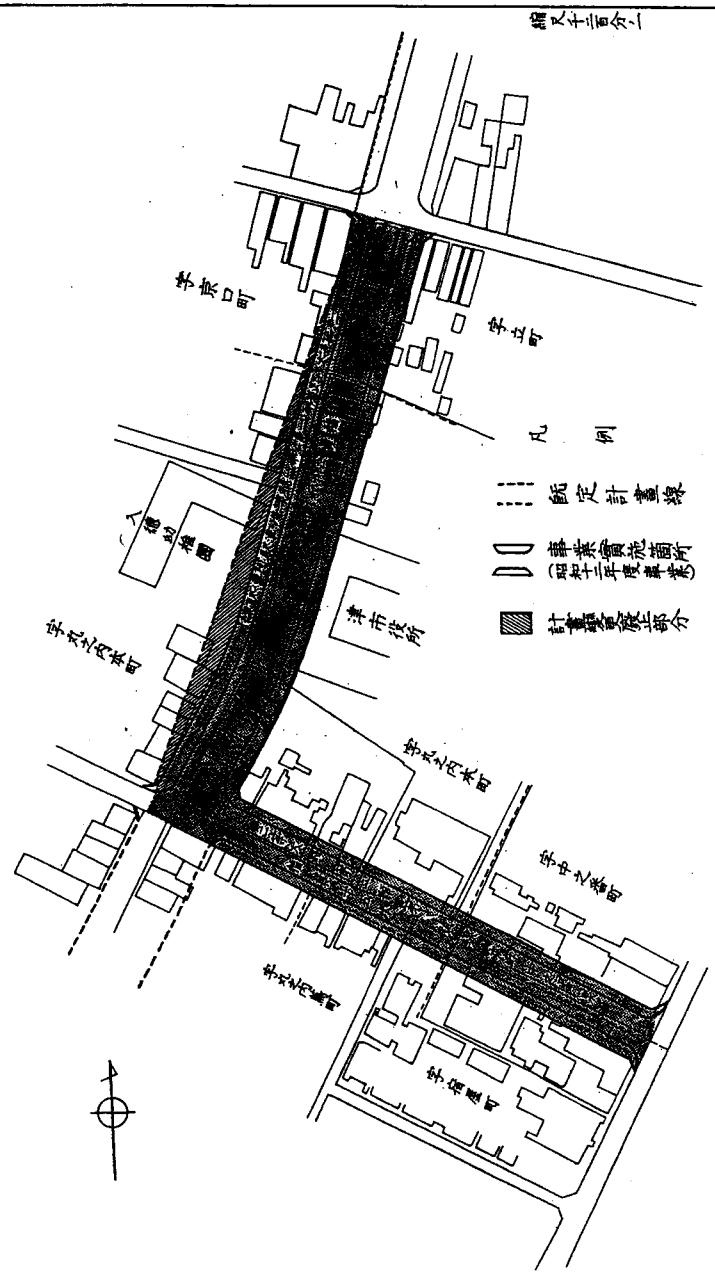


図 5 津駅阿見線他昭和 12 年度執行分 (昭和 12 年 2 月 27 日都市計画三重地方委員会)

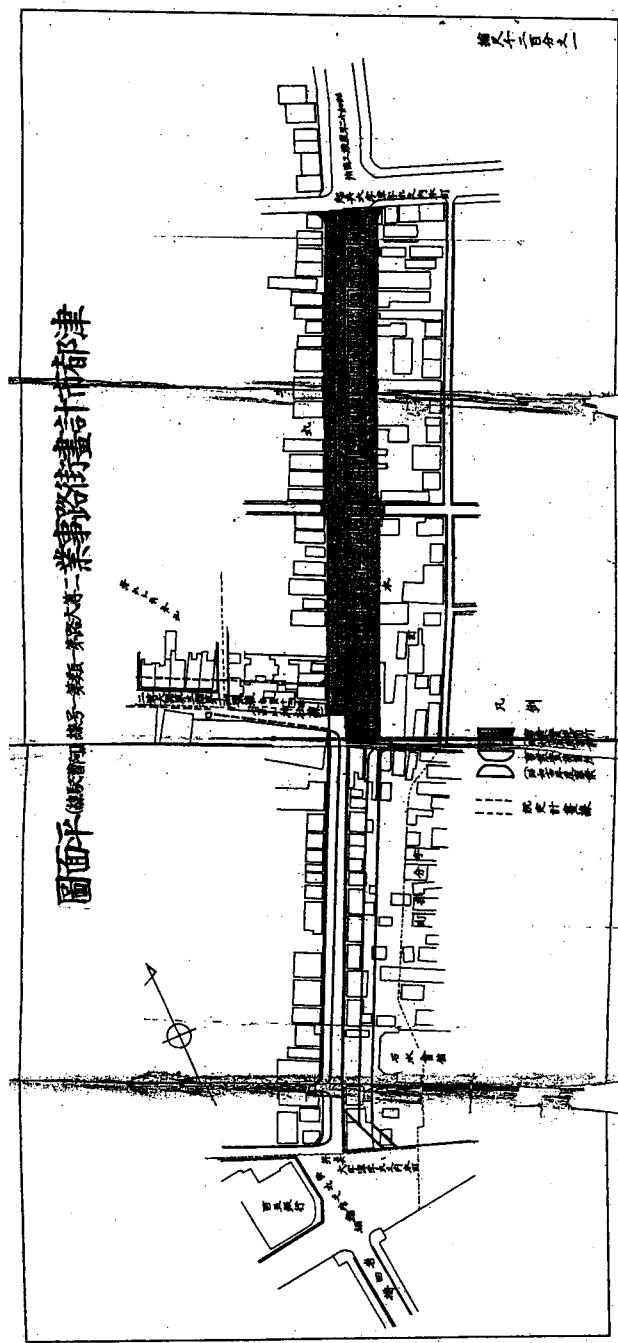


図6 津駅阿漕駅線昭和13、14年度執行分（昭和13年6月3日都市計画三重地方委員会）

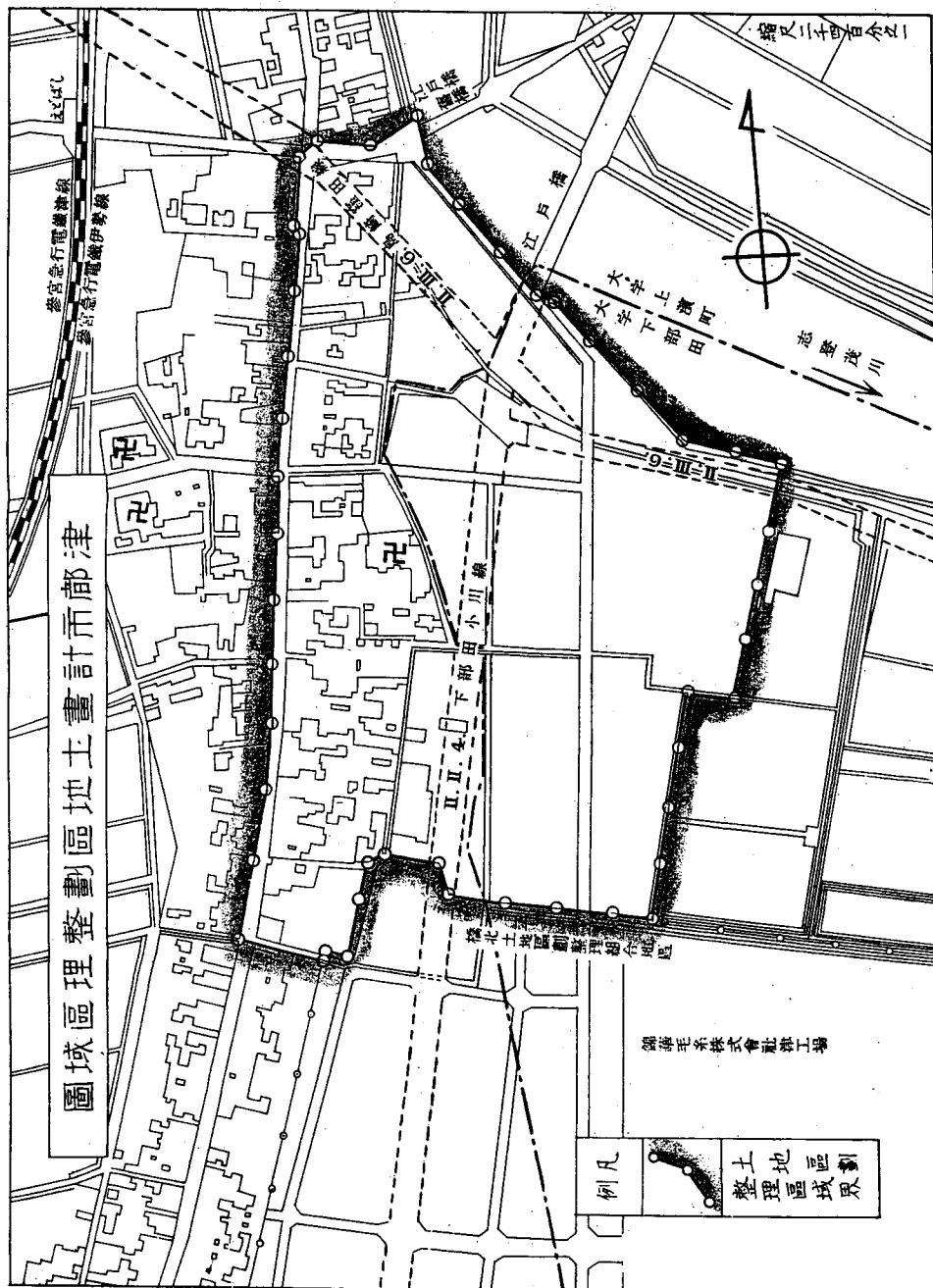


図7 津都市計画土地区画整理の決定（大字下部田、同上浜町の一部）（昭和13年3月18日都市計画三重地方委員会）

地に付いて、当初事業執行者の予定したるが如くに買手の現れざる場合が起り得ること之である。是をもって超過収用を実施せんとするに当たりては慎重に計画するを要し、従つて、此の方法の実施せられる場合は実際に於いて極めて局限せられたるものとならざるを得ない。

受益者負担の制度によりては、超過収用制度のごとく付近地一帯の改良を見るという如きは固より企及し難いことである。然し乍ら単に財政上の見地よりすれば、超過収用に比し遙かに実行し易い普遍性をもっている。この制度の長所は衡平の概念に立脚して利益あるところ必ず負担なからべからずとするところに在り、又一面に於いて投機者流が投機の目的を以て都市並びにその付近の土地を所持する悪弊を阻止することが出来る所に在ると考える。唯此の制度の創設せられてより日を経ること未だ甚だ浅く、将来の研鑽に俟たざるべからざるもの少なからざる実情である。本制度運用の局に当たる者は大いに戒心するところがなければならないのである。

(注 1)

都市計画法第 16 条

道路、広場、河川、港湾、公園、緑地その他勅令を以て指定する施設に関する都市計画事業にして内閣の認可をうけたるものに必要なる土地は之を収用又は使用することを得
2. 前項土地附近ノ土地ニシテ都市計画事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得

(注 2)

都市計画事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共団体ヲ統轄スル行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共団体、行政官庁ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス

2. 主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利便ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル便益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

(注 3)

大阪都市計画街路難波住吉線、長堀線、善源寺野江線、天満蒲生線、猪飼野線の 5 路線の各一部に於て、其の両側各 26 間以内の地帶を画し建築敷地を造成す。延長 5,379 間、面積 279,708 坪。昭和 2 年乃至昭和 7 年の 6 力年間に売却の予定。又名古屋都市計画中川運河新設事業に付、運河の両側各 50 間の地帶に於て建築敷地を造成す。面積 265,000 坪。昭和 2 年乃至昭和 7 年の 6 力年間に売却の予定。」

津市都市計画事業道路新設拡築受益者負担は昭和 8 年に決定された。津市の場合の負担規程は次のようにあった。道路新設・拡築の負担区画は道路幅員の 5 倍、負担金額は新設の場合は事業費の 4 分の 1、拡築の場合は事業費の 5 分の 1、拡築を新設と見なす場合の拡築面積の標準は 2 倍以上、間口負担は事業費の 3 分の 1 とする。

昭和 10 年になって受益者負担率の改正が行われた。改正内容は次のようであった。特に郊外地においては、道路幅員の 5 倍を超 10 倍以内の地域をも負担区域とができるとなっていたが、この場合の負担金額は地価及び工事費が低廉な割には開発効果が

大きいため、道路幅員の5倍を超えた地域について新設の場合、事業費の10分の5以内、拡築の場合は、事業費の10分の4以内を受益者負担とする負担率の増強を行った。

V 戦時体制下の都市拡大

戦時下、津市南郊において、海軍工廠や海軍航空隊等の軍事施設が開発され、これらと関連した勤労者住宅のための土地区画整備事業が行われ、これが戦後の津市南郊での都市拡大の大きな基礎となった。

昭和17年、津都市計画区域は従来の津市、一身田町、栗真村、神戸村、安東村に加えて新たに一志郡久居町、香良洲町、戸木村、桃園村、雲出村を編入し、区域面積8,703ha、区域人口103,025人となった。これは香良洲町に約30万坪（約99ha）の三重航空隊が開設され、更に高茶屋を中心に津市より久居町、桃園村に亘る地域約70万坪（約230ha）の海軍工廠の設置が決定し、高茶屋を中心とした新工業都市としての発展が期待されたためである。而も、この時既に高茶屋台地約270haが海軍省に海軍工廠用地として売却されていたのである。

続いて、昭和17年12月には5カ年計画の津都市計画高茶屋新興都市建設土地区画整理が決定された。区画整理区域は津市大字小森、大字小森上野の各一部、一志郡雲出村大字本郷、大字島貫の各一部を含め90万8千坪（約300ha）の区域であった。この事業の理由は、「津市都市計画に編入されたる津市南部の土地は最近、重要施設の設置に伴い極めて無統制に発展せむとする情勢あるに鑑み、地域を限り都市計画土地区画整理として決定し、施行することにより市街地の合理的発展を図らむ。」としている。この計画は終戦により幻の計画となり実現しなかったが、戦後の海軍工廠跡地の工業地化と周辺の住宅地化の基礎となった。

VI 戦災復興特別都市計画

戦災復興特別都市計画法は、戦前からの都市計画を継続しつ授用することを基本にして、主に、土地区画整理事業を積極的に実施することを目的に作られた。

津市においても、戦前からの都市計画による土地利用計画を基本に、土地区画整理事業が実施された。それは、津市の橋内地区を対象に商業地、住宅地を目的にした土地区画整理事業であった。戦後、津市の中心市街地が大門地区から津駅方面に移ってきた実態と戦前に計画された大門地区を中心とした津市中心市街地整備とのズレが顕著となった状況を鑑みる時、戦災復興計画時点で津市の都市計画の土地利用計画を大幅に変えるべきだったのではないかと、後追い的であるが考えられる。現在の大門地区を中心とした、中心市街地の衰退現象もこうした経過の上にあり、かなり根深い問題と言える。

また、この時期は、市街地部での都市復興が顕著であったが、都市拡大のベクトルは津市南郊の高茶屋方面に向かっていた。

1. 津市の罹災と復興

津市市街地面積1,399,640坪のうち戦災の罹災面積は1,020,000坪で罹災率73%であつ

た。戸数 17,825 戸のうち 58%，人口 74,393 人のうち 54% が罹災した（図 8）。

市街の復興は、昭和 20 年 10 月には市役所仮庁舎が建てられ、それに引き続いだんだんと疎開先から立ち戻る者ができる町並みも漸次形づくられた。新町通りにつづいては岩田橋、塔世橋を結ぶ橋内、橋北、橋南の国道線及び京口、立町、大門町が復興した。初めの頃は建築資材も統制され家屋の坪数等も制限されて本建築は許されなかつたが、その後都市計画事業も進行し、物質資材の供給も円滑になり、本建築が許可されるようになると、見る見るうちに街の表通りには立派な建築が立ち並ぶようになり、復興はだんだんと周辺に及んでいった。

2. 特別都市計画法の制定

政府は戦災都市の復興を重要国策の一つとして、昭和 22 年 12 月に特別都市計画法を制定し、全国の戦災都市の復興計画をたてて、その事業の促進を図った。特別都市計画法の概要は次のようなものであった。

特別都市計画法の目的は戦災地に対して土地区画整理を急速にかつ徹底的に施行するために新たに立法化されたのである。基本的には当時の現行法である都市計画法を援用することとし、都市計画法を改正するのではなく、法の特例法として制定されたものである。

- 1 特別都市計画事業の決定については、全て都市計画法の定める手続きによる。
- 2 東京都 35 区の外、内閣総理大臣の指定する戦災都市の都市計画を特別都市計画とい

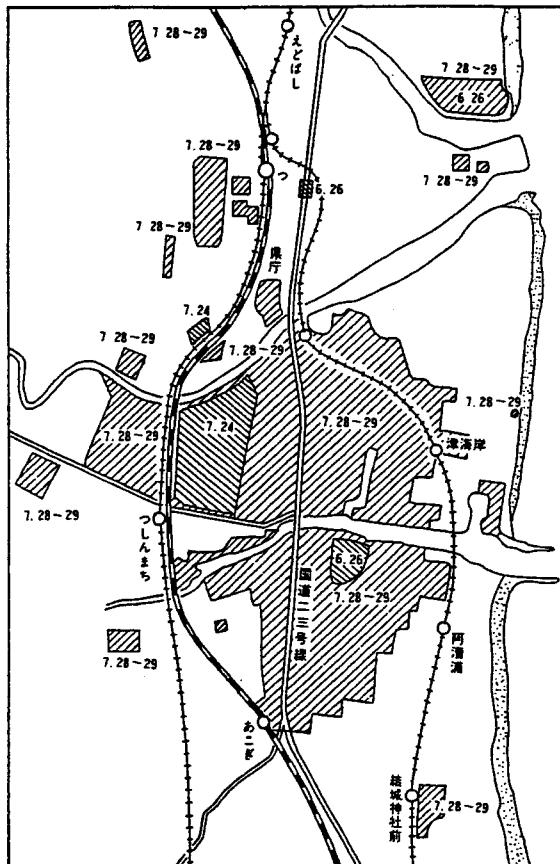


図 8 津市戦災焼失区域図（津市史）

う。

3 防空法施行中の防空空地帯を都市の無秩序な膨張を抑止し、且つ市民の健康を保持するためには主として都市の周辺部に相当広大な土地を空地としてすることが必要であるため、緑地地域として指定する必要がある。

4 特別都市計画事業の執行者は国の直接執行は認めず、市町村長又は府県知事が行政機関として国の事業を執行するという建前をとることとした。公共団体が執行する場合の費用負担の相当部分を国庫補助とする。

5 土地区画整理組合の施行を否定しない。

6 その他土地区画整理に関する規則

①耕地整理法の規程を準用する。

②対象土地の除外規定。

③不換地について金銭精算できる。

④過小宅地の整理方法は増換地処分か換價処分による— 100 m^2 (30 坪) 以下について。

⑤減歩換地を認める。

⑥仮換地での使用収益の開始を認める。

⑦建物その他の工作物の移転又は強制立退の命令。

⑧宅地の減少面積に対する補償は減歩率が1割5分を超えた場合、その超えた部分に対し補償する。減歩率は3割程度を見込んでいる。

⑨土地区画整理委員会。

⑩補償委員会。

⑪清算金、補償金の徴収、交付について。

⑫神宮関係特別都市計画法の廃止。

3. 津市の復興都市計画

(1) 計画立案の経過

政府は重要国策の一つとして、昭和 22 年 12 月閣議決定により戦災都市復興の基本方針を決め、此の方針に基づいて戦災都市の復興計画を樹立し、同事業の促進をはかることとしたのであるが、その基本となる特別都市計画法の施行に伴い、津市は昭和 21 年に復興街路計画、昭和 22 年に復興都市計画を策定した。津市の都市計画街路は南北に縦走する公路 1 号津駅阿漕駅線を縦軸とし、都心部に於いてこれに直交し、築港計画の津港と西部郊外部を結ぶⅡ.3.7 号津港河辺線を横軸として中央部を概ね碁盤目状に計画し、付近町村には放射状線を以て結び、それらを環状型線に連絡することとした。

(2) 土地利用計画

計画区域内には中央部の主要なる路線 14 路線が配置された。地域及び地区は、商業地域は市中心部の広路 1 号線及び大門町を含む商業地、橋南の上弁財町の旧 I.3.3 号下部田垂水線及びⅡ.3.9 号阿漕浦野田線に囲まれた地区を橋南地区の中心商業地として予定した。また工場地区は殆ど区画整理地区外で、一部阿漕駅付近、岩田川河畔に於いてその運輸上有利なる点から工場地区として予定し、その他は住居地域に指定することとされた。公園は近隣住区を中心に近隣公園を置き、その誘致距離を勘案して児童公園を散在させ配置すると共に、学校緑地を緑道を以て連絡するように考慮された。

上・下水道、瓦斯、電気については区画整理により改廃せられる街路に応じて移設を予定した。なお、津市は県の政治の中心地として外來者も多い関係上早くから都市美の点について留意し、市の周辺にある樹林地及び風景地等については昭和 14 年に風致地区を都市計画として決定し、美的資源の保存に努めてきた(図 9)。特に戦後の家屋の増加乱立は都市計画の観点よりして目にあまるものがあり、又市町村合併促進法施行以来急激なる市街の増大と人口の増加を見たために、当時の現行用途地区にては到底その制約が許されない実状なので、再調査の結果、用途地区の変更をするに至った。

又繁華街の防火の観点より見て準防火地域を新設せんとして昭和 30 年 6 月 29 日建設省の認可を得たのである。

津市は大正 14 年に都市計画法の適用を受け、市街地の利用状況に応じて用途地域を指定立案し、昭和 7 年 4 月 12 日内閣の認可を得て同年 5 月 1 日内務省告示が行われたのであるが、その後昭和 30 年に変更したが、その内容は次のとおりである(図 10)。

区分	当 昭 7. 内 務 省 告 示	初 5. 1	第 1 回 变更		摘要	要
			昭 30. 6. 29	連 告 第 1008号		
			ha	ha		
住居地域	613.3	51.65	139.2	47.43		
商業地域	192.9	16.25	126.3	43.03		
工業地域	266.3	22.42			第 1 回変更の地積は区画整理区域内の地積を記入した	
準工業地域			9.8	3.34		
未指定地域	114.8	9.68	18.2	6.20		
計	1,187.3	100.00	293.5	100.00		
緑地地域					昭 30. 6. 29 新設、連告第 1,008 号、区画整理区域内の地積を記入した	
防火地域					当初決定大 14. 4. 22 内告第 224 号、区画整理区域内の地積を記入した	
準防火地域			103.0	35.09		
風致地域	28.6	9.74				

(3) 復興土地区画整理事業

1) 実施方針

津市の復興計画については廢墟となった罹災区域に対し終戦を契機として急速に且つ、円滑なる土木事業の推進を目指として戦前の不規則な街廊を整理し、公共施設の整備改善を図ると共に地方色、特殊条件を如何に生かすかという性質上特殊技術を必要と考え、政治的にも一層の困難を伴う事業であるため、到底市の事業としてはその推進も危ぶまれ、県に対して強硬に陳情の結果、県の施行となった。

2) 区域決定に至るまでの経緯

復興に関しては極めて隘路多く、経済状況の不安定、食料状況の不良、更に資材の不足は復興を一層困難ならしめつつあったが、市民の熱意はこれを克服せんと復興に全力を傾注し、強力に県に対し要請の結果、県側はこの要請に応え直ちに次のような計画を樹てね事業に着手するに至った。

先ず、罹災区域 102 万坪の土地に、この地区周辺の相當に被害を受けた市街地東部近鉄伊勢線以東及び西阿漕東南地区の 22 万坪を含めた地区 124 万坪を復興計画地域と決め、これが目的の早期達成のためには合理的な土地の利用方法並びに配分をなし、健全で能率的な都市建設の基礎を確立するため、これらの地区を 10 換地に分け、昭和 21 年 6 月 13 日都市計画街路告示及び区画整理区域の告示をなし、事業に着手した。

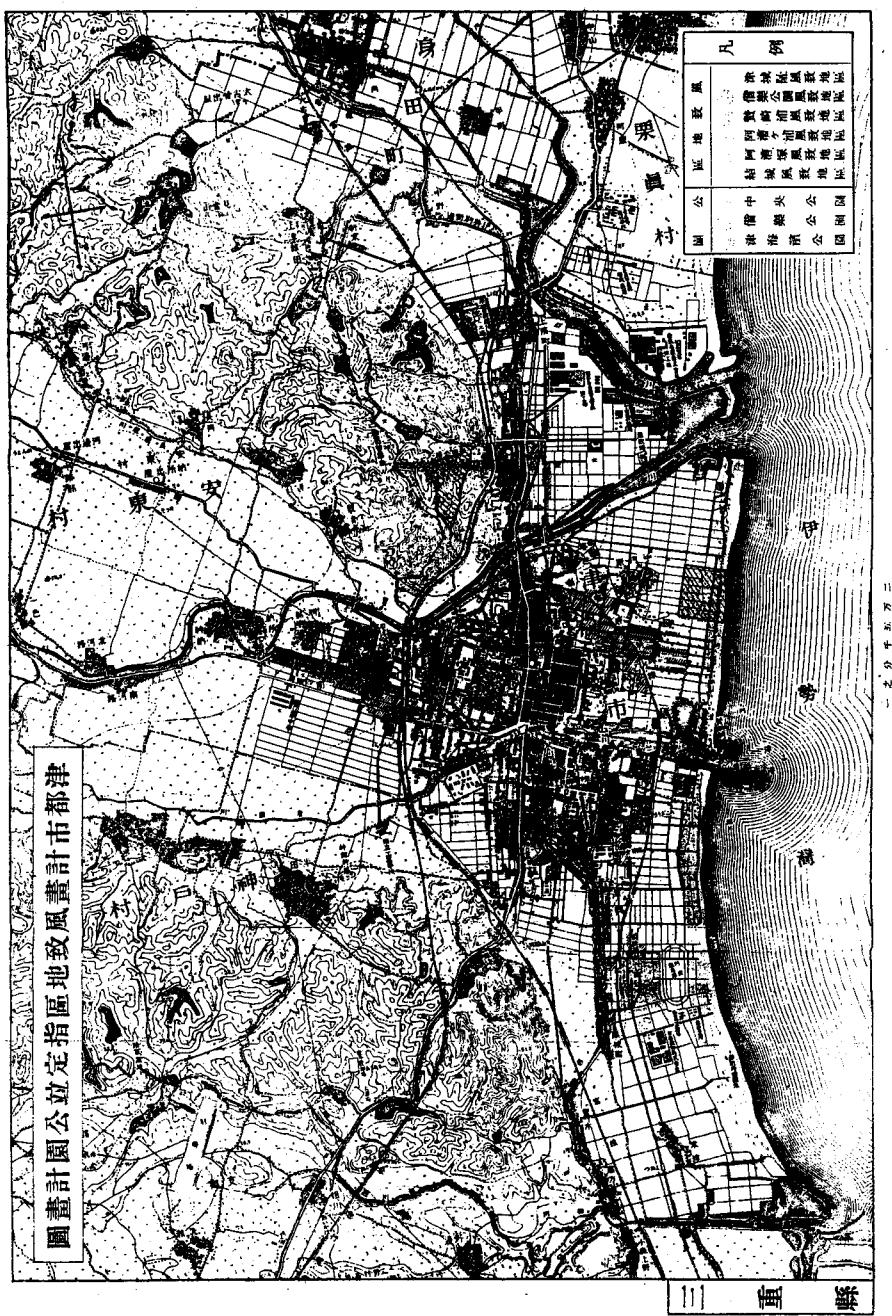


図 9 津都市計画風致地区指定（昭和 14 年 3 月 28 日都市計画三重地方委員会）

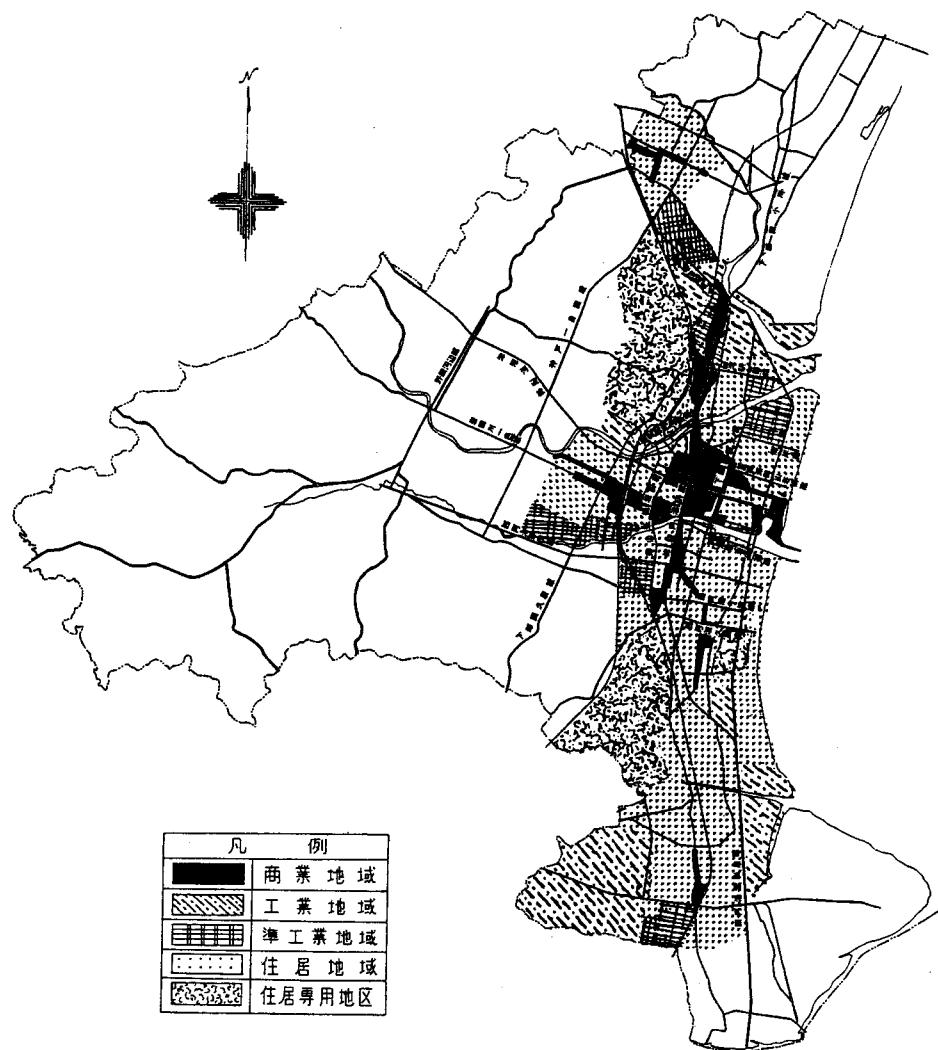


図 10 昭和 30 年 6 月 29 日決定津都市計画図（津市史）

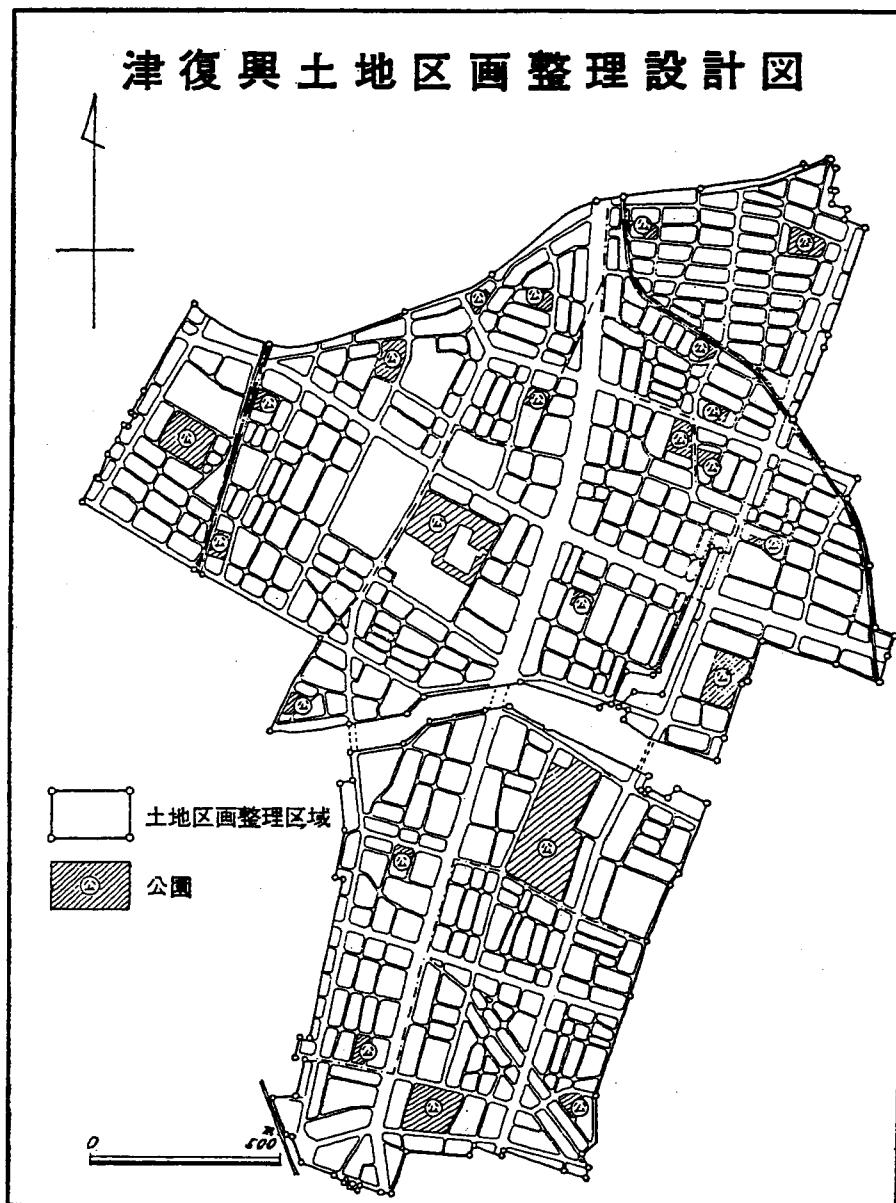


図 11 津復興土地区画整理設計図（戦災復興誌第 8 卷津市）

2) 区域の変更

昭和 21 年 6 月 13 日戦災復興院告示第 41 号をもって告示された当初の計画による 124 万坪の復興工事を 5 力年継続事業として着手した。しかし、都市の美観並びに環境等の関係で市の東部、堀川東側に寺院の密集せる寺町があり、ここに墓地の大部分があり、東部発展の障壁の如く觀を呈し、又他の墓地も市中至る所に散在している状況で、これらを 1 力所に移転計画を樹て、市の西北地帯の偕楽公園に隣接せる地区及び南部地区的青渓地区に約 5 万 5 千坪を偕楽靈苑、青渓靈苑の墓地として此處に逐次移転を計画すべく昭和 23 年 4 月 19 日建設省告示第 101 号をもって 129 万 5 千坪と設計変更をなし再出発した。超えて昭和 30 年 6 月 1 日建設省告示第 898 号の告示に依り、その後の物価上昇に伴い再検討 5 力年計画を樹て、特に被害甚大で緊急復興を要する主要地帯である市の中心部及び岩田川畔の将来発展を約束付けられて居る地帯に主力を注ぐため、やむを得ず他の地区を一部除外することとなり、91 万坪に設計変更方を法施行前に認可を得た。次いで昭和 33 年 3 月 15 日建設省告示第 485 号の告示に依り、市の中心の東北部に当たる相生町、愛宕町、第 5 工区約 7 万坪を都市改造事業のモデル地区に指定を受け、別途工事として本計画より分離することとなり、当初計画より 3 次に至る変更により 90 万 3 千坪となったが、更に国鉄阿漕駅南部は非戦災地並びに農地である関係上、事業効果を勘案して区域を一部除外し、街路周囲の利用状況の便利上変更した(図 11)。

3) 事業決定年月日、事業執行年度割

区分	決定変更年月日 告示番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
当 初 決 定	昭21. 6. 13 戰復告第41号						100													
第 1 回 変 更	昭30. 6. 1 建告第 898 号							50			6	16	15	13						
第 2 回 変 更	昭34. 3. 30 建告第 617 号							52			12	15	10	2	3	3	3			

3. 津市内各地区の発展

最も特異な発展をしたのは高茶屋地区で、太平洋戦争までの人口は一定していて、明治以来ほとんど変化がなかった。太平洋戦争となり、海軍工廠の大工場ができて人口は急増した。終戦によって海軍工廠が解体されたので、一時やや減少したが、こんどは多数の戦災住宅が桜茶屋、城山に建設されるようになり人口は更に急増した。そしてこれまでわずかに人口千数百人の津市最小地区高茶屋が昭和 31 年には 4.9 倍に増加して一躍人口 8,000 人の新町に並ぶ最大地区となった。この地区は大住宅地帯であると同時に、津市の南郊工場地帯でもあり、発展性が大いに期待された。

昭和 20 (1945) 年以後の戦後の津市人口増減傾向は市街地区、新開発地区、海岸地区、西郊農山地区の 4 地域に分けて考えることができる。市街地区は旧市内と新町を含む地域で、空地余地を開いては市街地の拡大発展がつづき、新開発地区としては、高茶屋の発展があり、海岸地区としては白塚、栗真、雲出、藤水等がそれに当たり人口は昭和 30 年において現状維持の傾向を示している。西郊農山地区はむしろ昭和 30 年では人口減少の傾向にあるが、将来の津市発展の背後基盤として期待されていた。

VII 上位計画からの都市骨格の決定

戦後、三重県は國の方針のもと伊勢湾岸工業地帯整備を愛知県等と一体となって推進した。その一環として、津市の都市計画も構想された。県の方針は、湾岸に工業地帯を北勢から松阪伊勢に至るまで整備し、沿岸に並行する内陸部の農村地帯の生産性を向上させ、内陸丘陵部では住宅地区開発を行うと同時に、高速自動車道路や国道23号線バイパス道路の南北交通軸を整備するというものであった。

特に、当時の中勢地域は北勢地区、南勢地区よりも一人当たり県民個人所得が低く、中勢地区的産業振興が課題となっていた。このため、三重県の第一次長期総合計画の主な柱は<中南勢地域の工業開発>、同じく第二次計画は<県南部の人口減少に対応する地域活性化策、生活基盤整備>、同じく第三次計画では<地域における都市と農村のバランスある発展>となっていた。

1. 工業開発促進の時代

三重県総合開発審議会条例は昭和25年12月に制定された。これは同年の6月1日の国土総合開発法の施行に伴うものであった。審議会では津市を含む中勢地区については、試験研究機関の整備拡充、第一次産業及び新産業の育成助長が検討された。

昭和28年1月30日、三重県を含む31都道府県知事がつまり、工鉱業地帯整備事業促進協議会が結成され、工鉱業地帯整備事業促進法制定の後押しをした。昭和28年6月12日、工鉱業地帯整備促進法制定を期すとともに、伊勢湾工業地帯建設の推進を図るために、中部経済連合会を中心に伊勢湾工業地帯建設期成同盟会が結成された。会の要望として、名古屋四日市間の道路の改良と名四第二国道新設の件、工業用水の応急確保の件、庄内川及び鈴鹿川改修工事の早期完成の件等が採択された。

昭和30年8月、四日市の旧海軍第二燃料廠を昭和石油に払い下げることが閣議決定されたことを契機に、四日市工業地帯の建設が本格化した。

昭和31年3月、木曽特定地域総合開発計画が閣議決定された。伊勢湾工業地帯建設は同計画の中核的構想とされた。

2. 総合開発の時代

昭和36年12月、三重県経済長期計画が決定された。計画は、昭和45年の分配所得を昭和31～33年の3倍にする、製造工業の生産水準を7倍に、農林水産業の生産水準を1.6倍にする、就業人口を第一次から二次、三次産業に移動させることを示した。

昭和38年8月、三重県下の道路網、鉄道、空港整備計画が決定された。これは昭和38年7月に公布された近畿圏整備法に対応した三重県の整備計画であった。計画は近畿圏との関連で中南勢開発計画が焦点となっていた。計画中の名四の延長（中南勢臨海産業道路四日市－津－松阪－二見）と中南勢高速自動車道路（亀山－伊勢）の幹線道路計画はその後、おおむね実現された。

昭和40年1月、三重県は昭和33年～37年の経済成長（県下地域別）を発表した。中勢地域の一人当たり県民個人所得は全県平均より低い133,204円であった（表1）。同地域の産業別生産所得は第一次産業が22.3%，第二次産業が22.4%，第三次産業が55.3%

であり、工業化率は 100.7 % でわずかで、地域の工業化は緒についたばかりであった。三次産業の比率が県下で最も高いのは、商業、金融、交通の発展に支えられているからであった。

表 1 昭和 37 年地域別の人一人当たり県民個人所得額

地域	所得額	全県平均 100 の指標
北勢	14万6506円	105.6 %
中勢	13万3204円	96.0
南勢	13万9480円	100.7
伊賀	12万2078円	88.0
東紀州	13万9480円	100.5

昭和 40 年 1 月、三重県は長期経済計画の修正として、地域別総合開発構想における県政の基本方針を発表した。昭和 37 年に政府は「全国総合開発計画」を決定し、拠点開発方式による産業の地方分散計画を樹立した。本構想も「各産業部門及び地域間の格差を是正し、県全体として均衡ある発展を確保すること」を謳った。中南勢地域についての開発構想は次のようにあった。道路、港湾、鉄道等交通体系の拡充強化を図る一方、理想的な都市計画の樹立と秩序ある工場誘致により、将来、文化都市、商業都市および工業都市としてバランスのとれた発展を目指す。後背農村地帯は、三重県の中心的農業地帯として位置付けられる。交通幹線としては、国道 42 号線の整備、中南勢産業道路および臨海産業道路計画の推進、中南勢高速自動車道路計画の推進を挙げている。

昭和 41 年 2 月、三重県は「中部圏開発整備法と本県の立場」を発表した。これは昭和 38 年の近畿圏整備法、昭和 41 年 7 月公布の中部圏開発整備法に対応するものであった。中部圏開発整備法では、中南勢臨海工業地帯建設など知多半島と相対する伊勢湾岸一帯の開発が「太平洋における中心的な位置と役割」を担うことが予定された。

昭和 42 年 12 月、三重県第二次長期経済計画を決定した。これは昭和 36 年 12 月に公表した県長期経済計画は公表後 6 年を経過し、計画の前提条件に大きな変化が見られたためとしている。

①国の国民所得倍増計画が崩れ、新たに経済社会発展計画が策定され、社会開発に力点をおいた地域開発の要請が高まった。

②近畿圏整備法、中部圏開発整備法が制定され、対応して県経済体制の確立が必要になった。

③県の長期経済計画自体において、生産所得、分配所得は計画通りに実現し、県民一人当たり分配所得は計画値を 30 % も上回ったが、人口等については計画が達成されず計画の改訂が必要となった。

具体的には、計画の大きな前提であった中南勢臨海部への鉄鋼企業の立地が計画の目標年次である昭和 45 年までには実現しない見通しにあり、そのため工業出荷額と人口増が計画どおり期待されない見通しとなったことが改訂の契機となった。長期経済計画の理念にも変化が現れ、長期経済計画は単に物質的な生産計画や富の量だけを予測するのみならず、人間生活の豊かさや生活・文化環境の将来をも見通し、そうした展望を実現するため、人間尊重を基調とした経済開発を図ることに力点が注がれなければならないとされた。

国・県の行政投資では相変わらず三分の一が道路・橋梁費となっており、産業基盤整備に重点が置かれていたが、第二次長期経済計画の地域別開発構想(図 12)では、中南勢開発に力点が置かれた。中南勢地域は愛知県東三河地帯とともに伊勢湾口における拠点開発地帯として開発に努めるべきであるとして、中南勢地域は第二の臨海工業地帯として位置づけている。中南勢地域についての計画は次の通りである。

①津市から明和町にかけての地帯を三重県第二の工業地帯として育成する。

②河芸町から明和町にかけて国道 23 号線西側丘陵地を住居地帯に育成する。

③穀倉地帯の地域性を生かし、県内でも最も近代的な水田作地帯を育成する。

④津市を地方管理中枢都市に育成する。

昭和 45 年 10 月、中南勢開発構想が発表された。「新全国総合開発計画」構想の一環として、津市から伊勢市にいたる臨海部に大工業地帯を作り、その後背地に住宅、農業地を配置する構想であった。

国鉄南伊勢線や高速道路の建設も計画されたが、高度経済成長の終焉のため構想は挫折した。

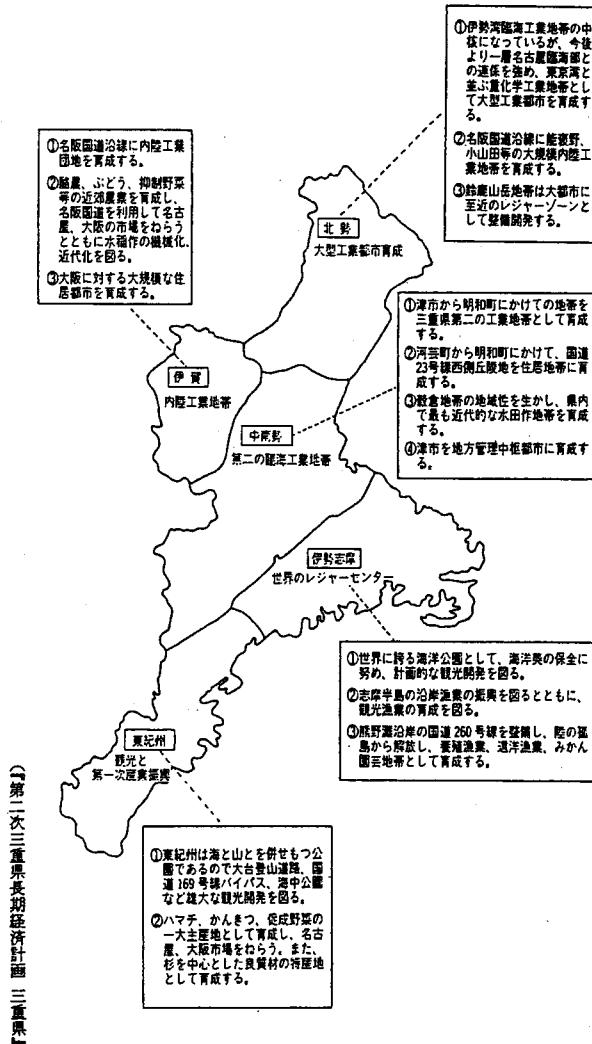


図 12 昭和 42 年 12 月第二次三重県長期経済計画地域別発展の方向 (三重県史)

3. 県長期総合計画の時代 一産業開発から社会開発への転換一

(1) 昭和 51 年 2 月 三重県長期総合計画

第一次長期総合計画は、その基本目標を豊かな県民生活を支える経済体质の強化と、人間的な連帯に支えられた福祉社会の実現においていた。県民福祉指標を設定し、これを基に計画がまとめられた。計画の要点は次のようである。

県内における工業生産活動は、従来から北勢地域に集中しており、この趨勢が続けば更に人口や産業の集中が予想されるので、今後は各地域に応じた産業の均衡のとれた発展を図る必要がある。今後も人口の都市集中の傾向が続くと見込まれるが、都市と周辺地区との均衡ある発展を図るために、地域の中心となりうる都市を育成整備し、周辺の農山漁村と一体的な生活圏として整備を進める。

(2) 昭和 58 年 3 月 第二次三重県長期総合計画

石油危機後の低成長経済、高齢化の進展、県南部を中心に続く人口減少等の状況下で策定された第二次長期総合計画は第一次計画に比べ地域活性化（活力）を重視するものとなつた。地域文化の振興、地域らしさの確立が新たな行政課題として取り上げられた。

幸せな県民生活を確保し、活力ある産業の振興を図るために、土地、水、エネルギー等の資源の効率的な活用を図るとともに、自然の保護、公害の防止、環境の美化など地域環境の保全と整備、更に道路、鉄道等の交通体系の整備を行うことにより快適で便利な住み良い県土づくりのための施策を推進するとしていた。

(3) 平成 12 年 12 月 第三次三重県長期総合計画

平成 2 年から 12 年を計画期間とする第三次長期総合計画には 21 世紀に向けて実現していく戦略プロジェクトが掲げられている。計画の要点は次のようである。

地域の中心となる都市に必要とされる機能は多様化、高度化しており、文化、教育、情報、商業、アミーズメントなどの機能の強化が求められている。都市が有する自然的、文化的特性を生かして魅力ある個性豊かな都市づくりを進める。都市と周辺の農山漁村を含めた地域全体の活力を高める必要がある。都市と周辺農山漁村を結ぶ道路網や公共交通網を整備することによって地域の一体性を強化し、総合的な地域整備を進める。

伊勢湾岸地帯については、漁場、親水空間として保全すべき地域を保全しつつ、ウォーターフロント開発、国際交流機能の整備等を進める。また、中部新国際空港の整備にあわせ、空港へのアクセス、空港機能を生かした地域開発を具体化する。「新世紀へ躍動する三重を目指して」を達成する 7 つの戦略プロジェクトのうちの一つに「伊勢湾ベイフロントプロジェクト」が挙げられ、その内容はウォーターフロント構想、環伊勢湾都市ネットワーク構想、伊勢湾環境リフレッシュ構想となっている。

VII 津市の高度経済成長期の都市整備

津市においては、昭和 30 年代から 40 年代にかけて、三重県の長期総合計画に対応して、工業開発が推進された。その条件となる水道事業の強化や工場誘致のための優遇税制などの措置がとられた。昭和 40 年代中頃になると、津市における住宅地開発が顕著となり、産業開発から住宅地開発への転機の兆しが見られた。

1. 津市開発本部の設置

戦後我が国の工業は異常な発展をとげ、その産業構造も高度化・大規模化し、愛知・三重・岐阜三県を含む中部地域は京浜、阪神、北九州と共に我が国の四大工業地域であってその発達はめざましかった。特に伊勢湾臨海工業地帯はその最も重要地域として発展が期待された。昭和 36 (1961) 年 3 月 1 日、津市においてもかねてから工業の基本調査を行っていたが、その結果津地域が重化学工業の適地として有望なことがわかったので、津市発展の一大転換を図る目的をもって、津市役所に「津市開発本部」を設置し、全職員を挙げてこれに対処することとした。

2. 市勢発展と耕地の減少

戦後、津市の耕地面積は年々減少していた。そのうちでも旧市街は最も減少率が大きく、明治 42 (1909) 年には約 496ha の耕地があったが、昭和 35 (1960) 年にはその 61 % を減じ、わずかに約 194ha が残存しているに過ぎなかった。旧市について多く減ったのは安東、雲出、藤水、新町、栗真、一身田、神戸、高茶屋等で、昭和 2 年から 35 年までの間にいずれも 50ha から 100ha 前後の減少を示し、その減少率は、新町 45 %、神戸 42 %、藤水 36 %、栗真 28 %、雲出 21 %、高茶屋 16 %、一身田 15 % となった。この耕地の減少は旧市内を中心に隣接地区に及んでいるもので、如何に津市の発展が耕地を転用して進展したかがよくわかる。

3. 水道事業計画とその拡張

津市の給水状況は増加するばかりで、その用途としては工場用、大口工業用、営業用が過半を占めていた。そこで、昭和 33 年 12 月、市議会で津市水道事業計画が決定された。給水量は 1 日 39,000m³、昭和 47 年給水区域人口 146,500 人のうち 97,500 人に給水する(給水普及率 66.5 %) 計画であった。昭和 39 年完成目標であった(図 13)。

この水道事業計画は昭和 38 年に、浄水場、配水管の拡張とともに計画変更がおこなわれ、更に昭和 39 年に第 1 回拡張事業計画が決定された。昭和 43 年には、人口の都市集中、郊外の団地造成、産業経済の進出で水道事業量の増加に対応するために事業対象年度を昭和 50 年度から昭和 45 年度に短縮する第 2 回拡張事業計画が決定された。昭和 45 年には、第 2 回拡張事業計画が同年で終了するために昭和 45 年から 8 力年計画の第 3 回拡張事業計画が総事業費 37 億 5 千万円で決定された。昭和 48 年には、大里、高野尾地区を給水対象区域に拡大するために、第 3 回拡張事業計画の変更が行われた。

4. 工場誘致策の実施

津市は工場誘致を有利に進めるため、その誘致策を講じ実施した。その一つは、日本硝子繊維株式会社社宅建設資金として、当時の大蔵省資金運用部から融資を受け、同社に 5 百万円を貸し付けたことである。

次に、昭和 43 年に、倉敷紡績株式会社と同社工場誘致契約を結んだことである。この契約では、同社工場新設に関し、家屋及び償却資産に対する固定資産税ならびに都市計画税を昭和 35 年度から 5 年間課税しないという内容であった。

三重県は昭和 42 年 9 月から津南部地区に津港及び臨海工業用地(約 200ha) の造成を

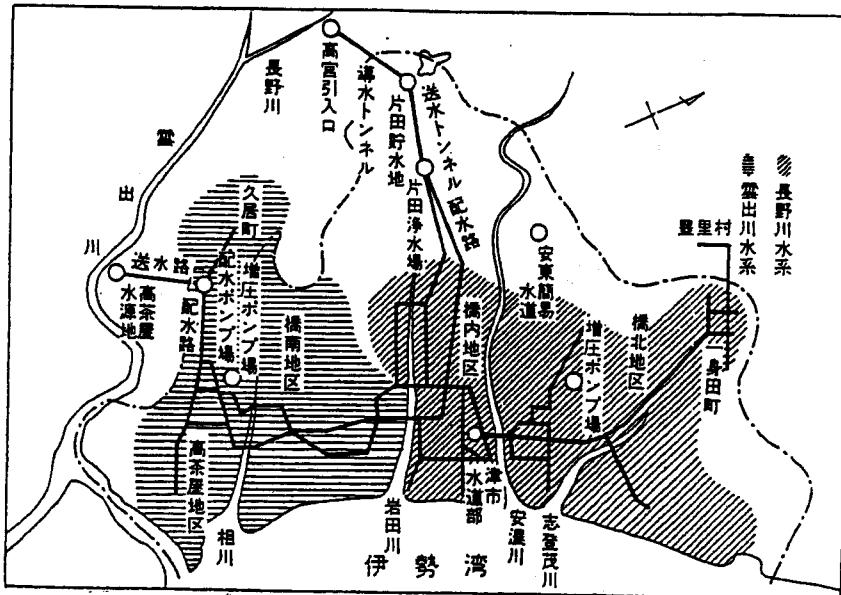


図 13 昭和 38 年津市水道区域図（津市史）

行った。それに合わせて昭和 42 年 5 月に約 80ha の 50 万重量トンクラスの日本钢管津造船所が立地することが決定した。

5. 市街地の整備

三重県は昭和 40 年 3 月、津都市計画津駅西土地区画整理事業約 11ha を決定し、施行した(図 14, 15)。これは津駅西方には、むつみ丘及び緑ヶ丘住宅団地、2 つの高等学校及び県庁舎の新築に伴い、津駅裏広場及び街路の整備が必要とされているので、土地区画整理を行い公共施設の整備改善等を図ることが目的であった。しかし、この計画案総覧に対して、70 名から意見書の提出があった。その趣旨は仮住居の手当を含めた引っ越し問題、区域が下水道区域外であることによる排水下水対策問題であった。県は説明会等を重ねた結果、最終的には反対・不賛成者は 8 名で、残り 62 名は賛成となった。

昭和 42 年 3 月に津都市計画用途地域を拡大し、変更した。都市計画用途地域については昭和 30 年に戦前からのものを変更していたが、その後の景気上昇による社会情勢変動及び市街地の拡大、街路整備に伴う土地利用の見直しの結果、用途地域を約 2,585ha から約 4,429ha に拡大した。地域別には、住居地域は面積で 2 倍、商業地域は横ばい、準工業地域は 1.5 倍、工業地域は約 1 割ほど減少というものであった。この頃から津市は住宅都市としての側面が強くなっていた。

津都市計画津駅西地区画整理事業平面図

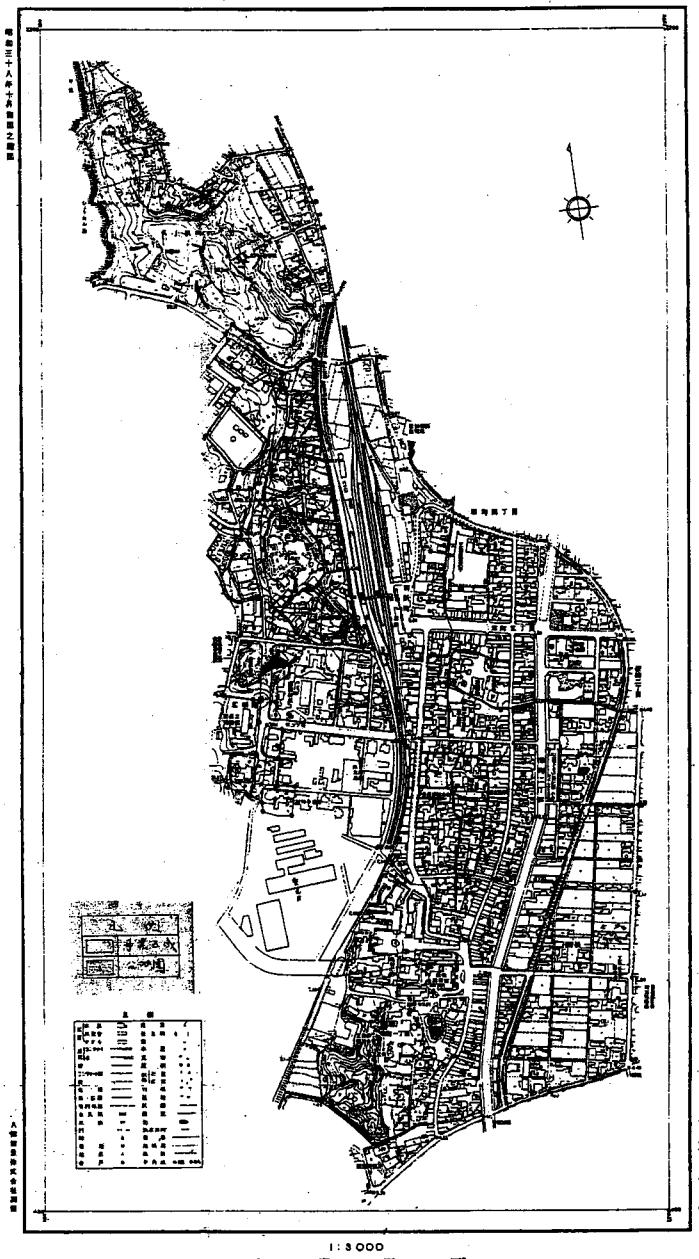


図 14 津都市計画津駅西地区画整理事業平面図（昭和 39 年都市計画三重地方審議会）

IV 新都市計画法施行の時期

津市における新都市計画法による都市計画の特徴は、既成市街地の2倍の面積の市街化区域が指定され、広大な市街地開発を計画したことであった。市の施策による市街地整備は郊外部よりも津駅周辺の再開発事業や土地区画整理事業に限られ、郊外部の住宅開発は民間業者による開発行為に依存していた。

1. 区域区分と用途地域

津都市計画区域は新都市計画法施行による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を昭和45年8月に行った(図16)。津都市計画区域13,240haのうち4,030haを市街化区域とした。その内訳は表2のとおりであるが、津市の市街化区域2,970haの中での既成市街地は市中央の約1,010ha、高茶屋の約60ha、一身田の約60haあわせて約1,130ha程度であり、既成市街地以外は西部丘陵地の住宅開発地及び工場立地が確定している臨海部とそれに接続する内陸

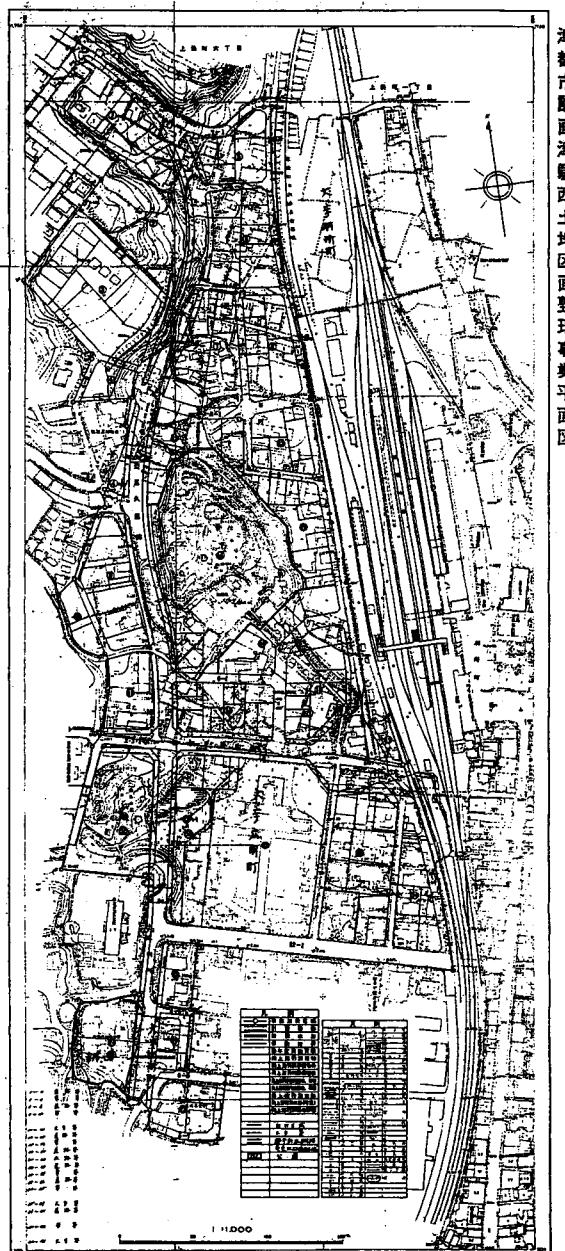


図 15 津都市計画津駅西土地区画整理事業の変更
(昭和46年都市計画三重地方審議会)



図 16 津都市計画市街化区域（昭和 45 年 8 月 31 日三重県公報）

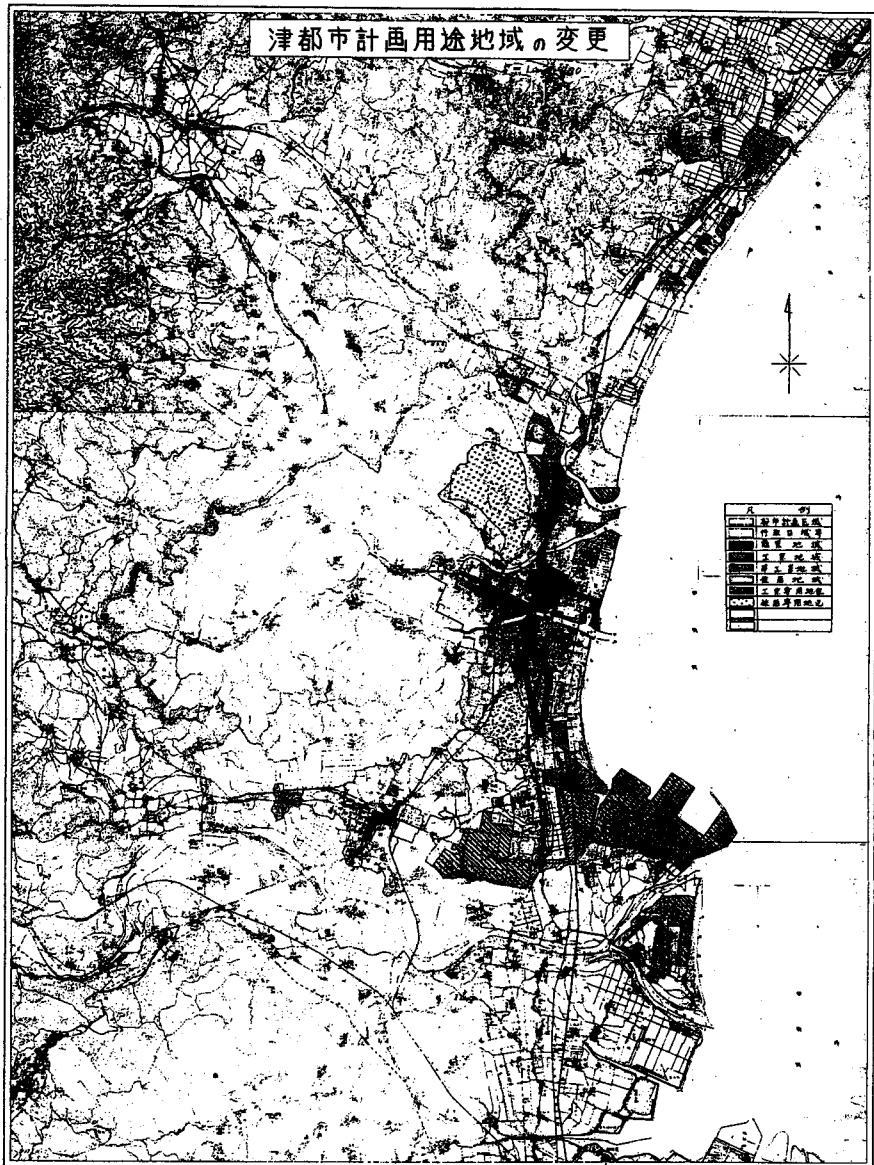


図 17 津都市計画用途地域の変更 (昭和 45 年都市計画三重地方審議会)

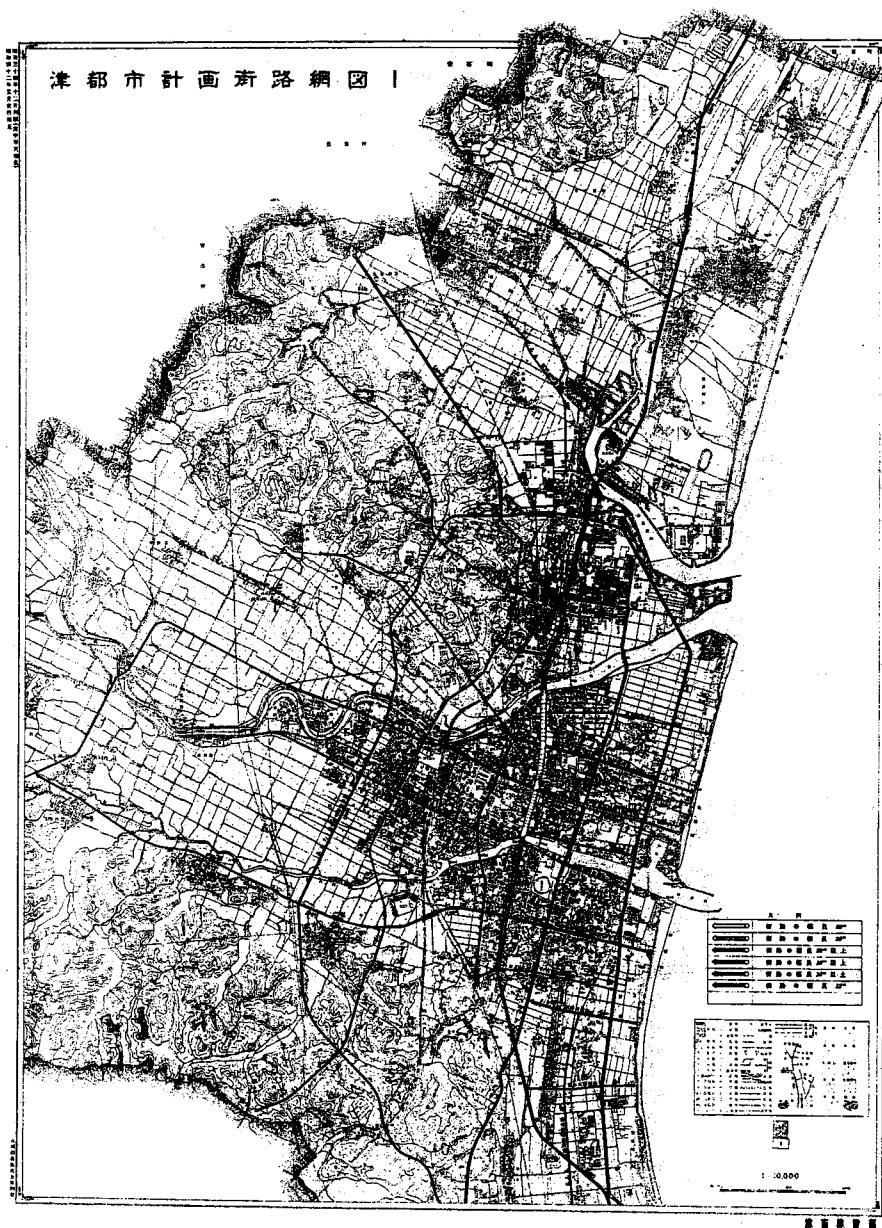


図 18 津都市計画街路網図（昭和 45 年都市計画三重地方審議会）

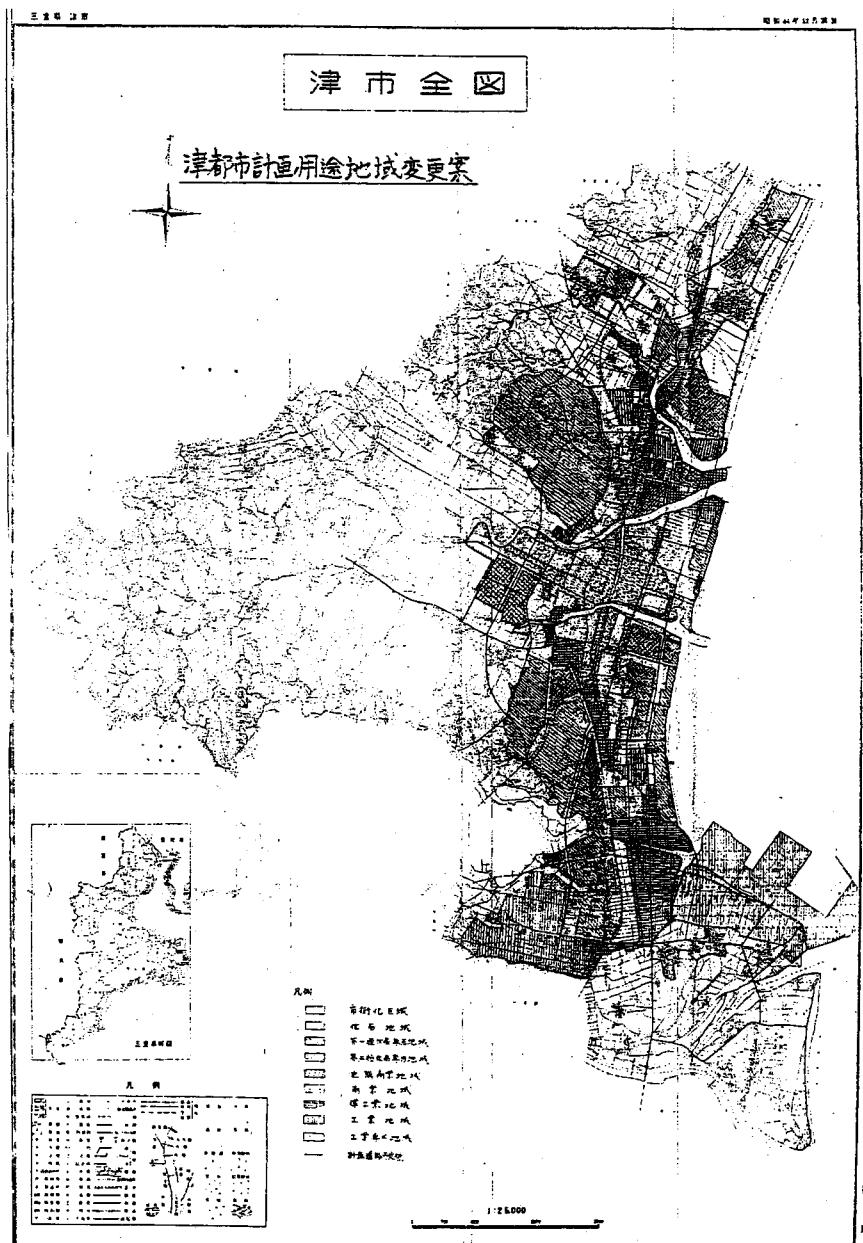


図 19 津都市計画用途地域の変更（昭和 48 年 2 月津市都市計画審議会）

部の工業地等となっていた。区域区分についての縦覧に対する意見としては、5件29名から意見が出され、その内容は市街化区域拡大要望であった。この決定に先立って昭和45年6月、三重県都市計画審議会での付帯決議として、①農業振興計画の策定、農業振興施策の充実強化、②市街化区域内農地への税負担の増加をしないように配慮することを決している。

表2 津都市計画区域と市街化区域 昭和45年8月

市町	都市計画区域面積	市街化区域面積
津市	8, 350ha	2, 970ha
河芸町	1, 970	380
香良洲町	410	170
久居町（一部）	2, 510	510
合計	13, 240	4, 030

つづいて、昭和45年9月に市街化区域設定とともに用途地域の変更が行われた（図17、18）。表3のように昭和42年変更のものより、住居地域、商業地域、準工業地域が減少する一方で、工業地域が約2倍となった。これについての縦覧での意見は、工業地域を除外し住居地域に変更してほしい、工業廃水の住民被害を未然に防いでほしいといった工業地域指定に対する意見が出された。なお、昭和48年に建築基準法改正による4用途地域制から8用途地域制への変更とともに、津都市計画区域用途地域の変更が行われたが、全体面積には変更はなかった（図19）。

表3 昭和45年9月4日津都市計画用途地域、住居専用地区、工業専用地区の変更

用途地域	昭和30年	昭和42年	昭和45年
住居地域 (住居専用地区)	1, 599. 6ha 420. 9	3, 384. 5 478. 5	約2, 676. 2 約520. 6
商業地域	270. 2	276. 8	約304. 7
準工業地域	249. 2	367. 7	約245. 2
工業地域 (工業専用地区)	466. 0	401. 2	約780. 6 約383. 7
合計	2, 585. 0	4, 429. 2	4, 006. 7

2. 津駅前再開発

津駅東側の駅前再開発が本格化したのは新都市計画法施行時期の頃からである。まず、昭和44年2月、駅舎の改築について意見調整に手間取り着手が遅れていた駅前広場0.7haを含む約7.1haの津駅前土地区画整理事業が都市計画決定され、津市の玄関口としての整備が進行した（図20）。この土地基盤整備の上で昭和46年に羽所町、栄町2丁目、3丁目の一部約1.9haについて200%容積、建築面積の最低限度200m²を内容とする高度利用地区が指定された。

昭和47年9月には、津駅前第1市街地再開発事業約0.5haが決定されたが、旅館業の経営者から反対意見が出された。しかし、それに対しては代替地の斡旋等によって解決さ

津都市計画津駅前土地区画整理事業 平面図

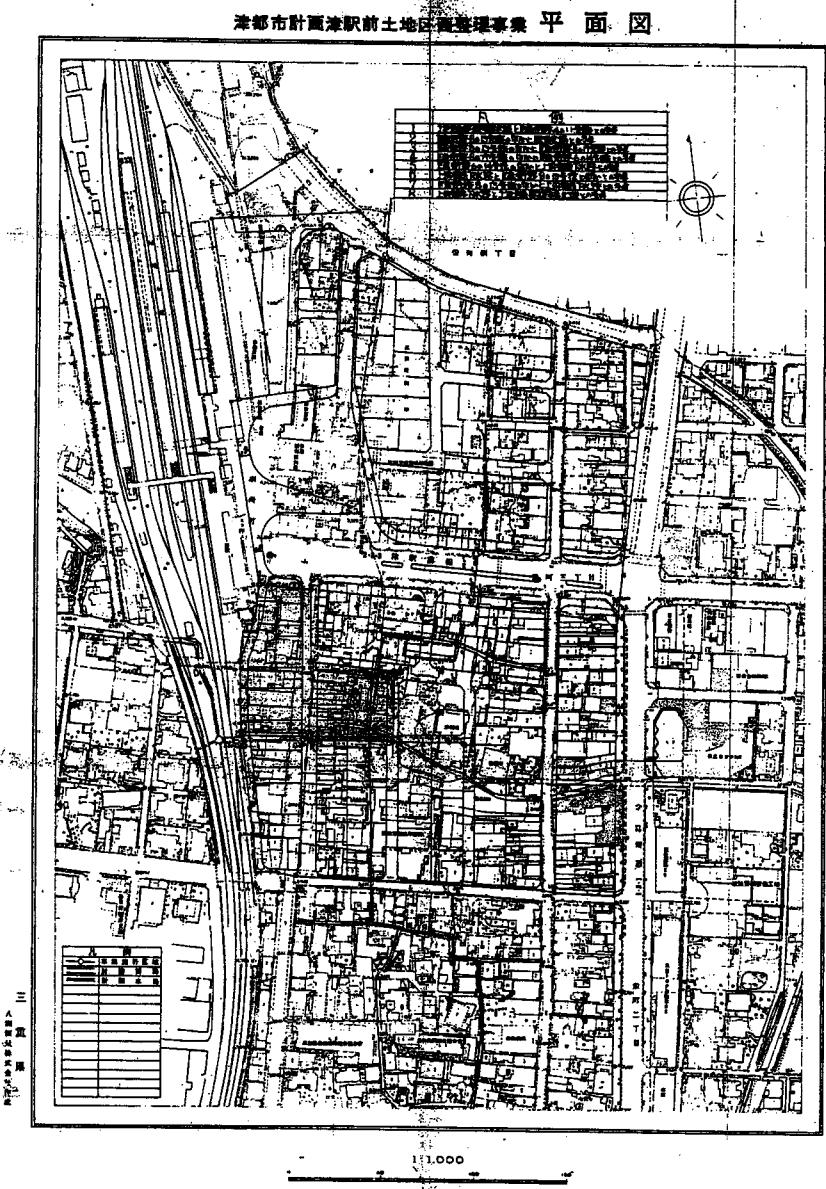


図 20 津駅前土地区画整理事業平面図（昭和 47 年都市計画三重地方審議会）

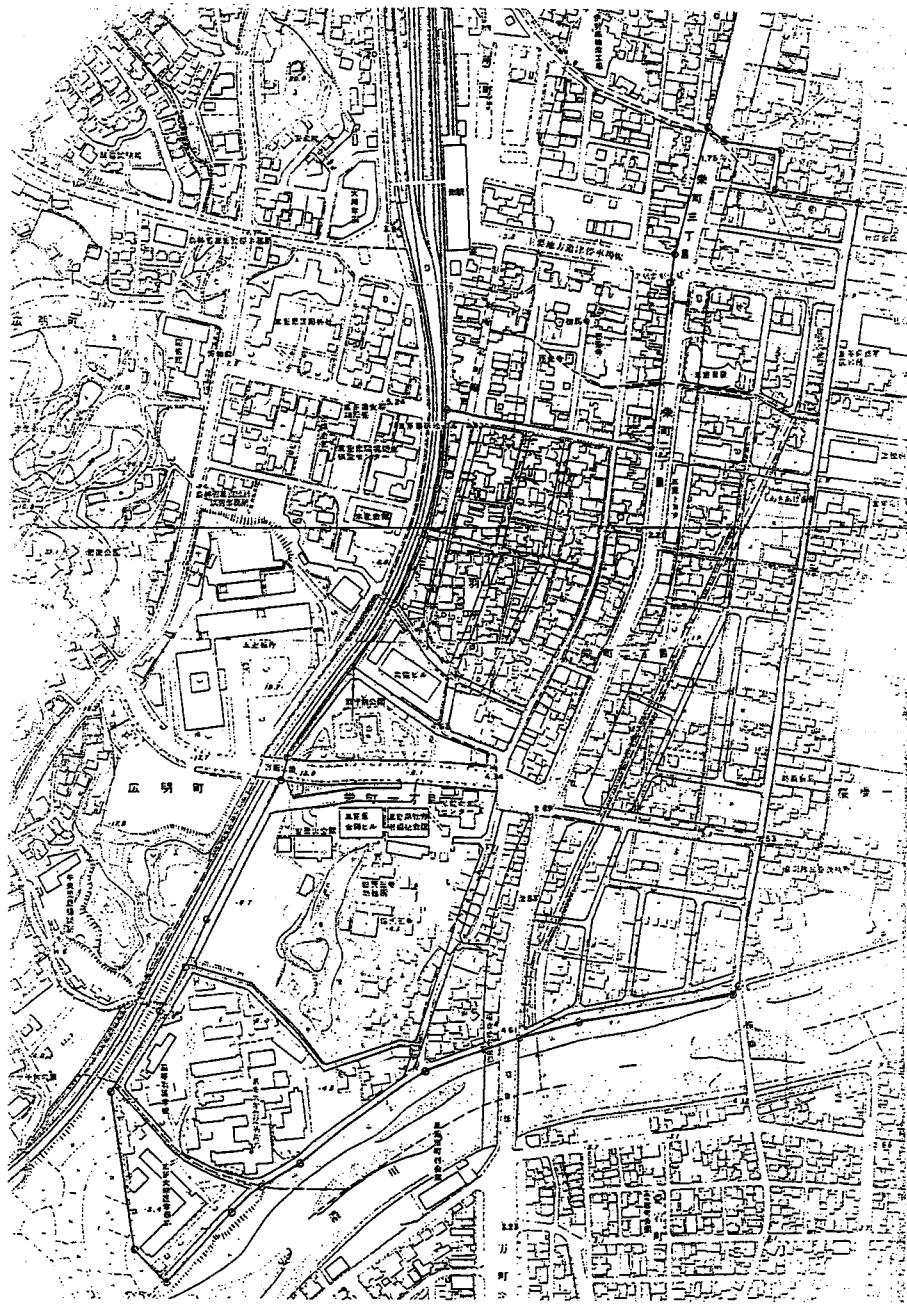


図 21 津駅前第2土地区画整理事業の決定（昭和 50 年 11 月津市都市計画審議会）

れた。

昭和 50 年 10 月には、津駅前第 2 土地区画整理事業約 33.2ha が決定された(図 21)。この事業は国道 23 号線の拡幅にともない、土地区画整理事業を施行し、当該地域の公共施設の整備及び宅地利用の増進を図る目的とされていた。しかし、この計画案の総観では、次のような反対意見が出された。既に区画整理事業(戦前)が施行されていて、更に減歩を受けるのは納得できないというのが 10 人、国道 23 号線の拡幅で移転を余儀なくされる、交通量の増大で自動車公害を招くということで国道拡幅反対が 21 人、その他意見が 7 人であった。当初、この区画整理事業の同意形成は難航したことがわかる。また、こうした津駅前の再開発の動きに対して、津都市計画審議会は昭和 45 年 4 月に津駅周辺と同様に新町駅周辺も都市整備、面的整備を行うように希望するとの決議をしている。

X 抑制的な都市拡大の時期

津市の都市計画は昭和 50 年代、60 年代、平成年代にかけて、たびたび見直しがされた。見直しによって市街化区域が徐々に拡大されていったが、拡大傾向は急激なものではなく、都市計画法に位置づけられた定期見直し等による合理的な計画方法に基づいたものであった。

昭和 53 年 1 月、豊里村が津市に合併したことにより都市計画区域が 13,240ha から 15,050ha に拡大された。

昭和 53 年 3 月、都市計画基礎調査に基づく都市計画についての 5 年毎の見直し作業により、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の変更が行われた。市街化区域編入は 138.0ha、市街化区域からの除外は 2.8ha、差し引きの市街化区域増は 135.2ha であった(表 4、図 22)。しかし、市街化区域の配置方針は昭和 45 年と同じで変更されなかった。

表 4 昭和 53 年変更の都市計画区域及び市街化区域面積

区域	昭和 45 年	昭和 53 年
都市計画区域	13,240ha	15,050ha
市街化区域	4,035ha	4,170ha (追加 138.0ha　除外 2.8ha)

昭和 53 年、続いて市街化区域、市街化調整区域の見直しとともに、新たな市街化区域編入地区について用途地域を定めた(表 5)。

昭和 56 年 3 月、国土利用計画法施行にともなう、津市の土地利用計画が定められた。目標年次を昭和 65 年として、人口 18 万人、世帯数 5 万 1 千戸として計画し、農地、森林、宅地等の区分が行われた。昭和 55 年の人口、戸数が約 14 万 5 千人、約 4 万 4 千戸であるから、計画目標人口、戸数は昭和 45 年から 55 年の増加トレンドを踏襲したものとなっていた。

昭和 57 年 7 月に、津駅前第 2 土地区画整理事業施行地区内(昭和 55 年に仮換地指定済)の近隣商業地域の容積指定を 200 % から 300 % に変更することを主な内容とした津都市計

画用途地域の変更が行われた。

昭和 57 年 8 月、津都市計画審議会において、国道 23 号線の混雑緩和のために、中勢バイパスを都市計画道路に追加し、その関連でその他の都市計画道路を変更することが決定された。これにより津市西部の開発軸となる交通幹線が設置されることとなった。

昭和 59 年 12 月、津都市計画区域の市街化区域、市街化調整区域の区域区分の見直しが

表 5 津都市計画用地地域の変遷

地域	昭和 48 年	昭和 53 年	昭和 56 年	平成 4 年 10 月	平成 4 年 11 月
第一種住居専用地域	820.1	845.2	845.2	765.3	790.9
第二種住居専用地域	375.6	378.5	371.9	406.2	406.2
住居地域	1456.6	1492.9	1485.5	1517.3	1539.9
近隣商業地域	174.8	178.9	195.5	221.0	221.0
商業地域	139.0	139.0	139.0	138.8	138.8
準工業地域	381.2	397.8	395.2	452.3	454.7
工業地域	265.6	285.4	285.4	285.9	285.9
工業専用地域	422.3	452.5	452.5	550.1	550.1
合計	4035.2	4170.2	4170.2	4336.9	4387.5

行われ、市街化区域編入 144.1ha、市街化調整区域への除外いわゆる逆線引きは 4.9ha、差し引き 139.1ha の市街化区域拡大となった。その結果、市街化区域は 4,170.2ha から約 4,309.4ha になった。これを津市について見ると、市街化区域拡大の主な理由は工業系用途地域を増加したことである。

平成 2 年 12 月、津都市計画地区計画の決定が行われた。これは県文化センター候補地を中心とした 16.3ha についての地区計画である(図 23)。当該地区は当初、規制の厳しい第一種住居専用地域となっていたものを地区計画策定にともない、規制の緩い住居地域や近隣商業地域に用途地域の変更を行う、いわゆる規制緩和を目的にした計画であった。これに対しては津都市計画審議会において、規制緩和によりマンション等の立地が周辺住宅地や集落に影響を及ぼす可能性について懸念する意見が出されていた。

平成 3 年、津市議会は津市国土利用計画が平成 2 年に終了するため、第二次津市国土利用計画を決定した。計画の目標年次を平成 12 年とし、目標人口約 16 万 8400 人、同じく戸数約 5 万 9600 戸と想定し、農用地、森林、宅地等の土地利用区分を決めた。第二次計

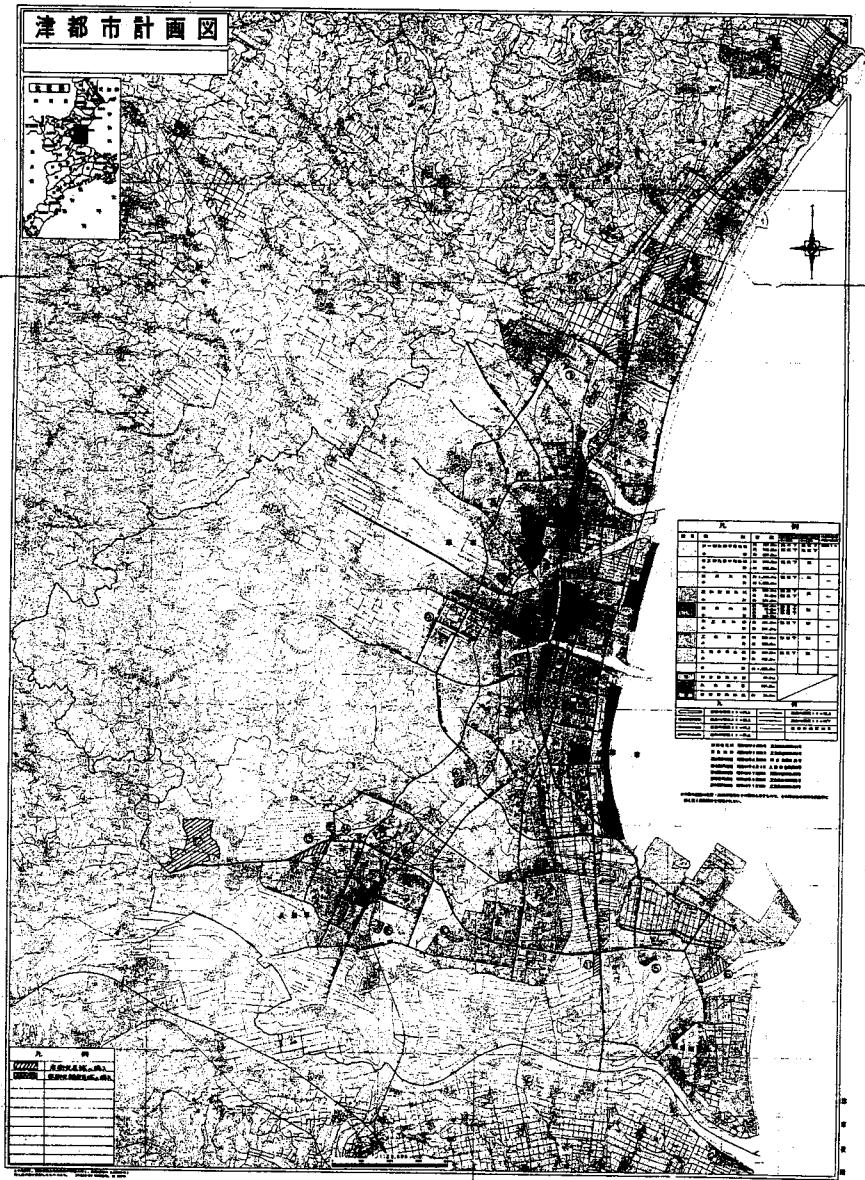


図 22 津都市計画市街化区域市街化調整区域の変更（昭和 52 年都市計画三重地方審議会）

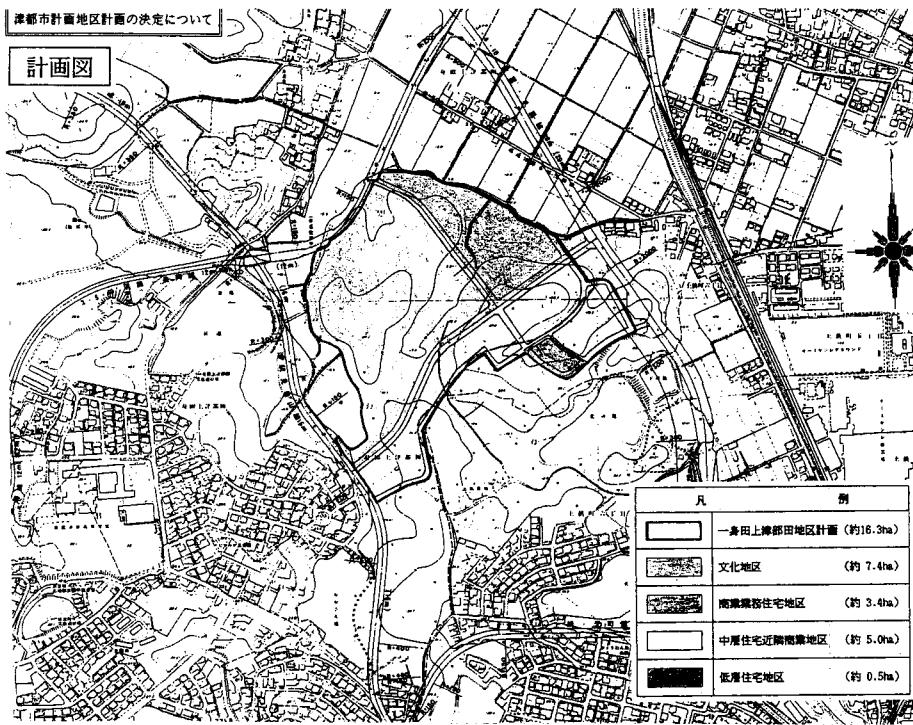


図 23 一身田上津部田地区計画の決定（平成 2 年 11 月津市都市計画審議会）

画は第一次計画に比べると、目標人口が 1 万 2 千人程減少しているが、目標戸数は約 9 千戸程増加しており、宅地等への土地利用転換を増加させる計画となっている。

平成 4 年 10 月、昭和 62 ~ 63 年の都市計画基礎調査を踏まえた津都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の定期見直しが行われた。市街化区域に編入される区域は 7 地区 29.6ha、市街化地調整区域に逆線引きされる区域は 2 地区 2.1ha でありこの結果、市街化区域は 4,309.4ha から 4,336.9ha に拡大された（図 24）。

この時の市街化区域拡大方針は次のようであった。

①国道 23 号沿道区域において、計画的な流通業務施設等の土地利用を図る区域は市街化区域に編入する。

②公的機関又は民間開発業者等による計画的な開発が行われることが確実な区域で、都市の健全な発展と宅地の実供給に資すると認められる区域は市街化区域に編入する。

③既存の工業団地に隣接している区域で、当該工場の発展において一体的に土地利用をすることが不可欠である地域について市街化区域に編入する。

④市街化区域境界線周辺において、団地造成事業及び道路整備事業による地形地物の変更のあった地域については、区域区分の明確化及び適正化を図る。

平成 4 年 11 月、津都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の随時変更が行われた。この時の変更は次の 2 点であった。

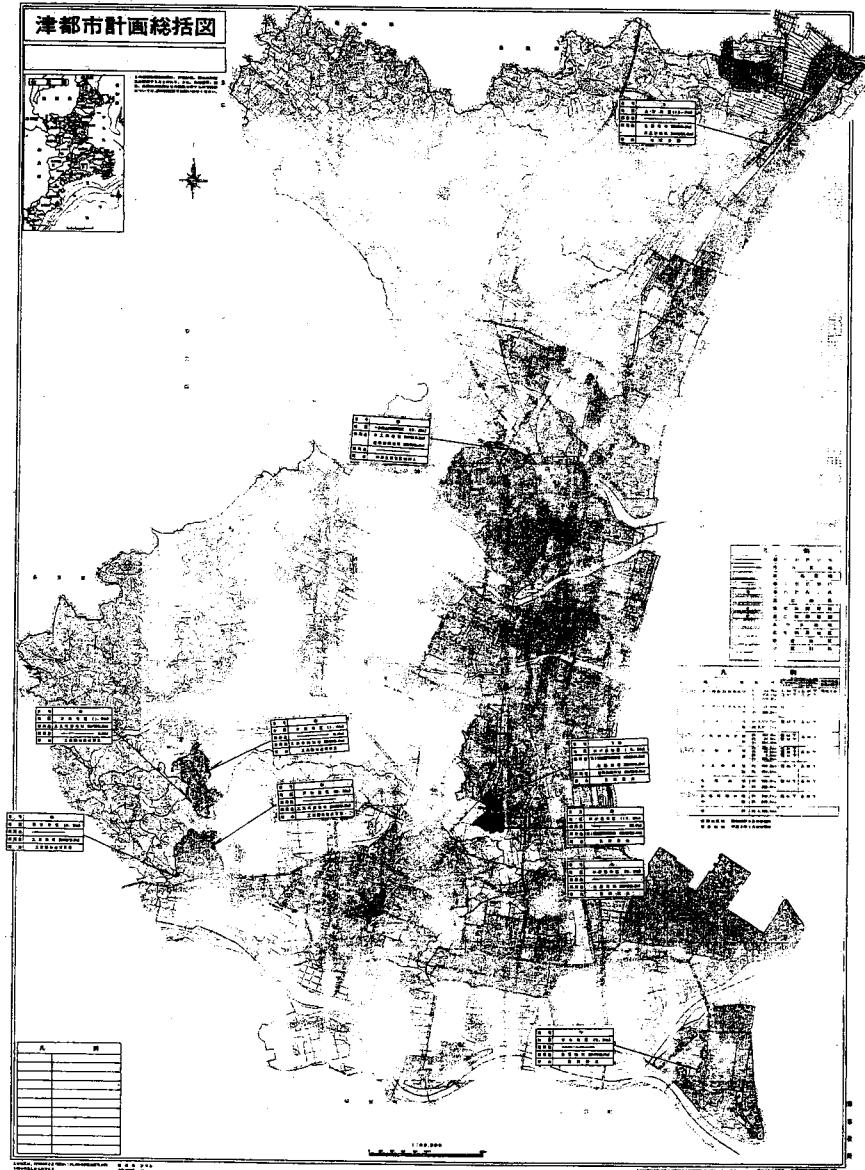


図 24 津都市計画用途地域の変更（平成 4 年都市計画三重地方審議会）

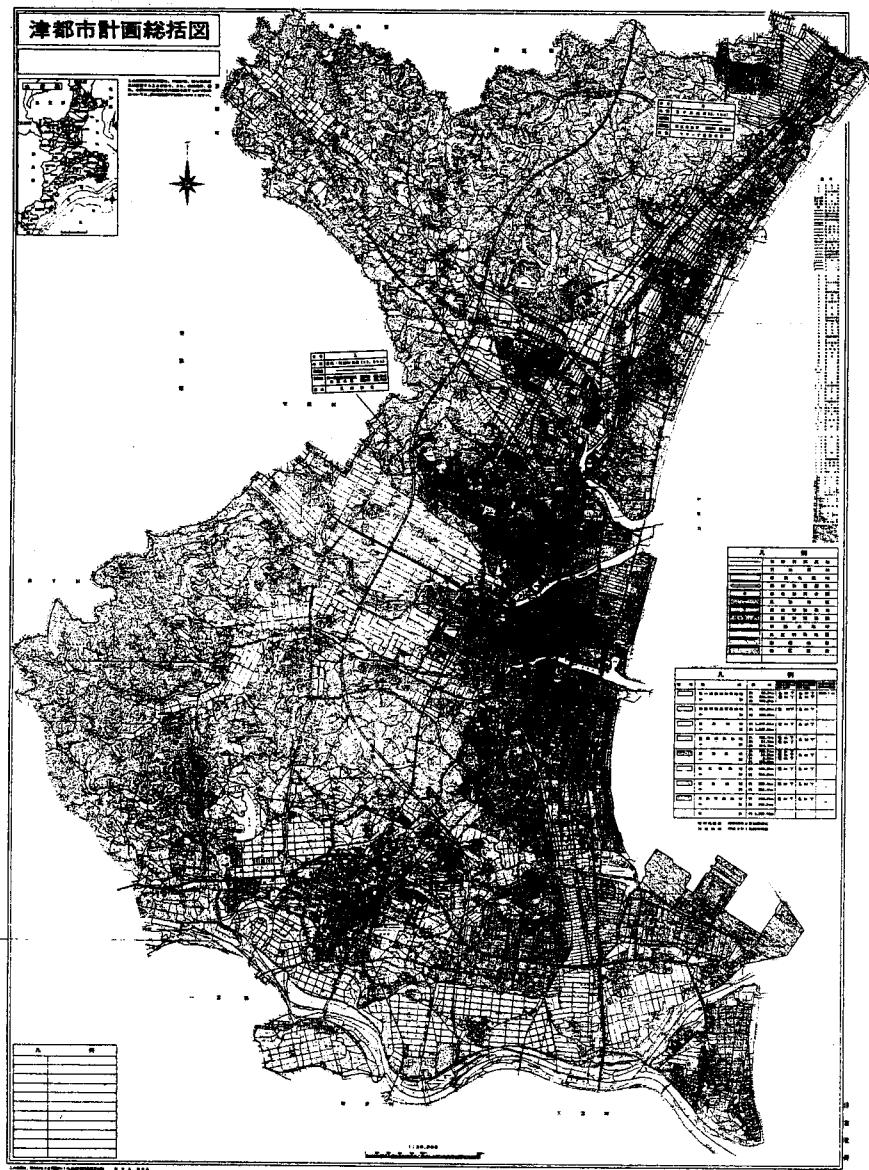


図 25 津都市計画用途地域の変更（平成4年都市計画三重地方審議会）

①市街化区域隣接において、民間開発業者等による計画的な開発が行われることが確実な区域で、地区計画の基に都市の健全な発展と宅地の実供給に資すると認められる区域を市街化区域に編入する。当該地区は既に地区計画が決定している津市長岡。河辺町の 48.2ha（第一種住居専用地域）である。

②既に、公有水面埋め立ての土地造成が完成した区域で、第 3 セクターによるマリーナ施設の土地利用を図るため市街化区域に編入する。当該地区は河芸町東千里 2.4ha（準工業地域）の地区である。

この結果、市街化区域は 4,336.9ha から 4,387.5ha に拡大された。

平成 4 年、先の市街化区域拡大とともにう津都市計画用途地域の見直しが行われ（図 25）、津市長岡・河辺町は第一種住居専用地域（図 26）、河芸町東千里は準工業地域に組み入れられた。

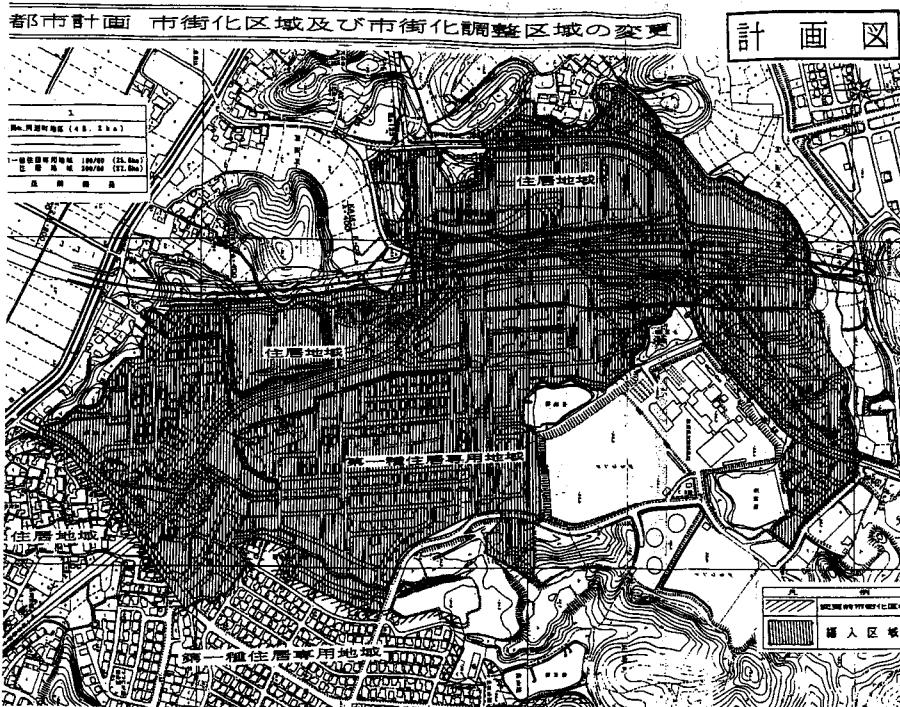


図 26 長岡河辺町地区用途地域編入（平成 5 年 2 月津市都市計画審議会）

X I 都市拡大志向が顕著になった時期

平成 10 年代に入ると、津市の都市計画の傾向に大きな変化が現れた。急激でかつ広大な都市開発を目標とし、郊外部では中勢北部サイエンスシティが開発され、既成市街地内部では、高容積の建築を誘導する高度利用地区の拡大施策を講じた。こうした急激な都市計画の変更は計画の合理性に欠けるものであったと言わざるを得ず、戦後一貫して実現し

てきた都市計画の理念にも符合しないものであった。

津市は平成 8 年、第 4 次津市総合計画基本構想を策定した。この構想では、平成 22 年目標の人口を 18 万人、都市生活者総数 31 万人と想定し、文化都市、交流拠点性、暮らしやすい都市を目指して、中部新国際空港海上アクセス拠点、中勢北部サイエンスシティ、都心の再整備を実施するとした。

これを受けて平成 10 年、津市都市マスタープランが策定された。このマスタープランでは、平成 27 年度までの住宅地、商業業務地、工業地等の将来土地需要を 765ha と算定し、このうち 530ha を既存の市街化区域内でまかない、残り 235ha を新たな市街化区域編入で対処し、既存の住宅団地等とあわせ 2907.6ha の新たな市街化区域を設定し同区域に編入する構想であった。こうして、従前に比して一躍、津市の都市拡大志向が顕著となつた。

こうした構想のもと、平成 11 年 1 月、中勢北部サイエンスシティ関連による市街化区域及び市街化調整区域、都市計画道路、都市計画公園、下水道計画の変更が一挙に行われた。これにより市街化区域面積は平成 12 年目標で、中勢北部サイエンスシティ分 171.5ha (図 27) を含め 4,387.5ha から 4,559.0ha に拡大された。

更に、平成 11 年 11 月には、平成 10 年の津市都市マスタープランを踏まえての市街化区域及び市街化調整区域の変更が行われた。津都市計画の市街化区域面積は平成 12 年目標の 4,559.0ha から平成 18 年目標の 4,620.0ha へと拡大した (表 5)。増加した津都市計画市街化区域面積 61.0ha のうち津市分は 43.4ha となっていて先の中勢北部サイエンスシティ分の市街化区域編入面積 171.5ha とあわせると 1 年間に 214.9ha の新たな市街化区域設定を行つたことになった。これは津市都市マスタープランで構想された平成 27 年度までの新たな市街化区域設定目標である 235ha に迫つてゐる状態であり、市政として急速な市街地拡大政策を選択していた。

その上、平成 12 年にも津都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の変更が行われ、平成 18 年目標の市街化区域面積 4,620.0ha に津市分として 0.6ha を追加し、4,620.6ha に拡大した。

表 5 津都市計画市街化区域面積平成 12 年目標、平成 18 年目標

市街化区域	平成 12 年目標	平成 18 年目標	増加分
津市	3,313.1ha	3,356.5ha	43.4ha
久居市	627.1	644.4	17.3
河芸町	412.4	412.7	0.3
香良洲町	206.4	206.4	0.0
合 計	4,559.0	4,620.0	61.0

以上のような市街化区域隣接部における都市拡大に併行して、既存市街地内部でも高層市街地を形成する施策が推進された。平成 11 年 11 月、津都市計画高度利用地区の変更が行われた。津駅東口の都市整備によって都市機能の更新が進捗したので、津駅前南部地区の高度利用地区を約 0.5ha から約 1.9ha に拡大し、平成 4 年に都市計画決定されていた津駅前北部地区第一種市街地再開発事業地区 2.2ha を新たに高度利用地区に指定した (図 28)。このように市街地隣接部のみならず市街地内部での都市拡大も顕著になつてゐた。

計画図

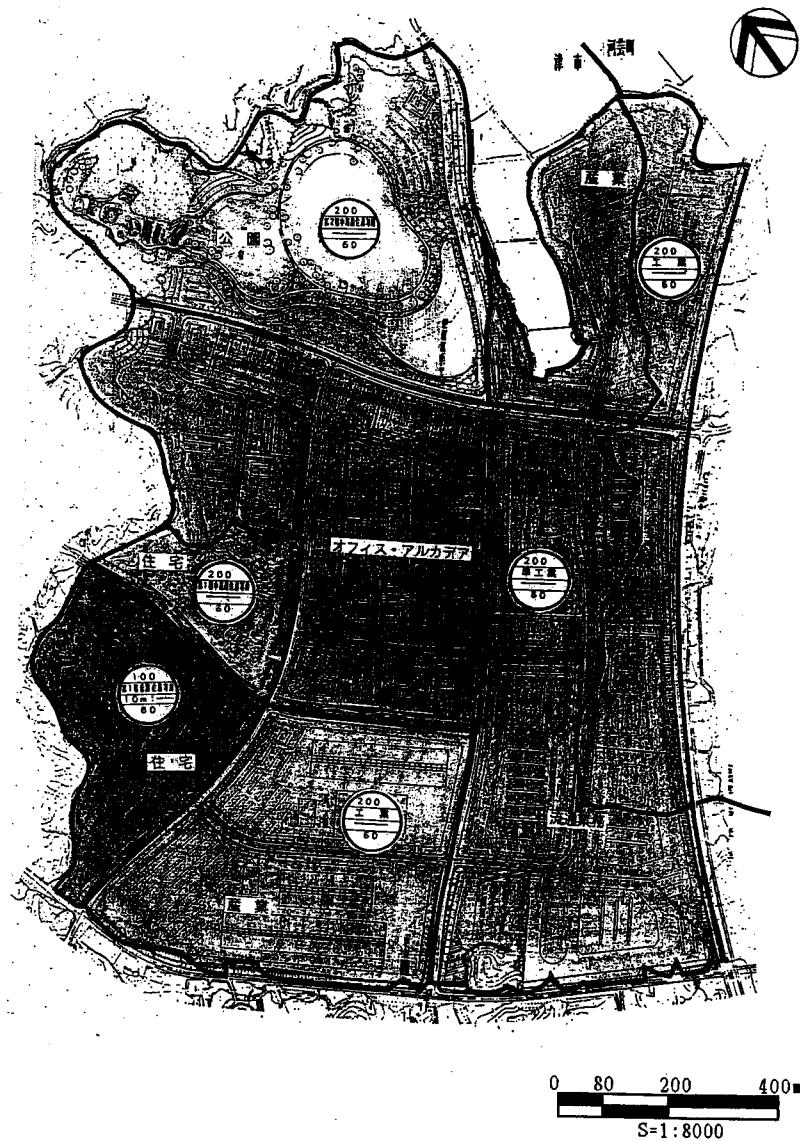


図 27 中勢北部サイエンスシティの市街化区域編入・用途地域変更
(平成 9 年 1 月津市都市計画審議会)

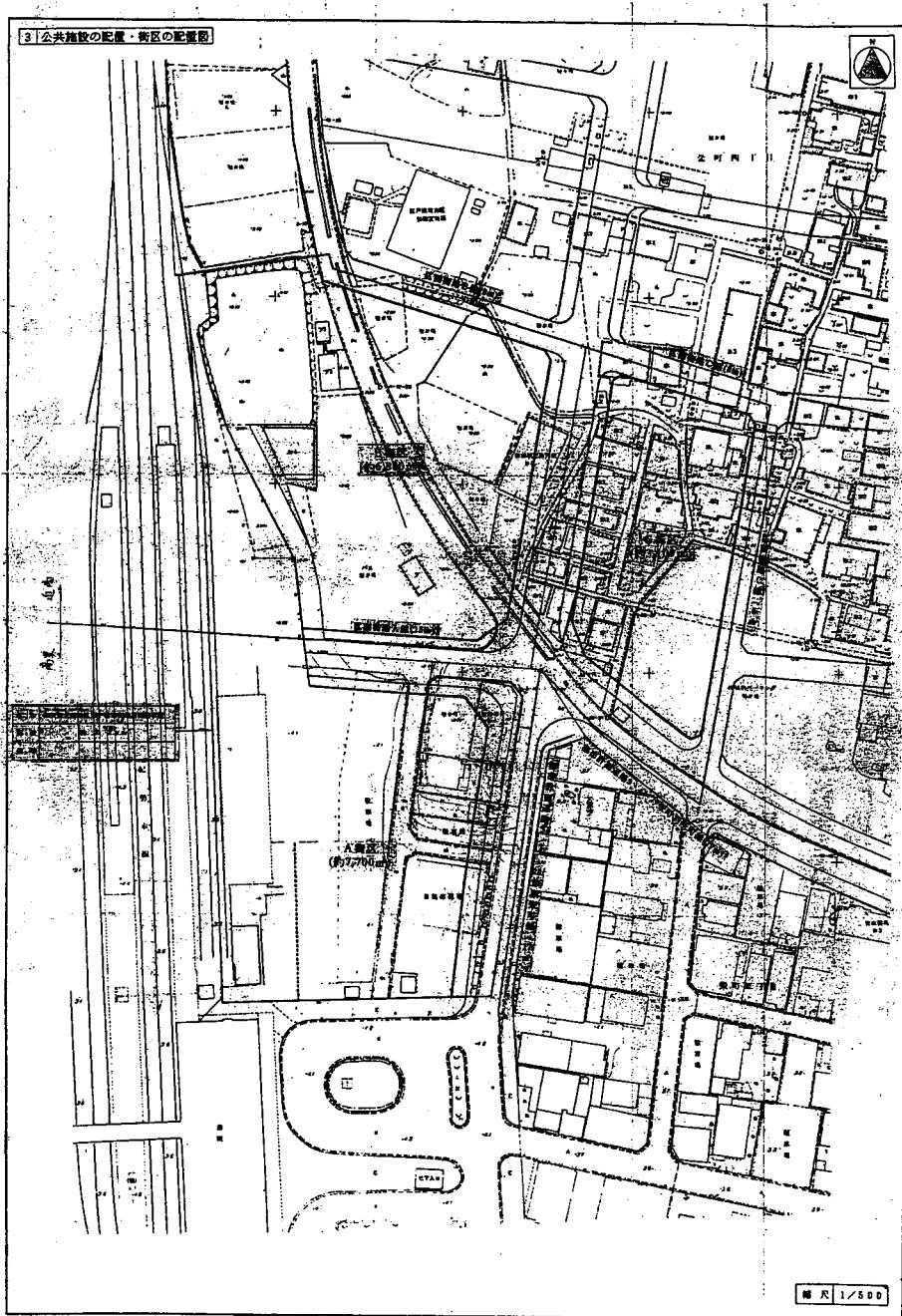


図 28 津都市計画第一種市街地再開発事業の変更計画図
(公共施設の配置、街区の配置図) (平成 8 年都市計画三重地方審議会)

おわりに

地方都市としての津市の都市計画について、時間に沿って跡づけてきたが、地方都市の都市計画はいかなる観点で作られてきたのか、その特徴はどのような点にまとめられるのかを述べることとしたい。

1. 戦前の都市計画の特徴

津市の場合を通して見ると、都市計画策定の主体性が、中央と地方という構図の中では、非常に他律的なものであったといえる。

旧都市計画法制定当時、都市計画策定の意義について、飯沼一省は、東京、名古屋、大阪のような大都市にあっては、江戸期からの都市構造を近代的な都市構造に転換するための「市区改正」が主たる目標になり、地方都市においては無秩序な都市拡大を防止する予防的な都市計画、言い換えれば「計画的拡大を目指した都市計画」が主たる目標になるはずであると述べている。

津市の旧都市計画法による都市計画は既存市街地に比較して広大な都市計画区域を設定し、人口目標計画もかなりの人口増加を見込んだものであったので、飯沼の言う計画的拡大を目指した都市計画と言えなくもないが、具体的な都市整備は既存市街地に集中していたから、本質的な部分では「市区改正」を行っていたと考えられる。津市は地方都市とはいえ、江戸期の城下町であって、その都市構造を近代化するという面で、東京等での「市区改正」を主とする都市計画と同様の側面もあったはずであり、むしろ実際の整備はそれに集中されていた。

その当時の津市の都市整備の具体的な内容を見ると、東京から伊勢市にいたる当時の国道1号線の開通に力を注いでいたことが重要である。市街地拡大に対応する都市基盤整備は専ら耕地整理事業に依存していたことがわかる。

旧国道1号線を開通させるために、沿道の土地区画整理事業を実施し、あわせてその土地区画整理事業実施地区には紡績工場等の産業施設を立地させたりしていた。このことは、津市のような地方都市の「市区改正」の場合は中央からの計画を受けて組み立てられた地方の「市区改正」という見方もできるので、このような観点から他律的な都市計画の策定であったと考えられる。

2. 戦後の都市計画の特徴

津市の都市計画が本格的に拡大型都市計画すなわち都市拡大の計画的な整備をはじめるのは戦後になってからである。しかし、津市の都市計画の戦略的プランの枠組みを作ったのは三重県であった。北勢地域に比較して、産業開発が遅れていた中勢地域の振興のために、三重県は長期経済計画その他の計画で津市から伊勢市までの伊勢湾岸に工業立地をすすめる構想に重点をおいていた。この構想で描かれた土地利用計画は湾岸沿いに重化学工業地帯ゾーンを形成させ、湾岸と山地との間の農業ゾーンを三重県の主力となる農業地帯として整備し、同時に農業地帯に混在する丘陵部において住宅地開発をすすめる。湾岸沿いの既存市街地を南北に縦貫する既存の交通幹線の更に内陸側に山地に沿って高速自動車道路等の新規交通幹線を整備し内陸部開発軸を設定するというものであった。

津市もこのシナリオに沿って都市計画を策定し、都市整備を行った。具体的には、湾岸の日本钢管造船所の開発、内陸丘陵部での住宅地開発や工業団地開発、それらの開発地を連携する中勢バイパス道路や伊勢自動車道路整備などが主たるものである。

この津市の都市計画戦略的プランは県等の上位から与えられた枠組みであったが、他律的とも言えるこの都市計画の基本的理念は長く担保されており、現在においてもこうした観点から津インターチェンジ周辺の新都心形成などが構想されている。

3. 中心市街地衰退問題

津市中心市街地、特に大門地区の衰退に関しては次の2点が把握できた。

第1に現代的な中心市街地形成計画が不在であったことが最大の要因である。旧都市計画法の都市計画は城中心の都市構造を持続させる形で考えられた。大門地区を商業中心とし、そこを中心に幹線道路等を放射状に整備するというものであった。結果論ではあるが鉄道の交通結節拠点ではない大門地区が近代ないし現代の都心として機能できるかどうかについて不十分な検討であったと云わざるを得ない。

そして、この計画が一挙に実現するのは戦災復興土地区画整理事業によってであった。なぜならばこの土地区画整理事業の前提としての土地利用計画は戦前の都市計画を踏襲していたからである。

新しい都心地区として期待できた津駅周辺地区の都市整備は、この地区が非戦災地区であったことから、昭和40年代後半からやっと始まっている。現在、津駅周辺の都市整備を検証すると、駅西口、東口の広場、駐車場とともにその後の周辺地域開発に見合わず狭いものであるし、土地区画整理事業実施地区への商業業務施設の集積は大きなものではなく、駅周辺であるのに土地区画整理事業実施地区の都市計画用途地域指定が住宅地域となっている状態で、都心整備の点からははなはだ明確性に欠けるものになっている。

このように、津市の都心形成計画については明確な計画性が欠けていたことが現在の中心市街地衰退問題を惹起させた大きな要因として考えられる。

第2に、郊外部への市街地拡大があげられる。都市計画の方針によって、既存市街地周部の丘陵地において住宅地開発がすすめられ郊外部の人口が増加していった。このことにより大門地区的商業者が郊外部の住宅地に居住する例があるように、都心人口の空洞化が促進されたし、様々な公共施設が郊外に移転立地し中心市街地への訪問の機会をうばつた。こうした事態の遠因として県などで考えていた伊勢湾岸の中勢地域全体の都市計画の戦略が既存市街地に対する都市形成の構想が不明確なまま湾岸と田園郊外への都市拡大を推進したことにあると考えられる。中心市街地の衰退は直接的には郊外へのスーパーマーケット等の大規模小売店舗立地が原因と考えられることが多いが、中勢地域におけるこうした立地動向そのものは都市計画の戦略プランが誘導していたものであって、間接的には都市計画の影響効果の一局面であると言えなくもない。

津市都市計画及び関連項目年表

年代	津市史	津市議会議事録	三重都市計画地方委員会議事録・資料 三重県都市計画審議会議事録・資料	津市都市計画審議会議事録・資料	三重県史
明治	22 津市制施行 24 関西鐵支新島山津間開通 26 参宮線宮川津間開通 27 日清戦争後、三重筋綱株式会社津工場他建築工場立地 36 津駅公園前道開設 39 関西鐵參宮線は国有鉄道となる 41 日本軌道会社津久居間琵琶湖鉄道敷設 41 下部田永町耕地整理組合 大正5年まで 41 下部田新開設 42 道山村、塔世村合併 45 入江町貴峰南岸海岸通り開通				22 津市制施行 同年3月津合併 安濃郡伊下野の郷 若田村 八幡村 八幡町 藤井町 榮町 下原田村の一部 乙原村の一部 塔世村の一部 古河村の一部 藤方村の一部 奄芸郡大田村
大正	01 三重合同電気株式会社瓦斯製造所 03 東洋筋綱株式会社設立 (三重筋綱と大阪筋綱合併) 明治から大正にかけて柳、更津筋綱工場を中心に街が発達 02 津市臨時市議会設立 05 上浜町耕地面積調査委員選任 06 津市臨時市議会設置規程 08 国で都市計画法、市街地整備法制定 08 上浜町耕地面積整理組合の地区内561ha 余、岸和田筋綱分工場に先却 08 臨時市議会下水道敷設議決 09 下水道工事 昭和元年まで 10 鉄道沿線市有地売却 藤沢町成立 11 乙原耕地面積組合 12 岩田耕地面積組合 昭和5年まで 大正から昭和にかけて立合町、上・下弁財町の耕地宅地化 12 市議会下水道敷設を可決 13 羽所町成立 13 橋南耕地面積組合 昭和5年まで 14 都市計画法津市施行 14 橋北耕地面積組合 昭和3年まで 14 上水道敷設工事 昭和4年まで 15 津興耕地面積組合 阿漕耕地面積組合 昭和7年まで 15 市街地整備法津市施行				11 臨時都市計画準備調査委員会設置 市区改正に関すること 上下水道敷設 荒尾市街地製作 河川浚渫 予定市街地整備 病院設置 14 内務省津市都市計画指定 予定計画 南北縱貫道路と東西幹線道路 商業地域は岩田橋を中心
昭和	02 都市計画全面実施 03 橋北第二耕地面積組合 昭和4年まで 03 中河原耕地面積組合 昭和5年まで 04 上水道正式給水開始 08 旧国道1号線改良工事 昭和14年迄 09 安濃郡新町合併 09 鹿嶋毛糸工場設立 10 舟佐筋綱工場設立 12 高茶屋台地270ha高茶省に先却一軍附工場化 13 藤木村合併 14 高茶屋村編入 神戸村、安濃村、柳形村合併編入		02 第2回都市計画三重地方委員会 津都市計画区域、津市、河芸町・舟田町、栗原町、安濃郡新町、安東村、 戸戸村、藤木村 計画区域面積1438200坪、津市面積3368400坪の4.2倍 昭和15年目標 17万3千人、大正9年津市人口4万7千人 06 第6回都市計画三重地方委員会 津市都市計画新路決定 道路5段階 4m以上～3m以上 中央部は格子型、区域外に向かって 放射型、その側を多角形環状型 幹線道路の補助道路は区画整理で 07 第7回都市計画三重地方委員会 津都市計画地盤指定 地盤指定は3591800坪、市街地建築物 法適用区域 商業地域2割、工業地域2割、住居地 域5割、無指定地1割 08 津都市計画事業道路新設整備受益者 負担 都市計画法特別税の賦課 沿道土地 所有者の免免利益の還元 津都市計画街路事業の路線追加 津都市計画街路路中一部変更 志賀茂川南部の大工場建設に伴う 10 津都市計画街路追加変更 志賀茂川南部の新築工場建設に伴う 10 津都市計画街路事業及びその執行年 度 津駅阿漕敷地 11 津都市計画街路事業及びその執行年 度 津駅阿漕敷地 12 津都市計画街路事業及びその執行年 度 津駅阿漕敷地 13 津都市計画土地区画整理 大字下部田、上部町の一部約2万4千坪 13 津都市計画街路事業及びその執行年 度 津駅阿漕敷地 14 津都市計画風致地区6地区 津都市計画公園中央、備楽、浜浜公		02 都市計画三重地方委員会 02 都市計画区域決定公告

<p>昭和</p> <p>18 高茶屋地区画整理事業（5ヵ年計画）</p> <p>20 津市大空襲 終報 全市街地1399540坪の72.8%罹災</p> <p>20 市役所仮庁舎 橋内、湖北、橋南の国道沿線復興 京口、立町、大門町復興</p> <p>21 街路計画決定 復興計画区域決定</p> <p>22 特別都市計画法に基づく復興計画</p> <p>26 水路施設拡張事業 昭和39年頃まで</p> <p>27 一志郡斐生村編入</p> <p>29 一身田町編入、河芸郡栗真村、宍道 郡片田村、河芸郡白石村編入</p> <p>30 都市計画の全面的変更 準防火地域指定</p> <p>33 津市水道事業計画 第三水道事業市区域 昭和41年結水区域内人口 14655人うち6.5%結水</p> <p>34 日本硝子織維株式会社住宅 建設奨励金貸し付け</p> <p>36 市役所内に津開発本部設置－重化学 工業開発</p> <p>38 津市上水道計画事業全体 計画変更</p> <p>39 津市上水道事業基本計画 の変更</p> <p>40 三重都市計画地方審議会 津都市計画神戸西地区画整理事業 計画に対する意見書8号、要請8件 引越問題、下水道区域外の下水排水 問題 32696坪</p>	<p>津都市計画復興事業 津市計画街路告示 区画整理区域告示 従来の稠密な家屋とその施設の存在を前提とした計画を破棄し、新たな見地からの都市計画事業を計画</p> <p>21 津都市計画復興事業 津市計画街路告示 区画整理区域告示 従来の稠密な家屋とその施設の存在を前提とした計画を破棄し、新たな見地からの都市計画事業を計画</p> <p>25 三重県総合開発審議会条例 25年の国土総合開発法の施行に伴う、中勢地区は試験研究機能の整備拡充、第一大穴新産業の育成成長 28 伊勢湾工業地帯建設期成同盟会成立</p> <p>30 四日市工業地帯の建設本格化 四日市の日海第二燃科廠を昭和石油に払い下げを閣議決定</p> <p>31 木曾特定地域総合開発計画 の閣議決定 伊勢湾工業地帯建設は同計画の中核的構成</p> <p>36 三重県経済長期計画 昭和45年の分配所得を昭和31～34年の3年にする、製造業の生産水準は7倍、森林水産業は1.6倍、就業人口を第一次から第二次、第三次に移動させる計画</p> <p>38 県下の道路網・鉄道・空港 近畿圏整備法に 対応した県の整備計画、近畿圏との連携で中南勢開発 計画が重点、計画の幹線道路 路計画・名四の延長（中南勢開発道路四日市－第一公庫二見）、中南勢高速 自動車道（亀山－伊勢）</p> <p>40 長期開発計画の修正 地域別開拓開拓構想における県の基本方針、昭和37年 の県民一人当たり個人所得額は100元となり、中勢地域は56,000円33204円で低い 部類、工業化は総についたばかり、昭和37年に政府が 全国開拓開拓計画を決定し、 既存開拓方式による産業の 地方分業開拓計画を立てた。本 構想も重要な役割を果たす。 中勢開拓は道路、港湾、 鉄道等立体交通系の基盤整備化 を図り、工業開拓がよりパ ラランスのある都市発展を目指す。 養老濃郷地帯は三重 県の中央的工業地帯、42号 線の整備、中南勢開発道路 及び中南勢開拓計画の推進、 中南勢高速自動車道の推進、 計画の推進。 中部開拓開拓促進法と三重県 の立候補 昭和36年の近畿圏整備法、 昭和41年の中部開拓開拓促進 法の公布 中部開拓開拓促進法では 如多半島と相対する伊勢湾 岸一部の開拓として中南勢 開拓工事地帯設立位置づけた。</p> <p>41 中部開拓開拓促進法と三重県 の立候補 昭和36年の近畿圏整備法、 昭和41年の中部開拓開拓促進 法の公布 中部開拓開拓促進法では 如多半島と相対する伊勢湾 岸一部の開拓として中南勢 開拓工事地帯設立位置づけた。</p>
--	--

昭和	<p>43 津市水道第2回拡張事業 計画の変更 人口の都市集中化、団地造成、産業経済の進出で水道使用量の増加により計画対象事業年度昭和50年度を45年度に追加</p> <p>44 津駅前土地区画整理事業決定 駅前広場 0.7ha をもつ約 7.1ha</p> <p>45 津市水道第3回拡張事業 計画 第2回拡張計画は昭和45年で終了、45年度から8カ年計画で推進、事業費27億5千万円</p> <p>46 津市水道第3回拡張事業計画の変更給水対象区域の拡大（大里、高野尾地区）、事業年度の1年延縮</p> <p>47 津市計画事業津駅前第2土地区画整理事業施行 条例事業の範囲、事業の負担（国、県、市）</p> <p>48 津市水道第3回拡張事業計画の変更給水対象区域の拡大（大里、高野尾地区）、事業年度の1年延縮</p> <p>49 津市計画事業津駅前第2土地区画整理事業施行 条例事業の範囲、事業の負担（国、県、市）</p> <p>50 津駅前第2土地区画整理事業の決定 約33.2ha 国道23号の拡幅に伴い区画整理を実施する 結果での意見反映に区画整理が行われている更なる踏み、国道拡幅反対</p> <p>51 津市計画事業津駅前第2土地区画整理事業施行 条例事業の範囲、事業の負担（国、県、市）</p> <p>52 津市計画事業津駅前第2土地区画整理事業施行 条例事業の範囲、事業の負担（国、県、市）</p> <p>53 津市計画区域の変更 昭和48年豊里村が津市に合併し、都市計画区域の変更 1324haから15050haへ</p> <p>54 津市計画市街化区域、市街化調整区域の変更 市街化区域403haから4170haへ 市街化区域の配分方針は昭和45年と同じ</p> <p>55 津市計画用途地域の変更 津市計画用途地域の変更 昭和55年仮換地済みの津駅前第2土地地区画整理事業地区内の近隣商業地域の容積指定を200%から300%に変更</p> <p>56 津市国土利用計画 目標と65年度、人口18万人、世帯5万1千世帯 農地・森林・宅地等の区分 津市水道事業計画の変更</p> <p>57 津市計画審議会 国道23号の中央バイパスを都市計画決定しその他の都市計画道路の変更</p> <p>58 第二次長期総合計画 石油危機後の成長時代に入り、第一次計画よりも地域活性化を重視し、地域文化、地域しさの確立を重視。地域資源の効率的な活用と地域環境の保全・整備、さらに道路整備の交通体系の整備により快適、便利・住みよい東土づくりを目指す。</p>	<p>42 第二次長期経済計画 国・県の行政投資では相変わらず道路・橋梁等の産業基盤整備に重点がおかれたが、地域別開発では中南勢開発に力を貸された。中南勢地域は第三の臨海工業地帯として位置づける。津市から明和町にかけての地帯を三重県第二の工業地帯として育成する。河芸町から西側丘陵地にかけての地帯に開拓する。農地内でも近代的な水田作地帯を育成する。津市を地方中枢管理都市に育成する 中南勢開発構想 新全国総合開発計画構想の一環として伊勢市から伊勢市に至る臨海大工場地帯を作り、その後背地に住宅・農業地帯を配置する。国鉄南伊勢線や高速道路は高度成長終了のため活性化</p>
平成	<p>01 津市下塙筋改修条例の一部改正 02 津市地区計画等の案の作成手続を認する条例 03 第2次津市国土利用計画</p>	<p>02 津都市計画地区計画 県文化センターを中心とした16.3ha の地区計画 マンション建設への危惧</p> <p>02 第三次三重県長期総合計画 21世紀に向けて実現する戦略プロジェクト ・魅力ある個性豊かな都市</p>

平成	<p>04 津市都市計画区域及び市街化調整区域の変更（定期見直し） 市街化区域4309.4haから4336.9haへ 国道23号沿いの流通業務施設等 公的又は民間開発業者による計画開発区域 既存工場再利用地 市街化区域周辺の団地造成事業等</p> <p>04 津都市計画事業の実施 南ヶ丘駅新設による駅前の近隣商業地指定 津市都市計画用地区の変更 津市長岡町48.2ha（一種住家） 河芸町マリーナ施設2.4ha（準工業） 市街化区域4336.9haから4387.5haへ</p> <p>05 津市都市計画用地区の変更 長岡町辺町、河芸町東千里的市街化区域編入に伴う 津市北部公共交通地区開拓整備補助事業基本計画作成 津市施行 11.6ha 平成7年から17年予定</p> <p>07 津市都市計画防火地域の変更 都市計画法の改正に伴う用途地域の変更に整合を図るために追加14.8haを含む338.0haを指定</p> <p>08 第4次津市総合計画基本構想 平成22年目標人口18万人、 都市生活者数31万人 文化都市、交流拠点性、 暮らしやすい都市 中部新国際空港海上アクセス拠点 中勢北部サイエンスシティ都心の再整備</p> <p>08 津都市計画第1種市街地開發事業の変更 A街区の建築物の整備計画を変更 容積率を緩和し道幅の高度利用を図る</p> <p>11 津都市計画高度利用地区的変更 津駅前南部地区的高度利用地区約0.5haから約1.9haに拡大し、津駅前北部地区を新たに2.2ha指定する</p> <p>12 津市都市計画条例の全部の改正 都市計画法の一部改正による市町村都市計画審議会の法制化にともなう改正、以前は地方自治法による</p> <p>12 津都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 平成18年目標の市街地面積4620.0haに6ha（津市分）を追加し4620.6haにする</p>	<p>づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津市と周辺の過山漁村を含めた地域全体の活力の上昇 ・都市間の広域連携 ・伊勢湾岸沿岸は環境の保全とウォーターフロント開発、国際交流機能の整備、中部国際空港へのアクセス整備 ・伊勢湾ペイフロントプロジェクト、ウォーターフロント開発、環伊勢湾都市ネットワーク構想、伊勢湾環境リフレッシュ構想 <p>07 津市都市計画審議会 都市計画法改正に伴う用途地域を8用途から12用途に変更 市街化区域面積、用途地域面積に変更なし</p> <p>10 津市都市マスタープラン 平成21年度までの将来土地需要（住宅地、商業施設地、工業地）を765haと予測し、このうち530haを市街化調整区域で開発し、既存の市街化調整区域における住宅用地等と合わせ907.6haを市街化区域に編入する構想</p> <p>11 津市都市計画審議会 城ヶ崎地区的地区計画決定 一帯田上津部田地区の地区計画の変更、浜文化センターゾーンで中層住宅高層商業地区を中心高層住宅近隣商業地区に変更 津都市計画第1種市街地再開発事業の変更、眼科病院を別棟とする中勢北部サイエンスシティに隣接して市街化区域及び市街化調整区域の変更、都市計画道路の変更、都市計画公園の変更、下水道の変更 市街化区域は平成12年目標でサイエンスシティ分171.5haを含め4387.5haから4559.0haに変更する 審議会ではサイエンスシティ計画推進について反対の意見も出た</p> <p>11 津市都市計画審議会 津都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 市街化区域平成12年目標4559.0haから平成18年目標4620.0haに変更する。津都市計画マスターplanを受けての計画変更。</p>
----	--	--

参考引用文献

- 1 都市計画三重地方委員会議事録・資料 大正 15 年～昭和 21 年
- 2 三重県都市計画地方審議会議事録・資料 昭和 26 年～平成 12 年
- 3 津市都市計画審議会議事録・資料 昭和 45 年～平成 11 年
- 4 三重県史資料編 近代 1 政治・行政、同近代 2 政治・行政、同現代政治・行政
昭和 63 年 3 月 三重県
- 5 津市史第 4 卷 昭和 40 年 3 月 津市役所
- 6 津市史第 5 卷 昭和 44 年 3 月 津市役所
- 7 津市議会議事録 昭和 36 年～平成 13 年
- 8 津市市制施行 100 周年記念誌 平成 2 年 3 月 津市
- 9 特別都市計画法関係書類綴り 昭和 21 年 9 月 国土交通省図書館所蔵
- 10 都市の理念－都市計画法制定 50 周年記念－ 昭和 44 年 6 月
都市計画法制定 50 年・新法施行記念事業委員会
- 11 戦災復興誌第八巻 都市編津市 1991 年 12 月 建設省



障害者自立支援法と障害者雇用政策

—三重県下の取組みから—

小西 啓文

はじめに

いわゆる障害者福祉の領域における法改正はめまぐるしいものがある。2000年の社会福祉基礎構造改革の一環として、利用者とサービス提供事業者との間の契約を基本とする支援費支給制度が導入されたのもつかの間、2005年には障害者自立支援法が成立し、2006年4月および10月から施行されている。

障害者自立支援法における障害保健福祉の改革のポイントは5点に集約することができる¹⁾。①障害福祉サービスの一元化、②「障害者がもっと『働く社会』に」すること、③地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」すること、④公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化・明確化」、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化がそれである。そのなかでも①と②は、「障害者雇用」という課題が「地域社会」において展開されるにあたり極めて重要なポイントになると考えられる。

まず①の背景には、これまで障害福祉サービスについては障害福祉立法ごとに縦割りのサービス事業が定められており、このことは支援費制度になんても原則的には変わらず、特に精神障害者への保健福祉サービスは別途の体系になっていたことがある。これをサービスの実施状況についてみると、段階的に都道府県から市町村にその実施主体が移されてはいるが、障害種別等ごとに大きな差異があり、制度的に障害やサービスの種類ごとに提供主体が異なるものもあるため、住民に最も身近な市町村において、一貫した効果的・効率的なサービスの提供や財源の配分が困難な状況にあった。

そこで障害者自立支援法においては、障害福祉サービスについて、年齢と障害種別を超えて一元的に規定し、サービス提供主体は市町村に一本化したうえで、国と都道府県が重層に支援しつつ、市町村の創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直しされることになったのである。

また②については、障害者自らがその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、障害者雇用促進法の改正などの労働行政サイドとは別途に、福祉行政サイドからの支援及び福祉と雇用の連携を充実させることになった。福祉行政サイドの支援としては、社会福祉施設から一般就労への移行を進めるための「就労移行支援事業」等の創設、福祉と雇用の連携では、ハローワークと社会福祉施設による「地域障害者就労支援事業」の創設が図られ、労働行政サイドからは雇用施策の充実として、在宅就業者への支援や精神障害者への雇用率適用など

が図られることになる。

筆者は3年間にわたり、三重県下における障害者雇用の進捗状況について、とりわけ就労移行支援という観点から研究してきたが²⁾、本稿では今回の障害者自立支援法の成立・施行により、具体的にどのような変化が生じつつあるかについての報告を試みることにする。その際、三重県下における①障害福祉計画、②就労移行への取組み、③障害者就業・生活支援センターの進捗状況に焦点をあて、障害者自立支援法制定の趣旨が三重県下においてどのように実現しつつあるか、報告することにする。

I 障害福祉計画の進捗状況

1 障害者自立支援法における障害福祉計画の位置付け

障害者自立支援法においては、特に①3障害共通の基盤整備、②義務的経費の明確化、③障害福祉計画の策定義務化の3点に意義があると指摘されているが、なかでも③は「非常に重要なポイント」であるという³⁾。

すなわち、障害者施策は、利用者も多様で、数も多く、高齢者施策と比較して行政の計画に位置付けられにくい傾向があった。都道府県においては、障害者基本法において障害者計画の策定が義務付けられているが、市町村については努力義務でしかなかったということも、行政計画として推進されてこなかった原因の一つではないかと考えられていた。そこで、都道府県及び市町村において、障害福祉サービスに関する計画（障害福祉計画）の策定が義務化されたのである。

障害者自立支援法においては、老人保健福祉計画と同様に、障害福祉サービス及び相談支援ならびに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため行動計画を法第5章で策定することになった。市町村の障害福祉計画（88条）を中心に、国と都道府県が重層的な計画を立て、国は、基本的な指針（87条）を策定し、この基本指針のなかで、サービス量を見込むためのガイドラインが設定されることとされた⁴⁾。

サービス量を見込むこととされた背景には、障害福祉サービスは各自治体において提供体制がさまざまであり、サービスの実施内容に地域によって大きな差が生じていたことが指摘されている。今回の改革において、必要なサービスが障害のある人に提供されるよう、将来に向けて計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、国の定めた基本的な指針に基づき、地方自治体に、必要なサービス量とそれを確保するための方策を記載した障害福祉計画を策定することが義務付けられたのも、このためである⁵⁾。

障害福祉計画を策定するにあたっては、「障害者の自己決定と自己選択の尊重」、「市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一本化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの基盤の整備」を基本理念とするとともに、基盤整備の基本的な考え方として、

「全国どこでも必要な訪問系サービスの保障」、「希望する障害者に対する日中活動サービスの保障」、「グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行の推進」、「福祉施設から一般就労への移行等の推進」をあげている。

都道府県及び市町村は、障害福祉計画策定にあたって、平成23年度における数値目標を設定することになった。

国の基本指針では目標として以下を掲げることとしている。

目標① 施設入所者の地域移行

平成23年度までに、

- ・現在の入所施設の入所者 1割以上が地域生活へ移行
- ・地域の実情に応じつつ、施設入所者数を 7 %以上削減

目標② 平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（平成14年患者調査で約 7万人）を解消

- ・平成23年度の退院可能精神障害者数の減少目標値を設定し、医療計画における基準病床数を見直し

目標③ 福祉施設から一般就労への移行

- ・平成23年度中に現在の 4倍以上とすることを目指す。
- ・就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型を目指す

というものである。これを受け、三重県下でも障害福祉計画が策定されている。

2 みえ障害者福祉プラン（仮称）（案） 三重県障害福祉計画 第一期計画

(1) 三重県障害福祉計画は、「計画の基本的考え方」として、まず、「1 計画のめざす姿」について、障害を有する者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるためには、サービス提供基盤の整備が必要であり、そのためには、地域住民の理解や協力による共生にむけたまちづくりの視点が必要になる、としたうえで、県では、計画のめざす姿を「希望するすべての障害者が地域で暮らせる共生社会の実現」とし、障害を有する者を中心とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や活動が保障される社会づくりを、県民と協働で推進する、とする。ここで登場する「希望するすべての障害者」に類似したフレーズが基本指針においても登場していたことを踏まえると、三重県の障害福祉計画が国の基本指針を十分に意識して策定されていることがうかがえよう。

つぎに、「2 取組の体系」として、計画では、めざす姿の実現のために推進するさまざま

な取組みを下記のとおり2つの体系に整理する。

①障害者の自立支援

障害を有する者が希望する暮らし方を尊重したうえで、施設や病院、また家族による支援からの自立も含め、障害を有する者の自立を支援するため、相談・支援体制の整備、暮らしの安全安心と日中活動の場の確保、地域移行の推進、就労の促進などに取り組む。

②社会環境の整備

障害を有する者が地域で自分らしく暮らし、活動できるよう、障害に対する理解の促進を図るとともに、障害者の社会参加を促すための環境整備や保健・医療体制の充実、学校教育における障害児支援などに取り組む。

さらに「3 圏域等の設定」として、計画においては、地域間格差の是正が進むよう、サービスの種類ごとにサービス量を見込み、進行管理等を行う「区域」を設定するとする。

区域については、サービスごとに適切な範囲を設定するとし、「障害保健福祉圏域」として、障害者の日常生活圏、サービス提供基盤の状況、地理的条件等を勘案し、県内を9圏域に区分している。そのなかで、①居住系サービスのうち施設入所支援については新たな整備を行わず、障害保健福祉圏域を基礎にして全県域で入所定員の調整を行うこと、②同じ居住系サービスのうちでも共同生活援助・共同生活介護並びに日中活動系サービスについては障害を有する者の日常生活を支援するという観点から、障害保健福祉圏域を単位として必要なサービス基盤の整備を行うこと、③訪問系サービス及び相談支援については、「地域で生活する障害のある人を対象としたサービスである」ことから、市町を単位として必要なサービス基盤の整備を行うこと、とされている。

この方針自体、正しく「脱施設化」を体現したものであるといえるが——①を参照すれば足りよう——、ここで注目したいのは、②と③で「必要なサービス基盤の整備を行う」という際に、②については「障害保健福祉圏域」、③については「市町」がその単位となっていることである。この点は、先述した「市町村の障害福祉計画（88条）を中心に、国と都道府県が重層的な計画を立てる」という考え方に関わることであり、後述したい。

ところで、今回の障害福祉計画にとって重要とされる「4 数値目標の設定」については、まず①地域生活移行支援に関して、障害を有する者が、障害の種類・程度・年齢などにかかわらず、希望する地域の中で自分の意思に基づき、自らの生き方を決めて、地域の人々とともに支え合いながら暮らすことが必要であるとし、計画では、福祉施設に入所している障害のある人の1割が、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行することを目標として定めたうえで、必要となるサービス量及びその確保のための方策を示すこととしている。

また、精神障害者については、退院可能精神障害者の減少目標値を定めた上で、必要となるサービス量及びその確保のための方策を示すこととしている。

そして本稿で報告の焦点とした②一般就労への移行等に関する目標については、障害を有する者の意欲やさまざまな状況に応じた、多様な「就労」の確保が求められているとして、計画においては、福祉施設から一般就労への移行をめざし、福祉施設を退所して、雇用契約を結んだ者（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者を除く）が、平成17年度実績の4倍となることを目標として定めたうえで、必要となるサービス量及びその確保の方策を示すこととしている。

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数（A）	30人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成23年度一般就労者数	120人	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就業する者の数
	4倍	(A)の倍率
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	60件	平成23年度において福祉施設から公共職業安定所の支援を受けて一般就労する件数
【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	60人	平成23年度の福祉施設から一般就労する者の内、委託訓練を受ける者の数
【目標値】障害者試行雇用事業の開始者数	30人	平成23年度の福祉施設から一般就労する者の内、障害者試行雇用訓練を受ける者の数
【目標値】職場適応援助者による支援対象者数	30人	平成23年度の福祉施設から一般就労する者の内、職場適応援助者の支援を受ける者の数
【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	140人	1年間に福祉施設から一般就労する者で、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置か所数	9か所	平成23年度には9箇域に設置

（2）具体的な「障害者の就労の促進」については、以下のような記述である。すなわち、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定の割合以上、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならないとしたうえで、「障害者の自立支援に向けては、障害のある人の適性と能力に応じた雇用が重要な役割を果たす」として、障害者雇用の促進に向けては、雇用の場の確保、職業訓練や職業実習の機会の提供、就職後のサポート体制の充実などが必要不可欠であるとする。

①雇用の場の確保

雇用の場の確保策としては、以下のようなものが掲げられている。

○障害のある人の雇用促進を図るため、三重労働局等との連携による啓発を行う。

○就労移行支援事業の実施

就労移行支援事業を行う事業所を障害保健福祉圏域ごとに適正に配置し、特別支援学級の卒業生等に対する就労支援や就労後のフォローを行う。また、高次脳機能障害者等中途障害者等の職場復帰を支援するため、職場との調整・訓練等を行う。

○障害者多数雇用事業所等に対する優先発注制度

障害のある人の就労促進や福祉的就労の安定を図るため、県が行う物品等の調達において、障害のある人の雇用に努める県内企業等を優遇する制度を運用する。

○ITを活用した障害者在宅就業支援事業の実施

○県庁舎における知的障害者職場実習の実施

②職場訓練の充実

○職場適応訓練事業の実施

障害のある人の作業環境への適応を支援するため、民間事業所に委託して、障害適応訓練を行う。

○障害者の態様に応じた多様な訓練の実施

障害のある人が、居住する地域で職業訓練を行えるよう、さまざまな団体等に委託し、訓練を実施する。

○障害生徒職域開発促進事業の実施

特別支援学校に在学する生徒の就職を促進するため企業などの協力を得て職場実習を実施する。

○職域拡大のための職業訓練

津高等技術学校OA事務科を三重県身体障害者総合福祉センター内で開講し、肢体に障害のある人を対象にパソコンを使った職業訓練を行う。

③就労定着に向けた支援

○就労サポート事業の実施

知的障害や精神障害のある人は、就労しても職場の人間関係や意思疎通の問題から、離職するケースが多いことから、授産施設や作業所の職員が職場との調整を図る役割を担う就労サポート事業を実施する。

○障害者就業・生活支援センターの設置

職場への定着が困難な、障害のある人の、就業や日常生活の支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを各障害保健福祉圏域ごとに設置する。

○三重障害者職業センター等による支援

就職が特に困難な、障害のある人に対しては、三重障害者職業センターが、職場へのジョブコーチの派遣等による支援を行うこととしており、県としても連携を図る。

さらに、雇用相談員を各ハローワークに配置し、きめ細かな相談・指導等を行う。

④福祉的就労と多様な働き方の支援

○通所等支援の推進

授産施設等に通所する障害者のサービス利用にかかる経費の一部を補助することにより、利用者負担の軽減を図る。

○就労機会を提供するための障害者人材センターの運営

働く意欲があっても一般就労が難しい障害者に就労機会を提供するため、障害者の希望や障害特性に配慮した上で仕事の紹介を行う。

○就労継続支援事業（A型・B型）の推進

小規模作業所が障害者自立支援法による法定事業へ移行できるよう支援するとともに、就労継続支援B型（非雇用型）から雇用型のA型事業所へ転換を図れるよう、関係機関と連携し、セミナーや研修等の実施を通じた支援を行う。

○就労収入向上、社会的協働事業所の研究

福祉的就労の場であっても、その工賃の増額が図れるよう、経営感覚を重視した運営を図るため、その手法について検討を行う。また、障害の有無にかかわらず、対等な立場で共に働く新しい職場形態（社会的協働事業所）の構築にむけ、障害のある人の就労の促進及び社会的・経済的な自立を図るための手法を研究する。

○民間事業所における福祉的就労

通院中の精神障害のある人が、一定期間事業所で就労し、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養い、地域において自立できるよう支援する精神障害者通院患者リハビリテーション事業を実施する。

○小規模作業所の新体系移行への支援とあり方の検討

小規模作業所については、原則として、法人化取得や利用人員等の要件を満たして、障害者自立支援法上の新事業体系へ移行できるように支援する。

なお、地域や障害特性の理由などを考慮して、現行の支援制度も当面は継続しながら、今後のあり方を検討する。

以上である。

(3) 三重県の障害福祉計画を概観すると、平成15年3月に策定された障害者プランで打ち出された「障害を有する者の雇用促進に関する施策」および「一般雇用が困難な障害を有する者についての施策」で示された視点（一般雇用等につながる就職援護措置、労働と福祉・医療との連携事業、一般就労している障害のある人の生活面でのサポート体制、障害者S O H O支援事業の実施、授産施設等に対する取組、民間事業所における福祉的就労）を基調として展開させたものということができよう。もっとも、「労働と福祉・医療との連携事業」については、「一般就労への移行促進策」として、「授産施設を利用する人が、授産施設に作業を発注する企業等において授産活動を行うことで、企業等への就職の促進を図る施設外授産の活用による就職促進モデル事業について実施を検討していきます。また、ハローワークから医療機関、精神障害者社会復帰施設等に赴き、精神障害のある人を対象に就職活動に関する知識や方法を実

践的に示すためのジョブガイダンス事業を三重労働局が実施することから、県においても連携を図っていきます」と、「一般就労の定着化に向けたサポート体制」としては「就職や職場への定着が困難な障害のある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを三重労働局と連携しながら設置していきます。また、就職が特に困難な障害のある人に対し、職場にジョブコーチを派遣することで職場定着を図る事業を三重障害者職業センターが実施することから、県においても連携を図っていきます。このほか、障害のある人の雇用の場の確保と職場定着を図るために、雇用相談員を各ハローワークに配置し、きめ細かな相談、指導等を行っていきます」と挙げるに止まるものであることを踏まえると、今般の障害福祉計画における拡充は、就労移行支援という観点から高く評価できるものといえよう。

このことの背景に、仮に、障害者自立支援法の施行により、県健康福祉部障害福祉室と勤労・雇用支援室との連携の強化があるとすれば⁶⁾、同法のもつ「障害福祉サービスの一元化」という趣旨は実現しつつあるということができるだろう。

もっとも、先に指摘したように、県の障害福祉計画において例えば市町単位で整備されるべきとされた「訪問系サービス及び相談支援」などについては、市町の障害福祉計画とどのような整合性が図られていくか、という別の課題もあるう。

そこで以下では、市町の障害福祉計画の例として、「津市障害福祉計画」を取り上げることにする。

3 津市障害福祉計画（第1期）素案

津市障害福祉計画は、「第5章 地域生活、一般就労移行に関する平成23年度における目標値」において、福祉施設の入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、国の定める基本指針に即して、以下のような数値目標を設定している。

①施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減について、国の目標量の設定は平成23年度末時点の施設入所者を現在の7%以上削減することを基本としているが、津市においては、施設入所の待機者が存在しており、現入所者の地域生活の移行を進めるものの、待機者の減少を図る必要があることから、現入所者と同数の目標値を設定している。

また、地域生活への移行目標については、国の定める基本指針に即し、平成17年度の施設入所者の1割を目標値として設定している。

項目	数値	備考	
平成 17 年度の全入所者数 (A)	293	人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度全入所者数 (B)	293	人	平成 23 年度末時点の施設入所者数の見込み
【目標値】削減見込 (A-B)	0	人	差引減少見込み数 (割合については削減見込人数を全入所者 (A) で除したもの)
	0	%	
【目標値】地域生活移行者数	29	人	現在の全入所者のうち、グループホーム、ケアホーム等へ地域移行するものの見込み数

②退所可能精神障害者の地域生活への移行

精神科病院において、「受け入れ条件が整えば退院可能な患者」は県内で約1,300人と見込まれている。国の目標量の設定は、平成24年度までの7年間で、精神障害者の社会的入院の解消を目指すことになっており、津市においては、人口比などを勘案し、平成23年度までに、社会的入院の精神障害者の8割以上が地域生活へ移行をするものとして目標値を設定している。

項目	数値	備考	
退院可能が見込まれる精神障害者	200	人	受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数
【目標値】減少数	165	人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

③福祉施設利用者の一般就労への移行

津市において、福祉施設を退所し一般企業等へ就労した障害者は、過去3年間で2人であり、就労移行支援など雇用に向けた新たなサービスの展開等を勘案するとともに、国の定める指針に即し、その4倍の8人を設定している。

項目	数値	備考	
平成 17 年度中の一般就労移行者数	0	人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	8	人	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	-	倍	

以上である。もちろん「素案」であるため、今後変更される可能性はあろうが、これまで3次にわたり障害者プランを作成し、障害者福祉の拡充を図ってきた県の障害福祉計画と比べると、市のそれはいかにも端緒についたばかりという感を否めない。本稿は「障害者雇用」を題材としているため、就労移行にかかる部分のみを抜粋したが、先に指摘した「訪問系サービス」についても、今のところ、1月あたりの平均利用時間総数を、18年度については4,750時間、19年度については5,520時間、20年度については6,080時間、23年度については8,160時間へという必要量を見積もりつつ、必要量確保の方策としては、「事業者等との連携強化と情報提供の推進」、「サービス提供事業所の新体系への移行推進」、「グループホーム・ケアホームの設置推進」という項目を盛り込むばかりである。障害者自立支援法が市町村をその主たる実施主体として定めた趣旨が活かされてくるかは、今後の市町村の取組み如何にかかっているといって過言でなかろう。

県と市町村の関係性についても、同じく「事業者等との連携強化と情報提供の推進」に掲げられた、県等関係団体・障害者生活支援センター・福祉サービス事業者・障害団体・学識経験者等で構成される「津市地域自立支援協議会」が連携面でどのように機能するかにかかってくると思われる。この点も今後の動向に注目する必要があろう。

II 就労移行への取組み

(1) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県雇用開発協会障害部の『平成18年度障害者の雇用の現状』によると⁷⁾、1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）における実雇用率は前年より0.01ポイント低下し、1.42%であった。雇用障害者数は、前年に比べ31人増加し、1,941人となった。

また、法定雇用率未達成企業の割合は、54.3%が54.7%と前年に比べ0.4ポイント増加した（全国の民間一般企業の実雇用率1.52%（前年1.49%））。

企業規模別の実雇用率は、全年と比較し100～299人規模企業（1.27%が1.33%）及び500～999人規模企業（1.60%が1.64%）は上昇、56～99人規模企業（1.47%が1.41%）、300～499人規模企業（1.35%が1.26%）及び1,000人以上規模企業（1.74%が1.67%）ではそれぞれ低下了。

このようなデータから、最近の傾向として、県内の障害者雇用状況は年々低下しており、有効求人倍率1.5倍とは裏腹な関係であるという指摘がある⁸⁾。

近時、県は障害者雇用を促進するため、民間企業で就労訓練を受ける身体・知的・精神障害者に対し07年度から訓練手当を支給する考えを明らかにしたが⁹⁾、このような背景に障害者自立支援法が全面施行されたことを受け、自立を促進することがあるにせよ、障害者雇用における閉塞感を開拓しようとする効果への期待も垣間見えよう。

もっとも、三重県下において、障害を有する者の就労移行へ向けてどのような取組みがなさ

れているかについては、実際の現場での取組みをフォローする必要があろう。そこで以下で、論文や新聞記事において紹介された若干の例を報告することにする。

（2）実際の現場での取組み

〔ケース1〕 社会福祉法人伊勢亀鈴会第2八野ワークセンター

まず、三重県・社会福祉法人伊勢亀鈴会第2八野ワークセンターを紹介する¹⁰⁾。

同施設は、1991年4月に身体障害者通所授産施設として開設され、2006年度の目標として平均賃金3万円を掲げ、授産事業を展開している。

一般就労支援としては、挨拶などの社会人としての基本と面接要領訓練を内容とする一般就労訓練（2か月に1回、1・5時間）、就職面接会への引率による参加、本人・企業・職業安定所との間に入った面接合格者へのフォローアップ、就労先の開拓および施設外実習等の検討を実施している。

就労継続への支援として、同施設は、退所後3年間の就労継続支援を実施し、さらに三重県の障害者就労サポート事業¹¹⁾を活用して、現場訪問や、本人・家族・就労先との連絡相談を行い、関係機関との調整を図りつつ就労継続支援を行っている。

〔ケース2〕 社会福祉法人「夢の郷」（津市城山）

つぎに、津市城山にある社会福祉法人「夢の郷」の取組みを紹介する¹²⁾。

社会福祉法人「夢の郷」は、障害者の自立に向けて工賃アップを目指し、精神障害者が授産施設で作ったパンを定期宅配で販売することになったという。

「夢の郷」は通所授産施設「クローバーハウス」を運営しており、32人の利用者らが20種類のパンを作り、協力店などで販売している。

しかし、1人が1か月に得られる「工賃」は平均1万7000円であり、生活費は年金収入だけだと約5万円足りないため、パンの売り上げを増やし、工賃を5万円まで引き上げようと、新たな販売方法を探ってきた。

宅配販売は、希望者に「サポーターズクラブ」の会員になってもらい、食パン一斤と菓子パン4個を週一回、自宅や職場などに届けるというもので、料金は月2500円。さらに、車を使って路上販売にも乗り出すという。

来年度末に工賃5万円を目指しており、夢の郷の統括施設長は「障害者が地域で暮らしていくために、工賃アップが必要。多くの人に協力してほしい」と呼びかけているという。

このような障害を有する者の就労移行支援策が三重県下で少しづつ進捗しているのである。

もっとも、これらの動きを、障害者自立支援法の文脈のなかでどのように位置づけることができるかについては検討の余地が残る。

(3) 従来の障害福祉サービスは、大別して居宅サービスと施設サービスに分類されていたが、障害者自立支援法における障害福祉サービスは、主に介護給付と訓練等給付に分けられることになった。なかでも訓練等給付には、①自立訓練、②就労移行支援、③就労継続支援、④共同生活援助があるが、ここでは②と③をあげる。

②は、就労を希望する障害者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う。これには利用期限が定められている。

他方③は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。利用期限は定められていない。この事業にはA型（雇用型）とB型（非雇用型）の2つのタイプがあり、A型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者であって、就労移行支援事業で一般企業の雇用に結びつかなかった者、盲・聾養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった者、一般企業を離職した者や就労経験のある者等が対象になる。B型は、就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される者で、就労移行支援事業により一般企業の雇用に結びつかなかった者、一般企業等での就労経験のある者で年齢や体力の面から雇用されることが困難な者、一定の年齢に達している者が対象となる¹³⁾。

このように障害者自立支援法では、従来の授産所や福祉工場は2011年度までに、従来より一般事業所への就労支援に力を入れる「就労継続支援（A・B型）」「就労移行支援」事業などに切り替えるよう求められている。A型は一般的従業員を雇うのと同様に障害者と雇用契約を結ぶため、最低賃金を保障する必要があり、B型も平均工賃が月額3000円程度を上回ることが要件とされる¹⁴⁾。以上のような新たな分類に、上記した2つの事例はどのようにあてはまるのだろうか。

(4) 例えば、ケース2に類似した事業——あるいは、ケース2が範とした事業というべきかもしれない——に、東京都町田市の「スワンカフェ＆ベーカリー町田店」がある。

これも、新聞記事で「自立育むパン屋さん 障害者に最低賃金保障・就職支援 町田の法人あす開店」と紹介されたものである¹⁵⁾。

「スワンカフェ＆ベーカリー町田店」は働く障害者の低賃金解消を掲げるヤマト福祉財団（中央区）が全国で展開するスワンベーカリーのチェーン店として開業するといい、障害者自立支援法で定められた「就労継続支援A型」の事業として行い、都内の最低賃金、時給719円を超える720円を支払う予定であるという。

都施設福祉課によると、都内の授産所の平均工賃は月額1万3300円（05年度）。最低工賃を超える額を支払えないためA型事業を始める例は少なく、同法人で2例目とのことで、既存の施設ではなく新たに働く場を設ける例としては初めてという。

約20名の従業員のうち10人が、19歳から40歳までの知的・精神障害者であり、同法人が運営

をする市の就労支援センター「らいむ」の登録者の中から採用した。

障害者はパンの製造も一部手伝うが、接客などのフロア業務が中心で、それぞれの適性に応じた仕事を考え、1日3時間、週3日だけ働く人もいる。

さらに店の2階には、職業実習などを行う「就労移行支援」事業の事務所（「美空」）もあるという。

このように、就労への移行という観点からは、就労継続支援事業ということであれば三重県下においても今後「A型」が普及されることが待たれよう。もっとも、現実に障害を有する者の就労にあたっては、利用者の就労意欲の低下、企業開拓の難しさ、就労継続の難しさが一般就労移行支援の問題点として指摘されており¹⁶⁾、このような問題は社会福祉法人の取組みに期待するだけで解決できる問題では到底ないものと考えられる。

そこで最後に、三重県下における障害者就業・生活支援センター事業の進捗状況について報告したい。

III 障害者就業・生活支援センター事業の進捗状況

1 障害者就業・生活支援センター事業

「障害者就業・生活支援センター」は、障害者雇用促進法33条に基づき、職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において、必要な支援を行うことにより、雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として設置される¹⁷⁾。障害者の職業生活における自立を図り、その雇用・就業の促進を図るという目的を果たすべく、就業支援と併せて日常生活又は社会生活上の支援を身近な地域で一体的に行うための相談窓口となるとともに、地域での雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携の拠点となることが期待されている¹⁸⁾。

2 同事業の平成18年度上半期の全国的概況¹⁹⁾

平成18年4月に20センターが増設され、現在、全国で計110センターが運営されている。

平成18年9月末時点の支援対象障害者数（登録者数）は19,695人であり、1センターあたり179人、前年同期比15%増となっている。

障害者（登録前を含む）に対して、半年で計220,509件の相談・支援を実施しており、これは1センターあたり2,005件、前年比11%増である。

職業準備訓練および職場実習のあっせん件数は、半年で計2,444件であり、1センターあたり22件、前年同期比13%増である。

就職件数は、半年で計1,911件で、1センターあたり17件、前年同期比20%増である。

在職者に対する職場訪問による定着支援は、1か月あたり2,442人に対して4,872件実施している（1センターあたり22人／月に対して44件実施）。

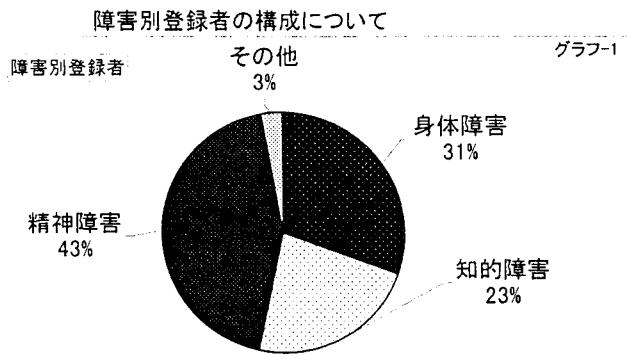
3 四日市障害者就業・生活支援センターの業務実施状況について

三重県においては、四日市に「四日市障害者就業・生活支援センター」が、伊勢に「伊勢志摩障害者就業・生活支援センター『プレス』」が存在する。このうち、ここでは四日市就業・生活支援センターについて取り上げることにする。

同センターの実施状況は以下の通りである。

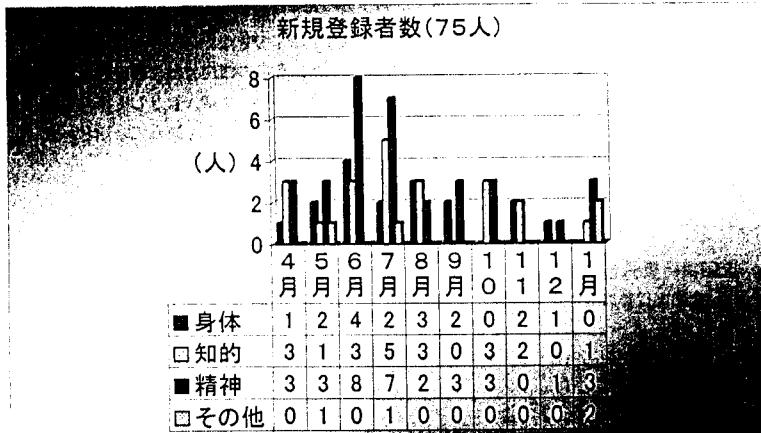
まず、平成19年1月25日現在の登録者数は、222名である（表-1）。そのうち、障害別の構成は、身体障害が31%、知的障害が23%、精神障害が43%、その他が3%である（グラフ-1）。

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
在職中	23	17	33	2	75
求職中	52	38	54	3	147
合計	75	55	87	5	222



新規登録者数75人の登録の推移は以下の通りである（グラフ-2）

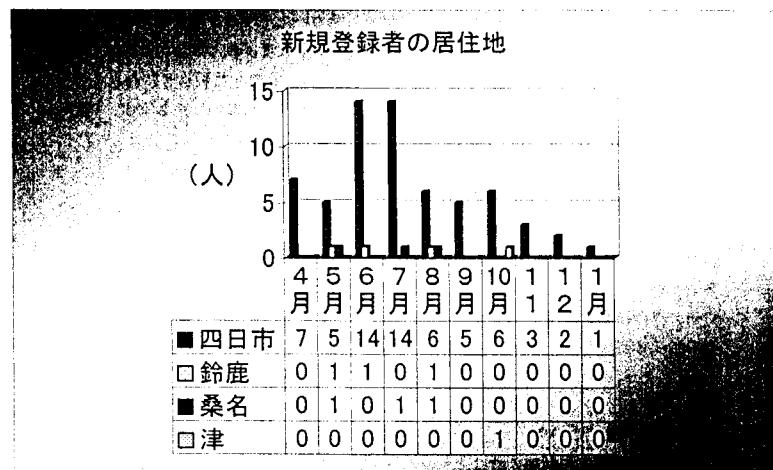
新規登録者数の推移(H.18.4~8)について



グラフ-2

新規登録者の居住地別推移によると、いずれの月も四日市が最多である。これは、「身近な地域」で同センターの事業が運営されるべきであるという障害者雇用促進法の趣旨にも合致する（グラフー3）。

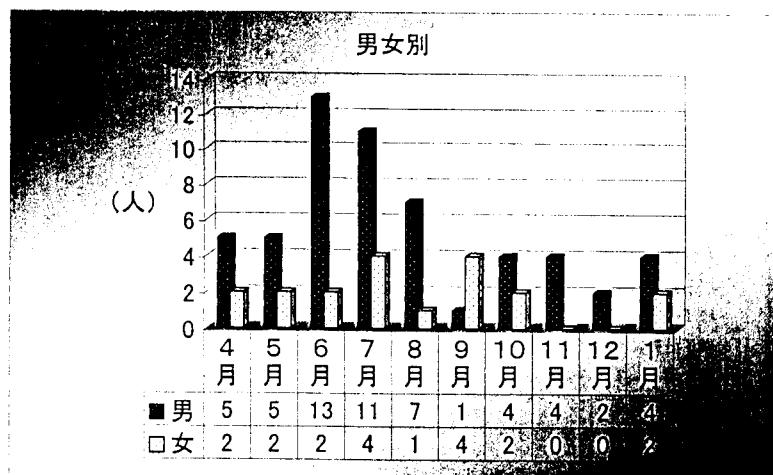
新規登録者の居住地別推移(H.18.4~8)について



グラフ-3

以下は登録者数を男女別の推移でみたものである（グラフー4）。

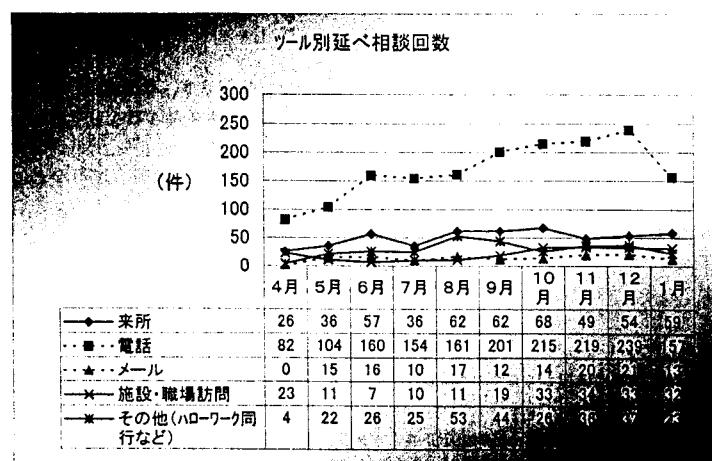
男女別登録者数の推移(H.18.4~8)について



グラフ-4

相談はどのような手段でなされているのだろうか。グラフ-5によると、電話がもっとも多いことがわかる。

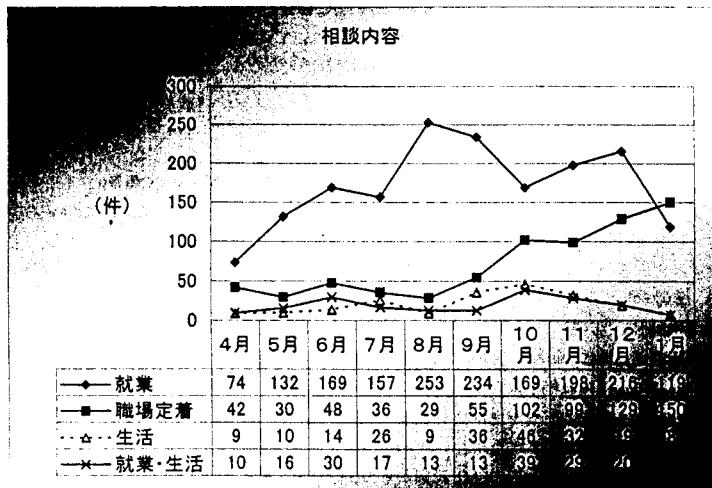
ツール別延べ相談回数の推移(H.18.4~8)について



グラフ-5

相談内容別推移は、傾向として、「就業」がもっとも多く（例外、1月）、つぎに「職場定着」がきている（グラフ6）。同センターの事業ウェイトは、生活よりも就業関係におかれていることが読み取れよう。

相談内容別推移(H.18.4~8)について



グラフ-6

企業訪問の件数および就業に結びついた方は以下のようである（なお~~障~~のマークは障害者求人の応募で就職した者）。ここで特徴的なのは、就職から比較的短期で離職している者がいることである。この背景には、職を転々としている者の存在が見え隠れする。

このように、同事業は数値上非常に順調であるように見受けられるが、就職に至ってもすぐに離職してしまう者や職を転々としている者も存在しているとみられる。同事業のような継続的な支援体制がより一層必要とされる所以である。

企業訪問の状況(件)

19年1月25日現在

	訪問先	うち実習受け入れ可能企業	実習実施企業
製造業	15	1	
サービス業	5	2	1
運輸業	2	1	1
リサイクル業	3	2	2
福祉施設	10	3	3
計	35	9	7

障害別就職状況(人)

19年1月25日現在

	パート	一般	計
身体	3	3	6
知的	4	3	7
精神	9	0	9
その他	1	0	1
計	17	6	23

就業決定一覧表

19年1月25日現在

	就業月	性別	職種	障害別	経路
1	4月	男	食品加工	パート	知的 ハローワーク
2(離職)	4月	男	塗料会社	パート	精神
3	4月	男	洗浄工	パート	身体 ハローワーク
4(離職)	5月	男	新聞配達	パート	精神
5(離職)	6月	男	廃棄物処理工場	パート	知的 ハローワーク
6	6月	男	一般事務	一般	身体 ハローワーク
7(離職)	6月	男	造園業	パート	精神
8(離職)	7月	男	レンタル業	一般	精神 ハローワーク
9	8月	男	塗料会社	パート	知的
10(離職)	8月	女	美容院	一般	知的
11(離職)	8月	男	倉庫会社	パート	精神 ハローワーク
12(離職)	8月	男	レストランスタッフ	パート	精神 ハローワーク
13(離職)	9月	男	倉庫会社(派遣)	パート	精神
14	9月	男	老人介護施設	パート	精神 ハローワーク
15(離職)	9月	男	倉庫会社(派遣)	一般	精神 ハローワーク
16(離職)	9月	男	金属プレス及び溶接	一般	精神 ハローワーク
17	9月	男	空容器の整理	一般	知的 ハローワーク
18	10月	男	造園業	パート	精神 ハローワーク
19	10月	男	組立・検査業	パート	精神 ハローワーク
20	10月	男	リサイクル業	パート	知的 ハローワーク
21	10月	男	洗浄工	パート	身体 ハローワーク
22	10月	男	食品会社	パート	精神 ハローワーク
23	10月	女	スーパーレジ業務	パート	その他 ハローワーク
24	11月	女	観光業	パート	知的 ハローワーク
25	11月	男	組立	一般	知的 ハローワーク
26	11月	男	住友電装(塩浜物流)	パート	身体 ハローワーク
27	12月	男	配達業	パート	精神
28	12月	女	事務	一般	身体 ハローワーク
29	12月	女	出荷業	パート	精神 ハローワーク
30	12月	男	造園業	パート	精神 ハローワーク
31	12月	男	出荷業	パート	精神 ハローワーク
32(離職)	1月	男	組立・検査業	一般	知的 ハローワーク
33	1月	男	事務	一般	身体 ハローワーク
34(離職)	1月	男	宿直業	パート	精神 ハローワーク
35	1月	女	洗い物	パート	知的 ハローワーク
36	1月	男	出荷業	パート	精神 ハローワーク

IV むすびにかえて

(1) 以上を要約すれば、障害福祉計画については三重県のそれは就労移行について従前より手厚くなっています、県内部での連携の充実がうかがわれるものになっている。他方、はじめてこのような計画を立案したであろう津市のそれは手探りという言葉がふさわしく、今後、県との連携などを通じて数値目標を現実化することができる施策を展開することが求められよう。

つぎに、現実の就労移行への取組みについては、三重県下の社会福祉法人の例を2つ挙げたに過ぎないが、先駆的な試みをしているものといえる。ただし、障害者自立支援法というスキームのなかでそれら施策がどのように位置づけられるかは今後の動向を注視する必要がある。

もっとも、就労への架橋という点でいえば、障害者就業・生活支援センターによる組織的な対応を検討しなければならない。全国的にも好調な数値をあげている同センター事業であるが、四日市のそれも同様に好調を持続している。もっともその数値の背景には、就職と離職を繰り返す者もあると考えられ、数字だけで制度を評価することの難しさを感じさせる。

(2) 障害者自立支援法は、障害を有する者がその能力と適性に相応しい自立した日常生活や社会生活を営めるように、必要な障害福祉サービスの給付やその他の支援を受けられ、それによって障害福祉の増進が図られ、障害の有無にかかわらず、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会（いわゆる共生社会）の実現に寄与するものであると考えられている。そしてここでは、「自立支援法が障害児者を社会的弱者とみて、その生活を保護したり、援護したりするものではなく、国民の一人として、その自立生活を支援し、共生社会の実現に寄与するという崇高な目的が謳われている」という²⁰⁾。

しかし、以上で報告してきた通り、現時点では、崇高な目的とは裏腹に、数値目標が一人歩きし、工賃の値上げや就職者数などの「目に見えるもの」が議論の対象になっている感がある。

たしかに、工賃が日常生活を送るにはとても重要であることは十分に理解することができ、その改善のための議論は尽くされるべきである。しかしその結果、「自立=経済的自活」という構図で自立の内容が理解されることになると、せっかくの崇高な目的の趣旨が蔑ろになるおそれがあるのではないだろうか。

また制度間の矛盾の解消をどう解消していくか、という課題もある。例えば就労継続支援について、現在の福祉工場は、雇用契約に基づき労賃を支払っており、就労継続支援事業（A型）との違いはどうなっているのか、や、一般就労への移行が想定されているが、就労移行支援事業のような適性にあった職場探しを担当する就労支援員の職員配置は想定されていないという問題がそれである²¹⁾。

(3) 障害を有する者が就職すること、そして就労を継続することの難しさは、この間の関係各所からのヒアリングを通じても痛感した。例えば、大手企業はうつ病の労働者を多く抱えており、このような労働者を精神障害者としてカウントできないかという相談や、職場で障害を負った労働者に認定の手続をとって欲しいという企業の本音を漏らされるケースもあると聞く。

障害者自立支援法が3障害を取扱うことになったことについては、知的障害や身体障害と比べ、精神障害は病理学的な理解が進んでいないこともあり、一朝一夕にうまくいくものではなさそうであること、しかしそのうちの多くの方が職場での悩み事などを吐き出すことでうまくいくという側面もあるということであった。発達障害を有すると考えられる者に離職者が多いという傾向があり、今後、この点についても検討していく必要があるようであった²²⁾。

(4) さらに近時、障害者雇用の領域で、以下のような事件が起きている。日本曹達（退職勧奨）事件（東京地裁平18. 4. 25判決 労判924号112頁）は、日本曹達の社員であった原告（先天性の形成不全症による右下肢機能障害を抱え、身体障害者等級では肢体不自由4級の認定を受けている）が、合理的な理由もなく、障害者であることのみを理由に差別的な取扱いをされた上、退職勧奨により退職を強要されたとして、会社に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、慰謝料500万円及びこれに対する不法行為後である平成13年7月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたというものである。

争点は、①被告会社の採用する障害者枠制度は、合理的な理由もなく、障害者であることのみを理由に障害者を差別的に取り扱うものであって、この制度によって原告を雇用したことは違法であるか、②被告において、Xに対する違法な退職勧奨があったか否か、③上記①・②の各不法行為により原告の被った損害の内容、であった。

裁判所は争点①について、被告会社の採用する障害者枠制度は、障害者が業務への適性や業務遂行能力を有するか否かを見極めるために必要な期間を設けることによって、被告及び障害者の双方が雇用契約を締結しやすくなるような状況を作り、被告における障害者雇用の維持・拡大を図ることを目的とした制度であり、厚生労働省が推進する障害者試用雇用（トライアル雇用）制度と類似するものであるとし、6か月間の嘱託契約期間中に決定的な支障になると判断されない限り、そのまま正社員に移行することが制度的に予定され、実際にもそのように運用されているのであることから、かかる制度は被告における障害者雇用の維持・拡大に資するものということができる、とし、原告の訴えを退けた。

(5) もっとも、仮に障害者枠によって採用されたかそうでなかつたか会社から十分説明されずに採用された場合には、障害を有する者による労働者としての尊厳が損なわれたという主張も十分傾聴に値すると考えられるのではないだろうか。今後、障害を有する者の就労移行を数量的な観点から重視するあまり、「障害者の自己決定と自己選択の尊重」という障害者自立支援法の重要な法目的が損なわれることのないよう、障害を有する者が安全に働くために、就労移行支援のあり方や就労先のサポート体制に止まらず、労働者間の連帯（労働組合など）も極めて重要になってくるのではないか。自立支援のための条件整備としてどのようなものが用意されるべきかという視点が問われているように思われてならない。

注

1) 京極高宣『障害者自立支援法の解説』全国社会福祉協議会（2005）13頁。

- 2) 筆者は、2カ年にわたり、小西啓文「障害を有する者にかかる就労移行支援政策の展開と課題—三重県下の取り組みから」地研年報10号、2005、尾崎正利・小西啓文「三重県下における障害者雇用政策の進捗状況—障害者自立支援法を踏まえて」同11号、2006という論文を発表し、三重県における障害を有する者の就労移行支援の分析を試みてきた。3本目の本稿は障害者雇用に関しての地研における最終報告という位置付けになる。
- 3) 京極、前掲注1、15頁以下。
- 4) 京極、前掲注1、91頁。
- 5) 内閣府編『平成18年度障害者白書』(2006) 86頁。
- 6) この点については、尾崎・小西、前掲注2論文、37頁で指摘した。
- 7) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県雇用開発協会障害部『平成18年度 障害者の雇用の現状』(2007) 10頁。
- 8) 宝徳圭子・田辺淳「一般就労移行支援の実践」月間福祉2006年12月号、38頁。
- 9) 毎日新聞2007年2月27日。この制度は障害の態様に応じた職業に就労できるように訓練を受ける環境を整えるのが目的で、訓練を受けた場合、月額12万円程度を支給するというものである。就労訓練は、県が民間企業に協力を求め、3か月程度を基準に実施しているものである。これまで協力企業に対し月額6万円の委託費を支払っていたが、訓練を受講する障害者への補助はなかったため、訓練手当を支給することにしたという。
- 10) 宝徳・田辺、前掲注8、38頁以下。
- 11) 一般就労して退所後も施設の支援を希望する人に施設職員が相談等支援を継続、就労促進・定着を図る事業。期間は2年で、委託月額1人2万2000円。
- 12) 中日新聞平成19年1月6日。
- 13) 坂本洋一『図説よくわかる障害者自立支援法』中央法規(2006) 39頁以下。
- 14) 朝日新聞平成19年1月20日。
- 15) 朝日新聞平成19年1月20日。
- 16) 宝徳・田辺、前掲注8、40頁。
- 17) 三重労働局職業安定部職業対策課・社団法人三重県障害者雇用促進協会、前掲注7、4頁。
- 18) 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部『障害者雇用促進法の逐条解説』日刊労働通信社(2003) 75頁。
- 19) 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課「障害者就業・生活支援センター事業 実施状況の推移(平成14年度から平成18年度上期まで)」(2007) 1頁。
- 20) 京極、前掲注1、41頁以下。
- 21) 坂本、前掲注13、79頁以下。
- 22) この点については、原幸一「高機能広汎性発達障害者の就労適応について」三重短期大学生活科学研究会紀要54号、33頁参照。

国民健康保険制度の持続可能性 - 滞納者への政策的対応に着目して -

長友 薫輝

はじめに

国民健康保険（以下、国保と略記）の保険料¹を滞納している世帯は、2006年6月の時点で480万5,582世帯と過去最多を記録した。

保険料の滞納世帯は前年と比べ10万世帯以上増加、また新たに国保に加入した世帯は40万世帯以上の増加であった。加入世帯数に占める滞納世帯の割合（以下、滞納率と略記）は19.0%とほぼ変化がなかったものの、近年、滞納世帯への政策的対応に変化がみられるようになった。従来の短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付に加え、滞納世帯への差押え件数が増加するなどの傾向が出てきている。

こうした保険料滞納者への制裁措置の強化策といった政策的対応では、単に国保から滞納者を排除する結果を招くのではないか。無業者・低所得者層が多いという国保加入者の階層性と健康状態や、国保の医療保険制度における補完・代替的役割などを考慮したうえでの政策的対応が求められるであろう²。

本稿では、保険料滞納者への政策的対応のうち、近年増加している差押えについて着目し、その現状と問題点から国保自体のあり方、国保の持続可能性を検討することとしたい。

1 差押え件数の増加傾向

国民健康保険の保険料（以下、国保料と略記）を滞納したうえで差押えを受けた件数は、政令指定都市15都市と東京23区を対象にした朝日新聞の調査によれば2004年度までの4年間のうち1自治体平均で約1.7倍に増えている³。

この調査の対象となった自治体では、差押え総数が2001年度は1495件であったのが、2005年度には3057件となった。政令指定都市では2.6倍となっている。

また、朝日新聞が厚生労働省に情報公開請求して得た資料では、国保料滞納による差押えは全国で2001年度に4万4112世帯（156億円）、2004年度には6万8488世帯（245億円）と約1.5倍と増加傾向にあることが明らかとなっている⁴。差押えを実施している地方自治体数も39%から55%へと増加していることが判明した。さらに、厚生労働省がまとめた2005年度の速報値によれば、差押えを実施した市町村国保は全1835保険者のうち1200保険者であり、実施率としては65%となっている。差押えを受けた世帯数は7万7262世帯（299億円）となっている。

ただ、2005年度では35%の自治体では差押えを実施していないという結果でもあり、すべての自治体で差押えに取り組んでいるというわけではない。市町村や都道府県によっても格差

は生じている。また、国保担当の自治体職員の方々からはたとえば費用対効果の点で考えれば、差押えには疑問符を付けざるを得ないという声が聞こえてくる。滞納者への差押えは財産調査をはじめ事務処理上の時間も要し、新たな人手も必要となる。当然その場合には人件費が発生するが、その費用負担ができなければ現有の職員体制で労働強化をする形で取り組まざるを得なくなる。必要な経費の負担ができるだけ安価で、ということになると、いわゆる市場化テストによって国保料や介護保険料の徴収業務を民間委託する手法の本格的導入の検討ということが現実味を帯びてくる。

差押えを実施している自治体の目的は収納率の向上とされるが、ここで収納率と自治体への制裁措置の関係について触れておきたい。近年の収納率は 2004 年度で 90.09%、2005 年度に 90.15% とやや上向きとなったものの、1990 年度の 94.17% などと比べると低下している。ただし、2005 年度は 1995 年度以来の対前年比での上昇であったため、厚生労働省は 2005 年 2 月の「収納対策緊急プラン」の策定などの収納努力を行なったことや、市町村において差押えなどの「強制徴収に積極的に取り組んでいること等が結果として表れたもの」⁵としている。

収納率という数値は、自治体ごとの収納率の結果によって普通調整交付金の減額という制裁措置の判断根拠として使用されている。収納率と人口規模などによって定められた減額率が 5% から 20% まで 7 段階設定されており、各自治体が収納率の向上を目指す一因となっている。ただし、このために各自治体が「収納率の向上」に躍起になってそのデータのみにしか関心を持たなくなっているとすれば、憂慮すべき事態であろう。また、分母を少なくすることなどによって、書類上での見掛けの収納率と実態に即した収納率・滞納率とは異なっていることが考えられ、実態がそのまま収納率という数値には反映されていない。

また、収納率の向上は各自治体の国保財政の悪化とも関係している。市町村国保の 6 割以上は赤字の状態である。赤字にならざるを得ない背景については国庫負担の削減（1984 年の国保法改正により国庫負担を 45% から 38.5% へ削減）、加入者の増加、とりわけ無業者・高齢者・低所得者などの増加が影響している。こうした国保の制度的特徴、あるいは構造的問題ともいえる状況から、各自治体では次のような悪循環に陥る傾向にある。まず赤字を補うために国保料を高く設定する、滞納者が増える、収納率が低下する、財政が悪化する、交付金が減額される、再度保険料を高くする、さらに滞納者が増える、収納率が低下するといった循環に陥る仕組みとなっている。先述したように、国保加入世帯の約 2 割は滞納世帯であるという事態を招いている要因であると考えられる。

2 滞納整理の一環としての差押え

滞納者への対応は自治体などで滞納整理と言われている。この滞納整理や、滞納処分といった用語のなかに含まれる対応の 1 つに差押えがある。滞納が即、差押えとなるわけではなく、差押えは被保険者資格証明書（以下、資格証明書）が発行されている、1 年以上の滞納者を対象として実行される場合が多い。つまり、差押えは有効期間の短い短期被保険者証（以下、短

期保険証と略記)、資格証明書の発行に次いでの滞納者への制裁措置の手法として存在している。

資格証明書は 2000 年 4 月から自治体にその発行が義務づけられた。資格証明書の発行は 1986 年の国民健康保険法改正により生まれたものだが、2000 年度以降、1 年以上の保険料滞納者に対しては保険証を取り上げてその代わりに資格証明書を発行することが自治体の義務となつたものである。滞納者はすでにこの資格証明書の発行や、短期保険証の発行など⁶の制裁措置を受けている。そのうえで差押えが加えられることになる。滞納整理の一環として滞納者の財産を差押え、その財産を換金し未納の保険料に充てることによって納付したこととする行政処分が行なわれている。

3 差押えの法的根拠

次に差押えに関して、まずその根拠となる法律について記すこととするが、国保は保険料方式と税方式のどちらかで徴収するということになっており、その根拠法は保険および税に関連しており、そのいずれについても以下に検討する。

全国の市町村のうち大半は税方式を採用しており、保険料方式は大都市部を中心とする地域でみられる方式である。保険料方式は 1938 年の国民健康保険法(以下、旧法と略記)成立当初に創設された方式である。一方、税方式は 1948 年の国保法改正により保険者の大部分が課税権を有する地方自治体となったことで、財政安定化を図るために 1951 年 4 月より導入された方式である。この方式はいわば、「保険者が市町村であることによる便益」⁷であり、納付意識が比較的強いといったあたりを見込んだ方式の導入であったといえる。

保険料方式と保険税方式では、たとえば徴収権の事項といった点で異なっている。原則として法定納期限の翌日から起算して保険料は 2 年間、保険税は 5 年間(地方税法第 18 条)行使しないと徴収権は時効により消滅することになっている。ただし、時効の中斷についても事項も設けられていて、納付に関する告知(告知書で指定した期限までの期間)、督促状の送付(保険料では督促状が到達した日までの間、保険税では督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までの期間)、差押え(滞納処分の終了あるいは差押えの解除までの期間)、催告などの事項によっては時効が中断する。

さて、差押えの法的根拠についてであるが、まず国民健康保険法第 79 条の 2 によれば、「市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする」とある。その地方自治法第 231 条の 3 は督促、滞納処分について「普通地方公共団体の歳入を納期限まで納付しない者があるときには、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない」としている。督促を受けた者が納付すべき金額を納付しないときは「地方税の滞納処分の例により処分することができる」ものとしている。

地方税の滞納処分を記した地方税法第 728 条では、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日まで」に完納しない場合、あるいは督促状により指定さ

れた期限までに完納されなかった時には財産を差押えることができるとしている。督促を受けた者が期限までに納付すべき金額を納付できない場合には「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」としている。

「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」とは国税徴収法第5章滞納処分並びにこれに基づく国税徴収法施行令および国税徴収法施行規則の関係条文の例によることを意味しており、これらの規定に基づく滞納処分が適用されることになる。国税徴収法第5章第1節第3款債権の差押えにあたる第62条から第67条では、差押えにかかる手続きについて記されており、これを援用して滞納処分として差押えが実施されることになる。

また、上記のような条文以外に各自治体の定める条例を法的根拠とする場合もある。それぞれのケースについては今後検討したい。ただ、差押えについて独自にその根拠と基準を明確に市民に対して説明を行なっている自治体は少ないものとみられる。自治体ごとに差押えを実施する際の条件は異なっている。

たとえば、全国の都道府県で最も滞納率が高い大阪府（滞納率 24.2%、2006年）の全自治体を対象にした大阪社会保障推進協議会の調査（2006年9月）では、差押えの対象となる世帯の条件として「資格証明書発行対象者であり、かつ所得割保険料が賦課されている世帯」（大阪市）や、「1年以上の滞納で自立納付が見込めない世帯」（吹田市）、「現年度以前の滞納世帯」（茨木市）、「設定していない」（高槻市）、「特になし」（松原市）、「検討中」（東大阪市）などと様々である。このように保険者によって対応が全く異なるのは当然のことであるが、市民に対して明確な基準が示されずに滞納処分として差押えが実施されているとするならば、慎重な姿勢を求めざるを得ない。

4 差押えの禁止に係る法的根拠

滞納処分として行なわれる差押えは金融機関などへの調査をもとに預貯金や不動産、自動車、電話加入権など様々なものを対象として行なわれている。ただし、差押えはすべての財産が対象となるのではなく、食料や衣服などの一般の差押え禁止財産に加え、最低生活を維持するための給与等の差押え禁止、社会保険制度に基づく給付の差押え禁止（退職年金の給付金など）などの差押え禁止事項がある。

また、参加差押えのように、すでに先行して他の行政機関が動産および有価証券、不動産、自動車や建設機械などを差押えている場合、その換価代金から滞納にかかる保険料の配当として受け取ることができるものもある。

差押えについては、国税徴収法第48条「超過差押及び無益な差押の禁止」、あるいは同法第153条にて「滞納処分の停止」についての要件が示されている。153条では次の条件に該当する際は滞納処分を停止できるとされ、「滞納処分を執行することができる財産がないとき」「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき」「その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき」となっている。財産がないと

いう時には差押えようがないということになるだろうが、財産があるかないかの認定をどのような方法でどのような基準で行なっているかを明確に市民に対して説明する責任を各自治体は負っているだろう。さらに「生活を著しく窮屈させるおそれがある」時に徴収することを禁じているとあるが実際はどうか。本当に生活を窮屈させるおそれがあるにもかかわらず、差押えに着手していないかどうか。その際にも判断基準とその行動に対する監査的機能を必要とするのではないだろうか。差押えの対象に該当するかどうかの調査項目や調査方法は妥当かどうか、問われるだろう。

国保加入者には自営業者も加入している。政令指定都市のある都市の国保職場での研修資料には財産の差押えについての注意点として、「個人事業主の預金は、運転資金になっている場合も多く、差押に躊躇しがちですが、差押予告を行うことによって、完納に繋がるケースもあります」と記されている。差押えることによって自営業者の経営が行き詰まることを承知した上の判断であり、差押えが滞納者への強い制裁措置であるという性格を表していることがわかる。悪質な滞納者の存在を否定はしないが、加入者の多くは生活困難に陥り、保険料を納めたくても納めることができないといった世帯ではないだろうか。先述したように「生活を著しく窮屈するおそれ」がなかったかどうか、の判断を慎重に行なうことが求められる。生活を窮屈するおそれのあるような場合であれば、所得などの条件に応じて保険料を減免することや、保険料を免除するなどの対応が必要となる。次に減免措置について検討する。

5 減免措置について

1995年の国保法改正により、国保制度は従来の一率6割ないし4割軽減に加えて応益割に応じて拡充しており、現在は応益割が45%以上55%未満の保険者については、7割軽減と5割軽減、そして申請が必要な2割軽減が設定されている。この2割軽減については世帯主の申請を求めるものであり、一律に軽減される仕組みとはなっていない。また、上記の応益割の条件に該当しない場合は6割ないし4割軽減しか設定されない仕組みとなっている。

7割軽減の条件は減額対象所得が市町村民税の基礎控除以下（33万円以下）の世帯であり、5割軽減は減額対象所得が市町村民税の基礎控除額に納税義務者を除く該当する世帯の被保険者数に政令で定める金額（24万5,000円）を乗じて得た額を加算した金額以下の世帯、そして2割軽減については、減額対象所得が市町村民税の基礎控除額に該当する世帯の被保険者数に35万円を乗じて得た額を加算した金額以下の世帯が対象となっている。これらは法定減免といわれており、この法定減免以外にも各保険者が条例によって定めることのできる条例減免といわれる制度がある。

そのほか国保に関して減免する仕組みとしては、国保法第44条には一部負担金減免制度が示されており、各保険者が独自に医療機関で被保険者が支払う窓口負担の一部負担金減免制度を実施している。各保険者によって内容は異なるが、2006年10月からの高齢者の窓口負担増など相次ぐ医療費の自己負担増という状況においては、その充実を求める声は高まることが予

想される。優れた一部負担金減免制度を設置している保険者もあり、そうした保険者の取り組みを拡充する方向で検討する必要がある。

以上、減免制度について記してきたが、国保には保険料を免除するという仕組みがないことを指摘しておきたい。住民税非課税世帯であっても減免はされるが、保険料を納めなくてはならないのが国保の特徴である。収入がなければ非課税となる税とは異なり、国保は免除されない。免除規定がないにもかかわらず、保険料の滞納が長引くと差押えということになりかねないのが実情である。ましてや国保加入者には構造的に無業者・低所得者などが多数加入するという実態があるにもかかわらず、である。免除規定を設けて、「生活を著しく窮屈させる」事例に該当するかどうかの調査を行い、慎重に差押えなどの政策的対応を行うことが必要であろう。この点については、各保険者での取り組み、差押えの実態などを参考にしながら減免制度のあり方、免除規定について引き続き検討課題としたい。

6 差押えの問題点

先に述べた減免制度や免除規定の不備だけでなく、滞納者が保険料を滞納せざるを得ない背景については以前に記したが⁸、保険料率が他の医療保険に比べて高率設定であること、国保加入者の階層構成から考えればかなりの負担を加入者に強いていること、1995年の国保法改正により応益割の比重が大きくなり低所得者に追い討ちをかけていること、1984年の改正により国保への国庫補助率が45%から38%へと引き下げられたことが要因として考えられる。

こうした要因の除去あるいは部分的改善を検討するのではなく、むしろ差押えをはじめとした制裁措置を講じる政策的対応では国保の制度への不信感や不安感を高めるに過ぎないのではないだろうか。それだけでなく、さらに滞納者を増加させることにつながり、いっそう制度自体の持続可能性を失わせることにもつながりかねない。制裁措置を強化し排除的な対応をとるよりも、加入者が制度にできるだけ関わるような対応をとり、国民皆保険制度⁹を下支えする役割を発揮することが求められるのではないだろうか。

現在、実施されている差押えは明確な基準を持っているのかどうか。差押えにあたって、どれぐらいの調査をして、どのような判断で差押えたのか、差押えの基準を市民に対して説明しているのかどうかが問われる。

7 おわりに

国保制度の持続可能性と国民皆保険の維持を目的とするならば、強制徴収の手段にまで訴えることの影響について検討し、実施するならば慎重な姿勢が求められる。また、差押えの実際上の業務に関わっていえば、費用対効果は検討された上での判断かどうかも問われるだろう。また、差押えを実施するかどうかは自治体によって異なっている。なぜ差押えに積極的でない自治体が存在しているのかといったあたりについては、今後の検討課題としたい。

国民皆保険制度を持続可能性のあるものとするには、制度設計の根本的な見直しを要するも

のと思われる。国保制度自体への信頼を損なうような対応はできるだけ回避することが必要であろう。毎年、保険料が上がり負担が重くなるような制度に信頼を、というのが無理な話ではないだろうか。年々負担が重くなる保険料と国保制度への不信感を取り除くための見直しが先決であろう。

注)

¹ 国民健康保険は後述するように、保険料方式と保険税方式の徴収方法がある。本稿では特記しない場合は「保険料」と記すこととするが、保険料および保険税についてそれぞれ説明を要する際には例外として分けて記す。それ以外の場合には保険料とのみ記すこととする。なぜなら国民健康保険は医療保険であり、社会保険の一つでもある。そのため、保険料と記すことが制度自体の持つ性質を正確に表すと考えられるためである。ただし、徴収方法として実際には税方式を採用して徴収している自治体が大半であることも併せて記しておく。

² 拙稿「国民健康保険料の滞納者の状況と政策的対応」三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研年報』第10号、2005年3月を参照。

³ 「朝日新聞」2007年2月4日付。

⁴ 同上

⁵ 厚生労働省「平成17年度国民健康保険（市町村）の財政状況について -速報-」2007年1月15日

⁶ このほか、短期保険証などを郵送せずに行政の窓口で留め置いている窓口交付についてもその対応に問題がなかったかどうか検討する必要があるが、ここでは触れない。ただ、短期保険証などが発行されているような滞納者に対して、郵送せずに保険証を留め置き、窓口交付の際に納付相談を行うという手法は被保険者に対して資格を明示していないことにもなりかねないので、十分に配慮した慎重な対応が求められる。

⁷ 佐口卓『国民健康保険 -形成と展開-』光生館、1995年、p.86

⁸ 前掲、拙稿を参照。

⁹ 国民皆保険制度と医療改革については、拙稿「医療改革と国民皆保険の方向性 -国民健康保険をめぐる状況から-」三重短期大学地域問題総合調査研究室『地研年報』第11号、2006年3月を参照。



市町村合併と男女共同参画行政(2・完)

～合併施行 5 町¹⁾ の比較～

東福寺 一郎

1. はじめに

筆者は昨年度の地研年報第 11 号において、平成の大合併により誕生した 4 市－いなべ市、松阪市、伊賀市、志摩市－における男女共同参画への取り組み状況について現状分析を行った（東福寺、2006）。そこでは、中核となる旧市が存在する松阪市、伊賀市にあっては、旧市の施策を基本的に引き継ぎ、新たに市域となった地域へ男女共同参画の意義認識を浸透させていくとする姿勢が明らかであった。一方、中核となる自治体がなく、複数の町が実質的に対等合併を行った残る 2 市においては、男女共同参画推進への取り組み姿勢に温度差がみられた。すなわち、志摩市では市制施行 1 年を経ずして推進会議を立ち上げ、平成 18 年 3 月には「志摩市男女共同参画推進プラン」を策定した。一方、いなべ市はヒアリング調査時点ではさほど熱心に取り組んでいる様子がうかがわれず、総合計画策定待ちの状況であった。しかし、いなべ市のホームページによると、市の情報誌「リンク」に「男女共同参画」の基本的な事柄について説明する記事を載せたり、昨年 11 月には市民 5,000 人を対象にした意識調査を実施するなど、最近の取り組み姿勢には変化がみられる²⁾。

今回は合併により新たな町としてスタートを切った 5 つの自治体を対象に、合併前の各町村における男女共同参画への取り組み、合併後の変化、今後の方針や担当職員としての思いなどを中心にヒアリングを行い、町独自の課題を明らかにしていきたい。また、前回同様、政策や意思決定の場への共同参画という視点から、女性議員の比率にも着目する。

2. 5 町の概要

(1) 多気町³⁾

多気町は平成 18 年 1 月 1 日に旧多気町と勢和村が合併して誕生した。東部は伊勢平野の一端をなし、北部の櫛田川、南部の宮川に沿って河岸段丘が形成されている。また西部と南部には山地があるなど、地形は変化に富む。総面積は 103.17 平方キロメートルで、その 60 % 近くを森林が占めている。

総人口は 15,839 人（男性 7,798 人、女性 8,041 人）、総世帯数は 5,243 世帯である（いずれも平成 19 年 2 月 1 日現在）。

町議会議員については、合併後 7 ヶ月間の在任特例を経て平成 18 年 7 月に実施された選挙で 18 名が決まった。そのうち女性議員は 2 名である（女性議員比率 11.1%）。

(2) 大台町⁴⁾

平成 18 年 1 月 10 日に旧大台町と宮川村が合併して誕生した現大台町は、三重県の中南西部に位置し、町内に近畿の屋根と言われる大台ヶ原をもつ。大台ヶ原を源流とする一級河川の宮川が町の中央を流れ、全面積 362.94 平方キロメートルの 90%以上が山林である。このように自然豊かな土地であるとともに、「大台茶」の産地としても知られている。

総人口は 11,106 人（男性 5,227 人、女性 5,879 人）で、総世帯数は 4,222 世帯である（平成 19 年 1 月末日現在）。

合併直後の平成 18 年 2 月に実施された選挙で 16 名が当選した。うち女性議員は 1 名である（女性議員比率 6.3%）。

(3) 大紀町⁵⁾

大紀町は平成 17 年 2 月 14 日に大宮町、紀勢町、大内山村が合併して誕生した。大紀町は三重県の中南部に位置し、総面積 233.54 平方キロメートルのうち約 9 割が山林である。全般に急峻な地形であるため、農用地が 3.5% で宅地は 1% に満たない。気候は比較的温暖であるが、県内他地域と比べても降水量が多いことが特徴である。

総人口は 10,989 人（男性 5,209 人、女性 5,780 人）であり、総世帯数は 4,309 世帯である（平成 19 年 1 月末日現在）。

町議会議員は現在 18 名で、女性議員は 1 名である（女性議員比率 5.6%）。

(4) 紀北町⁶⁾

紀北町は国内有数の多雨地帯であり、伊勢志摩国立公園と吉野熊野国立公園の中間に位置する。自然に恵まれ、また歴史と伝統もある町である。平成 17 年 10 月 11 日に海山町と紀伊長島町が合併して紀北町が誕生した。総面積 257.01 平方キロメートルで、水産業と林業が盛んである。

総人口は 20,373 人（男性 9,635 人、女性 10,738 人）で、総世帯数は 8,787 世帯である（平成 19 年 1 月 1 日現在）。

町議会議員は 22 名で、うち女性は 2 名である（女性議員比率 9.1%）。

(5) 紀宝町⁷⁾

平成 18 年 1 月 10 日に旧紀宝町と鶴殿村の合併により誕生した現紀宝町は、紀伊半島の南東部に位置し、和歌山県新宮市に隣接する三重県最南端の町である。総面積は 79.66 平方キロメートルとさほど広くはないが、北西部には紀伊山地につながる山塊がある一方で、南東部には製紙工場や製材工場が立地し、住宅地や水田が広がるなど多様な顔を持っている。

総人口は 12,875 人（男性 6,091 人、女性 6,784 人）で、総世帯数は 5,485 世帯である（平成 18 年 12 月末日現在）。

議会には合併後在任特例が適用されていたが、平成 19 年 1 月に行われた選挙により定数 15

名の議員が確定した。うち、女性議員は 2 名である（女性議員比率 13.3%）。

3. 合併前の男女共同参画推進状況について

前稿と同様に、筆者が 2000 年及び 2003 年に三重県内全市町村を対象に行った各自治体における男女共同参画推進状況の調査結果を参考しつつ、今回の調査対象である 5 町の合併前の状況について概略をまとめておく（東福寺、2001、2004）。ただし、全般的にみて、町村部は市部に比べると男女共同参画への取り組みが予算的、人員的に困難な状況にあり、遅れているのが実態である。

（1）旧多気町・勢和村の状況

ヒアリング調査においては、合併前、旧勢和村では何ら取り組みはされていなかったとのことであったが、筆者が 2000 年に行った調査では、「女性行政」にかかわる職員対象の研修を「かつて行ったことがある」と回答している。一方の旧多気町では、男女共同参画推進会議（委員 8 名）の設置や、専門の広報紙「きらきら」の発行（平成 16 年創刊、年 1 回発行）、女性のための相談室（年 2 回）の開催など、町村部にあっては比較的積極的な取り組みがなされてきた。また、2003 年の調査では旧多気町における委員会・審議会の女性員の割合が 30% 台であるという回答も得られている。

（2）旧大台町・宮川村の状況

ヒアリング調査では、合併前、両自治体ともに男女共同参画にかかわる予算措置はなく、従つて、三重県が実施する事業への協力は行ってきたものの、町・村独自の事業展開は行ってこなかったとのことであった。

（3）旧大宮町・紀勢町・大内山村の状況

2000 年の調査時点で、大宮町には女性行政担当職員が兼任ではあるが、複数存在していた。また、ヒアリング調査において、合併前、大宮町や大内山村では条例等で明文化しているわけではないが、民間委員の登用などで男女共同参画を意識して女性を登用していたということであった。ただし同時に、自治会等で「行政は男」という意識が根強いという指摘もあった。

（4）旧海山町・紀伊長島町の状況

2000 年の調査時点ですでに旧海山町には「女性会議みやま」が存在しており、ヒアリング調査においても、合併前の状況として真っ先にこの会議の存在が述べられた。会議の活動内容は「家庭に関する問題や環境問題、日常的な問題の学習や活動、町政の提言」など幅広いものである。このような背景もあるためか、旧海山町には男女共同参画担当職員が、兼任ではあるものの複数存在していた。

これに対し、旧紀伊長島町はそれほど目立った状況ではなかったが、2000 年の調査では、町議会の女性議員の比率が 18.8% であるという点が他町村に比べ際立っていた。

(5) 旧紀宝町・鶴殿村の状況

ヒアリング調査では、合併前も町・村において独自の予算がなく、事業展開ができなかつたとのことであったが、旧紀宝町と旧鶴殿村の男女共同参画リーディング委員を中心となって、地元の高校生から男女共同参画に関わる聞き取りを行い、それをベースに寸劇を作り上げるという活動を行つたそうである。この劇は三重県男女共同参画センターのフォーラム期間中に上演されたとのことで、他にはないユニークな試みとして興味深い。また、リーディング委員は県の事業によるものであるが、こうした委員の存在が町村における男女共同参画推進に大きな影響を及ぼすことを示すよい例であると考える。

4. 合併後の男女共同参画推進状況について

(1) 多気町

合併後、男女共同参画担当職員は兼務ではあるが 2 名となった。推進組織としては、男女共同参画推進会議に旧勢和村から 4 名の委員が加わり、新町における推進会議が発足した。ヒアリング時点で近々第 1 回会議が開催されることであったが、すでに合併前から男女共同参画推進基本計画の策定のための準備作業を進めており、これをベースに新町の基本計画を策定する予定とのことであった⁸⁾。基本計画策定後は、19 年度中に行動計画策定、20 年度中に条例制定が予定されている。

町民の男女共同参画に対する意識として、推進会議の委員を公募したところ 2 名の応募があるなど、男女共同参画に対しては一定の理解があるようと思われる。町の審議会委員に女性委員の占める割合も 20.2% と、目標とする 3 割には届かないが、それほど低い数値ではない。若い世代に対する働きかけとしても、町内に子育て支援センターが 2ヶ所（旧多気町、旧勢和村に 1ヶ所ずつ）あるなど、男女共同参画の視点からの配慮がなされている。

このように比較的積極的な取り組みがなされている多気町ではあるが、行政にあっても窓口業務は女性、内部は男性という役割分担の構図が残っているようである。担当者によれば、男女共同参画推進は「目に見える効果がないので、ゆっくり啓発から取り組んでいくことが大事」ということであった。

(2) 大台町

新町における担当職員は女性の兼務職員が 1 名であり、合併後も予算措置はない。従つて、合併前と同様に、県の事業に協力していくという基本的なスタンスに変わりない。独自の広報活動も行っていないということであった。

町民活動に目を向けると、3 世代がかかわる子育てサポートグループである「ババママキッ

ズ」（週 1 回程度の活動）やリサイクル活動を展開する「タンポポの会」、あるいは元の婦人会が名を変えた「大台町女性サークル」などの町民グループが存在し、町の男女共同参画推進に一役買っている。

しかしながら、民生委員や児童委員など、これまで得意としてきた領域では女性が多いが、重要な意思決定を行う場への女性の参画はまだ不十分な状況にある。

（3）大紀町

職員は兼務職員 3 名で、全員が男性である。職員数は多いが、合併後は他の事業にかかわらねばならず、必然的に男女共同参画行政へのウェイトは小さくならざるをえないとのことであった。

合併によって男女共同参画への取り組みに特に大きな変化が生じたということはないが、従前から地域活動への女性の貢献は多大なものがあるということであった。「行政＝男社会」という図式は残っているものの、花づくりや福祉にかかるNPOなど、まちづくりを担う市民活動団体のほとんどは女性であり、パワーもある。

男女共同参画にかかる団体・サークルとしては、「花づくりの会」（会員 50 名以上、男性は少数）、「生涯学習サークル」、「育児サークル」（全員女性）、「まごころサービス」（福祉NPO、女性がほとんど）がある。

ただ、残念ながら、こうした活動に従事する女性たちに「男女共同参画は難しい」という認識があり、そのために政策決定や重要な意思決定の場に女性が少ないという現状にある。具体的にいうと、町の総合計画策定にあたっている地域振興協議会の委員 18 名中女性委員は 3 名（女性比率 16.7%）である。ただし、女性 1 名は副会長職にある。また、先述したように町会議員における女性議員比率はわずかに 5.6%（1 名）である。

町民意識については、若い世代は男女共同参画の意識は低く、中高年層では実態として固定的な性別役割分業観が優勢であるという認識が示された。

今後の見通しについては、行政も住民も男女共同参画を積極的に推進しようとする意識が薄く、行政が男女共同参画を重点施策化することは考えにくいということであった。男女共同参画とこだわらなくても、町民が問題を感じていなければよいのではないか、という見解を担当者は述べていた。

（4）紀北町

新町では男性職員 2 名（兼務）が男女共同参画推進を担当している。また、「女性会議みやま」が新町に引き継がれた。この会議のメンバーとして女性 20 ~ 30 人が活動をしており、紀北町における男女共同参画推進の中心的役割を担っている。

合併に際し、平成 17 年 1 月に紀伊長島町・海山町合併協議会が策定した「新町建設計画」の「人権尊重」の項目に「男女共同参画の推進」が明示されている。その内容としては、

- 男女共同参画推進のための課題の掘り起こしと実態把握。推進プランの検討

- 女性が地域社会へ参加、活躍できるような支援と人材養成
- 育児、介護、家庭、仕事などの悩みに対する的確な相談体制
- 各審議会への女性委員の登用
- 社会のあらゆる分野における積極的改善措置
- DV、セクハラに対する相談、支援体制の充実

があげられており、新町の総合計画にも「男女共同参画」が盛り込まれることになっている。

町単独の事業予算は組まれていないものの、県が実施する男女共同参画リーディング委員へ男性（旧海山町の自治会長）が応募したり、審議会等の女性委員の比率が20%に増えるなど、少しずつではあるが男女共同参画が進みつつある。こうした意識変革は若い世代にも広がりつつあるとのことであった。

今後の課題としては、「町内にとどまらず広域的に推進していくこと」「若い男性の参加を促進すること」「男女共同参画リーディング委員を3名程度に増やすこと」「男女共同参画という概念をよりわかりやすく説明すること」などが指摘され、担当者は長い目で少しづつ取り組んでいく必要があるとの見解を述べていた。

（5）紀宝町

担当職員は兼務の女性職員1名であった。合併後も、合併前同様に町独自の予算がなく、事業展開ができないとのことである。現在は2名の男女共同参画リーディング委員が情報交換会を実施するなど、男女共同参画推進に貢献している。

担当者の考え方として、「男女共同参画」という言葉自体がまだ十分に認知されていないので、この考え方を町民にわかりやすく説明していくことが先決課題ということであった。

5.まとめ

三重県が平成18年2月に実施した調査によると、男女の地位について「社会通念や風潮で」「社会全体で」などを中心に「男性の方が優遇されている」という回答が5割を超し、学校を除くあらゆる分野で男女不平等感が根強く存在していることが明らかとなった（三重県、2006）。同時に、男女共同参画を進めていくために、固定的性別役割分業や社会通念、慣習、しきたりを改めていくことが大切であると考えていることが確認された。男女共同参画社会基本法が施行されてから8年が経過しようとしているが、改善された点がある一方で、これから手をつけていかなければならない領域も多い。

男女共同参画の理念を浸透させ、そうした社会を実現していくためには、まだまだ行政が梃子入れしていく必要があるが、今回の調査対象となった町の多くは男女共同参画のための予算措置がとられておらず、町単独の事業を行いたくとも実施できない状況にある。また、担当職員はいずれも兼務であり、うち2町では1名のみであった。

合併前の調査では、合併により男女共同参画推進は促進されるという予想が町村部において

7割を超えていた（東福寺、2004）。そのように考える根拠として、1)合併対象となる自治体の取り組みが進んでいる、2)合併により専門部署が設置される、3)担当者が増員される、という点が挙げられていた。確かに、市と合併した町村、あるいは複数の町村が合併して「市」となった自治体では、前稿に見るとおり、「促進」という評価は可能である。しかし、本稿で述べてきたように、合併後も「町」である自治体については、期待されたような専門部署や担当職員の増員が図られず、結果的に合併前と大きな変化がないという実情であることがわかった。そうした中で、多気町が基本計画の策定や広報紙の発行など、積極的に取り組んできていることは特筆すべき事項である。また、紀北町の新総合計画に男女共同参画がどのように盛り込まれるかという点も注目したい。

一方、住民の活動に目を向けると、それぞれの町においてユニークな取り組みがあり、こうした民間レベルでの活動が広がることによって、行政の取り組みにも変化が起きることが期待される。

いずれにしても、町における男女共同参画推進には、県が何らかの形で支援したり、周辺の市がリーダーシップを發揮しつつ広域的な取り組みを図っていくことが重要であると考える。

注

- 1) 南伊勢町も対象となる自治体であったが、ヒアリング調査日程が合わず、さらに担当者の話では事業予算がなく、事業展開は全く行っていないとのことであったため、今回の分析対象から除外した。
- 2) いなべ市役所ホームページ <http://www.city.inabe.mie.jp/> を参照した。
- 3) 多気町役場ホームページ <http://www.town.taki.mie.jp/> を参照した。
- 4) 大台町役場ホームページ <http://www.odaitown.jp/index2.html> を参照した。
- 5) 大紀町役場ホームページ <http://www.town.taiki.mie.jp/> を参照した。
- 6) 紀北町役場ホームページ <http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/> を参照した。
- 7) 紀宝町役場ホームページ <http://www.town.kiho.mie.jp/> を参照した。
- 8) 伊勢新聞によると基本計画は2007年2月22日に町長へ答申された。

参考文献

- 三重県生活部 2006 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査結果概要
東福寺一郎 2001 三重県下市町村における女性行政の現状にかかる調査 地研年報 第6号 115-125
東福寺一郎 2004 三重県内市町村における男女共同参画行政に関する調査結果について 地研年報 第9号 59-78
東福寺一郎 2006 市町村合併と男女共同参画行政(1)～合併施行4市の比較～ 地研年報 第11号 73-81



【研究ノート】

雇用構造変化の進展（構内〔業務〕請負の常態化）の中での 移住労働力需要の高まりについて

— 電機及び自動車産業の国内立地の進展動向から —

青森中央学院大学大学院教授 尾崎正利

1：はじめに^①

日本経済は、長期にわたる低迷を経て、2002年から回復基調を示し始め、2006年に至りようやくそれが明確になった。この経済回復を支えているのは、中国経済を始めとする世界経済の発展が大きく寄与していることは明らかであるが、電機・電子及び自動車産業並びにその関連産業を含めた、国内大規模投資も見過ごすことができない。自動車は、国内販売台数がすでに飽和状態になっているが、地球規模的に販売台数を増加させ、海外生産・立地がそれに追いつかなければならぬために、日本からの輸出も年々増加しつつある。電機・電子は、携帯電話の爆発的普及、デジタル化への切替も含めた、大型化に向けて突き進む薄型テレビの需要増などにより、液晶及びプラズマの、或いはフラッシュメモリーと云った、熾烈な地球規模的シェア争いの中で、一方では台湾及び韓国企業を中心とする海外企業との資本提携、或いは共同生産体制の確立と云った、地球規模的な資本移動の傾向を示す一方、依然として続く国内市場争い、並びに競争に打勝つ新技術の海外流出を防止する目的による、国内生産体制の充実を目指した国内投資も同時に顕著になってきた。

国内投資の増加は、日本の地方経済の低迷を開拓するための、地方政府の誘致政策も大きな原因の一つである。この代表的な事例は、シャープ亀山工場、関東自動車工業金ヶ崎工場、北部九州地域へのトヨタ、日産、スズキ、ホンダ各工場の進出などが有名で、こうした核になる工場には部品工場或いは下請企業を随伴することが多く、さらにまた地元の企業を育成し、発展させてるので、誘致した地域は製造業の集積地として、地元経済発展に大いに貢献することが出来る可能性が考えられるのである^②。そのために地方政府は、インセンティブとして税の減免、地代の減免、水、アクセス道路等の整備を提供して誘致競争を展開している。結果として、新規立地のコストは、海外立地に伴う政治的不安定さ、インフラ未整備等の様々な障害を考慮に入れれば、大きな差は出ないと計算する経営者もいる^③。

次に問題となるのが生産にかかる直接のコストであるが、これら新規立地の製造業に共通の特徴が見られる。こうした新規立地工場は、一般的に、研究・開発、管理・間接部門、ライン管理・補修等の部門を正規従業員の国内配転或いは若干の新規雇用、若しくは高度技能者派遣の利用で充足し、企業全体の正規従業員数をほとんど増加させないで操業を行う。これに対し

て、生産に直接従事する労働力は外部労働力、例えば自動車産業の本体企業では期間工、電機及びその他部品、下請企業では構内（業務）請負を労働力として用いるという傾向が定着している。1990年代後半以降に新規立地した工場の多くは、ラインの設計について構内請負を前提にして、固定経費を可能な限り削減しようとする政策が展開されてきた（例えば、日東電工尾道工場など）。すなわち、不安定な、劣悪な条件の雇用が、地方に突然、しかも大規模に出現する事態が生じたのである⁵⁾。

しかしながら、これら労働力を大量に集めることは、とりわけ地方に新規に立地した大規模製造工場の場合、容易ではないのは明らかである。例えば関東自動車工業金ヶ崎工場増産に伴う期間工の募集・採用決定状況（2004年5月から11月）は、紹介件数1,484人、就職件数688人で、ほぼ2人に1人の割合でのマッチングしか達成されず、内県外労働力が157人、約23%を占めている。この間の労働力充足率は46%であった⁶⁾。構内請負業のリクルートはさらに困難を抱えている。これら大手業者は、全国の工場で事業活動を展開し、しかも労働者の雇用継続期間が極めて短いために、常に大量の労働力をリクルートし続けなければならない。そのために、全国に営業所或いは駐在員事務所を設置し、その地域において、絶えることのないリクルート活動が展開されている。これら不安定労働力は、地方から地方へと絶え間なく移動している⁷⁾。

しかしながらこうした不安定雇用に甘んじなければならない労働者の、大量の存在⁸⁾は、フリーター及びニート層の社会的顕在化と共に、所得の大きな格差を生み出し、社会的不安定要素として意識され始めた。彼らの職業生活における上進は、正規従業員と非正規従業員との身分的断絶、雇用調整用及びコストの徹底的削減策として流動経費で計上できる非正規従業員の条件が、地球規模化した厳しい競争に耐え、さらには国内新規立地の必須条件（この有利な労働力が得られない場合には、新規立地は国外を選択すると想定するのがより合理的である）であるために、さらに低下する可能性を想定できても、改善される可能性については、現状では殆ど期待できない。すなわち、生産やサービスに直接携わる部門の労働条件について、それの低下していく傾向が一般的に見られるからである⁹⁾。このことは、地方経済の問題として、新規立地を誘致するだけでは地域の抱える社会的問題を悪化させる可能性をはらんでいることを意味している。すなわち、絶え間なく移動していく不安定労働力、マージナルな業務を受注する地元企業とそれに依存する地元労働力の不安定さ、コスト環境等の変化に応じた突然の事業閉鎖に伴う企業城下町としての脆弱さ、これら要素は、いずれもが地域社会の自立的発展に対する潜在的不安定要素である。自動車産業における期間工の規模の大幅な拡大も、現在の法律制度上問題がないにもかかわらず、社会的不安定要素の一つであり、同様に論じ得る。

加えて、構内請負システムには、法的に未解決の問題も存在してきた。それは職業安定法44条（及び労働基準法6条）が厳格に禁止している「労働力供給事業」に該当するかどうか、の問題である。この問題は、過去において、S社の前社長M氏に対する刑事訴追及び横浜地裁における有罪判決が1例存在したけれども、その後各職業安定所の監督に委ねられ、「派遣業法」成立後は、受入先における就労問題は各労働基準監督署に委ねられた。しかし問題の生じるとこ

ろは、実際、「派遣」の実態がありながら「請負」を装うことによる、「労働者供給事業」に該当するかどうかの判断であって、監督権限が分かれていることは大きな障害となっていた。このために2004年4月から、各地方労働局に監督権限を一元化し、労働基準監督行政と職業安定行政が人事交流を含めて、緊密に連携した組織の下で、いわゆる「偽装請負問題」に対処し始め、2006年からの生産工程への派遣解禁に対処しようとしている。

しかしながら、この過程でこれまで外部に出なかった多くの問題が浮上することになったのである。ここで確認しておかなければならないことは、製造ラインの仕事について、企業経営上、派遣システムが構内請負にとって代わるメリットがあるか、と云う問題である。製造ラインの仕事について期待されているのは、地球規模的コスト競争に柔軟に対応できる、いつでも調整可能な、流動経費としての賃金であり、その究極の要求は日々の生産に完全に対応した、無駄のない労働力である、と云う点である。EMS生産の方式は、水平的か垂直的かを問わず、下請生産と同列におくことができ、国内生産体制の中ですでに下請を重層的に生産関係に組んでいる日本において、多くのメリットは期待できない。製造会社が直接生産する事業を切離さない限り、常に自己の担当する生産部分のコスト削減が必要になるのであって。コスト削減競争から逃れることができない。

2 : 「偽装請負問題」について

(1) 「偽装請負」の法的側面

職業安定法44条の趣旨は極めて明解である。すなわち、職業安定法5条6項の定める「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させる」労働者供給を事業として反復継続を行うことは、労働組合等による場合を除き、労働者供給事業として禁止され、供給者及び供給を受けて労働者を使用する者は共に、懲役若しくは罰金が課される（職業安定法65条9号—6ヶ月以下の懲役若しくは30万以下の罰金）。労働者供給事業には、①労働力供給者、②労働力使用者及び③労働者の三者が関係するが、①と②の間には労働力を供給する合意が存在し、①と③との間にある事実上の支配関係に基づいて、②が③を指揮命令の下に、その労働力を使用する関係が存在する。こうした関係は、伝統的に、「人入れ家業」、「人夫だし」、「納屋頭」或いは「人夫供給業」及び「労務請負業」等と呼ばれる業態で存在してきた。こうした業態は労働者の就業の開始或いは存続に介入して、労働者が得るべき賃金の中間搾取をその利益とするものであり、労働基準法6条も非人道的惡習³⁾を排除する趣旨の下、「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」とし、違反に対して、同法118条1項において1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金が課されることとしている。

労働者供給事業との関係で、6条に關係するのは「労働関係の開始」において「他人の就業（労働関係）に介入」する場合である。職業安定法と労働基準法の構成要件の相違部分は、当

該「介入によって利益を得る」点だけである。問題は「他人の就業に介入する」との意義であるが、「派遣業法」¹⁰⁾との関係で幾つかの問題が生じる。

派遣業法の成立により、同法の適用範囲に属する①、②及び③の関係は、適法な関係と見なされることになった。すなわち①と②の間には「派遣契約」が締結され、①と③の間には雇用関係が存在し、②と③の間には「指揮命令関係」が成立し、①及び②は、③に対してそれぞれの責めを負う部分について使用者責任を分担する、三面システムである。従って①が②と③の就業の開始に介入するということは、「①派遣元と③労働者との間の労働契約関係及び②派遣先と③労働者との指揮命令関係を合わせたものが、全体として当該労働者の労働関係となるものであり、したがって派遣元による労働者の覇権は、労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではない」¹¹⁾とされている。また、①と②の請負契約により③が②の職場において就業する、いわゆる構内請負のケースにおいて、「①が②と③の就業(労働関係)に介入する」場合に該当するのは、①と②の間に就業関係(労働関係)が存在しない場合であって、②と③の間に指揮命令関係等の就業関係(労働関係)が認められる場合、「介入」が存在するとされてきた¹²⁾。この①と③並びに②と③の間の「就業関係(労働関係)」とは、事実上の使用従属関係の存在が必要であると解されている。

この判断基準は、とりわけ請負と労働者供給事業の判別を明確にするために、職業安定法施行規則4条において、4つの判定基準が定められた。すなわち請負について、この4要件すべてを満たさない場合には労働者供給事業と見なされることになる。すなわち、

- ① 作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。
- ② 作業に従事する労働者を指揮監督するものであること。
- ③ 作業に従事する労働者に対して使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。
- ④ 自ら提供する機械、設備、機材(業務上必要な簡易な工具を除く)もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し、又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

である。¹³⁾①については、請負契約締結による民法上、商法上の義務を負うことのできる能力を云うとされ、事実上の使用従属関係の存否判定基準とは無関係である。従ってここでは②乃至④が重要である。¹⁴⁾②について、指揮監督とは、作業上¹⁵⁾及び身分上¹⁶⁾を含むものとされ、③については、請負業者が、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働組合法、労働関係調整法、厚生年金法、民法等における使用者として義務を負うこととのできる立場¹⁷⁾にあることを要求している。¹⁸⁾④は二つの部分に分けられる。まず必要な機材等の自己調達要件、及び請負業者としての専門性・経験要件である。前者は、作業の稼動力となる機械、機具及びその付属設備、作業のために必要な工場、作業上等の構造物¹⁸⁾及びそれに要する機材等をいうものとされている。これらがすべて請負作業全般にわたり備えられる必要は

なく、作業の進捗状態に合わせて、通常提供すべきものが隨時提供使用されていれば、総合的に見て名目的に軽微な部分を提供するにとどまるものでない限り許容されるものとされている。後者の要件と共に、これら要件は、結局、業者が請負った事業活動を、独立して展開する能力が存在するかどうかの基準であって、そのための外形的要件を網羅していると推測される。すなわちこれら要件の充足判断においても、最終的には、先に述べた「就業関係(労働関係)」が実質的にどこに存在しているのかについて、総合的に判断されることになる。

しかし「派遣業法」が生産工程に従事する単純労務に派遣を拡大した今日、請負の偽装問題は新たな展開を見ることになった。この解禁は、多くの請負業者をして派遣業者のライセンス取得に走らせ、社会に対して偽装請負問題がこれにより解消されるのでは、との期待を持たせた¹⁹⁾。しかしことはそのようには展開しなかった。請負は減少するどころか、むしろ大幅に増加した。何故に「派遣業法」の改正が、従来問題が指摘されていた請負構造を適法な派遣と云う形式に転換することにより、適法化することできなかったのか？端的に云えば、「多様な就労形態」は労働者のために導入されたのではなく（当然ながら結果としてその利益を享受する労働者も存在する）、企業のコスト削減のために導入されたこと、従って、ライン労働者を派遣で受入れるコストと請負で受入れるコストを比較すれば、現在の請負業界の慣行（生産に併せた労働力の柔軟な調整、受入企業の使用者責任の免除及びそれにかかる経費の削減等々）を考えれば、当然ながら請負が有利であるのは明らかである。そして以下に見るように、従来問題が指摘されていた請負慣行が、請負選択を引き続き有利なものとしたのである。

（2）偽装請負問題の社会問題化

偽装請負が日本において本格的に社会問題化し始めたのは、2006年の7月以降である。それは、ネオリベラリズムを強力に推進した小泉政権第二期において社会問題化し始めた、格差社会の議論²⁰⁾と密接に結びついている。日経ビジネス²¹⁾は、この不安定な雇用システムを格差社会の根底に位置づけた。

偽装請負問題はこれまで、構内請負業が主要な就労場所である、日系人労働者の労働環境に関する様々な研究で指摘されていた²²⁾が、そうした就労形態を窺わせる幾つかの、受入先企業と下請企業との微妙な関係が存在していた。例えば、請負業者が使用する労働者に対する発注企業による書類審査或いは面接（形式的に構内立入許可を根拠にしている場合もある）、個々の労働者に対する時間外労働の指名を発注企業の従業員が行うこと（請負業者はその通知を受けて、送迎用のバスを手配する）、発注先従業員が労働者に対してその都度必要な仕事に配置させる慣行（無駄のない労働力の使用という観点から当然正当化されると考えられている）、毎日受入れる労働者の数が通知され、通知された数の労働者を送り込む慣行（日々の仕事量が大きく変化する業界）並びに請負業者の作業監督が職場に常駐せず、巡回或いは送迎だけの慣行等が報告されていた。これらはいずれもが発注企業に使用される請負業者の労働者の就業形態を容易に推測させ、派遣業法違反或いは労働者供給事業違反の疑いを惹起させるに充分であ

ったが、散発的に垣間見ることの出来る行政取締は、発注企業の従業員と請負業者の労働者がラインで混在する、外形的に最も明白な違反に限られていたように思われる。この外形的明白性を要求する指導の効果が、従業員と労働者の作業用制服或いはヘルメットの色彩を変えることで、ライン混在がない、従って合法的な請負業が展開されている証拠であると、疑念を回避させた。

この問題は、1987年、日系人に関する社会問題化することになった。日系人移住労働力を活用する魁となつたS社について、11月16日、労働者派遣法違反を理由とする、労働省の同会社への立入調査が最初であった。調査の結果問題となったのは、作業指示が受入先企業の従業員から出されていること、生産に使用する機械、材料は受入先企業が提供していることが認められ、当時認められていなかつた単純労務への派遣であると見なされた。その2年後、1989年10月12日、神奈川県警は当時の同会社社長外2名について、労働者派遣法違反の容疑で逮捕、起訴した。横浜地裁は1990年3月28日、有罪を認め社長に懲役1年、執行猶予2年が言い渡され、確定した²³⁾。

(3) 「偽装請負」問題の進化

しかしながらこの事件が、請負(構内或いは業務請負)業を抑制する結果をもたらさず、むしろ企業の経営体質をスリム化して、徹底したコスト削減を目指した、とりわけ地球規模的競争に曝される製造業において、爆発的な利用増が進行した。加えて、業界自身は、とりわけ大手の業者はこの事件の対策に素早く着手し、日系人を主として使用している業者による業者団体、「中部アウトソーシング協同組合」²⁴⁾並びに日本人を主として雇用している「日本生産技能労務協会」²⁵⁾を設立し²⁶⁾、職業安定法施行規則4条の4要件に従って、請負契約の適法化を模索したモデル契約書を作り、提案型ライン請負を標榜して、請負業者と発注企業とのより水平的関係を強調し、労働安全衛生教育を実施し、監督行政とも積極的にコンタクトをとり、業者研修会を開催して、適正化指導を実施している。さらにこの業界団体は、東京大学社会科学研究所人材ビジネス研究部門の寄付研究として資金を提供し、請負業務適法化のための経営戦略及び労務管理の研究を進めている。さらに特筆すべきは、業務請負を大きな、不可欠な労働力として生産に組み込んでいる電機・電子産業に関わる、電機労連が主催する意見交流の場に参加して、請負業の現状と利用のメリットを説明した業者もあった²⁷⁾。しかしこのような努力が、請負適法化に直結すると考えるのは、極めて困難な状況にあることも明らかである²⁸⁾。問題の多くは発注企業側の事情にあったからである。

2006年半ばから始まったメディアによる「偽装請負」キャンペーンは、ターゲットを発注企業に絞っている。このことは、メディアが賢明にも、問題の根幹について、地球規模化による競争の中でのコスト削減競争の先頭に立つ、発注企業の生産システムに注目したからである。さらにまた、2004年3月1日施行の「派遣業法」改正は、製造に直接携わる業務(単純業務を含む)への派遣を可能にしたが、その際の付帯決議において「物の製造の業務等への労働者派遣

事業の拡大に当たっては、請負等を偽装した労働者派遣事業に対し、その解消に向け労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により、適切に対処するとともに、請負に係る労働者の保護のため、請負により行われる事業に対し、労働基準法等労働法諸法令が遵守される取組を強力に進めること」を要求し、それは厚生労働省による指導監督の強化をもたらした。具体的には、各労働局における個別発注企業に対する調査、指導の実施であった²⁹⁾。この結果は公表されていないけれども、相当数の下請業務発注企業において、「偽装請負」に該当する可能性のある請負慣行が発見され、指導を受けたとされている³⁰⁾。

「偽装請負」が認定された場合、請負業者と発注企業間の関係は請負ではなく、派遣関係と認定され、例えば請負業者の労働者が労災事故或いは通勤途上の事故により被った損害を賠償する義務を負い、労働安全衛生法上の刑事上及び行政上の責任について、請負業者は使用者として、派遣元としての使用者責任負うことになり、加えて請負業者は、労務供給事業を行った者として職業安定法44条の責めを負い、派遣でありながら労働者に支払われる賃金が、業者に一括して渡され、業者がその中から管理費用を控除して労働者に支払う慣行は、中間搾取に該当し、労働基準法6条の責め（刑事責任）を負うことになる。このように「偽装請負」は発注企業に対しても、派遣先企業としての使用者責任を要求しており、その他課税上の不利益³¹⁾も想定されるところから、発注企業における「偽装請負」をターゲットにしたメディア報道は当を得たものであったと思われる。

このことは、発注企業自身が「偽装請負」を積極的に導入しようとしているとの事実により、一層強化される。例えば自由法曹団の意見書「派遣法・職安法『改正』批判2」（2003年5月）によれば、「ニコンでは、人材派遣会社富士アウトソーシングに45歳以上の正社員のうちから余剰人員として社外出向させ、さらに、同社が見つけた企業において光学精密産業の製造現場とはまったく異なる食品廃棄物処理などの仕事を『派遣』として行わせている…（同社は）請負と称して人材派遣労働者を300人近く入れながら正規社員を余剰人員扱いし、中高年いじめが行われている」並びに「日立ディスプレイグループ（旧茂原工場）では、間接業務（総務、庶務、資材等）に働く200名近い労働者を系列会社の『茂原アテックス』に出向させ、そこから『派遣』として元の仕事をさせるという計画が出された（二重派遣として職業安定法44条違反になるとの指導あり）」事実を報告しているが、これと同じ行為が松下プラズマディスプレイ（MPDP）茨木工場でも発生した。新聞報道³²⁾によれば同工場では、松下社員約730人、請負労働者約700人から800人で生産を行っていたが、2005年7月、ライン混在及び指揮命令について大阪労働局により「偽装請負」是正勧告を受け、それの解消のために勧告直後、請負労働者を全員派遣契約に切替えたが、この契約を2006年5月、全員請負契約に戻し、同時に製造ラインで指揮命令をする松下社員を「技術指導」の名目で、1年間の期限付で、複数の請負会社に出向させたと云う。これが、現在考えられている二重派遣に、直ちに該当すると云うことは困難であるけれども、少なくとも、請負労働者に対する指揮命令を事実上松下の社員が行うことによっ

て、一定の品質を維持しようとした、派遣では労働力がより硬直化する、使用者責任がより大きい等の理由で、コストのかからない請負に戻そうと考えたのではないかと推測でき、そうであれば、給与の全額負担、職務不変更等と併せて、この出向松下社員は実質的にMPDPの従業員と見なすことが出来、彼らが請負業者の労働者を指揮命令し、或いは彼らと共にラインに混在させることにより、「偽装請負」と認定することが可能である。

こうしたメディアの報道に対して、川崎厚生労働大臣は8月1日の記者会見において、従来からの姿勢、すなわち、正規雇用を増加させるよう企業に対して要請していること、偽装請負は好ましくなく、注意を喚起し、是正を求めていること改めて強調した³³⁾。具体的な施策として、9月4日、全国の労働基準局長に対して、偽装請負の監督指導を強化するよう通知し、専門家による研究会を発足させ、社会保険への加入促進、福利厚生等請負労働者の待遇を改善する指針を来年の夏までに作成し、その内容を周知徹底させる講習会も開く予定であると報じられている³⁴⁾。古賀連合事務局長は8月3日談話を発表し、これまでの連合としての取組にもかかわらず「多くの職場で偽装請負・違法派遣が蔓延する状況が是正されていないことは、働き方についての不法・脱法行為をチェックし質すという、労働組合と責任を十全に果たせていないとの批判を免れず、大変残念である」「経営に対してコンプライアンス遵守を強く要請するとともに、各構成組織における職場点検と実態把握、派遣・請負労働者受け入れにおける労使協議の実施、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令遵守の徹底など、各職場において偽装請負・違法派遣の一掃を図るべく取り組みを強化する」とこれまでの取組が十分でなかつたことを表明した³⁵⁾。また産別では中村電機連合中央執行委員長が、「一部新聞において『製造業における偽装請負』に関する報道がなされましたが、『違法行為はなかった』ことが確認されています」と反論し、「長期にわたる雇用関係の中で技能熟練が期待される正社員が担当すべき領域と、請負・派遣を活用する領域の区分を検討する中で、請負・派遣の活用が図られるべきである」として、請負・派遣労働力の積極的受け入れの立場を明確にしつつ、具体的な取組として、中期運動方針に「電機産業ミニマムワークルールの確立」を通じて非典型雇用労働者に対する労働条件の改善に取り組むこと、加盟労組及び労連に対して「電機産業における派遣労働者の権利保護ガイドライン」(2005年改訂版)に基づいて、会社に対する法令遵守の徹底を要請し、請負・派遣の実態把握も含めた職場点検、請負・派遣受入に関する労使協議の実施を強化するよう要請した³⁶⁾。

経営者側の対応は複雑である。キャノンは、請負適正化のための専門委員会を社内に設置すると発表し、来期上記にはグループ全体で違法がない状態にするとしており、派遣や請負労働者から数百人程度正社員に採用するとした³⁷⁾。御手洗日本経団連会長は、8月13日大分市内での記者会見において、「法律では請負労働者は派遣された企業で仕事をすべて請け負わなければならない。だが、現実には(発注企業が)が何の心配もせず、(請負労働者が求められた)仕事を出来ることは難しい、だから(キャノン側が)がつい必要に迫られて教えていたり、指導したりしてきた」として「請負会社は中小企業が多く、どの企業の仕事でも、完全に請け負えるように社

員を訓練することはなかなか難しい。何らかの方法で、中小企業である請負会社を強化する方策がいるのではないか」と注文をつけた³⁸⁾。この後キャノンは、当面新規高卒者の正社員採用を優先する方針に転換した³⁹⁾。人事本部長山崎啓二郎は「技術の伝承、組織の活性化のため、若い人を探すことになった。中長期的には人材的に安定する」と述べている。しかしその採用数は、2008年で高校新卒が100人、高専卒が40人の予定（2007年の2倍になるとされている）で、2万5千人と云われる非正規労働力に代替する効果を持ち得ないことは明らかで、非正規労働力を主体とする製造システムを継続するとの意思表示と見なし得る。他方トヨタ労組は、現在約1万人いる期間工及び医療機関で働くパートタイマー約10人を組合員化することを検討している。経営者側との間に9月以降に組合加入が雇用条件となる「ユニオンショップ協定」を結ぶ予定であると報道されている。経営側の対応としてはグループ企業を含めて、期間工についてその1割から2割程度を正社員化することをすでに期間工募集案内で表明している⁴⁰⁾。これらが意味するのは、トヨタはこれまで貫徹してきた労使の一体性を変更しないまま、すなわち外部の請負労働力を導入しない今までの生産拡大の継続を強化したのである。しかしながら、労働条件が大幅に異なり、短期間の雇用に甘んじなければならない期間工に対して、その労働条件を大幅に改善する見込みがある場合は別にして、ユニオンショップ協定でもって組合加入を強制できるかどうか、トヨタ独自の労使一体を貫徹するために、それこそ期間工の雇用機会を奪う結果になる可能性が大きい。

構内（業務）請負を行う業界団体にも事態に対応した動きが出てきている。新聞報道によれば、業務受託する際の法令順守を徹底するため「日本エンジニアリングアウトソーシング協会」を設立し、業界の健全化に取組むと発表した。発起人企業は、メイテック、日本エイム、アルプス技研、日本テクシード、フルキャストテクノロジーなどで、代表はメイテックの西田甲介社長が就任予定とのことである。当面の会員は20社程度を見込んでいる。公表された事業内容として、「業界健全化委員会」を設置、法令順守ガイドラインを作成し、会員企業の入会時に偽装請負などの違反行為がないか審査を行い、法令順守を徹底する企業だけに入会を認める方針と云う⁴¹⁾。この団体を含めて、現在3団体となった業界団体が、今後、構内（業務）請負の構造をどのように変化させていくのか、このまま構内（業務）請負による労働力使用を原則認める方向で事態が進展するとすれば、一層複雑な、巧妙な手口が開発されることも充分予測でき、構内（業務）請負とEMSとの結合が、例えば、子会社或いは下請会社を通じた構内（業務）請負労働力を恒常的に使用する形態等、事態を悪化させる可能性について、よく監視する必要がでてこよう。

これらメディア報道が及ぼした影響は、監督行政、組合及び経営者だけでなかった点も指摘されなければならない。インターネットの様々なチャンネルを通じて、不安定な仕事に甘んじなければならなかつた労働者や広く社会にこの問題が広がり、様々な意見がネット上で表明されていることである。彼らの意見の多くは格差社会と結び付けて「偽装請負」問題を捉えており、マキラドーラ労働に対して合衆国及びカナダ等で大きな力を發揮した反苦汗工場運動⁴²⁾に発展

する可能性も秘めているが、しかしながら今のところ、これら意見をまとめ或いは代表した組織或いはグループの設立は見られない。にもかかわらず、この不満の感情は、今後さらに拡大すると想定できる。と云うのも、地球規模競争の中で、日本の製造業は、とりわけ電機産業は依然として国内シェア一争いを続け、不採算部門を抱えながら地球規模的シェア一争いにおいて優位に立とうとしている現状、並びに国内新規立地の急激な増加を見るとき、そのしわ寄せは労働費に向けられると考えるのが当然であるからだ。この現象は、物づくりから完全に撤退して海外（開発途上国の自由貿易ゾーン或いは輸出加工ゾーン）の下請企業にゆだねることにより、経費を大幅に節減することが出来た合衆国企業が利用した苦汗工場が、生産との結合を重視する日本企業の場合、日本の工場の内部に出現したのではないかとも思える。労働組合が解決しなければならないのは、合衆国では連帯を基礎にした海外の労働者の労働条件の改善、組合組織の強化などであったが、日本では組合が直接関与できる、日本で働いている労働者の労働条件の改善及び組合組織化支援である。しかしその対応は前述の談話等から見れば、組織化キャンペーンなどは夢に過ぎず、企業ベース組合である、単位労組の動きもまったく見えてこない。

3：日系人移住労働者の雇用に関する見通し

以上概観したところによれば、これまで日系人及びその他外国人移住労働者にかかる重要な問題として理解されてきた、構内請負業或いは偽装請負問題が、ネオリベラリズムが席巻する日本経済の中における製造会社のより有利なコスト削減策を支えるシステムとして、従来の終身雇用を常態とした雇用構造を大幅に転換する政策の中で生み出された、余剰労働力を企業により有利な形で再度受け入れると云う、新たな雇用慣行の定着、確立の中で、日本人労働者にとっても大きな問題として出現しつつある。こうした状況の中で、日系人移住労働者が基本的な就労場所としてきた構内請負の仕事に、どのような変化が生じる可能性があるのか？

一つ確実に云えることは、この仕事は産業によって異なるけれども、常に不安定な要因を抱えていることである。すなわちコスト削減を主要な目的とした国内工場立地は、ASEAN、中国、インド及び東欧諸国と云った輸出ターゲット地域への積極的な立地により、その機能について、当初期待された効果も充分に発揮できなくなる可能性を秘めている。さらにまた、例えばIT産業における世界市場で周期的に発生する価格の大幅な低迷、製品の陳腐化による生産調整の危険も間近に迫っている。こうした場合には、労働力需要が大幅に落込む可能性が考えられる。すなわち雇用量の変動幅が、短期間に、大きくぶれる可能性がある。この影響は、日本と云う外国で生活しなければならない日系人移住労働者に、より深刻であると想定される。

他方、より長期的な視覚で見れば、日本における人口の高年齢化及び労働力人口の減少を考慮しなければならない。経済の規模、雇用構造が現状のままであると仮に考えれば、この仕事に従事している日本人労働力が減少し、新規参入も減少することになる。この空洞を埋めるた

めには、さらに大量の移住労働力を導入しなければならないことは容易に想定できる。しかし日本の入国管理政策は、看護士、介護士等の医療・福祉分野での導入について、或いはIT産業におけるプログラマー等の高度技能者⁽⁴³⁾について、積極的導入を図る意図を表明しているけれども、ここで検討の対象となっている仕事については、これまでと同様に開放を否定している⁽⁴⁴⁾。であるとすれば、日系人移住労働力に対する需要圧力は大幅に高まる可能性がある⁽⁴⁵⁾。

労働力不足状態が近い将来発生するとすれば、日系人労働者は、これまでと異なる仕事を得る、すなわち正規社員として働く可能性も考えられる。しかしこのことについては大きな障害がある。すなわち技術系社員については、研究開発或いは工場におけるラインの管理等相当高度の総合的な技術力を持つ者が対象であり、特定の技術を保有するだけの者は派遣等の仕事に限定される可能性が高い。事務管理系社員については、日本企業に特有のコミュニケーション能力を持つことが理想であり、ハードルが相当高い。さらに加えて、ブラジルにおけるリクルート活動が常態として行われることは想定できず、求職活動は日本に入国後行わなければならず、その間の生活は極めて不安定になる⁽⁴⁶⁾。結局は、日本とブラジル間に確立されている就労経路を利用することができより確実に仕事を得る方法であり、しかしながらそうした経路は構内請負の仕事であるので、ともかく最初はこうした仕事に就くことになる。しかし日本人労働者の例からも分かるように、こうした仕事をいくら経験しても、彼らのキャリアーにはならず、正規社員登用の道が閉ざされている現状から、日系人労働者も同じ結果に直面することになろう。

こうして見れば、現在日本でブームとなっている、国内新規立地に伴う労働力需要は、今年から来年にかけて高まるものと予測できる。しかしこの需要は大幅に上下することも考えられるので、日系人労働者の不安定さは一層大きくなることも予測されるのである。

最後に、需要が減少するときに、日系人労働者が日本人同僚よりも先に調整対象となるかどうか、すなわち差別的取扱が生じる可能性については、形式的に云えば請負業者と発注企業との関係によることになる。ただし、日系人労働者と日本人同僚との賃金そのものについては、ほとんど差がないことは明らかにされており、しかも請負業者が控除する管理費用についても、日本人同僚のリクルート費用の高さ比べて、日系人労働者の場合自ら負担するシステムが常態になっているので、その割合はわずかであるが少なく、そのために発注企業のコスト削減になっている現状も考慮すれば、日系人移住労働者の方が幾分有利であるとも云える。

注

- 1) 本稿は、CIATE主催により2006年9月17日、サンパウロ市ブルーツリーホテルで開催された第3回コラボドレス集会における講演原稿に、その後の展開を若干追加したものである。
- 2) これまでの新産業都市構想は、一般的に、とりわけ東北地方においては一種の「自由貿易加工ゾーン」的な機能しか果たし得なかった。すなわち、大手電子機器及び部品製造業の分工場或いは子会社、若しくは関連下請企業が地元の産業構成と関わりなく進出し、地元の安価な労働力を利用することが大きな目的であって、その生産及び技術が地元産業の発展を刺激することはあまりなかった。今回の国内新規立地の動きは、地方における製造業の基盤を発展させ、拡充させる好機として展開されている点で、地方経済の期待は大きい。
- 3) 日立製作所とNECとの事業統合会社として、国内唯一のDRAMメーカーであるエルピーダメモリーは、生産増強のため、現在東広島工場を増設しているが、さらに次世代DRAM（記憶保持動作が必要な随時書き込み読み出しメモリー）用工場を新設予定（1兆円規模）で、国内のほか台湾や中国、シンガポールも候補地とする。「国内を選ぶには海外並みの優遇措置が必要」としている。坂本幸夫社長のインタビューによれば、台湾や中国では法人税が減免されるほか、無償で工場用地が借りられ、研究開発資金や投資資金への補助も受けられるという。国内では新たに用地を探すほか、広島の旧世代の対応棟の建替え、他の半導体メーカーから工場用地を賃借することも検討している。「国内では地方自治体から数十億円規模の補助金を受けられるが、海外に比べれば少ない」と云う。日本経済新聞2006年8月2日。このインタビューから、日本大手電機メーカーの内向な生産競争に囚われない（すなわち、海外に生産委託或いは技術供与をして、投資リスクを少なくした安価な製品の輸入を通じて、国内価格競争に優位するやり方）、海外競争力を主要な目標においた同社の経営戦略を看とることが出来る。結局エルピーダメモリー社は、広島工場の増設にプラスして、これまで同社のDRAMを受託生産していた台湾の力晶半導体と合併で新規工場を台湾で建設することとした（日経新聞2006年12月8日）。1兆6千億円を投資して、現在首位のサムスン電子に対抗することになる。誘致合戦は台湾が最終的に勝利を収めた。また新規に設立される合併会社の上場（2009年予定）が日本でなく、台湾或いは香港を予定していることを坂本社長が公表した。これは合併会社が資金調達を目的とし、投資回収ではないこと、従って顧客が両企業だけとなるために日本の基準に合わない、と説明している（日経新聞2007年12月13日）。これらについては、佐藤文昭「日本の電機産業再編へのシナリオ」かんき出版、2006年、とりわけエルピーダメモリーに関しては178頁以下を参照されたい。
- 4) 構内請負業（業務請負業）の出現は、1970年代半ばに始まる。なお出自と展開の歴史の詳細については、尾崎正利「ブラジルにおける日系人就労斡旋システムの現状と課題」地研年報6号、2001年、91頁を参照されたい。
- 5) 期間工の労働条件は次のようになっている。職種：技能工、年齢18才から54才、採用数60人、雇用形態は正社員以外の期間従業員とし、雇用期間は、最初は2ヶ月（明らかに作業に不適応の者について、当人の退職意思のない場合には、草むしり等の作業に従事されることになる、問題が生じるおそれがあることから、3ヶ月を最初の期間について2ヶ月に短縮した）とし、以後3ヶ月ごとに更新し、3年を限度とすること、勤務は2勤（①8時から18時5分、②20時から6時50分）1休、休憩時間80分である。賃金は、日給月給制で、スケジュール通りの勤務で、1週間4勤3休（月平均労働日数16.0日）で、174,132円、交替勤務手当30,453円、深夜勤務手当18,762円で、合計223,311円。期間工に対しては、基礎的な職場訓練、宿舎、生活管理等は会社が面倒を見ることが前提で、そのための設備投資、管理費用が必要になるため、会社が負担する固

定的経費はかなりのものになる。このために、全員が直庸期間工ではなく、比率60%前後を採算ラインとする外部労働力の導入も併用している。

- 6) ある北海道出身者が三重県亀山市に出稼ぎ移動した事例について、その期待と挫折の経緯を詳しく紹介した日経ビジネス2006年7月10日号29-30頁(最高益に潜む使い捨ての現実)を参照されたい。また朝日新聞の一連の特集記事中、2006年7月31日の記事 (<http://www.asahi.com.special/060801/TKY200607300432.html>) もこれら移動を具体的に報告している。
- 7) 2006年4月現在で、業界団体の推計によれば、12,000社、1,600,000人とされ、この数値は2004年頃に急上昇したといわれている。
- 8) 例えば、Naomi Klein, *No Logo: Taking on the Brand Bullies*, New York: Picador, 2000と/or先進工業国における雇用環境の変化の現状については、10章及び11章を見よ。
- 9) 伝統的に「口入屋」、「桂庵」、「募集人」或いは「労働者供給業者」を通じて行われた。
- 10) 正式な名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」である。
- 11) 昭和61年6月16日基発第333号。なお、見出し数字は筆者による。
- 12) 労働省労働基準局編「改定新版：労働基準法上」労務行政研究所、2000年、89頁。
- 13) 財政上の責任とは、例えば運転資金等は自己調達により、必ずしも自己資金である必要がないとされ、契約前渡し金は、自己資金と見なされている。
- 14) 仕事の割付、仕事の順序、技術指導、勤怠点検、出来高査定等直接関連した指揮監督を云うものとされている。
- 15) 労働者の採用、解雇、賃金、休日に関する一般的労務管理を云うものとされている。
- 16) この点について、形式的にその立場にあるだけでなく、義務に関する理解と誠意及びその履行状況、運営管理状況等から総合的に判断されるべきとされる。
- 17) 請負業者が使用する個々の労働者の専門性、経験ではない。
- 18) 使用する労働者の宿舎、事務所等はこれに該当しないとされている。
- 19) 池田真朗=前田美千代「日系ブラジル人労働者の就労に検する契約法上の諸問題」法学研究76巻2号、2004年、57頁。「間接雇用ではあっても、今後、派遣業法の改正より、日系ブラジル人就労者の多くが、労働者は兼業法の適用下にある派遣契約を正しく結ぶことができるような状況になれば、問題はかなり解決するといえそうである」(83頁)と期待したが、新たな偽装が日本人労働者との関係で勃発し、日系人労働者については、後に述べるように派遣として受入れる慣行が依然としてなく、今後も大きく期待できないと思われる
- 20) この点を明確にして報道したのは、前掲日経ビジネス(2006年7月10日号)の記事である。なお、朝日新聞の特集記事もそれが背景にあることは明らかである。
- 21) この記事は、明確に、「国と企業、労働組合の共犯関係」がこのシステムを生みだし、発展させたと主張した。これまで幾人かの研究者が指摘し、警鐘を鳴らしてきた垂直的「多層型」雇用システムの持つ矛盾を、「偽装請負」の実態を明らかにすることにより、社会に広く認知させた。
- 22) 丹野清人「日系人労働市場のミクロ分析」大原社会問題研究所雑誌449号、2000年、同「在日ブラジル人の労働市場 — 業務請負と日系ブラジル人労働者」大原社会問題研究所雑誌487号、1999年、尾崎正利「構内請負業と雇用問題」地研年報7号、2002年、55-56頁、同「ブラジルにおける日系人就労斡旋のシステムの現状と課題」地研年報6号、2001年、99-100頁などを参照されたい。

- 23) 事件の経緯については、藤崎康夫「出稼ぎ日系外国人労働者」明石書店、1991年、161頁以下を参照されたい。
- 24) 1992年7月「愛知生産請負協同組合」として設立、1997年名称を「中部生産請負協同組合」に変更その後現在の名称となった。加盟業者は約50社である。
- 25) 2000年10月現在の名称で設立されている。2001年52会員の状況に関する調査では、会員が抱えている総労働力は約60,000人と報告されている。
- 26) その他日本エイムが主唱しているとされる「日本製造アウトソーシング協会」がある（2004年設立）。上記2団体と共に「生産請負3団体連絡会」が設置されているようである。<http://www.jmoa.jp/progress/index3.html> 訪問日2006年8月15日
- 27) 週刊労働ニュース「電機連合中国シフトとEMSでシンポ」1943号（この情報は上記注日本製造ソーシング協会ホームページにも掲載されている）。若山日本エイム社長がEMSを代表するパネリストとして発言しているが、同じホームページに掲載されている同社の求人広告すべてが構内請負のものであった。ただしEMS自社工場としては、2005年に松下及びエイペックスとの合弁会社、「松下エクセルプロダクト」及び「ネクサス・テクノロジ」がある。さらにまた、中古半導体製造装置販売のエイペックスとの経営統合をする方針（2007年4月統合の予定）が発表されている（日経新聞2006年10月25日）。この持株会社の下に両者の事業を展開することになる。同記事によれば日本エイム社は、現在、約170工場に約4千人の労働力を送っているとのことである。
- 28) 例えば、前掲日経ビジネスの記事によると、「愛知県で業務請負と労働者派遣を手がけている経営者は、メーカーの担当者に単価アップを申し入れたことがある。1兆3700億円の純利益を稼ぐトヨタ自動車を筆頭に、活況著しい東海地区。人手の確保にはそれに見合う賃金の引き上げが必要になると見たからだ。だが、メーカーの担当者には、『そんな時代ではない』と一蹴された…賃金には下方硬直性があるー。経済学の教科書にはこう書いてあった。だが、グローバル化が進む製造業では、『上方硬直性』と言いう方がぴたりと来る。一瞬たりともコスト削減の手を緩めるわけにはいかない。それが、グローバル競争を戦う企業の宿命である。海外勢とコストを競い合っている限り、工場は物理的に日本でも、そこで働く人々の賃金は海外にいる労働者との見合いで決まる。それが日本の製造業に共通する現実だ」と地球規模的競争に曝される、どちらかといえばその先頭に立つ日本製造業の置かれている立場が、発注企業として、アウトソーシングの、現在日本における最も有利なコスト削減、生産調整の形態である請負を積極的に導入させる。
- 29) ナブテスコ(ナブコ西神工場)事件・神戸地裁明石支部平17/7.22判決・労働判例901号21頁は、勤務開始当初から、原告らがナブコ西神工場において、ナブコの正社員らと渾然一体となって担当作業に従事しており、労働契約上のナブコ産業による指揮監督を受けていなかったこと、ナブコ産業はナブコの子会社として業務請負を採算を度外視して行っており、ナブコ産業の法人格は形骸化しているとはいえないが、ナブコとの業務請負事業に関しては、労働者の供給しか行っていたこと、採用時にナブコ産業の従業員が立ち会っていても、それはナブコの採用を代行していたに過ぎない等を認め、請負業者の労働者と発注企業との労働契約の成立を認めた。事件は、2003年神戸公共職業安定所に対する「偽装請負」ではないかとの情報提供に基づいて、同所の調査が行われ、2004年1月14日、同所はナブコ産業に対して、「是正のための措置」として、業務の適正な処理を請負により行うか、又は労働者派遣事業を行うことを中止すること、中止する場合には当該業務に従事していた労働者を直接雇用されるよう努めることを命じ、ナブコに対しても2004年3月5日、同様の是正指導を行ったため、行政が要求する適正な業務処理を行うためのコスト問題をクリアすることができないため、原告らを解雇したことから発生したものである。判決及び行政

は明示的ではないけれども、「偽装請負」を認定しているように思われる。

30) 例えば、日立製作所日立工場における請負業者の作業員2名が発電機の検査中に感電し、死傷する事故が発生し、発注企業の日立製作所が労働安全衛生法違反容疑で書類送検され、茨城労働局が「偽装請負」として改善を口頭で指導した(朝日新聞2006年7月31日)ケース、キャノン子会社「大分キャノン」2005年夏に「偽装請負」があったと大分労働局から改善指導を受けた(朝日新聞2006年7月31日)ケース、その他多くのケースがあつたと報道されている。中には組合結成と直用化要求闘争中のトヨタ系部品メーカーの「光洋シーリングテクノ」のケースなど、組合組織化キャンペーン(労連傘下のJMIU労組が結成されている)が行われているものもある(請負業者は、クリスタルグループの「コラボレート」である)。なお、小田川労連事務局長の談話によれば、会社側の回答として、「偽装請負を解消するため、請負労働者を経験年数順に『期間契約社員』として直接雇用し、さらに正社員への東洋を行う」を得たとして、闘争の成果を報告した(偽装請負を許さず、安定した雇用確保の戦いを強化する <http://www.renrenren.gr.jp/jp/opinion/2006/danwa20060808.html> 訪問日2006年9月1日)と語った。2005年度の指導件数について「メーカーなど請負を発注した660社の内半分以上で偽装請負に絡む問題が発覚し、文書指導した」(朝日新聞2006年7月31日)、2004年度「全国の労働局が偽装請負について行った是正指導は1024件」(合同庁舎5号館<http://diary.jp.aol.com/druhcfrzems/807.html> 訪問日2006年9月1日)との数字が見られるが公式の発表ではない。なお日本経済新聞(2006年8月22日)に報道によると、2005年度の是正指導は974件であるとしている。記事中2001年度から2005年度の年度別件数の棒グラフが掲載されているが、発注企業に対する是正指導が2002年度から有意義な数となり、2004年度から急激に増加していることが分かる。

31) 外形標準課税の導入(2004年4月1日)により、資本金1億円を超える法人に対する法人事業税の税額計算において、適法な請負のケースでは課税標準は0円、偽装請負のケースでは全額報酬給与額と算定され、派遣のケースでは派遣料金の75%が課税標準に組入れられることになっている。

32) 朝日新聞2006年8月1日。この記事の中で、労組も合意していると報じられているが、企業ベース組合の労組の持つ否定的機能、すなわち「労働者の連帯」を完全に欠き、雇用される企業利益を最大限優先することをよく表わしている。また経営の話しとして、「今は請負会社に技術革新に対応するノウハウがない」と弁明していると報じられているが、そもそも多様な工場に労働者を送込む業者に、特定の製品、しかも最先端に位置する製品の生産ノウハウを持てる可能性があると想定し得ない。もし発注企業がそうした技術力を請負業者に期待するのであれば、EMS生産を利用するのが普通ではなかろうか?現在行われている構内請負は、「偽装請負」問題さえうまく処理できれば、発注企業に最大の利益をもたらすシステムであることを、これらケースが例証している。なお、2005年9月に同じ製品の生産を開始した尼崎工場において、茨木工場に対する是正勧告を受けて当初から派遣労働者(正社員250人、派遣労働者900人から1000人)で操業を始めたが、この派遣を1年内にすべて請負に切替える計画を派遣元に伝えていた。実際7月末までに1/3を請負に切替えたが、新規に労働者を雇用したとして兵庫県の雇用補助金2億円以上を受取っていたとの報道もなされている(朝日新聞2006年8月2日)。なお派遣労働者は1年内の派遣の場合には直接雇用を申し込むことが出来ない(派遣業法40条の3)。兵庫県はこのことについて「申請時での状況を審査した結果、補助要件を満たしており、補助金支出は適切だ、何ら問題はない」と回答しているようであるが、開発途上国に投資する「苦汗工場」に対して異常に優遇して、自国労働者の保護を知らぬ振りをする受入国の姿勢と通じるところがまったくないとは云えまい。なお「残業代が消える」エコノミスト2006年9月16号、20頁以下を参照されたい。同工場で働いていた一人の労働者の雇用管理状況の展開が報告されている。

33) 朝日新聞2006年8月1日。

34) 日本経済新聞2006年9月5日。なおこの通知には、大規模工場に対して、労災担当の労働基準部門と偽装請負担当の職業安定部門の連携を緊密にして調査するよう指示している。裁判例では、アテスト(ニコン熊谷製作所)事件・東京地裁平17/3/31判決・労働判例894号21頁があり、請負業者の労働者が発注先工場における長時間の労働等に耐えられず自殺した事件で、「被告ニコンの社員は、本件製作所で、人材派遣あるいは業務請負等の契約形態を問わず、外部からの就労者を派遣社員と呼んでいたこと、及び亡二郎に対するシフト変更、残業指示等の業務上の指示は、被告ネクスターを通さず、被告ニコンが直接行っており、亡二郎はそれに従って業務についていたことが認められる。さらに、人材派遣の契約形態で本件製作所内で作業している者との間で、被告ニコンの労務管理等における対応が格別異なるとはいえないことに照らせば、原告が主張している被告らに労働者派遣事業法の潜脱があったかどうかは格別、本件製作所において就業する外部からの就労者は、人材派遣あるいは業務請負等の契約形態の区別なく、同様に、被告ニコンの労務管理の下で業務についていたといえる」とし、「被告ニコンは、亡二郎に対し、従事させる業務を定めて、これを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して亡二郎の心身の健康を損なうことがないように注意をする義務を負担していた」と認定し、安全配慮義務違反を認めた。また請負業者である被告ネクスターに対しても、亡二郎が被告の社員としてニコンで勤務していたこと、ニコンから勤務状態について連絡を定期的に受け、週に1回程度亡二郎と面談していること等から、「その業務による疲労や心理的負担等が過度に蓄積して亡二郎の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負担していた」として、安全配慮義務違反を認めた。判決は明示的に「偽装請負」を認めたといえないが、発注企業の指揮命令の存在が、請負業者の労働者に対する安全配慮義務を導くことを明らかにしたもので、労災に関する発注企業の使用者責任を認めたといえる。厚生労働省の指導・監督強化の通知は、この判決を背景にしており、派遣業法上指導レベルのケースであっても、労災が絡む場合には、労働基準行政がより詳細な調査を行う根拠となるものと思われる。

35) 連合：「偽装請負」をめぐる報道についての談話 http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2006/20060803_1154586342.html 訪問日2006年8月7日

36) 電機連合：「製造業における偽装請負」に関するマスコミ報道についての見解 <http://www.jieu.or.jp/news/discourse/others/kenkai10.html> 訪問日2006年8月14日。この談話には、電機老練が請負・派遣労働について組織を挙げて調査研究を行い、実態をよく把握していると思われるにもかかわらず、こうした労働力の受入を肯定せざるを得ない背景には、地球規模的競争の先頭に立つ電機産業労組の苦渋が良く現れていると思われる。

37) 日本経済新聞2006年8月1日。請負適正化をどのようにして達成できるのか、今後の展開に待ちたいが、少なくとも御手洗日本経団連会長の出身企業としての苦しい対応が見て取れる。と云うのも、現在、キャノングループ全体で、請負労働者が約1万5千人、派遣労働者が約7500人、大分子会社では1000人の正社員に対して約4000人の請負労働者が働いている(朝日新聞2006年7月31日)という従業員構成がとられているからである。

38) 朝日新聞2006年8月14日。この発言は請負労働者の導入の主たる狙いがコスト削減にある点をまったく無視している。発注企業の要請に応じられる技能・経験を持つ労働力を正社員と異なる雇用区分の下で、かつ著しく賃金に格差を維持して雇用することを想定するのは現実的ではない。

39) 朝日新聞2007年2月18日。

40) 朝日新聞2006年8月4日。

41) 日経新聞2007年2月15日。なお、日本エイムが主導している「日本製造アウトソーシング協会」との関係

がどうなるのか不明である。

- 42) 国境を越える労働者の、連帯運動による組合組織化（中米）については、Ralph Armbruster-Sandoval, *Globalization and Cross-Border labor Solidarity in the Americas*, New York: Routledge, 2004を見よ。またNaomi Klein, *op. cit*は、人権、消費者及び市民運動の観点からの分析である。
- 43) IT技術者についても問題は同じく存在する。IT産業は、伝統的に技術者派遣を活用してきたが、その重層的下請システムの中で、二重派遣を慣行的に実施してきた。鈴木孝知「記者の目：IT業界のタブー『偽装請負』に手を染めていませんか」(<http://www.nikkeibp.co.jp/article/OPINION/20060113/227252/?ST=print> 訪問日2006年9月1日)によれば、2004年末東京労働局による調査で、システム・インテグレータとユーザー企業の両方が職業安定法違反として指導を受けたが、この調査で多重派遣型の偽装請負が常態化している実態が明らかになった。著者はIT業界の派遣システムの例を挙げているのでそれを引用しておく。①ユーザー企業のシステム開発・運用業務で、2次下請・3次下請け企業のIT後衛者が常駐し、ユーザー企業のシステム担当者から直接指示を受けているケース、②元請システム・インテグレータに3次下請・4次下請け企業のIT技術者が常駐して、元請企業のマネージャーやSEから直接指示を受けて開発しているケース、③常駐している3次下請、4次下請企業のIT技術者に対する残業や休日出勤の指示を、元請企業のマネージャーやSEが直接出しているケース、である。ぱりぱりのプロジェクトマネージャーを目指してIT業界に入ったのに、多重派遣される側の企業に勤めたために、「プログラミング・マシーン」から抜け出すことができない多くの技術者が存在することもまた事実なのである。従って、外国人移住労働者で、IT技術を持つ者も、大きな需要のある、こうした企業に使用される可能性は、労働力の何等かの部分が開放される場合、開放後は一層大きくなると推測される。
- 44) 韓国政府は、期間、人数を限定して開放に踏み切った。その理由としてあげているのは、研修生導入による、いわゆる偽装労働力問題を解消するところにあったとされている。
- 45) 日系四世問題について、彼らに定住を開放する兆しはまだ見えないけれども、業界団体によれば、ビザの更新が緩やかになってきているとの感触を持っているようである。彼らは四世について、事実上開放されているとの感触を持っているようであった。2006年8月のインタビューによる。
- 46) 日本で大学を卒業した留学生についても、求職活動が極めて困難を抱えている。そのために卒業後3ヶ月の帰国要件を1年間に延長する措置がとられていることも、外国人の日本企業への就職は容易でないことを示している。また、トヨタ系アイシン精機は、期間工を正規社員に登用する制度を外国人にも適用する、と発表した。これまで日本人の期間工が2001年から2005年の間に約400人が正規社員として登用されたという。200年度から日系人を中心とした外国人にも対象を拡大し、既に6人の外国人を正規社員に登用したことである。日本経済新聞2006年9月6日。



【研究ノート】

「疎外された人間中心主義」について

南 有哲

はじめに

環境倫理・環境思想においては、いわゆる「人間中心主義」には二種類が存在するとされる。第一は環境保護よりも経済開発や利便性の向上を重視する立場（以下これを A と呼ぶ）であり、第二は「人間のためにこそ環境保護が必要」だと主張する立場（同じく B）である。この二つの「人間中心主義」はどのような論理的関係におかれることになるのかを検討することが、小論のテーマである。

1 二つの人間中心主義

ところで、このような主題を論ずるにあたっては、まず「人間中心主義」および「自然中心主義」の定義を明確に示す必要があろう。私見によれば、両者は以下のように定義される。まず「人間中心主義」についてであるが、「人間とは他の生命や自然とは質的に区別された特別に重要な存在であり、自然や生命は人間との関係においてのみ価値を持つ」という見地である。これに対して「生命中心主義」とは「人間は自然や他の生命から聖別されるものではなく、またこれらは人間とは無関係に価値を有する」なる見地である。かかるものとしての自然中心主義が提起されたのは、何よりも近代に対するアンチテーゼとしてであった。すなわち近代文明において自然が人間の物質生活とその向上のための資源としてのみ価値を持つと捉えられたことに対する反発から、かかる「人間中心主義」こそが環境破壊の思想的元凶であり、これを乗り越えることなくしては環境問題の根本的な解決はありえないと主張されたのである。

このような「自然中心主義」の主張に対して、人間が自然を資源として利用すること自体は否定せず、むしろ人間の生存と文明の持続のためにこそ自然は賢明に利用されるべきであるし、人間の利益のためにこそ環境は守られねばならない、という見地が対置されることになるが、これは人間中心主義の見地と環境保護主義は両立するという立場——すなわち B ——である。この見地からすれば、自然中心主義からの当初の批判対象となった見地——すなわち A ——は、当然克服の対象だと見做されることになる⁽¹⁾。両者の論理的な関係についての見解は、私見によれば以下の三つに収斂する。

第一が、両者を程度の強弱として区別する見解である。例えば、高田 純氏は、A にあたるものと「人間の目先の利益に目を奪われる狭い人間中心主義」と呼び、B にあたるものと「緩やかな人間中心主義」と規定している⁽²⁾が、両者の関係を「狭隘なもの」と「緩和されたもの」の対立として捉えるということは、すなわち両者を「程度の差異」において区別しているものと理

解される。

第二が、両者を質の優劣において区別する見解である。河野勝彦氏はパスモアの所説を紹介しつつ、A を「短絡的で経済優先的な利己的人間中心主義」、B を「啓蒙された人間中心主義」と規定している⁽³⁾が、これは両者を「愚かなるもの」と「賢明なるもの」との対立として捉えているということであり、すなわち質の優劣に基づく区別がなされているものと言えるであろう。

そして第三が、A を人間中心主義に含めない見解である。上田 浩氏は、自然中心主義による「人間中心主義批判」を評するなかで「環境破壊の最大の原因是『人間中心主義』などではなく、資本主義社会における利潤至上主義や旧『社会主義』国の官僚主義的な経済体制などの『経済開発中心主義』」であるとし、「『人間中心主義』が環境を破壊したという主張はこのように環境破壊の真の原因や責任を曖昧なままにし、環境破壊の解決に結びつかない『環境倫理』に終わってしまう」と批判する⁽⁴⁾が、本稿の問題意識から見るならば、かくのごとき氏の主張は A は人間中心主義とは別のものだという見解の表明だと理解される。

2 「人間の利益」の転倒

人間中心主義とは、端的に言えば「人間の利益」を自然の上に置き、自然の資源としての利用を原理的に肯定し当然視する見地に他ならないが、その点において A および B は同一性を持つのであり、両者を区別する本質的な要素は、その「人間の利益」の内実であると言える。そして、私見によれば、「人間の利益」は、本源的には①生命の維持、②繁殖、③文化的・文明的生活の維持、の三点をその内容とする。これらを現実のものとするためには自然環境が人間の生活にとって適合的であるように健全に保全されていることが不可欠の条件であり、したがってこれらの本源的利益は B に照応するものである。

ところで、こういった本源的利益を実現するためには、その物質的条件としての経済的資源を獲得することが不可欠の条件となるが、発達した市場経済＝資本制なるものは生産者間の相互他人性をその本質とし、その下では生産者相互が生存を賭けた激しい競争に駆り立てられることになる。このことは生産者たちをして利潤の最大化に向けて邁進させるが、市場経済下では本源的利益を実現するための資源もまたこの競争において勝利すること抜きには獲得されえないわけであるから、利潤獲得の追求が、本源的利益の実現のための不可欠の条件となる。したがって生産者たちは本源的利益を実現するために競争における勝利を目指すことになるが、条件として不可欠であるがために競争における勝利そのものが目的と化する。すなわち競争する生産者たちにとっては、本源的利益の実現ではなく、そのための条件であったはずの競争における勝利すなわち利潤の最大化の実現がその活動の目的となるのであり、これが「資本制下における人間の利益の転倒」の、その第一である。

かくして利潤の最大化をめざす生産者たちは、相互の激しい競争を通じて生産を拡大し技術革新を進めていく。その結果として資本制の下で強大な生産力が成立するのであるが、この生産力の生産への適用は利潤原理によって導かれ、競争に媒介され、無政府的に展開するもので

あるが故に、自然環境にとって無配慮なものとならざるを得ない。また拡大する生産はそれ自体が消費の拡大を引き起こすとともに、生産物が商品として購買されることによって実現されなければ生産そのものが破綻してしまうが故に、消費を拡大するための自覚的かつ能動的な努力が生産者によって行われていく。さらに言えば、生産力の発達は利潤最大化の根本条件としての時間・空間の節約（＝利便性の向上）を指標として展開することになる。結果として大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が招来されるのであり、人間の本源的利益の実現は今や根底から脅かされつつある。かくして人間がその本源的な利益を求めるための活動が、結果として本源的利益の実現に敵対する事態を引き起こすのであり、このことが「資本制下における人間の利益の転倒」の、その第二である。

3 人間中心主義の疎外

このように考えると、経済開発や利便性の向上を自然環境保護に対して優先させる A の見地は、本源的利益が市場経済下で転倒したものを擁護することで、本源的利益の実現を妨げるものとなる。そもそも A なる見地は開発と生態系保護の二つの課題が相互排斥的となる局面において、原則として前者を優先させようとする立場であると理解されるのであるが、この見地は、先に述べたように人間による自然環境および生態系の資源としての利用を当然視する点において B と共に基盤に立つものであるが、しかし人間の生物種としての存在条件が生態系に深く依存している点を配慮せず、ただひたすら致富および利便の手段としてしか捉えない点において極めて反人間的であるといわねばならない。のみならず、人間がその生命再生殖を生態系に深く依存している以上、経済開発のための生態系破壊によって、生活や生存を直接間接に脅かされる人々が必ずや生じることになるが、A の見地に立った開発はこれらの人々の抵抗を排除することによってしか貫徹されないので、この見地は必然的に権力にアクセスできない人々への圧迫の黙認につながっていく。さらに言えば、この見地によって正当化された今日の大規模な生態系破壊によって便益を得る人々は、共時および通時の両面において人類の一部分に過ぎず、全体としての人類はその存在条件が脅かされ深刻なダメージを受けることになる。こういった点に鑑みても、このような見地は「人間中心主義」であるにしても、著しく反人間的であると言わざるを得ない。

すなわち A の見地は、自然に対して人間の利益を上位に置くという点においては、まさしく人間中心主義的だとえるものではあるにせよ、人間の本源的利益の実現に敵対するものであるという点において、眞の意味で「人間中心」であるとは言いがたいものである。したがって、かかる見地は、「人間中心主義より出でながら人間中心主義に敵対する主義」すなわち「疎外された人間中心主義」だと規定されるべきだというのが、現時点における私見である。

そのように捉えることによって、先に述べた三つの見解を、統一的に理解することが可能になる。すなわち、第一の見解における A の「狭隘さ」なる認識は、資本制下という歴史的状況において「人間の利益」が纏う形態の、その本源的形態の普遍性に対する特殊性への指摘として

理解されるし、また第二の見解における A の「劣悪さ」もまた本源的な形態に対する疎外的な形態の敵対性を、本源的形態に身を置く見地から批判的に捉えたが故の認識であると理解される。しかし残念なことにその「狭隘さ」や「劣悪さ」を、その根拠たる資本制からの展開がなされていないがために、いずれの見解も A および B の属性の部分的かつ表面的な記述に止まってしまっている。そして第三の見解について述べるならば、A なる見地の反人間性を資本制（および、それに深く規定された挙句その超克に失敗して瓦解したソ連型政治経済体制）に結びつけて理解することによって、疎外の由って来ると根拠を的確に指摘し得たものだと言えるだろうが、しかし A および B の同一性の側面を等閑視してしまったがために、A を自然中心主義と人間中心主義との対立構図の中に位置づけることができなかつたのであり、したがってまたそれは、両者の対立のもつ積極的な意味を掘むための理論的な回路を、自ら閉ざしてしまったのである⁽⁵⁾。

おわりに

かくして A を「疎外された人間中心主義」として把握する見地は、異なる契機に着目した三つの見解を包括することのできる、より高次の認識であると結論付けられるのである。

注

- (1) 自然中心主義および人間中心主義に関する私の理解については、拙稿「自然中心主義と人間中心主義をめぐって——環境イデオロギー批判序説」、『日本の科学者』41巻7号、2006年6月、および「生命中心主義と多文化主義の非両立性に関する試論」、『地研年報』第10号、2005年3月を参照のこと。
- (2) 高田 純『環境思想を問う』、青木書店、2003年、44頁。
- (3) 河野勝彦『環境と生命の倫理』、文理閣、2000年、35頁。
- (4) 上田 浩『価値と倫理』、文理閣、2006年、251-252頁。
- (5) この点については、上記拙稿（2006）を参照のこと。

村役人名 印

上寺附印替差出
長谷場村地藏堂

御奉行様
上直紙認式通

何村何寺住持 実名 ○

住持代り印鑑差出
上直紙認式通
看住持職之通被
今般住持職願之通被
仰付則名判印鑑相整御案内申上候
右諸事御定法之通相済申候以上

年号何年干支三月晦日

村役人名前人別帳
役人名印

御奉行様
上住持成印鑑差出
住持代り印鑑

他領より入寺之節ハ本寺法中之内より宗旨証文取置大庄屋所迄差出し可申尤本寺法中之内
壹方ニ而宜

宗旨証文

法中之時ハ

一、何宗

勢州安濃郡何村 何寺

右當寺末寺二御座候

當住誰事

一宗之徒弟出所體成僧ニ御座候、若御法度之宗門と申盡於有之者速ニ遂決斷可申候、為証拠仍如件

一宗之派徒出生體成僧ニ御座候、若御法度之宗門と申盡於有之者速ニ遂決斷可申候、為証拠仍如件

年号月日

何寺 ○
誰 花押
年号月日 誰 花押

伊藤七右衛門殿

右美濃紙認

寺附印替差出

一、印鑑 ○

右寺附印形摩滅仕難用候ニ付此度相改自今宗旨請此印形相用候、印鑑之外紛敷印形有之
候ハ可被遂 御穿鑿為後日印替一札仍如件

安政六年己未三月晦日

長谷場村地藏堂看住
海岸 印

一、家數三百式拾式軒 内七軒 外四軒 減 增

内五軒帳内寺別差出共加入

内式株 增

無屋 拾八株 外三株 減

無屋減候而皆無二相成候時付札

外無屋幾株減

切支丹宗門御改被
仰出候通毎年無懈怠家内眷屬召仕之男女等二至る迄入念穿鑿仕寺請相改請人方々請狀取置
申候唯今迄不審成者承及見不申候若胡算二存候者又ハ聞出候者急度可申上候為其如斯御座
候以上

年号何年干支三月晦日 御奉行様

宗旨証文

無住二相成候時ハ朱書之通

何之誰兵衛

右當事且那紛無御座候為証拠住持判形如件 為証拠判形如件

何寺印

実名○

右當年村中人數家數并牛馬之數入念吟味仕少しも無相違如斯御座候以上

年号何年干支三月晦日

村役人名印
人別帳之通増減出入請私可致事

梅林參語兵衛殿
稻葉小左衛門殿
磯野平三郎殿

無住二付同宗同系御領分何郡何村
何寺見届寺附印形押申候

何寺印
実名○

右差出并宗旨証文一紙の包紙ニした上中式通り宗旨帳面ニ添差出候事

一札

切支丹宗門御改被

仰出候通毎年無懈怠弟子客僧三至迄入念穿鑿召仕之下々等其宗旨証文取置申候唯今迄難
數者無御座候、若不審成者承及見候ハ急度可申上候、為後日宗旨証文仍如件

京東福寺末寺片田久保村

觀慶寺
租尊○印

年号何年干支三月晦日

片田久保村觀慶寺寛文十三年二月廿三日 梅林參語兵衛殿
境内四斗壺升六合地子御免許御黒印頂戴 稲葉小左衛門殿

其後覗故二戌年ノ諸願既往持一判之願別
機野平三郎殿

二差出二相成申候事

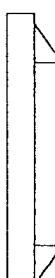
△入寺軒住等之義住職弟子有之候へとも觀慶寺より指出
△無住江入寺願 組合入居寺町雲興寺

右式通村方帳面と一緒ニ差出候事 尤上直紙認

直願ニ而相濟來候

例 弘化四年未年

但雲興寺ハ寺格有之故直願ニ相成申候事



何人 内 男何人	一、九藏	株滅 家建申候
何人 内 男何人	一、小六	門滅 家崩申候
右之通三御座候以上 年号干支三月	一、清兵衛家	同重太郎江賣申候
上直紙認老通	村役人連印	株滅 一、小平次家 高田櫻谷天台帳江人
同村差引	何人出入増減人別帳之通	門滅 一、長蔵
一、五兵衛弟六兵衛	三左衛門弟中絶九兵衛株相続夫婦家建引越	林藏方江妻子召連同居二引越
善左衛門娘よつ方江繁養子	同	一、嘉八
一、四兵衛厄介喜兵衛	三左衛門弟中絶九兵衛株相続夫婦家建引越	吉平 同侍抱家買申候
三次郎五男厄介引越	株増 きし	一、藤助 同侍抱家買申候
一、孫次郎	彦兵衛方江同居二引越	門滅 一、吉平 同侍抱家買申候
一、何兵衛妻りへ	一、三五郎厄介仁助	株滅 一、吉平 同侍抱家買申候
八兵衛方江男子召連不縁拂り	彦兵衛方江同居二引越	株滅 一、吉平 同侍抱家買申候
同	同	株滅 一、吉平 同侍抱家買申候
一、三左衛門妻よつ	一、三五郎厄介仁助	同
五郎兵衛娘妻	彦兵衛方江同居二引越	同
一、小兵衛三男仁蔵	一、作左衛門 家建申候	同
門増 中絶多郎兵衛株相続家建引越	門増 一、徳右衛門	同
株増 むめ	門減 一、徳右衛門	同
同	株増 一、徳右衛門	同
一、六助養子七藏男子九八	株増 八	同
三助方より養子返し	株増 六	同
一、茂吉伴多八女子にお	株増 六	同
門増 中絶多郎兵衛株相続家建引越	株増 六	同
株増 むめ	株減 八	同
同	株減 八	同
一、八兵衛同居さし	株減 六	同
作藏妻二嫁	株減 六	同
一、六左衛門	株減 六	同
外七拾三人 内 男三拾九人 女三拾四人 去御改以後減人	株減 六	同
上直紙認三通	株減 八	同
當年改高	株減 八	同
一、惣人数千五百八拾九人 内 男七百九拾五人	株減 八	同
三助方より養子返し	株減 八	同
一、茂吉伴多八女子にお	株減 八	同
門増 中絶多郎兵衛株相続家建引越	株減 八	同
株減 むめ	株減 八	同
同	株減 八	同
一、八兵衛同居さし	株減 八	同
作藏妻二嫁	株減 八	同
一、六左衛門	株減 八	同
外七拾三人 内 男三拾九人 女三拾四人 去御改以後減人	株減 八	同

安濃郡何村人數增減帳

増人

減人

何宗

何宗

娘年

妻年

たれ

妻年

きく

死

別差出

何宗

別差出

何宗

別差出

何宗

妻年

妻年

何宗
一、何兵衛惣たれ
二、何右衛門妻たれ

御領分何郡何村誰娘娶

年 生

何宗
一、何兵衛母たれ
二、何兵衛三男たれ

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何太郎妻二嫁
二、何兵衛次男何次郎

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何兵衛
奉願何領何郡何村たれ次男家建引越

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何兵衛
株増

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何兵衛
株増

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何兵衛
株増

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何兵衛
株増

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

何宗
一、何兵衛
株増

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

重次郎

年 生

何宗
一、何兵衛
株増

年 生

何宗
一、何太郎娘たれ
二、何左衛門

御領分何郡何村たれ方江養子

年 生

230

山伏別差出

但妻子ハ寺持ニ而人別帳江入

札

一、真言修驗宗

同院住持

弟子年

實名

△妻女子ハ人別帳有之故女子并危介等之請松ハ人別帳ニ而可仕書ニ候へども無提人別帳ニ案内之加入無之時ハ當差出ニ而請松いたし可申たとへハ去御改後たれ方江不繰帰り當御改前たれ方江繰杯と之段此差出ニ而請松

文言前同断

右別差出しハ宗旨違ひ之寺々ニ而毫本差出ニ而ハ無之同宗門之人別帳無之故村役人連印別差出しニ相成候寺院なり

見届寺代り

無住寺二付同宗何都何村何寺見届寺附印形押申候
無住寺二付本寺証印なれば無住之下二印なし
見届寺代り

211

何寺末

一、何宗 ○ 何寺看住

見届寺増減
看住持成り

見届寺増減

内
外
老ヶ寺増
老ヶ寺減

美名
看住成り

同庄屋見習何村
何左衛門
新役

212

宗旨帳面減之松

門減
高田門徒
泰同御武具方御役所江一株何人御譜代二引越

右別人別宗旨御改帳老冊相減申候

旦那
たれ

同庄屋
苗字除
新二格式被下候二付苗字認入
候處親死去仕候二付苗字認入

右者門徒帳減之例也

天台 真言 梵淨土 法花 門徒

右之准ニ付たとへは六冊有之村方門徒帳減之時ハ法花帳旦那寺証印之尻文言之上之下江
松札いたし可申天台帳減之時ハ真言帳之始何村之下江松札いたし可申惣而何宗ニ而も右ニ
准

右帳面入念吟味仕御法度之御条目跡堅相守可申為後註

213

何村年寄

何兵衛

214
同
何右衛門

更名

下地者二而新二庄屋加役と成候時ハ斬役之付札可仕

215
同年寄庄屋加役

何次郎

付札之事

下地者二而新二庄屋加役去之時ハ
御免歟死去仕候

216
同年寄庄屋加役御免

庄屋加役御免

下地者二而新二庄屋加役去之時ハ
御免歟死去仕候

217
同年寄庄屋加役

庄屋加役御免

下地者二而新二庄屋加役去之時ハ
御免歟死去仕候

218
同年寄庄屋加役

庄屋加役御免

219
別差出 一札

○

城州宇治黄檗山万福寺末 地藏堂

當時無住

○

1、何宗 ○

江月 死 本寺証文なれハ無住之下二印形なし
無住二付同宗久居附中村金藏寺見届寺附印形押申候

同

転住人寺弟子取遣り共惣而人別帳之通り
住持成看住成懶居共右同断

御奉行様

年号何年干支三月晦日

村役人連名惣而人別帳之通
村役人名印

切支丹宗門御改ニ付入念吟味仕大庄屋を証人として寺之印形を取差上申候是迄胡乱成者承
及見不申候若不審成者承り及見候ハ、早速可申上候為後日庄屋年寄連名加印一札仍如件

上直紙認式通 同紙包

219 220
去帳見省無之候ハ新役付札
御免二相成外村江転役之時ハ下之付札之通

同村之庄屋老人之處見習江老人增之時ハ新役之付札
下地庄屋老人之處新ニ脇々道入候ハ新役之付札

同庄村屋見習何村
何左衛門

春次郎庄屋見習御免

221

何寺末

一、何宗 ○ 何寺看住

見届寺増減
看住持成り

見届寺増減

222

下地老人之庄屋御免歟役歟死去二而新三庄屋武人
老人役二相成候時ハ下之付札二准

223

下地老人之庄屋老人転役歟御免歟死去二而
老人役二相成候時ハ下之付札二准

224

同 何村 庄屋代り 何之何兵衛門

同 庄屋 苗字除
新二格式被下候二付苗字認入
苗字相認申候

下地無之候ハ新役付札御免歟病死歟
減之時ハ下之振り付札人代りハ
庄屋後見代り 右之振ニ付札

225

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

226

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

227

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

228

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

229

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

230

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

231

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

232

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

233

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

234

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

235

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

236

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

237

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

238

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

239

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

240

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

241

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

242

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

243

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

244

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

245

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

同 何村 除
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候
同 後見

246

193 当帳 旦那	去酉年九月母婦共ニ立退行衛相知不申段御訴申上其後母 婦兩人へ奉願伯里切義絶勘義ハ尋中二付除印	母とせ
194 弟子住持成	一、何宗 門徒之寺方々余宗寺方へ入弟子之例松札	年勘歲
195 出家成入弟子之例	同	年
196 同	同	年
197 無住二成候例	同	年
198 一、何宗	同	年
199 留守居僧	同	年
200 入寺	同	年
201 何寺看住	同	年
202 增奉願	同	年
203 無引■二面	同	年
204 住持無住三相成〔三李桂清〕□□	同	年
205 去帳住持	同	年
206 一、高田門徒	同	年
207 善福寺當時無住	同	年
208 株減附ヶ札	同	年
209 株増	同	年
210 同死絶	同	年
211 同起返り松札	同	年
212 右之類何れも帳奥三廻し一行明候事	同	年
213 鉢猿曳、夥煙坊	同	年
214 鉢猿曳、夥煙坊	同	年
215 先住年	同	年
216 秀考	同	年
217 妻年	同	年
218 たれ	同	年
219 弟子年三十尼	同	年
220 妙弟	同	年
221 重兵衛	同	年
222 千八	同	年
223 父年八十	同	年
224 父年八十	同	年
225 重兵衛	同	年
226 株減活却みへ死	同	年
227 同村重兵衛老株武人奉願活却起返り村内江家建引起	同	年
228 同村重兵衛老株武人奉願活却起返り村内江家建引起	同	年
229 父年八十	同	年
230 千八	同	年
231 印替	同	年
232 実名	同	年
233 印替	同	年
234 実名	同	年
235 印替	同	年
236 一、何宗	同	年
237 住持代り	同	年
238 何村何寺下	同	年
239 一、何宗	同	年
240 御領分何村何寺住持	同	年
241 御領分何村何寺住持	同	年
242 印替	同	年
243 印替	同	年
244 印替	同	年
245 印替	同	年
246 印替	同	年
247 印替	同	年
248 印替	同	年
249 印替	同	年
250 印替	同	年
251 印替	同	年
252 印替	同	年
253 印替	同	年
254 印替	同	年
255 印替	同	年
256 印替	同	年
257 印替	同	年
258 印替	同	年
259 印替	同	年
260 印替	同	年
261 印替	同	年
262 印替	同	年
263 印替	同	年
264 印替	同	年
265 印替	同	年
266 印替	同	年
267 印替	同	年
268 印替	同	年
269 印替	同	年
270 印替	同	年
271 印替	同	年
272 印替	同	年
273 印替	同	年
274 印替	同	年
275 印替	同	年
276 印替	同	年
277 印替	同	年
278 印替	同	年
279 印替	同	年
280 印替	同	年
281 印替	同	年
282 印替	同	年
283 印替	同	年
284 印替	同	年
285 印替	同	年
286 印替	同	年
287 印替	同	年
288 印替	同	年
289 印替	同	年
290 印替	同	年
291 印替	同	年
292 印替	同	年
293 印替	同	年
294 印替	同	年
295 印替	同	年
296 印替	同	年
297 印替	同	年
298 印替	同	年
299 印替	同	年
300 印替	同	年
301 印替	同	年
302 印替	同	年
303 印替	同	年
304 印替	同	年
305 印替	同	年
306 印替	同	年
307 印替	同	年
308 印替	同	年
309 印替	同	年
310 印替	同	年
311 印替	同	年
312 印替	同	年
313 印替	同	年
314 印替	同	年
315 印替	同	年
316 印替	同	年
317 印替	同	年
318 印替	同	年
319 印替	同	年
320 印替	同	年
321 印替	同	年
322 印替	同	年
323 印替	同	年
324 印替	同	年
325 印替	同	年
326 印替	同	年
327 印替	同	年
328 印替	同	年
329 印替	同	年
330 印替	同	年
331 印替	同	年
332 印替	同	年
333 印替	同	年
334 印替	同	年
335 印替	同	年
336 印替	同	年
337 印替	同	年
338 印替	同	年
339 印替	同	年
340 印替	同	年
341 印替	同	年
342 印替	同	年
343 印替	同	年
344 印替	同	年
345 印替	同	年
346 印替	同	年
347 印替	同	年
348 印替	同	年
349 印替	同	年
350 印替	同	年
351 印替	同	年
352 印替	同	年
353 印替	同	年
354 印替	同	年
355 印替	同	年
356 印替	同	年
357 印替	同	年
358 印替	同	年
359 印替	同	年
360 印替	同	年
361 印替	同	年
362 印替	同	年
363 印替	同	年
364 印替	同	年
365 印替	同	年
366 印替	同	年
367 印替	同	年
368 印替	同	年
369 印替	同	年
370 印替	同	年
371 印替	同	年
372 印替	同	年
373 印替	同	年
374 印替	同	年
375 印替	同	年
376 印替	同	年
377 印替	同	年
378 印替	同	年
379 印替	同	年
380 印替	同	年
381 印替	同	年
382 印替	同	年
383 印替	同	年
384 印替	同	年
385 印替	同	年
386 印替	同	年
387 印替	同	年
388 印替	同	年
389 印替	同	年
390 印替	同	年
391 印替	同	年
392 印替	同	年
393 印替	同	年
394 印替	同	年
395 印替	同	年
396 印替	同	年
397 印替	同	年
398 印替	同	年
399 印替	同	年
400 印替	同	年
401 印替	同	年
402 印替	同	年
403 印替	同	年
404 印替	同	年
405 印替	同	年
406 印替	同	年
407 印替	同	年
408 印替	同	年
409 印替	同	年
410 印替	同	年
411 印替	同	年
412 印替	同	年
413 印替	同	年
414 印替	同	年
415 印替	同	年
416 印替	同	年
417 印替	同	年
418 印替	同	年
419 印替	同	年
420 印替	同	年
421 印替	同	年
422 印替	同	年
423 印替	同	年
424 印替	同	年
425 印替	同	年
426 印替	同	年
427 印替	同	年
428 印替	同	年
429 印替	同	年
430 印替	同	年
431 印替	同	年
432 印替	同	年
433 印替	同	年
434 印替	同	年
435 印替	同	年
436 印替	同	年
437 印替	同	年
438 印替	同	年
439 印替	同	年
440 印替	同	年
441 印替	同	年
442 印替	同	年
443 印替	同	年
444 印替	同	年
445 印替	同	年
446 印替	同	年
447 印替	同	年
448 印替	同	年
449 印替	同	年
450 印替	同	年
451 印替	同	年
452 印替	同	年
453 印替	同	年
454 印替	同	年
455 印替	同	年
456 印替	同	年
457 印替	同	年
458 印替	同	年
459 印替	同	年
460 印替	同	年
461 印替	同	年
462 印替	同	年
463 印替	同	年
464 印替	同	年
465 印替	同	年
466 印替	同	年
467 印替	同	年
468 印替	同	年
469 印替	同	年
470 印替	同	年
471 印替	同	年
472 印替	同	年
473 印替	同	年
474 印替	同	年
475 印替	同	年
476 印替	同	年
477 印替	同	年
478 印替	同	年
479 印替	同	年
480 印替	同	年
481 印替	同	年
482 印替	同	年
483 印替	同	年
484 印替	同	年
485 印替	同	年
486 印替	同	年
487 印替	同	年
488 印替	同	年
489 印替	同	年
490 印替	同	年
491 印替	同	年
492 印替	同	年
493 印替	同	年
494 印替	同	年
495 印替	同	年
496 印替	同	年
497 印替	同	年
498 印替	同	年
499 印替	同	年
500 印替	同	年

かへり歎但ハ八兵衛之下ニ有之故同姪といたし候義哉

18

真言修驗宗家内人別帳

○一、何寺 同 旦那

住持者別差出例帳既ニ認有之

右家内縁返し厄介引越縁付等二而不残手私ニ相成候例

仁王院娘たれ 奉願何領何

郡何村誰妻嫁

たれ 死

仁王院妻年三十

たれ

右同去年無帳 仁王院妻たれ同女子たれ久居領一

当帳加入之例 仁王院妻年三十 仁王院妻たれ同女子たれ久居領一

右何れも別差出と有之故門減或八株滅ニ不及

何寺 旦那 増 御領分安濃郡岩田東町清長院娘娶 仁王院妻 年三十 たれ

但家別差出三有之故門増ニ而なく又株増ニ而もなし

當御管轄

同國同郡塔世村四天王寺末 前行と國郡同様ハ如此

一、禪曹洞宗

和歌山藩管轄同國何郡何村

清宗も同様

京都府管轄

当国安芸郡一身田專修寺末

西來寺末二可致

右專修寺末

一、高田門徒

同宗同末寺ハ如斯取扱メ可認

右專修寺山内

玉保院与力又ハ下手次

一、高田門徒

当国安濃郡津寺町

久居藩管轄

当国安芸郡北黒田村

淨光寺末又ハ与力下

一、高田門徒

去帳

旦那

去酉年九月毫株たゞ無行衛御訴申上
尋中二付除印

姉年
み
勘藏

西京

一、西本願寺門徒

引続キ認候者如此

右同所

一、東本願寺門徒

度会県管轄当國何郡何村

△寺院宗旨帳肩書も右二準ス

193 管轄所之儀統而管轄之頭ニ書之
人別宗旨講旦那寺肩書大抵

当国安濃郡津寺町

津町之寺院ハ總而御管轄書載ニ不及

寒松院末

一、天台宗

当村 何寺住持

大津縣管轄

近江国滋賀郡坂本西教寺末

本寺ニ引続キ同末認候時ハ肩書如此

一、天台律宗

当国安濃郡津寺町 西來寺住持

誰

右西來寺末

当国安濃郡坂本西教寺末

本寺ニ引続キ同末認候時ハ肩書如此

一、天台律宗

当御管轄当國何郡何村 何寺住持

誰

当御管轄

当国安濃郡岩田阿弥陀寺末

前行と御管轄ハ如此△同國同郡も前行ニ可做

一、淨土宗

右同断同國同郡何村 何寺看住

仁和寺

久居藩管轄当國何郡何村

前行と御管轄ハ如此△同國同郡も前行ニ可做

一、古義真言宗

何藩管轄同國同郡何村 何寺

東西京大坂右三都ハ御管轄而已國郡書載不及

一、古義真言宗

何藩管轄同國同郡何村

何寺

居村松被仰付厄介三引越外村江入百姓被仰付居村残し置候妻子引取出人請払	門増	同	安太郎弟門分家建引越	年廿八	治左衛門
去帳一、何寺 旦那 増 御領分一志郡大仰村誰兵衛厄介家建引越	去帳一、何寺 旦那 增	年四十	安吉	同 請込	186
当帳一、何寺 旦那 增 御領分一志郡大仰村誰兵衛厄介家建引越	当帳一、何寺 旦那 增	年四十一	安吉	門増 同	187
同 増 村夫安吉大仰村住居前天保十二丑年八月河邊 残り申候妻子四人御領分安濃郡何村を引取	同 増 村夫安吉大仰村住居前天保十二丑年八月河邊 残り申候妻子四人御領分安濃郡何村を引取	年四十二	安吉	門増 同	188
門減家崩申候きのさのいのみのきの夫安吉天 保十二丑年八月不壇之儀有之居村松被仰付妻子四人残 し置大仰村入帳仕去巳年渋見村江入百姓被仰付候二付 きの親子四人安濃郡渋見村夫安吉方江引越	門減家崩申候きのさのいのみのきの夫安吉天 保十二丑年八月不壇之儀有之居村松被仰付妻子四人残 し置大仰村入帳仕去巳年渋見村江入百姓被仰付候二付 きの親子四人安濃郡渋見村夫安吉方江引越	年三十七	きの	妻年九 さの	妻年九 さの
已帳 旦那 年四十八 みよ	已帳 旦那 年四十八 みよ	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
去御改後娘江聾養子直二株引越候	去御改後娘江聾養子直二株引越候	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
未帳 旦那 年十九 みよ	未帳 旦那 年十九 みよ	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
養子年十五 重次郎	養子年十五 重次郎	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
龜松年廿九 去御改後御領分安濃郡所ノ村政吉弟 いそ江聾養子仕當御改前津八町四丁目江直二株 緒二借宅引越二付増入二加江直二減入二相立申候	龜松年廿九 去御改後御領分安濃郡所ノ村政吉弟 いそ江聾養子仕當御改前津八町四丁目江直二株 緒二借宅引越二付増入二加江直二減入二相立申候	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
右実ハ兄之門分ニ候へ共既ニ去帳兄門持之上ハ帳表弟之門分ニいたし候と有之	右実ハ兄之門分ニ候へ共既ニ去帳兄門持之上ハ帳表弟之門分ニいたし候と有之	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
母親引取請払	母親引取請払	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
189 母不縁返し付札	189 母不縁返し付札	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
娘と認有之嫁又ハ養女 不縁返し付札	娘と認有之嫁又ハ養女 不縁返し付札	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
付御領分安濃郡井戸村九藏方三不縁返し	付御領分安濃郡井戸村九藏方三不縁返し	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
同村 実子たれ方江しけ引越	同村 実子たれ方江しけ引越	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
去帳 旦那	去帳 旦那	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
190 媒養女之例	190 媒養女之例	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
去帳 同子年廿一	去帳 同子年廿一	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
同養女年十八 重次郎	同養女年十八 重次郎	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
右つるハ八兵衛之娘みわ之従弟ニ而当帳宗旨頭重次郎のためには従弟ちがひなり 八兵衛之姪ニ而八兵衛之養女ニいたし候時ハ当帳祖母みか之下ニ置ハ勿論なり左候へハ同 養女年幾つと上ニ同之字置可申歟	右つるハ八兵衛之娘みわ之従弟ニ而当帳宗旨頭重次郎のためには従弟ちがひなり 八兵衛之姪ニ而八兵衛之養女ニいたし候時ハ当帳祖母みか之下ニ置ハ勿論なり左候へハ同 養女年幾つと上ニ同之字置可申歟	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
重次郎の為ニ従弟達ひのつる座替之上ハ宗旨帳面三つの名目ニ差詰り無拵去帳祖父之姪を 当帳重次郎之養女ニいたし候義ニ付右之振ニ相成候事成 信実之養女ニいたし候義ならハ 実子も同前養妹之上江入可申告歟 且又右等名目ニ差詰り無拵節ハ右之振ニ相成候義ニ候 左も有之候ハ尤之証其故ハ当帳八兵衛之養女ニいたし置候上八兵衛儀も最早ハ拾余歳ニ 至リ來帳之余命も無寛束扱又來帳八兵衛死去之節ハ祖父之養女重次郎ニ至リ是又何と名目 いたし存帳可仕哉考可申	重次郎の為ニ従弟達ひのつる座替之上ハ宗旨帳面三つの名目ニ差詰り無拵去帳祖父之姪を 当帳重次郎之養女ニいたし候義ニ付右之振ニ相成候事成 信実之養女ニいたし候義ならハ 実子も同前養妹之上江入可申告歟 且又右等名目ニ差詰り無拵節ハ右之振ニ相成候義ニ候 左も有之候ハ尤之証其故ハ当帳八兵衛之養女ニいたし置候上八兵衛儀も最早ハ拾余歳ニ 至リ來帳之余命も無寛束扱又來帳八兵衛死去之節ハ祖父之養女重次郎ニ至リ是又何と名目 いたし存帳可仕哉考可申	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
右無拵養女ニいたし候つる姪之養女ハ娘同様之養女とは主意違ニ而右之養女ハ養レ女 の養女故厄介同様之証歟然れハ 祖父八兵衛姪養女 之付札ニいたし可申同姪養女ハ去帳の	右無拵養女ニいたし候つる姪之養女ハ娘同様之養女とは主意違ニ而右之養女ハ養レ女 の養女故厄介同様之証歟然れハ 祖父八兵衛姪養女 之付札ニいたし可申同姪養女ハ去帳の	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
同村 治左衛門門分家建引越	同村 治左衛門門分家建引越	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの
年三十二 安太郎	年三十二 安太郎	年	みゑ	娘年九 さの	娘年九 さの

居町松厄介引越居候处妻子他町江引越候二付同所江引越松札

株増 不埒之儀有之御城三里四方住居
何寺 旦那 増御差構被仰付候二付御領分安濃
無屋 郡何村同居引越

何兵衛同居 年廿二 力藏

元次郎何ヶ年以前辰年迄津大門町入帳之處
心得達之儀有之居町松被仰付依之大世古町
江妻子残し置長平方江厄介二引越候处其後
妻子□町江(金澤)

去帳厄介当帳門持二いたし候例

一、何寺 旦那

同

盲人二相成候例 近年八

同

盲人二相成候例 近年八

厄介相続仕候 年五十 なつ

同

次男年廿五 盲人

同

去御改後盲目二相成申候

同

去何年何月津東町四度常

一二入門仕候

左衛門事

源柳

同

年五十 なつ

去御改後他領江養子当御改前養子返し
同

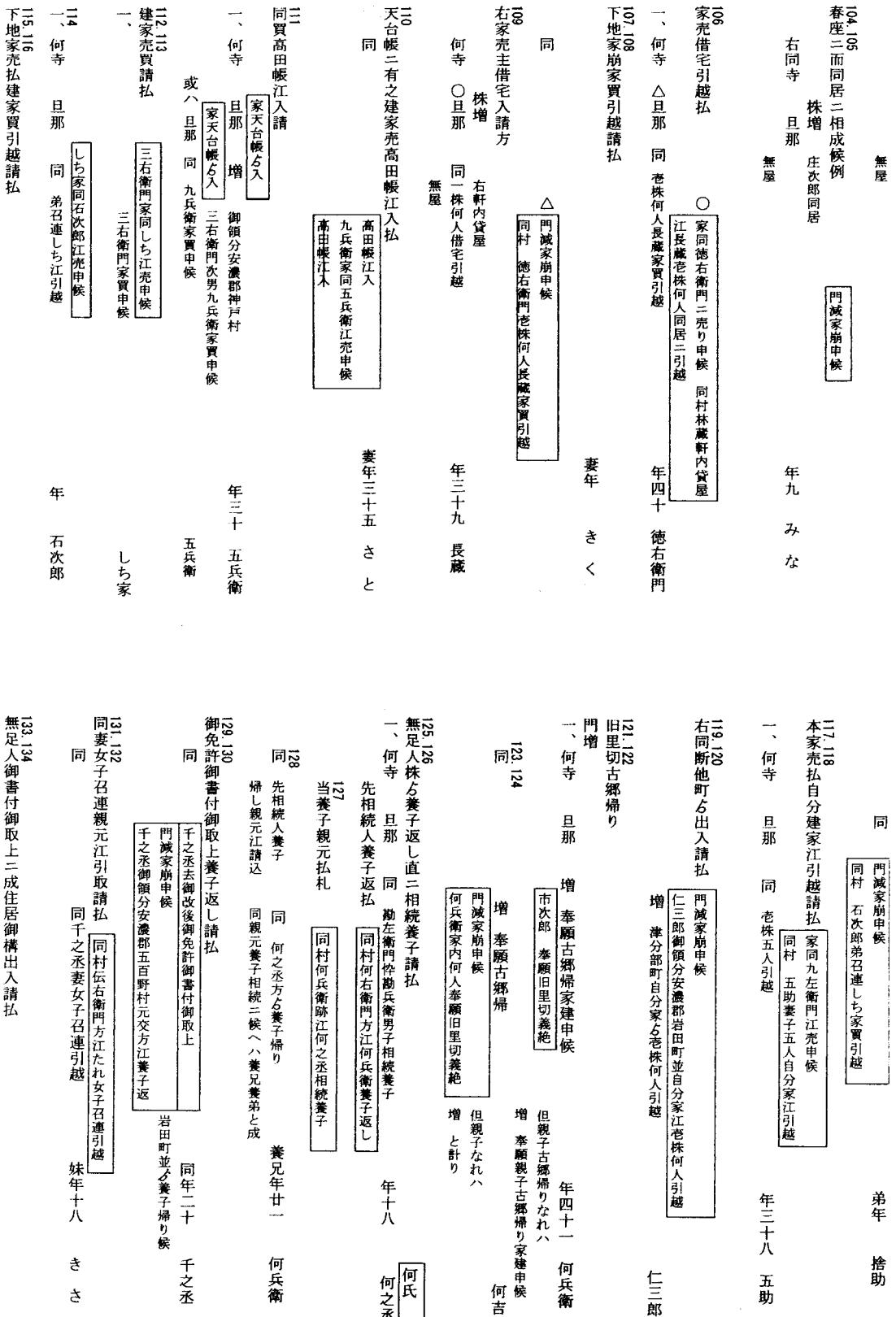
のへ女子たつ たけ 御領分一志郡垂水村しめ
方江母のへと一緒ニ厄介引越

江養子二仕候處當御改前何郡何村誰方江養子
二遣し候二付増人二加え直ニ減人ニ相立申候
何兵衛年何 去御改後奉願何領何郡何村誰方

江養子二仕候處當御改前奉願養子返し
江養子二仕候處當御改前奉願養子返し

去帳 入帳之娘と同帳古郷帰り之母と一緒にニ厄介二引越之例
但請込方ニハ構ひなし

同妹年十八 たけ



同

生 多助方江養育二遣し置双方帳洩 去帳ニ妻有之候ハ、平太郎妻子ニ紛無
二相成申候平太郎別腹妻子二紛 御座と相認候事

無御座候ニ付組親類共々請合一△領内無之候ハ、親類より一札□□無認

札取之宗旨相改書加申候

候事

86 嫁子帳洩加入ニ付次男三男認替断書付札

同 宗旨頭之子次男之付札

生 四郎左衛門皆だれ同村た
れ方江養子ニ遣し御座候

而復□候へハ次男ニ相付

候

徳次郎伴二相違無御座候二 次男年 新藏
付新藏次男と相改申候

付千代松二男ニ相改申候

三男年 千代松

新藏

次男年 新藏

新藏

87 賢養子入帳前不縁之子加入断書 生

前たれ不縁仕去御改後出生仕候ニ付書加申候

去帳ニ而夫死亡當帳ニ而出生加入之例

去御改前馬鹿吉相果去御

改後出生仕候ニ付書加申候

去帳ニ而夫死亡當帳ニ而出生加入之例

去御改前馬鹿吉相果去御

改後出生仕候ニ付書加申候

娘不縁帰り後出生之子加入

去御改前馬鹿吉相果去御

改後出生仕候ニ付書加申候

家内連三而出奔中出生之子帰住後加入之例

去御改前馬鹿吉相果去御

改後出生仕候ニ付書加申候

生 天保十二丑年内連三而出奔仕後何國何郡何村ニ住

居中出生伝左衛門家子ニ紛無御座候ニ付組親類共々請合

一札取之宗旨相改書加申候

生 竹松父兵次存生中出生後何領何郡何村親類誰方江養

男子年十一 竹松

育ニ遣し置双方帳洩二相成申候右兵次儀五ヶ年以前何年

相果候へ共兵次美子ふさ弟ニ紛無御座候ニ付組親類共々

請合一札取之宗旨相改書加申候

父死後帳洩之男子加入之例

生 竹松

何寺 旦那

同

生 竹松父兵次存生中出生後何領何郡何村親類誰方江養

男子年十一 竹松

育ニ遣し置双方帳洩二相成申候右兵次儀五ヶ年以前何年

相果候へ共兵次美子ふさ弟ニ紛無御座候ニ付組親類共々

請合一札取之宗旨相改書加申候

92 一代限被 召出除帳付札

門減家侍炮家二入 八兵衛 な
か 十次郎 仁助 一代限被召

出三付除帳

付老株何人相除申候

同 死去ニ付家内加入

門増 何寺 旦那 増

夫小杉八兵衛一代限被召出之處
死去仕候ニ付妻子三人入帳仕候

年四十三 なつ

門増 增

大庄屋格被仰付除帳之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

門増 増

同 死去ニ付家内加入之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

門増 増

同 死去ニ付家内加入之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

門増 増

同 死去ニ付家内加入之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

門増 増

同 死去ニ付家内加入之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

門増 増

同 死去ニ付家内加入之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

同 死去ニ付家内加入之例
門減

父忠助大庄屋格(虫標) □置候處

忠助大庄屋格被仰

付家内何人除帳

右文久元年岩田御改之
門減家侍炮家二入 八兵衛 な
か 十次郎 仁助 一代限被召
出三付除帳
付老株何人相除申候

- 131 -

一、何寺	旦那	増	御領分安芸郡大部田村九八 養口五郎兵衛男子竹松跡相続引越	年廿三	梅松
33	絶人二相成家組頭預二成候例				
一、何寺	旦那	同	五兵衛弟妻子召連梅松家相続引越	年四十	松兵衛
71.72	連子いたし嫁娶請払	同	五兵衛弟妻子召連梅松家相続引越	年四十	松兵衛
73.74	中絶株相続家建引越請払	増	御領分安濃郡刑部村松藏妻二男女召連嫁	年四十	松兵衛
門増		同村	梅松家相続 松兵衛妻子召連引越		
大屋代り		連子ハ養子養女と成申事	まつ 御領分安濃郡古河村八兵衛		
去帳	何寺	娘女子召連娶			
当帳	何寺	同五左衛門弟中絶亥兵衛株相続妻子召連家建引越	年三十三 市左衛門		
5	大屋代り	旦那	五兵衛販屋 年三十二 仁蔵		
去帳		五兵衛軒内貸屋 年三十二 仁蔵			
当帳	何寺	無屋			
去帳		五兵衛軒内貸屋 年三十二 仁蔵			
当帳	何寺	同			
56	大屋代り附札之分	右之外			
去帳					
去帳					
去帳					
無行衛除印付札					
1、何寺	旦那	弘化二巳年正月家内何人連而立退行衛相知不			
75	家内連無行衛付札	弘化二巳年正月家内二人連而立退行衛相知不			
申其段御訴申上尋中二付除印					
57	右江相続人加入之請払	年三十一 ■ 左衛門			
1、何寺	旦那	不埒之儀有之弘化四未年二月年預被			
76	申其段御訴申上尋中二付除印	御改前津大門町行〔 〕			
出生後紀州御領安芸郡中別保村		何月家内連二而立去尋中難儀他領何村二而相果無足人			
帳渡之子加入		御免許御書付御取上妻子幾人帰住御免被成下候			
58	無行衛除印付札	株減重吉死 天保十五辰年三月無行衛御訴申上置候處			
1、何寺	旦那	何月家内連二而立去尋中難儀他領何村二而相果無足人			
77	家内連無行衛付札	御免許御書付御取上妻子幾人帰住御免被成下候			
申其段御訴申上尋中二付除印					
但宗旨頭老人之上ニ付札いたし跡ハ幾人有之とも除印いたし付札ニ不及					
80	家内連二而立退無行衛之者老人残し其外之者帰住之例	去帳			
81	去御改後無行衛當御改前帰住付札	同			
78	去御改後無行衛御訴申上	去御改後無行衛御訴申上			
79	無行衛之者帰住調印付札	同			
82	去御改後無行衛當御改前帰住付札	去帳			
83	去御改前奉願帰住	同			
84	去御改前奉願帰住	同			
85	去御改前奉願帰住	同			
86	去御改前奉願帰住	同			
87	去御改前奉願帰住	同			
88	去御改前奉願帰住	同			
89	去御改前奉願帰住	同			
90	去御改前奉願帰住	同			
91	去御改前奉願帰住	同			
92	去御改前奉願帰住	同			
93	去御改前奉願帰住	同			
94	去御改前奉願帰住	同			
95	去御改前奉願帰住	同			
96	去御改前奉願帰住	同			
97	去御改前奉願帰住	同			
98	去御改前奉願帰住	同			
99	去御改前奉願帰住	同			
100	去御改前奉願帰住	同			
101	去御改前奉願帰住	同			
102	去御改前奉願帰住	同			
103	去御改前奉願帰住	同			
104	去御改前奉願帰住	同			
105	去御改前奉願帰住	同			
106	去御改前奉願帰住	同			
107	去御改前奉願帰住	同			
108	去御改前奉願帰住	同			
109	去御改前奉願帰住	同			
110	去御改前奉願帰住	同			
111	去御改前奉願帰住	同			
112	去御改前奉願帰住	同			
113	去御改前奉願帰住	同			
114	去御改前奉願帰住	同			
115	去御改前奉願帰住	同			
116	去御改前奉願帰住	同			
117	去御改前奉願帰住	同			
118	去御改前奉願帰住	同			
119	去御改前奉願帰住	同			
120	去御改前奉願帰住	同			
121	去御改前奉願帰住	同			
122	去御改前奉願帰住	同			
123	去御改前奉願帰住	同			
124	去御改前奉願帰住	同			
125	去御改前奉願帰住	同			
126	去御改前奉願帰住	同			
127	去御改前奉願帰住	同			
128	去御改前奉願帰住	同			
129	去御改前奉願帰住	同			
130	去御改前奉願帰住	同			
131	去御改前奉願帰住	同			
132	去御改前奉願帰住	同			
133	去御改前奉願帰住	同			
134	去御改前奉願帰住	同			
135	去御改前奉願帰住	同			
136	去御改前奉願帰住	同			
137	去御改前奉願帰住	同			
138	去御改前奉願帰住	同			
139	去御改前奉願帰住	同			
140	去御改前奉願帰住	同			
141	去御改前奉願帰住	同			
142	去御改前奉願帰住	同			
143	去御改前奉願帰住	同			
144	去御改前奉願帰住	同			
145	去御改前奉願帰住	同			
146	去御改前奉願帰住	同			
147	去御改前奉願帰住	同			
148	去御改前奉願帰住	同			
149	去御改前奉願帰住	同			
150	去御改前奉願帰住	同			
151	去御改前奉願帰住	同			
152	去御改前奉願帰住	同			
153	去御改前奉願帰住	同			
154	去御改前奉願帰住	同			
155	去御改前奉願帰住	同			
156	去御改前奉願帰住	同			
157	去御改前奉願帰住	同			
158	去御改前奉願帰住	同			
159	去御改前奉願帰住	同			
160	去御改前奉願帰住	同			
161	去御改前奉願帰住	同			
162	去御改前奉願帰住	同			
163	去御改前奉願帰住	同			
164	去御改前奉願帰住	同			
165	去御改前奉願帰住	同			
166	去御改前奉願帰住	同			
167	去御改前奉願帰住	同			
168	去御改前奉願帰住	同			
169	去御改前奉願帰住	同			
170	去御改前奉願帰住	同			
171	去御改前奉願帰住	同			
172	去御改前奉願帰住	同			
173	去御改前奉願帰住	同			
174	去御改前奉願帰住	同			
175	去御改前奉願帰住	同			
176	去御改前奉願帰住	同			
177	去御改前奉願帰住	同			
178	去御改前奉願帰住	同			
179	去御改前奉願帰住	同			
180	去御改前奉願帰住	同			
181	去御改前奉願帰住	同			
182	去御改前奉願帰住	同			
183	去御改前奉願帰住	同			
184	去御改前奉願帰住	同			
185	去御改前奉願帰住	同			
186	去御改前奉願帰住	同			
187	去御改前奉願帰住	同			
188	去御改前奉願帰住	同			
189	去御改前奉願帰住	同			
190	去御改前奉願帰住	同			
191	去御改前奉願帰住	同			
192	去御改前奉願帰住	同			
193	去御改前奉願帰住	同			
194	去御改前奉願帰住	同			
195	去御改前奉願帰住	同			
196	去御改前奉願帰住	同			
197	去御改前奉願帰住	同			
198	去御改前奉願帰住	同			
199	去御改前奉願帰住	同			
200	去御改前奉願帰住	同			
201	去御改前奉願帰住	同			
202	去御改前奉願帰住	同			
203	去御改前奉願帰住	同			
204	去御改前奉願帰住	同			
205	去御改前奉願帰住	同			
206	去御改前奉願帰住	同			
207	去御改前奉願帰住	同			
208	去御改前奉願帰住	同			
209	去御改前奉願帰住	同			
210	去御改前奉願帰住	同			
211	去御改前奉願帰住	同			
212	去御改前奉願帰住	同			
213	去御改前奉願帰住	同			
214	去御改前奉願帰住	同			
215	去御改前奉願帰住	同			
216	去御改前奉願帰住	同			
217	去御改前奉願帰住	同			
218	去御改前奉願帰住	同			
219	去御改前奉願帰住	同			
220	去御改前奉願帰住	同			
221	去御改前奉願帰住	同			
222	去御改前奉願帰住	同			
223	去御改前奉願帰住	同			
224	去御改前奉願帰住	同			
225	去御改前奉願帰住	同			
226	去御改前奉願帰住	同			
227	去御改前奉願帰住	同			
228	去御改前奉願帰住	同			
229	去御改前奉願帰住	同			
230	去御改前奉願帰住	同			
231	去御改前奉願帰住	同			
232	去御改前奉願帰住	同			
233	去御改前奉願帰住	同			
234	去御改前奉願帰住	同			
235	去御改前奉願帰住	同			
236	去御改前奉願帰住	同			
237	去御改前奉願帰住	同			
238	去御改前奉願帰住	同			
239	去御改前奉願帰住	同			
240	去御改前奉願帰住	同			
241	去御改前奉願帰住	同			
242	去御改前奉願帰住	同			
243	去御改前奉願帰住	同			
244	去御改前奉願帰住	同			
245	去御改前奉願帰住	同			
246	去御改前奉願帰住	同			
247	去御改前奉願帰住	同			
248	去御改前奉願帰住	同			
249	去御改前奉願帰住	同			
250	去御改前奉願帰住	同			
251	去御改前奉願帰住	同			
252	去御改前奉願帰住	同			
253	去御改前奉願帰住	同			
254	去御改前奉願帰住	同			
255	去御改前奉願帰住	同			
256	去御改前奉願帰住	同			
257	去御改前奉願帰住	同			
258	去御改前奉願帰住	同			
259	去御改前奉願帰住	同			
260	去御改前奉願帰住	同			
261	去御改前奉願帰住	同			
262	去御改前奉願帰住	同			
263	去御改前奉願帰住	同			
264	去御改前奉願帰住	同			
265	去御改前奉願帰住	同			
266	去御改前奉願帰住	同			
267	去御改前奉願帰住	同			
268	去御改前奉願帰住	同			
269	去御改前奉願帰住	同			
270	去御改前奉願帰住	同			
271	去御改前奉願帰住	同			
272	去御改前奉願帰住	同			
273	去御改前奉願帰住	同			
274	去御改前奉願帰住	同			
275	去御改前奉願帰住	同			
276	去御改前奉願帰住	同			
277	去御改前奉願帰住	同			
278	去御改前奉願帰住	同			
279	去御改前奉願帰住	同			
280	去御改前奉願帰住	同			
281	去御改前奉願帰住	同			
282	去御改前奉願帰住	同			
283	去御改前奉願帰住	同			
284	去御改前奉願帰住	同			
285	去御改前奉願帰住	同			
286	去御改前奉願帰住	同			
287	去御改前奉願帰住	同			
288	去御改前奉願帰住	同			
289	去御改前奉願帰住	同			
290	去御改前奉願帰住	同			
291	去御改前奉願帰住	同			
292	去御改前奉願帰住	同			
293	去御改前奉願帰住	同			
294	去御改前奉願帰住	同			
295	去御改前奉願帰住	同			
296	去御改前奉願帰住	同			
297	去御改前奉願帰住	同			
298	去御改前奉願帰住	同			
299	去御改前奉願帰住	同			
300	去御改前奉願帰住	同			
301	去御改前奉願帰住	同			
302	去御改前奉願帰住	同			
303	去御改前奉願帰住	同			
304	去御改前奉願帰住	同			
305	去御改前奉願帰住	同			
306	去御改前奉願帰住	同			
307	去御改前奉願帰住	同			
308	去御改前奉願帰住	同			
309	去御改前奉願帰住	同			
310	去御改前奉願帰住	同			
311	去御改前奉願帰住	同			
312	去御改前奉願帰住	同			
313	去御改前奉願帰住	同			
314	去御改前奉願帰住	同			
315	去御改前奉願帰住	同			
316	去御改前奉願帰住	同			
317	去御改前奉願帰住	同			
318	去御改前奉願帰住	同			
319	去御改前奉願帰住	同	</		

双生之例

付札少し自立様引越等之礼柱二切目立様相認
寺之同之脇下江張付可申事

不調法仕六行御断申上候

双生娘三候ハ、 娘 年四 桦年四 四
双生同年四 龟次郎

双生娘年四

双生年四

双生年四

双生男子二候ハ、 恽 年四 双生娘年四
双生次男年四 つる

兄死失又ハ外ニ無之候時ハ弟双生除事

入百姓
一門増
何寺

旦那 增
家内五人冢建引越

一株參候ハ先方ニ而用ひ候印形を用ひ候様新印不及

年三十八
市左衛門

番人足洗入帳
門増
一、何寺

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

不調法仕逆印御断申候

增
奉願尾州海女郡何村

增
奉願京都何條通高倉上ル町穢右衛門方江同居引越

妻年三十五
いし
市左衛門

番人足洗入帳
門増
一、何寺

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

年三十医者
玄々

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同足洗厄介引越
同
医者二相成候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業相止候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業相止候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

同相止候例

旦那 增

奉願津東村古夫婦家建引越
年二十五 八兵衛

權助

医業仕候

年廿八
松兵衛事

無撲訣二而帳内認方四行或八六行断札

不調法仕四行御断申上候

尼之例

同

增
奉願龜山御家中何之誰殿
弟妻子召連危介引越

增
奉願前村新吉方々養女婦
里

增
奉願京都何條通高倉上ル
町穢右衛門方江同居引越

拾ひ子加入之例

付札少し自立様引越等之礼柱二切目立様相認
寺之同之脇下江張付可申事

不調法仕六行御断申上候

14	同不如意二付御書付返上致候分	何寺	旦那	年三十	市兵衛
15,16	智養子取遣り請払	同	増	二左衛門	御領下安濃郡田中市市兵衛娘さん方江智養子
17	厄介之娘娶例	同	増	二左衛門	御領分安濃郡志袋村三左衛門次男智養子
18,19	御領分内々不縁二付子供召連厄介引越請払	同	増	右之訣	鶴吉
20,21	御領分内々不縁二付子供召連厄介引越請払	同	増	去帳娘	去帳娘
22	同村々右同断	同	増	當帳	當帳
23,24	同村江門分家建引越請払	同村	市左衛門	同妻年二十五	同妻年二十五
25,26	同村江門分家建引越請払	同村	市左衛門	年四十	年四十
27,28	門持門分弟相統之請払	同村	市左衛門	年三十五	年三十五
29,30	同村嫁娶請払	同	増	市左衛門	市左衛門
31,32	同村嫁娶請払	同	増	二左衛門	二左衛門
33,34	同村嫁娶請払	同	増	市左衛門	市左衛門
35	後家宗旨頭二相成候例	同	増	四郎左衛門	四郎左衛門
36,37	不縁返し請払	同	増	方江	方江
38,39	養子帰り請払	同	増	かめ	かめ
40	更名之例	同	増	鶴次郎	鶴次郎
41	出家成入弟子之例	同	増	亀次郎	亀次郎
42	家崩奉公二相成候例	同	増	年五十	年五十
43	無屋模様代り之例	同	増	年三十	年三十
44	元無屋家建候例	同	増	娘年十	娘年十
45	株増	同	増	鶴吉	鶴吉
46	去帳弟當帳門持	同	増	年二十	年二十
47	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	たれ	たれ
48	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	鶴三郎事	鶴三郎事
49	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	九左衛門	九左衛門
50	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	妻年二十	妻年二十
51	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	妻年三十八	妻年三十八
52	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	妻まつ	妻まつ
53	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	妻年四十	妻年四十
54	一、何寺 旦那 同市左衛門母弟召連門分家建引越	同	増	小兵衛	小兵衛

【史料四】無題（宗旨改帳作成難形）

(津市片田長谷場永谷武久氏所藏文書)

※宗旨帳面減額、六親厄介座順、となるときの右肩の数字は、解説の一覧表の通番と対応させるために筆者が付したものである。

表紙

1000

宗旨帳面減例

門滅 家崩申候 何宗
御領分一志都垂水村八兵衛方江老株何人同居二引越
死 いさ 旦那 何左衛門
右宗旨帳面当四年ノ減申候 何寺

六宗之内減之次之宗旨頭何
村之下二張

同	増	増
養子取戻り請払	御領分安濃郡前田村五兵衛恰六郎兵衛女子娶	つる 御領分安濃郡井戸村三左衛門妻二嫁候
五郎兵衛	御領分安濃郡井戸村三左衛門方三養子	嫁娶請払
同	御領分安濃郡五百野村佐藏次男養子	4.5
6.7		

印替 但印鑑之書入分印替と同様印鑑と書入候事
一、何寺 旦那 年三十 三左衛門 印

同年六十五はつ
伯父年八十九權九郎
伯母年八十七
叔父年八十六
叔母年八十七さし
父年九十一定八
母年九十
いん
厄介年三十八
同子年十六
同母年五十二
藤太郎
かん

六親厄介座順	旦那	年七十	妻年六十八	次男年四十	娘年三十	三男年廿八	伴年四十五	同妻年四十二	同女子年十八	弟年六十六	甥年廿五	姪年廿三	從弟年六十九	八兵衛
つる	門左衛	つる	仁次郎	かめ	参三郎	市太郎	まつ	四市郎	たけ	むめ	むつ	むつ	五兵衛	一、何寺
つる	門左衛	つる	仁次郎	かめ	参三郎	市太郎	まつ	四市郎	たけ	むめ	むつ	むつ	五兵衛	一、何寺
つる	門左衛	つる	仁次郎	かめ	参三郎	市太郎	まつ	四市郎	たけ	むめ	むつ	むつ	五兵衛	一、何寺
つる	門左衛	つる	仁次郎	かめ	参三郎	市太郎	まつ	四市郎	たけ	むめ	むつ	むつ	五兵衛	一、何寺

死	生	死	生	死
△厄介取遣り請払	増	△厄介同子弟共一番帳尻江出候事	九十九郎	御領下安濃郡田中村五兵衛方江厄介引越
同	同	△厄介年二十	厄介年二十	娘年二十
無妻并妾腹之子加入	生別腹	九十八郎	九十九郎	かめ
○一、何寺	同子年二十	同	同	同
旦那	同	△厄介年二十	厄介年二十	娘年二十
去御改後御免許御書付被下候	同	九十八郎	九十九郎	かめ
御免許御書付被下無足人二相成候分	△無足人格八代々二而も付札二不及	△厄介年二十	厄介年二十	娘年二十
○二、	同	同	同	同
御免許御書付被下無足人二相成候分	△無足人格八代々二而も付札二不及	△厄介年二十	厄介年二十	娘年二十
藤原氏	同	同	同	同
市左衛門	同	同	同	同
年五十	同	同	同	同

御奉行様

右之通老冊相認メ帳綴ニして宗旨方江惣帳面添出し候事
本村組拾五ヶ村ニ申寄目録三通り認メ候而仮り綴ニして年番へ遣候事

寄目録老通半紙堅紙江認メ組限宗旨帳面添出候事
但帳綴ニ不及

上書

本村組惣目録

如此ニして遣也

宗旨帳面仕立様
上書は一宗一冊ニ仕分帳綴ニいたし候事

控帳は略して一村限合帳ニ致候事
宗旨順左之通

天台

真言

禪

淨土

法花

門徒

但村方ニ不抱一宗宛紙せんよりニてくくり四ツ半二入
但老丈式尺位人用「此■ハ紙せんよりの事也」

別指出

住持看坊印鑑

何通

物御請書帳

何通

寺方別指出帳袋ニ入

本村組

差出し

何通

本村組

自此いたし帳面へ添出候事
自分差出并ニ一札別包ニ有之控之通相認組下帳面は一綴ニ出候事

奉公人帳増減帳御請書は拙者方ニ取置何方へも出し不申候事

四つ半上書

宗旨御改帳

但帳小口へ何と認メ候扣帳計也
〔式拾八冊此例も廿八年ノ十二支ノ何ノ年と書可也〕

別指出

四通袋入

御請書

自分差出宗旨証文

住持代印鑑

看坊印鑑

本村組

内仕分

一百三拾三人 内 男六拾八人
女六拾五人

一式拾八人 内 男六人
女武拾武人

一九人 内 男三人
女六武人

一拾五人 内 男三人
女六武人

一 死人

御領分町郷中組合之内井津御家中津御領別差出等江遣候養子縁付
養子返し縁返厄介引越等之減人
内八人男式人女五人津御領并別差出等江遣候減人

無住式拾壱ヶ寺 内

一馬數四拾九疋 内 九三拾六疋 内五疋増
外式疋減

一 驚拾三疋

右本村組村々宗旨帳面入念吟味仕候以上

安政二年乙卯三月晦日

信藤勘十郎 信藤勘太夫

当年御改之内相増申候生子増人

一式百五拾四人 内 男三人
女六武人

内仕分

一百七拾九人 内 男八拾九人
女九拾人

一三拾七人 内 男八人
女武拾九人

御領分町郷中組合之内井二津御領御家中等送り来候養子嫁取

一三拾六人 内 男六人
女三拾人

内七人内男三人女四人津御領送り来候増人

一式人 男

古郷帰り

去年帳面

一物人數六千百九拾人 内 男二千百八人
女三千八拾武人

右増減差引仕当年高之内

六拾九人 内 男拾七人
女五拾武人

一家數千四百三拾式軒 内拾六軒增
外拾九軒減

寺四拾式ヶ寺 内

但差出四ヶ寺共

右之通壹冊御郡方江出仕候事
御郡方江出仕候は御請書認メ候ニ不及
上書此帳面之通

但宗旨御奉行所へ出候は本村組拾五ヶ村之寄目録ハ認メニ不及

其訛は年番へ三通遣仕候故年番が伍組壹所ニして出候故也

津御領へ遣候増減札形之通寄目録四冊之内半紙共式冊江付札之事、其余は不入
但御家中並ニ別差出伊州城和御領分別二書出増減札ハ不加
宗旨方江出候目録仕立様上書

本村組惣御請書 年号月

信藤勘十郎 信藤勘太夫

帳口此帳面之通御請書此方ニ而認ル村々各出候人數目録綴合奥江
一本村組拾五ヶ村
宗旨帳面式拾八冊
右帳面宗旨達候寺々別差出
外ニ自分差出宗旨証文

四通

五通

信藤勘十郎

右村々當面入念吟味仕候、以上
年号月

【史料三】 安政二年三月本村組宗旨御改惣寄目録帳

(津市久居ふるさと文学館所蔵信藤家文書)

当年改高 覚

一物人數千三百五拾人 内男六百九拾四人
内女六百五拾六人

内五拾九人 内男式拾七人
内女三拾武人

去御改以後増人

外三拾武人 内男拾三人
内女拾九人

去御改以後減人

一家數式百九拾九軒 内六軒增
外老軒減

内九軒帳内寺別差出式ヶ寺は無住四ヶ寺
外無屋拾九株

一馬數式拾老疋 内丸拾六疋 内四疋增
内外無屋拾九疋

内駄五四

一牛數六疋

右當年村中人數家數并牛馬之數入念吟味仕候義無相違如斯ニ御座候、以上
本村年寄 久左衛門 (印) 同 七兵衛 (印) 孫左衛門 (印)
同庄屋加談 小嶋藤五郎 (印) 小原勘左衛門 (印)

安政二年乙卯三月晦日

内 男三千百武拾五人
内女三千五百三拾四人

同村庄屋

同旅籠町

小嶋藤五郎 (印)

小原勘左衛門 (印)

(印)

…… (中略)

本村組拾五ヶ村

当 年 改 高
人 數 六 千 式 百 五 拾 九 人

内 男 三 千 百 武 拾 五 人
内 女 三 千 五 百 三 拾 四 人

内仕分

一百六拾老人男 津久居御家中并御領分津御領町郷中江一季半季日雇等其居村居不申稼人
他國他領江商稼年奉公等二參り其外何となく居村を出、他
二而住居仕候者、男女共疋も古郷帰り不申候者は別段書付差上帳面除申候事

一年久敷他國他領江參り居候共他二而居宅妻子等も持不申候者は幾年過候共呼返し差置可

申事

一年々御改之節、宗旨替派替寺替等仕度と申有之節は、庄屋年寄五人組聞届、双方証文取、
無遺恨様取計、其段可申上事

一養子嫁娶引越等出入増減は寺之送り請込入念相改申候、其外不因他所ノ來候僧俗男女

共無穿迂闊ニ抱置不申候、住持為仕可申道理之者ハ、村中相談之上請人寺請入念相改

差置申候事

一年季■り商人等之類元当村之者ニ而も年久敷他所ニ住居仕候上、立帰り候者、宗旨入念

吟味可仕候、親族縁者ニ而も無心元存候者、又は不覺悟成者は許容仕間數候事

一年季■り他領江商稼年奉公等二參り其外何となく居村を出、他

二而住居仕候者、男女共疋も古郷帰り不申候者は別段書付差上帳面除申候事

一年久敷他國他領江參り居候共他二而居宅妻子等も持不申候者は幾年過候共呼返し差置可

申事

右条々少も無相違、堅人念相守申候、後日ニ至若不念之儀有之候ハ、庄屋年寄五人組

親族ニ至迄如何様之御咎ニも被仰付候、為後日連紙庄屋年寄御請書依而如件

安政二年乙卯三月晦日

右之外去年御改以後減申候死人并減人

一百八拾五人 内 男八拾八人
内女九拾七人

※原史料は本村組一五ヶ村毎の覚が記載され、その後に本村組拾五ヶ村として全体の人数
増減などが来るが、ここでは、冒頭の本村分の覚のみを記載した。

(表紙)

安政二年乙卯三月

宗旨御改物寄目録帳

本村組

宗門御改惣御請書

一切支丹宗門御穿鑿ニ付、本村組人別男女老若ニ至迄老人も不洩、其宗門吟味仕候、村方

ニ而ハ五人組限ニ相改、大庄屋を証人として寺々印形を取、一宗一冊ニ仕分、差上可申

事

一毎年被仰付候通、切支丹宗門吟味仕候處、是迄疑惑者承り見及不申候、若少ニ而も不審成儀承見及候者、早速申上、御褒美拌領可仕候、聞流ニ捨置、御穿鑿之節不沙汰、外

ノ相顯候ハ、其罪科ニ可被為仰付候、常々村中穿鑿油断不仕候事

一去年御改已後之生子増人死人失人等も其村限ニ書載申候事

一村中是迄旧里切之者別段書付差上申候事

一年々御改之節、宗旨替派替寺替並宗号 寺号住持名 印形 本末断書等悉入念吟味仕

候、勿論宗旨替派替寺替等仕度と申有之節は、庄屋年寄五人組聞届、双方証文取、

無遺恨様取計、其段可申上事

一養子嫁娶引越等出入増減は寺之送り請込入念相改申候、其外不因他所ノ來候僧俗男女

共無穿迂闊ニ抱置不申候、住持為仕可申道理之者ハ、村中相談之上請人寺請入念相改

差置申候事

一年季■り商人等之類元当村之者ニ而も年久敷他所ニ住居仕候上、立帰り候者、宗旨入念

吟味可仕候、親族縁者ニ而も無心元存候者、又は不覺悟成者は許容仕間數候事

一年季■り他領江商稼年奉公等二參り其外何となく居村を出、他

二而住居仕候者、男女共疋も古郷帰り不申候者は別段書付差上帳面除申候事

一年久敷他國他領江參り居候共他ニ而居宅妻子等も持不申候者は幾年過候共呼返し差置可

申事

右条々少も無相違、堅人念相守申候、後日ニ至若不念之儀有之候ハ、庄屋年寄五人組

親族ニ至迄如何様之御咎ニも被仰付候、為後日連紙庄屋年寄御請書依而如件

安政二年乙卯三月晦日

無住二付本寺見届寺附之印形押申候

右帳面入念吟味仕御法度之御条目弥堅相守申候、為後証如件

嘉永六年癸丑三月晦日

本村年寄
同 庄屋加談

同 村庄屋
同 旅籠町

九左衛門
七兵衛
孫左衛門
小嶋藤五郎
小原勘左衛門

庄屋替

印 印 印 印 印

御奉行所様

(四三)

一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺
印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印
旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那
次男年十六 娘年十九 夫年廿三 妻年四十一	次男年九 娘年十一 夫年十四 妻年四十三	同年十二 娘年十六 夫年三十一 妻年五十五	同年七 娘年四 夫年三十一 妻年三十一	年四十 娘年十一 夫年三十一 妻年三十一	年六十九 娘年三十六 夫年三十六 妻年三十六
左一 りへ安次郎 二 うた半三郎	清右衛門 いな藤次郎 清八	いつよね善四郎 まき善助	しう為吉 くらつつい	金七 とき善之助	や金蔵 そ梅吉
印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印

一、 同 同 同 同 真光寺					
印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印
旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那
当村之内相川					

弟年廿二 同年廿六 同年三十三 妹年三十三 夫年四十八	年三十九 母年四 娘年四十八	年三十六 三男年六 娘年九 夫年十二 妻年三十四	年三十九 次男年十二 娘年十四 夫年十四 妻年三十四	年廿七 次男年二 娘年四 夫年七 妻年廿六	年四十八 次男年三 娘年十五 夫年十一 妻年三十七
---	----------------------	--------------------------------------	--	-----------------------------------	---------------------------------------

源四郎 やとみわ助 加助	いとへ榮七郎 の磯七郎	には長松 そて亀松 菊松 きせ久右衛門	さき伊勢松 そて三之助 ゆき浅右衛門	さみと吉太郎 由次郎 熊次郎	さへ半四郎 寅吉 十次郎 長次郎
印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印

一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 同 同 同 真光寺
印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印 印 印
旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那
生	生	同 村 久 金 藏 二 男 長 子 養 子 年 三 十 五	同 村 久 金 藏 二 男 長 子 養 子 年 三 十 五	同 奉 瀧 濟 州 中 鳩 郡 十 孤 穴 須 村 小 八 弟 養 子 養 子 年 三 十 五
娘 年 三 十 一 夫 年 八 十	五 男 年 二 四 男 年 五 次 男 年 十 六 伴 年 十 六	妻 年 三十一 父 年 八 十	娘 年 五 夫 年 八 同 男 子 年 二 同 妻 子 年 二 十 八	娘 年 二 十 四 夫 年 二 十 同 年 二 十 同 妻 年 二 十 八

い 国 松 せ き と 小 い し 清 兵 衎	久 兵 衎 七 五 郎 友 吉 角 次 宇 吉 と ふ	久 四 郎 麻 次 た よ 金 兵 衎	た け よ し む め 藤 七	み つ 清 助 半 七	さ よ ゆ う そ の せ つ 作 次 郎	藤 蔵 ぬ い さ わ 初 次 郎	五 左 衎 門
印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印 印 印

一、 同 同 真光寺	一、 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	一、 同 同 同 同 真光寺	同 同 同 同 真光寺	同 同 同 同 真光寺	同 同 同 同 真光寺
印 印 印	印 印	印 印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印
旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那
生										
文政五年三月無行御新申上署中印除										
伯父年四十 母年七十	母年六十一 年三十五	母年四十九 年五十五	母年五十一 年五十五	弟年廿七 妹年三十二 同年四	弟年廿九 妹年三十八 同年二	次男年五 娘年二 同年五	次男年九 娘年三十八 同年三	同女子年四 三男年三十 同年四	同妻子年廿四 娘年二 同年八	娘年三十二 同年十一 同年十
房 吉 た 和 助 み へ 德 次 郎	藤 吉	み く の 伊 之 吉 よ つ ま こ ま 弥 兵 衛	い の 金 松 千 代 松 し ん 松 吉 兵 衛	き み せい 宗 三 郎 そ わ 新 吉	しな 德 次 郎 わ さ そ て 新 七	鹿 松 梶 次 郎 ふ み				
印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印 印 印	印 印 印

三九

門增	一、真光寺	印旦那	年三十八
印	同	印	年三十八
旦那	印	旦那	年三十八
且那	同村	同村	年三十八
且那	半九郎弟家建引越	房吉家建引越	年三十八
且那	年二十四	年二十四	年三十八
		伴年二	

別同村。半九郎、弟家建引越。年三十四。
増御領分一志郡日置村。妻年三十二。
幾右衛門姉娶。

一、真光寺 印旦那

同印生妻年三十

一、真光寺 即旦那

同同印印

真光寺印祖那

同印

同妻年廿七
印印

同印

一、真光寺 印印
同 旦那
委三五二四
年六十六

一、真光寺印旦那

同印

同印

同印同印

真光寺印那

龜之助奉願義絕人

年三十六

同 同 同	一、真光寺	同 同 同 同 同 同	一、真光寺	同 同 同	一、真光寺	同 同 同 同 同 同	一、真光寺	同 同 同	一、真光寺	同 同 同 同	同 同 同
印 印 印	印	印 印 印 印 印 印	印	印	印 印 印	印 印 印 印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印 印 印
日 那		旦 那		旦 那		旦 那		旦 那		旦 那	
	つげ死			権十郎死							
弟 年廿七	妻 年廿五	次 男 年四 母 年六十八	同 年八	同 年十一	娘 年十四	次 男 年九 母 年十七	同 年三	娘 年十三	次 男 年九 母 年十一	養 子 年廿四	同 妻 年三十五 同 男 子 年七
年三十式	年三十九	年四十五	年四十三	年四十五	年四十三	年三十六	年三十二	年三十一	年三十七	年六十四	養子 年四十七
石 い つ 三 な な 郎	源 兵 衛	と せ 吉	乙 す ま か の は ま 房 松	と き 戸 右 衛 門	喜 市	き く 六 郎 太 夫	傳 しな 余 三 郎	利 藏 さ の た み た け 与 三 郎	佐 兵 衛 す が 次 兵 衛 佐 次 郎	林 蔵 と み み と 梶 次 郎	
印 印 印	印	印 印 印 印 印 印	印	印	印 印 印	印 印 印 印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印 印 印

同 同 同 同	一、真光寺	同 同 同 同 同 同	一、真光寺	同 同 同 同 同 同	一、真光寺	同 同	真光寺	同 同 同 同 同 同	一、真光寺	同 同 同	
印 印 印 印	印	印 印 印 印 印 印	印	印 印 印 印 印 印	印	印	印	印 印 印 印 印 印	印	印 印 印	
旦 那		旦 那		旦 那		旦 那	増 右 同 断	旦 那	旦 那	旦 那	
	無 屋						り さ 御 領 分 一 志 部 戸 木 村 吉 三 郎 方 へ 締 ス 妻 姉 弟 召 運 名 繰 二 引 運				
次 男 年廿六 母 年三十九	妻 年四十五	女 年三十八	妻 年四十七 母 年四十四	年四十式	五 男 年六 娘 年八 母 年八十四	三 男 年十二 次 男 年廿六 娘 年八 母 年廿二	次 男 年廿二 娘 年四十三 年四十九	娘 年七十一 母 年七十一	次 男 年十三 娘 年七 母 年七十一	年四十五 娘 年四十一 母 年六十	同 妻 年三十二 妹 年廿四 母 年六十一
十 ゆ わ 松 つ ね 忠 兵 衛	ゑ ん	り つ さ の 彦 右 衛 門	と さ 亀 松	せ い 豊 三 郎	き や う 浅 次 郎	太 郎 太 夫	石 す み 之 助	り せ み ろ す へ 藤 次 郎	十 次 郎 む ら 庄 兵 衛 ゆ か	ひ さ と う か ん	
印 印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印 印 印 印	印	印	印	印 印 印 印 印 印	印 印 印	印 印 印	

一、 同 真光寺	同 印 旦那	一、 同 真光寺	同 印 旦那	一、 同 真光寺	同 印 旦那	一、 同 真光寺	同 印 旦那	一、 同 真光寺	同 印 旦那	一、 同 真光寺	同 印 旦那	一、 同 真光寺	同 印 旦那
妻年廿九 年三十	年五十八 娘年廿三 次男年十八	同女子年五 同男子年三	同女子年三十一 同男子年七	養子年三十八 年七十一	次男年十七 娘年十三	次男年二十一 娘年廿四	次男年廿四 娘年廿七	妻年五十九 娘年八	年四十三 母年七十七	年四十七 母年七十七	年六十四 妻年六十四	年七十 妻年四十	善次郎後家年五十六 娘年十二
きへ 政兵衛	吉松	とみ	にを	理右衛門	米藏	常吉	こま	源太郎	藤次郎	石之助	とめ	石松	いし
印印	印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印	印印印印	印印印印	印印	印印	とき みさ
同同同同同 印印印印印印	同同同同同同 旦那	同同同同同同 旦那	同同同同同同 旦那	同同同同同同 無屋	同同同同同同 平左衛門後家年六十	同同同同同同 宗助後家年七十二	同同同同同同 年六十五	同同同同同同 年四十三	同同同同同同 年五十四	同同同同同同 年五十四	同同同同同同 年五十四	同同同同同同 年五十四	同同同同同同 生
母年五十一 同年十一 弟年二 年廿四	同男子年三 同男子年五 同女子年七 同女子年十	同男子年三 同男子年五 同女子年七 同女子年十	同男子年三 同男子年五 同女子年七 同女子年十	同妻子年廿六 次男年廿九	同妻子年廿六 次男年廿九	同妻子年廿九 次男年廿九	同妻子年廿九 次男年廿九	娘年廿三 娘年廿三	娘年廿三 娘年廿三	娘年廿三 娘年廿三	娘年廿三 娘年廿三	娘年廿三 娘年廿三	娘年廿三 娘年廿三
きの 石之助	熊次郎 末吉 よし 半左衛門	勝次郎 常吉 ます 綾吉	勝三郎 ゆか みづ すへ	勝三郎 ゆか みづ すへ	長三郎 りを みつ みつ	たみ たみ こと こと	くま 梅吉 治三郎						
印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印	印印印印印印

【史料二】 嘉永六年三月一志郡本村人別宗旨御改帳

四冊之内天台律宗

(津市久居ふるさと文学館所蔵信藤家文書)

※原史料は、天台律宗・禪宗・淨土宗・門徒の四冊からなつてゐるが、天台律宗分のみを掲載した。
※貼紙・付札は で囲つて示した。

嘉永六年癸丑三月	
人別宗旨御改帳	四冊之内
天台律宗	一志郡本村

一、真光寺	同 同 同 同 同																							
印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印 印 印	
旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那

生

養母年六十七
妻年四十五
年三十八
娘年五十五
同年二
母年六十式

年十九社人
年廿九
妻年廿四
娘年五
桦年三
危介年五十

年二十一

小原氏
門之丞

みゑ 茂右衛門	いふみゆふ とみゆふ 源之助	庄八 みわ	みわ みさほ	若狭 常次郎	吉兵衛 かなよ はなよ	門之丞
印 印	印 印 印 印 印	印 印	印 印 印	印 印 印	印	

同 同 同 同	真光寺	同 同 同 同																					
印 印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印
旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那	旦 那

清助死

四男 年十四	三男 年十八	次男 年廿一	桦年廿三	女年五十二	妻年五十三	弟年廿六	妹年廿八	年三十	養子年三十一	妻年五十四	年六十七	同 年四	妻年三十二	年三十五	弟年廿四	女年三十二	年四十六	次男年九	妻年三十九	同年十五	次男年五	娘年十九	娘年廿五	桦年十九
伊松	国松	文之助	弁次郎	なを うた	庄三郎	とめ 善五郎	甚助 林吾	清蔵	喜左衛門	はま いつ	ふさ 久吉	寅吉	りう	長左衛門	寅吉	十太郎	助五郎	よね いし	左衛門	岩藏	つや	印	印	

印 印 印 印	印	印 印 印	印	印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印	印 印 印	印
伊三郎	文之助	なを うた	庄三郎	とめ 善五郎	甚助 林吾	清蔵	喜左衛門	はま いつ	ふさ 久吉	寅吉	りう	長左衛門	寅吉	十太郎	助五郎	よね いし	左衛門	岩藏	つや	印	印	印	印

同

娘年

右人別宗旨請旦那寺証印

一、高田門徒 御領分一志郡小山村 清巖寺住持明尊

一、高田門徒 一身田境内玉保院代 厚弥寺住持俊瑞

一、高田門徒 (朱津御領) 一志郡 報恩寺住持法住

一、高田門徒 御領分津領雲出村 净蓮寺住持伝阿

一、本願寺門徒 松坂黒田村 善覺寺住持惠觀加ル

一、高田門徒 御領分家素郡北黒田村淨光寺末寺当村 本念寺住持善曉

一、本願寺門徒 当里主重郡小杉村持光寺末寺 当村 法專寺住持教道

一、本願寺門徒 当里主重郡小杉村持光寺末寺 当村 大乘寺住持教道

一、何宗 何寺當時無住

無住二付同宗何郡何村何寺見届寺附之印押申候
或八無住二付本地何寺証印

右帳面入念吟味仕御法度之御条目弥堅相守申候為後証如件

文政六年癸未三月晦日

本村年寄

万之助

同 林藏

庄平

同村莊屋

太郎左衛門

御奉行様

一、天台律宗 印 印
当村真光寺末寺 印 印
一、天台律宗 印 印

当村真光寺末寺 印

印

真光寺住持 年四十二
當時無旦那 宝積寺當時 (朱)「無住」

無住二付本寺見届寺附之印形押申候

無住

弟子年廿三 義學 印
義道 印

一、天台律宗 印 印
山門安樂院末寺 印

印

山門安樂院末寺 印
當時無旦那 盛久寺當時 (朱)「無住」

無住二付本寺見届寺附之印形押申候

無住

年三十二 義文 印

一、天台律 印 印
山門安樂院末寺 印

印

山門安樂院末寺 印
極樂寺當時 無住二付寺內徳明見届寺附之印形押申候

無住

無住

年八十五 観龍 印 印 印

右人別宗旨請旦那寺証印

印

右人別宗旨請旦那寺証印
無住二付寺內徳明見届寺附之印形押申候

無住

無住

年五十七 德明
年廿四 德雲
年八十五 乘雲

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

一、天台律宗 印 印
一、天台律宗 印 印

印

一、天台律宗 印 印
津西來寺末寺 印

無住

無住

年廿四 德明
年廿四 德雲
年八十五 観龍

文政六年癸未三月晦日

同 村庄屋
新役 庄平
更名仕候 林藏
同 村庄屋
太郎左衛門

御奉行所様

文政六年癸未三月

本願寺門徒

高田門徒

人別宗旨御改帳

三冊之内

一志郡本村

佐右衛門

佐兵衛

九郎兵衛

龟助

龟五郎事

【史料二】久居藩人別宗旨御改帳難形

(津市久居ふるさと文学館所蔵信藤家文書)

※朱筆の部分は、(朱)と記して「」で示しているが、□で示した書き枠も全て朱で記されている。

※実際に張り紙されている部分は、(貼紙)「年違改之分白紙を張り申候」のように示した。

※この難形は、文政六年の本村宗旨御改帳をベースに作成されているが、天台律宗と一向宗の宗旨教義のみが使われており、三冊とある内の淨土宗分は最初から省略されている。

※「印」とした部分には実際に押印されているが、全て同一の寺印である。

※ミセケチの部分は「朱唐」のように示した。

文政六年癸未三月
人別宗旨御改帳 三冊之内
天台律宗 一志郡本村

宗旨之順 天台 真言 禅 浄土 法華 門徒 村扣一冊に綴合之節心得之事
○附札類都テ図之通り
○附札八年書入二不及、養子・縁付・死人・引越都而座列二不拘且那之脇へ
候事
○同村出入拵之札門増共図之通り
○印さして書入二不及
○役人替り并更名等之附札図之通り
○無足人苗字札年之下江図之通り
○尋中之札図之通り
○印改之節ハ印替と書入
○門増之者は新印と書入
右仕方之図三帳之内考合之事
○実子ニ而無拵帳漏加入断書之事」

〔貼紙〕
一、真光寺 印旦那
同 印 (朱)
増 御領分何都何村たれ方へ養子 年六十
御領分一志郡新家村作兵衛娘妻 妻年二十
儀助 年六十一
儀兵衛 すみ

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
214	更名之例	年寄庄屋が更名した場合の付札。	貼紙
215	庄屋加役の例	下地年寄ニ而新ニ庄屋加役と成候時ハ新役之付札可仕	貼紙
216	御免之時ハ	庄屋加役御免の時の付札	貼紙
217	死去之時ハ	庄屋加役死亡時の付札	貼紙
218	黄槻宗末寺別差出之例	黄槻宗末の地蔵堂については、別差出の一札を作成する。	
219	庄屋見習任命	庄屋見習の肩書き	
220	庄屋見習御免	庄屋見習を免職された時の付札	貼紙
221	新規に庄屋加役任命之付札	新規に庄屋加役に任命された時の付札	貼紙
222	下地老人之庄屋御免歟転役 歟死去ニ而新ニ庄屋式人出来 候時ハ新庄屋両人ニ庄屋代り 之付札	下地庄屋死去後、伴新庄屋任命の事例で、庄屋代わりの付札	貼紙
223	下地式人之庄屋老人転役歟 御免歟死去ニ而、村老人役ニ 相成候時ハ下之付札三准	二人庄屋が一名大庄屋格となり減少した時の付札	貼紙
224	庄屋加り	庄屋加りに任命された際の書式	書込
225	苗字認入	苗字御免の時の付札	貼紙
226	何村除	大庄屋格に任命され、村庄屋を外れる際の付札	貼紙
227	庄屋後見請	庄屋後見の請込み	書込
228	庄屋後見払	庄屋後見死亡の際の払札	貼紙
229	肩書除	大庄屋見習いに任命されて肩書きを除く例の付札	貼紙
230	山伏別差出	山伏、およびその弟子は一札として別差出になる。	書込

雛形一覧(8)

付札・書込の文面	備考
更名	
何次郎年寄庄屋加役御免 年寄庄屋加役後死去仕候	
同村庄屋見習何村 何助	210～214および216～226については別稿で検討。去帳見習無之候 へハ新役付札御免ニ相成外村江転役之時ハ下之付札之通同村之 庄屋壱人之處見習江壱人増之時ハ新役之付札
春次郎庄屋見習御免 同 庄屋加役何村 「新役」何左衛門	
新ニ格式被下候ニ付苗字認候處親死去仕候ニ付苗字除	
「何之誰庄屋御免」「庄屋代り」「新ニ大庄屋格被仰付候ニ付苗 字相認申候」	
同 加り何村 何之何左衛門 苗字御免	
庄屋格ニ被仰付候ニ付肩書何村相除申候	
同 後見 何之何之助 庄屋後見何之誰死去仕候	
大庄屋見習被仰付候ニ付肩書除	
一、真言修験宗 何院住持 年 実 名	但妻子ハ寺持ニ而人別帳江入とあり、さらに △妻女子ハ人別帳有之故女子并厄介等之請払ハ人別帳ニ而可仕 害ニ候へども、 とあるので、神官僧侶の家族は人別帳で処理されるのだが、人別帳 に記載する場所がない場合はこちらの別差出で処理する。

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
185	母不縁返し付札	夫が死んで祚が宗旨頭になった時に、母親を不縁にして、他村へ不縁帰した事例の払札。	貼紙
186	娘と認有之嫁又ハ養女不縁返し付札	養女を娘とした誤記を訂正して、不縁帰しにした事例の払札。	貼紙
187	姪養女之例	去帳で祖父の姪を当帳で祖父の養女にした場合、当帳の宗旨頭である重次郎との統柄表記が出来ないので、姪養女とした事例。	貼紙
188	真言修験宗家内人別帳	真言修験宗の人別帳の事例。妻と女子のみ請込み、住持と男子は別差出で帳尻に記	書込
189	右家内縁返し縁付等ニ而不残手払ニ相成候例	縁付き、不縁帰し、死亡などにより全戸消滅の払札。事由毎に貼る。	貼紙
190	右家内縁返し厄介引越ニ而不残手払ニ相成候例	不縁帰しで、厄介引越した事例の払札。	貼紙
191	右同去年無帳 当帳加入之例	去年は宗旨帳に載らず、今年加入了事例の請込み。	書込
192	人別宗旨請旦那寺肩書大抵	帳末の旦那寺の肩書の様式。	
193		無行衛御訴申上尋中除印から旧里切義絶とする場合の事例	
194	弟子住持成	住職の弟子が住持に昇格した場合の付札	貼紙
195	門徒之寺方ノ余宗寺方へ入弟子之例払札		貼紙
196	出家成入弟子之例		書込
197	無住ニ成候例 住持転住	住持が転住で無住になった寺の払札。寺は残して、本寺証印を捺す	貼紙
198	無住ニ成候例 住持退寺	不始末で住持を辞めさせられて無住になった例の付札	貼紙
199	留守居僧	住持ではない留守居僧の請込の事例。	書込
200	入寺	無住の寺に住持が入った際の請込。	書込
201	看住入寺	無住の寺に看住が入った際の請込。	書込
202	(尼住持の記載例)	尼寺の場合。	書込
203	住持無住ニ相成〔 〕	無住となった場合の請込み。	書込
204	沽却人などの座順	沽却人、鉢、猿曳き、飴、煙坊などの芸能民・被差別民は帳奥に記載する。	書込
205	沽却人之例	沽却人になった場合帳奥に移る座替をする事例。	書込
206	沽却人から起返り払札	沽却人が家持に戻る際の払札。	貼紙
207	沽却人死絶之例	沽却人が死亡して、絶家になった際の払札。	貼紙
208	右人別宗旨請旦那寺証印住持代り		貼紙
209	右人別宗旨請旦那寺証印寺附印替		貼紙
210	右人別宗旨請旦那寺証印見届寺代り		書込
211	看住持成り		貼紙
212	宗旨帳面減之払	門減の結果、その宗派の家持がいなくなった場合、宗旨帳が一冊減る時の払札。	貼紙
213	年寄交代之例	年寄が交代になった場合、年寄名の脇に付札。	貼紙

雑形一覧(7)

付札・書込の文面	備考
すか夫久七去ル亥年死去病中申立候義も御座候ニ付御領分 安濃郡井戸村九藏方ニ不縁返し	この事例では、夫が死ぬ前に病氣であった時点で不縁返しを希望していたので、それにしたがつた。本来、夫が死亡しているので、宗旨頭である伴との関係は母になるから、母を実家が引き取る払札になるところが、こうしている。
みか六ヶ年以前安政四已年同村源七娘養女三仕四ヶ年以前 同六未年久居附一志郡三ヶ野村利右衛門弟周次翠養子仕候 処去酉年周次儀不縁仕みか儀養女と相認可申処不調法ニ而 娘と去御改帳相認奉恐入候同人儀當御改前親源七方江不縁 返	この事例では、まず、養女をもらい、次にその養女に翠養子をもらつた。その翠養子が不縁返しになった時点で、養女に戻すのを娘にしてしまった、というケース。
同姓養女	
住持者別差出例帳尻三認有之男子ハ幾人有之候而も住持同 「仁王院娘たれ 奉願何領何郡何村誰妻嫁」「仁王院妻たれ 御領分安濃郡何村たれ方江不縁返し」「たれ死」「たれ死」 仁王院妻たれ同女子たれ同女子たれ 久居領一志郡何村誰方 江不縁ニ付女子式人召連厄介引越	
増 御領分安濃郡岩田東町清長院娘娶 仁王院妻 年三十 た れ	真言修験宗の住持は、去年もいたのだが、住持は別帳になるので、村の宗旨帳には真言修験宗はなかった。それが、妻を迎えると、妻や女子は村の宗旨帳の方に載るので、去年無帳で当帳加入ということになるのだが、家としては別差出なので、門増でもなく、株増でもない。
「去酉年九月母姉共ニ立退行衛相知不申段御訴申上其後母 姉両人奉願旧里切義絶勘蔵義ハ……」「みつとせ 奉願旧里 切義絶」	一家三人が無行衛御訴申上尋中除印になり、当改でそのうち、みつとせの二人を旧里切義絶にしたケースで、勘蔵はまだ尋中として宗帳に残っている。
一、何宗 何寺住持 「奉願住持成」年 実名	
清丸	
増奉願御領分何郡何村誰次男入弟子 弟子年 何丸 実名奉願何領何郡何村何寺江転住	
実名 不埒之義有之當何月退寺被仰付候ニ付奉願紀州御領一 志郡何村何寺江引越	
留守居年 平價○	
何寺住持 増奉願紀州御領飯高郡何村何寺江弟子老人召連 入寺 年 俊情	
何寺看住 増奉願紀州御領一志郡何村何寺弟子入寺 年 教秉	
何寺住持 年五十尼 妙々 善福寺當時無住 年 秀考	
当村之内沽却人 鉢 猿曳 彫 煙坊 右之類何れも帳奥ニ 廻し一行明候事	
株増 同奉願沽却仕家内何人座替 年五十 重兵衛	沽却人になった場合も無屋と同様に株増になる。無屋よりも困窮度が高いのだろうか？沽却というのは家屋敷を売却したことだろうが、他所では漬れ百姓の意味で使われていた。
同村 重兵衛壱株式人奉願沽却起返り村内江家建引越	沽却から家持に成るのは起返りと表現されている。この場合、株減であろうか。
株減沽却 みへ 死	この場合も株減。
住持代り	
印替	
無住寺ニ付同宗何郡何村何寺見届寺附印形押申候	
看住成り	
門滅家崩申候 高田門徒 何寺 旦那 たれ 奉伺御武具方御役所江一株何人御譜代ニ引越 右人別宗旨御改帳壱冊相減申候 年寄代り	右者門徒帳減之例也 天台 真言 禅 净土 法花 門徒 右之准ニ付たとへは六冊有之村方門徒帳減之時ハ法花帳且那寺 証印之尻文言之上メ之下江払札いたし可申天台帳減之時ハ真言 帳之始何村之下江払札いたし可申惣而何宗ニ而も右ニ准

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
154	去御改後帰住当御改前他領江厄介引越付札	去改後に帰住した者が、当改前に他町へ厄介引越した事例の払札	貼紙
155	去御改後古郷帰り当御改前死去付札	去改後古郷帰りし、当改前に死亡した事例の付札	貼紙
156	去御改後娶当御改前死去付札	去改後娶った妻が、当改前に死亡した事例の付札	貼紙
157	去御改後不縁帰り当御改前嫁付札	去改後、他村から不縁帰りし、当改前に他村へ嫁に行った事例の付札	貼紙
158	御譜代出入請	城番組譜代を辞めて、一家三人で家建引越してきた事例の請込	書込
159	御譜代出入払	城番組譜代になったので、一家で引越、門減家崩になった払札	貼紙
160	御譜代の妻請	譜代の娘を娶った請込。	書込
161	御譜代の不縁返し払	妻を離縁して、譜代の実家へ不縁返しする事例の払札	貼紙
162	御船手組に娘を嫁がせる払	御船手組士に村から嫁ぐ事例の払札	貼紙
163	御船手組に嫁がせた娘の不縁帰りの請	御船手組士に嫁がせた娘が不縁帰しされた事例の請込み。	書込
164	御家中ノ養子入請	家中士の件を養子にする事例の請込み。	書込
165	御家中江養子返出払	養子にした家中士の子を養子返しにした事例の払札	貼紙
166	御家中ノ不縁帰り請	家中士の妻になっていた娘が不縁帰しされた事例の請込み。	書込
167	御家中江縁付払	家中士の妻になった事例の払札。	貼紙
168	沽却座替払	沽却になって帳奥へ座替になった場合の付札	貼紙
169	沽却起返り請	沽却から起返りになって、家建引越をした場合の請込み。	書込
170	逆印改之例	名請印を逆さまに押印した場合の誤り一札。	貼紙
171	壱人者親元江養子返請	村内の中絶株を養子になって相続した所が、不縁になって親元へ戻った事例の請込み。	書込
172	壱人者親元江養子返払	村内五郎兵衛株を相続した助次郎が不縁返しになって、株減になった払札	貼紙
173	大屋名前更名之例	同居している大家が変更になった時、肩書きには●●同居無屋とするが、付札で変更した事を示す。大家の代替わりも同じ。	貼紙
174	家侍抱家三成例	持家が侍抱家になり、同居無屋になり、門減株増になる事例の付札	貼紙
175	侍抱家買入之例	侍抱家を購入して無屋から通常の百姓になった場合の付札・請込み。	貼紙・書込
176	居村払被仰付厄介ニ引越外村江入百姓被仰付居村残し置候妻子引取出払	居村払いになり家族を残して他村へ厄介引越した者が、別村へ入り百姓になったので、家族を引き取った時の家族の払札。	貼紙
177	居村払被仰付厄介ニ引越外村江入百姓被仰付家建引越	居村払いになり他村へ厄介引越の者が、当村へ入り百姓になって家建引越した事例の請込。	書込
178	居村払被仰付厄介ニ引越外村江入百姓被仰付居村残し置候妻子引取入請	上の入り百姓が、家族を呼び寄せた際の請込み。	書込
179	去御改後娘江聾養子直ニ壱株引越候払	去改後、他村から婿養子を迎、当改前、一家で他町へ借宅引越したので、聾養子の請込みと、一家引越の株減との事例の付札	貼紙
180	相続養子になって宗旨頭になる事例	養子だった者が相続養子になることで宗旨頭になり、養子の肩書きが取れる事例。	貼紙
181	宗旨頭之兄門分引越払	宗旨頭の兄が分家して引っ越しした事例の払。	貼紙
182	宗旨頭之兄門分引越請	分家して家建引越の請込。	書込
183	母親引取請	母親を本家から引き取る事例の請込み。	書込
184	母親引取払	母親が実子の家に引き取られる事例の払札。	貼紙

雛形一覧(6)

付札・書込の文面	備考
伊藏 去御改後奉願帰住当御改前奉願松坂日野町磯屋栄治郎 方江厄介引越	この場合、株減になるのか？帰住の場合は株増減に関係ないのか？松坂の場合は、厄介ではなく掛り人だが、こちらでは厄介として処理するのか？
年四十七清次郎 去御改後奉願古郷帰り当御改前死去仕候ニ 付増人ニ加直ニ減人ニ相立申候	古郷返りの増人、死亡の減人、両方にカウントするために付札
かめ年二十 去御改後奉願何領何郡何村誰娘娶候処当御改前 死去仕候ニ付増人ニ加直ニ減人ニ相立申候	
平左衛門娘せい年三十三利助同子年五 去御改後御領分安 濃郡野田村利兵衛養子乙三郎妻男子召連不縁帰り当御改前 同文吉方江男子召連嫁	
門増 増奉伺御城番組御譜代出家内三人家建引越 年五 十二 八兵衛	譜代の出入や縁組の際、譜代の肩書きの主人名は、高知以上は苗字を略史、高知以下は苗字を付ける。偉い方の苗字を省くのは変な気がするが、そちらは有名だからということであろうか？
門減家崩申候 八兵衛 奉伺御城番組江壱株何人御譜代ニ引 越	城番組譜代になるということは、武家方へ住み込みになって、人別も移るので、門減になる。
増奉伺花房習平様御譜代一右衛門娘娶 妻年五十 と どら奉伺花房習平様御譜代一右衛門方江不縁返し	
うめ 奉伺御船手組何之誰殿妻嫁	御船手組が家中士なのかどうか不明。
増奉伺御船手組何之誰殿妻不縁帰り 娘年三十一 う め	
増奉願池田順郎様次男養子 養子年廿三 八之丞	
八之丞 奉願池田順郎様江養子返し	
増奉願何之誰様妻不縁帰り 娘年十九 ろく	ここからすると、御船手組は家中士とは別のようである。
ろく奉願何之誰様二嫁	
門減家崩申候 同村又兵衛壱株何人奉願沽却仕帳奥江座替	沽却というのがなんなのか？他の事例だと慣れ百姓を沽却といっている場合がある。このケースでは、沽却になると、帳奥に座替することだが、帳奥というのが穢多身分などと並ぶことなのか不明。
増奉願沽却起返り壱株何人家建引越 年五十九 又兵 衛	沽却から起返るのも家建引越と書かれるのは、同じ村内の場合でもそうなのか？
是迄■方不調法奉恐入以後相改申候	
同 五兵衛中絶株相続候処不縁帰り 次男年廿九 助次 株減同村 五郎兵衛株相続申候処市右衛門方江助次郎不縁	中絶株を相続する時は、養子という形式をとるのであろうか？
「大屋名前代り」去帳市兵衛同居 当帳十兵衛同居無屋	この場合の同居は、無屋と言うことだろうか？厄介ではないはず。
門減家侍抱家ニ相成申候	侍抱家とは何か？侍に持家を売却したと言うことか？
門増「株減」且那 侍抱家買申候 年 廿八 八兵衛	
門減家崩申候 きのさのいのみのきの夫安吉天保十二丑年 八月不埒之儀有之居村払被仰付妻子四人残し置大仰村入帳 仕去已年渋見村江入百姓被仰付候ニ付きの親子四人安濃郡 渋見村夫安吉方江引越	
門増 増御領分一志郡大仰村誰兵衛厄介家建引越 年 四十 安吉	
増夫安吉大仰村住居前天保十二丑年八月河辺村入帳之処 不埒之儀有之居村払被仰付候節残し申候妻子四人御領分安 濃郡何村ノ引取 妻年三十七 きの	
「株減みゑ津八町四丁目江壱株四人借宅引越」「亀松年廿 九去御改後御領分安濃郡納所村政吉弟いそ江聰養子仕当御 改前津八町四丁目江みゑと一緒ニ借宅引越ニ付増人ニ加江 直ニ減人ニ相立申候」	
相続養子ニ仕候	
同村 治左衛門門分家建引越	「右実ハ兄之門分ニ候へ共既ニ去帳兄門持之上ハ帳表弟之門分ニ いたし候と有之」とあり、形式上は、弟の分家の体裁になる。
門増 同 安太郎弟門分家建引越 年廿八 治左衛門	「右実ハ兄之門分ニ候へ共既ニ去帳兄門持之上ハ帳表弟之門分ニ いたし候と有之」とあり、形式上は、弟の分家の体裁になる。
同 何右衛門方ノ母親引取 しけ	
同村 実子たれ方江しけ引越	

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
127	無足人株 ^ム 養子返し直ニ相続 養子払	当養子親元払札 養子返しされた実家から別の家へ相続養子に遺る際の実家からの払札	貼紙
128	先相続人養子帰し親元江請込 御免許書付御取上養子返し 払	上の事例で玉突きで養子返しされた者の親元への請込み。	書込
129	御免許御書付御取上養子返し 請	無足人格の免許を取り消されて、養子返しされる事例の払札。	貼紙
130	同妻女子召連親元江引取払	養子返しされて実家に戻った際の請込みの事例。	書込
131	同妻女子召連親元江引取請	養子返しされた者が妻を伴って実家に帰った際の妻の払札	貼紙
132	同妻女子召連親元江引取請	養子返しされた者が妻を伴って実家に帰った際の妻の請込	書込
133	無足人御書付御取上ニ成住居 御構出入請	不埒により無足人免許を取り上げられ城より三里以内差構になったため、長谷場村百姓のもとへ引越して同居し、無屋になっている事例。	書込
134	無足人御書付御取上ニ成住居 御構出入払	上とは逆に長谷場から他村へ無屋同居に引っ越しした場合の払札。	貼紙
135	御城下住居御構ニ付他村 ^ム 出 入請	不埒により城下追放になって村方へ引越して、同居している事例の請込み。	書込
136	御城下住居御構ニ付他村 ^ム 出 入払	不埒により城下追放になり、他村へ引越・同居した場合の払札。	貼紙
137	同帰住御免ニ付出入請	城下払が解除されて帰村した事例の請込み	書込
138	同帰住御免ニ付出入払	城下払で村内で同居していた何兵衛が帰村、引越の場合の払札	貼紙
139	御城下三里四方御構居村払 被仰付候ニ付他村江出入請	城下三里四方構いとなつたため前田村から厄介に引っ越ししてきた事例の請込み	書込
140	御城下三里四方御構居村払 被仰付候ニ付他村江出入払	城下三里四方、ならびに居村払になつた善右衛門が五百野村へ厄介なりに引越した際の払札	貼紙
141	同帰住御免ニ付出入請	上と逆で、帰住願が許可されて、同居先の他村から帰村した事例の請込み。	書込
142	同帰住御免ニ付出入払	善右衛門が厄介として来ていたのを帰住願の許可により厄介帰した事例の払札	貼紙
143	居町払厄介引越居候處妻子 他町江引越候ニ付同所江引越 払札	大門町の町人が居町払で、妻子と別に単身で厄介に引っ越しきていたのを、妻子が他町に引っ越ししたので、村からその町へ引っ越しした事例の払札。	貼紙
144	去帳厄介當帳門持ニいたし候	去年の宗旨改では厄介だったが、その後家督を相続して、今年は門持に成了った場合の	貼紙
145	盲人ニ相成候例	去年の宗旨改後、失明し、津東町の四度常一に入門した事例の貼紙・書込	貼紙・ 書込
146	年齢相違ニ付正年改之例	年齢の正誤訂正の事例	貼紙
147	去帳入帳之娘と同帳古郷帰り 之母と一緒にニ厄介ニ引越之例	去年宗旨改後に古郷帰りし、今年改以前に他村に厄介に引越した母の払札。	貼紙
148	去帳入帳之娘と同帳古郷帰り 之母と一緒にニ厄介ニ引越之例	母が行衛不知の間、村内で厄介になっていた娘が、古郷帰りした母と一緒に他村に厄介に引越した事例の払札。	貼紙
149	去御改後他領江養子当御改 前養子返し	去改後に他村へ養子に行き、当改前に養子返しになり、かつ当改前に他村へ養子に行つた事例の払札。	貼紙
150	去御改後同居ニ引越当御改前 伴老人養子ニ遣候例	他村他町から村内百姓の同居に引越した家族の中の一名が当改前に他村へ養子に出た事例。	貼紙
151	去御改後不縁ニ付厄介引越当 御改前死去付札	他町の妻が不縁で、当村に厄介引越したが、当改前に死去した事例。	貼紙
152	去御改後帰住当御改前厄介 引越付札	去改後に帰住して家建門増になった者が、当改前に他村へ一家で厄介引越になった事例。門減家崩になる。	貼紙
153	去御改後老株古郷帰り当御改 前嫁付札	旧里切の者が家族を連れて古郷帰りし、当改前に他村へ一家で嫁入りした事例の払札	貼紙

雑形一覧(5)

付札・書込の文面	備考
「同村何兵衛跡江何之丞相続養子」	養子返しされて実家に戻った後、さらに養子に行くので、実家の所に貼る
同 何之丞方より養子帰り 養兄年廿一 何兵衛 「千之丞去御改後御免許御書付御取上」「門減家崩申候 千之丞御領分安濃郡五百野村元交方江養子返」	玉突きで養子返しされなければ、養兄と続柄記載される。 千之丞が戸主となっている場合は、門減になる。
岩田町並み養子帰り候	
同村伝右衛門方江たれ女子召連引越	
同千之丞妻女子召連引越 妹年十八 きさ	きさは千之丞の妻、妹となっているのは、家督を相続し直した何之丞の妹と言うことか。
株増 増 不埒之儀有之御城三里四方住居御差構被仰付候ニ付御領分安濃郡何村より同居引越 何兵衛同居年廿二 力 力藏不埒之儀有之御免許御書付御取上御城下三里四方住居御差構被仰付御領分何郡何村たれ方江同居引越	この場合、村外から入って無屋になっているので、株増ではあるが、家崩門減にはならない。また、同居の無屋もありということになる。 この場合は門減になるはずだが、無足人なので、もともと門数に入っていない。
増 不埒之儀有之御城下住居御差構被仰付候ニ付御領分安濃郡岩田町並み同居引越 何右衛門同居何次郎	
何次郎不埒之儀有之御城下江住居御差構被仰付候ニ付御領分安濃郡半田村何右衛門方江同居引越	この場合、何次郎が長谷場村とどのような関係にあるのかわからな い。単純に考えれば、これは、城下の岩田町並の側の宗門帳への払 札になるのだが
増 先年不埒之儀有之御城下払被仰付候ニ付御領分一志郡赤水村何兵衛方江同居引越參り居候處奉願帰住 何兵衛 何兵衛先年不埒之儀有之居村払被仰付候ニ付同居江引越參り居候處當御改前帰住御免ニ付御領分何郡何村へ引越	
増 御城下三里四方住居御差構被仰付候ニ付御領分安濃郡片田前田村より厄介引越 善右衛門	
善右衛門不埒之儀有之御城下三里四方御差構居村払被仰付候ニ付御領分安濃郡五百野村弥惣兵衛方江厄介引越	
増 先年不埒之儀有之御城下三里四方御差構居村払被仰付御領分安濃郡五百野村弥惣兵衛方江同居引越參り居候處奉願帰住 善右衛門	
善右衛門先年不埒之儀有之居村払被仰付候ニ付厄介引越參り居候處帰住御免ニ付御領分安濃郡片田前田村江厄介返し 元次郎何ヶ年以前辰年迄津大門町入帳之處心得違之儀有之居町払被仰付依之大世古町江妻子残し置長平方江厄介ニ引 越候其後妻子□□町江〔 〕	上の事例では、厄介かどうかわからないが、この事例の厄介は、同居人でもある。というか、同居には厄介同居と無屋同居がある。
旦那「厄介相続仕候」年五十 なつ	これは払札ではない。
「去御改後盲目二相成申候」「去何年何月津東町四度常一二入 門仕候」次男年廿五 盲人 源柳 伝左衛門事	四度常一というのが、検校や勾当なのかどうかは不明。
「是迄年違不調法之段奉恐入当年正年二相改申候」もしくは 「出生後他領親類方江遣し置才入帳ニ相成居候故当年正年ニ 相改以後同断ニ候」	
「たつ母五十のへ去御改後奉願古郷帰り當御改前御領分一志 郡垂水村しめ方江女子三人召連厄介ニ引越ニ付増人ニ付直ニ 減人ニ相立申候」	
のへ女子たつたけ 御領分一志郡垂水村しめ方江母のへと一 緒ニ厄介引越	この場合、母は去帳にも当帳にも請込はなく、貼紙の払札のみだ が、娘は去帳で厄介で請込んでるので、当該箇所に払札が貼ら
「何兵衛年何去御改後奉願何領何郡何村誰方江養子ニ仕候 處當御改前何郡何村誰方江養子ニ遣し候ニ付増人ニ加え直ニ 減人ニ相立申候」かつ「何兵衛年何去御改後奉願何領何郡何 村誰方江養子ニ仕候處當御改前奉願養子返し」	この場合は、戻ってきたことの貼紙と、養子に出たことの払札と二枚 が貼られる。また、いずれも去改後当改前の発生なので、当帳には、 貼紙だけがある。
みつヰ平次郎年三十 去御改後津八町喜兵衛同居親子二人一 緒ニ引越參り候處當御改前津八町なみ方江聾養子ニ参候ニ付 増人加直ニ減人ニ相立申候	同居に引っ越してきた家族の一部が改前にいなくなった場合だが、 増減人数には何れの場合もカウントすると言ふこと。残った方は、「但 同居之請込方ハ通例之通増 津八町三丁目喜兵衛同居親子三人 同居ニ引越」と記されている。
源三郎娘させ年廿一 去御改後津八町二丁目新六妻不縁ニ付 厄介引越當御改前死去仕候ニ付増人ニ加江直ニ減人ニ相立	この場合も増人と減人にカウントする。
門減家崩申候善左衛門 去御改後奉願帰住當御改前御領分河 曲郡玉垣村清兵衛方江妻子召連厄介引越	帰住門増と、門減家崩をそれぞれカウントする。
きの年四十一しか娘年十六せい同年四去御改後奉願壱株三 人古郷帰り當御改前御領分安濃郡乙部村長藏方江娘召連嫁 參り候ニ付増人ニ加江直ニ減人ニ相立申候	壱株三人古郷帰りがあるので、無屋で村内にカウントされていたの が、嫁入りで抹消されるので、増人と減人、株増と株減にカウントされ

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
92	一代限被 召出除帳付札	一代限召出と武家奉公人となった場合、村方人別からも外れ除帳になる事例。	貼紙
93	同死去ニ付家内加入	一代限召出が終了することで村方人別に復する事例	書込
94	大庄屋格被仰付除帳之例	大庄屋格になると村方人別から外れる事例。	貼紙
95	同死去ニ付家内加入之例	死亡などにより大庄屋格から外れて村方人別に復する事例。	書込
96	老人者門減嫁払	単身の女戸主が他村へ嫁入りして門減になった事例。	貼紙
97	老人者門減嫁請	単身者が他村から嫁を迎えて嫁が増人になった事例。	書込
98	同村江老人者門減養子払	単身者が村内へ養子に出て門減になる事例。	貼紙
99	同村江老人者門減養子請	単身者が村内から養子をもらう事例。	書込
100	帳奥づ帳口江仕替門減同居二引越払	門持ちだったものが村内の別の百姓に同居引っ越しして門減家崩となった事例	貼紙
101	帳奥づ帳口江仕替門減同居二引越請	引っ越しされた側の人別の所に、同居引っ越ししてきた家族の人別を加える時の事例。	書込
102	右同断老人者払	上のケースで単身者が同居引っ越しして門減家崩になった例。	貼紙
103	右同断老人者請	単身者が同居引っ越ししてきた例	書込
104	春座ニ而同居ニ相成候例払		貼紙
105	春座ニ而同居ニ相成候例請		書込
106	家売借宅引越払	持家を売却し、村内百姓の軒内貸屋へ一家で引越した事例の払札	貼紙
107	下地家崩家買引越払	持家を家崩にして、村内百姓の持家を買取一家で引越した事例の払札	貼紙
108	下地家崩家買引越請	持家を家崩にして、村内百姓の持家を買取一家で引越した事例の請込	書込
109	右家売主借宅入請方	持家を売却し、村内百姓の軒内貸屋へ一家で引越した事例の請込	書込
110	天台帳ニ有之建家売高田帳江入払	天台宗の百姓が持家を高田宗の百姓に売却した事例の払札	貼紙
111	同買高田帳江入請	上の事例で、高田宗の宗門に書き込む事例。	貼紙・書込
112	建家売買払	建家を売却した事例の払札	貼紙
113	建家売買請	建家を購入した事例の書込	書込
114	建家売買払	本宅でない自分持家を売却した事例の払札	貼紙
115	下地家売払建家買引越払	自分持家を売却し、同時に村内で家を購入して一家引越した事例の払札	貼紙
116	下地家売払建家買引越請	本宅でない家を購入した事例の書込	書込
117	本家売払自分建家江引越払	持家を売却し、村内の別宅へ一家引っ越しした事例の払札	貼紙
118	本家売払自分建家江引越請	本宅を売却し、別宅へ引っ越ししてきた際の請込みの書込	書込
119	右同断他町入出払	持家を売却して他町へ引っ越しした事例の払札	貼紙
120	右同断他町入出請	他町にある家を売却して、村内の持家に引っ越ししてきた事例の請込	書込
121	古郷帰り	旧里切義絶になっていた者が帰村して、新規に家建をした事例の請込	書込
122	旧里切	旧里切義絶の払札	貼紙
123	古郷帰り	通常の古郷帰り。戸主でない場合の請込	書込
124	旧里切	一家で旧里切り義絶となった事例の払札	貼紙
125	無足人株づ養子返し直ニ相続養子請	無足人株の家から養子返しされた子を自家の養子に取る事例の請込み。	書込
126	無足人株づ養子返し直ニ相続養子払	先相続人養子返払 無足人株の家から養子返しする際の払札	貼紙

雛形一覧(4)

付札・書込の文面	備考
「門減家侍抱家ニ入 八兵衛 なか 十次郎 仁助 一代限被召出二付除帳」人別の所にも「門減とじかけ 八兵衛 一代限被召出二付壱株何人相除申候」と貼紙する	武家奉公人になった場合、百姓の持家は侍抱家となり、村方としては門減になる。また、百姓とその家族も人別が武家方に移るので、村方人別からは除帳となる。だからといって武家屋敷内に引っ越しではない。おそらく、在村したまま扱いが村方人別から武家方に移るのだと考えられる。
増 夫小杉八兵衛一代限被召出之処死去仕候ニ付妻子三人入帳仕候	一代限召出は戸主に関して行われるが、家族もそれに伴い人別が武家に移る。この場合は、戸主が死亡したため、家族の人別が村方に戻ったケース。門増かつ人別増となる。
門減 忠助大庄屋格被仰 付家内何人除帳	書込に「拾組惣目録ニ而大庄屋格家数何軒と相■有之村方ニ而ハ門減と計りニ而口」とあり、拾組総目録では家数としてカウントするが、村方人別では門減として家数に参入しない。
「門増」とした上で、「増 父忠助大庄屋格[]候処死去仕候ニ付家内何人入帳仕候」と書込	名前の横に「池山氏」と苗字を張り紙する。大庄屋格の際は苗字を名乗るが、村方人別に復した場合、苗字を抜いて名前のみを記載するが、前年まで名乗っていた苗字を確認のために張り紙しておく。翌年からは貼紙は取る。
門減家崩申候 いち 御領分安濃郡井戸村才兵衛妻に嫁	このケースでは、いち が女戸主で単身者であり、井戸村再兵衛の嫁に行ったので、門減家崩になっている。
増 御領分安濃郡口村久娶	
門減家崩申候 同村 たれ方へ亀之丞養子	
同村久養子 同村久娶	
門減家崩申候 同村 孫藏方江いし壱株何人同居引越	「いし」の一家が全員孫増方へ同居になったので、もともと「いし」の家族の人別が記載されていた所に貼紙をして抹消する。
「株増」と書込、さらに「孫藏同居無屋 増 壱株何人同居ニ引越」と書込	このケースでは、孫藏方へ引っ越ししてきたしが孫藏同居無屋と記されている。
門減家崩申候 同村清藏方江いし同居ニ引越	
「株増」の書込ではなく、「清藏同居無屋 同 同居ニ引越」とする	なぜ株増にならないのかわからぬ。
門減家崩申候	春座というのがわからない。
「株増」と書込、さらに「庄次郎同居 無屋」と書込	増同居引越と記されない。
家同徳右衛門ニ売り申候 同村林蔵軒内貸屋江長蔵壱株何人同居ニ引越	家買、家売と家崩とは別概念なのか？
門減家崩申候 同村 徳右衛門壱株何人長蔵家買引越	
増 壱株何人長蔵家買引越 年四十 徳右衛	
株増 右軒内貸屋 無屋 増一株何人借宅引越 年三十九 長蔵	
高田帳江入 九兵衛家同五兵衛江壳申候	ここでは、天台宗の九兵衛が持家を高田宗の五兵衛に売却している。門減ニはなっていないので、九兵衛は別に本宅があるようだ。
貼紙「家天台帳入り」書込 同 九兵衛家買申候 五 兵衛	
三右衛門家同しち江壳申候	
三右衛門家買申候 しち家	この場合、しち は自分持家があつて建家を購入しているので、人別の所には、家族の名前は入らずに、「しち家」と記される。
しち家同石次郎江壳申候	
門減家崩申候 同村 石次郎弟召連しち家買引越	石次郎の人別の所には、持家を売却しているので、門減家崩と記される。
同 弟召連しち江引越 年 石次郎	石次郎の人別は、しち家の所に移る。
家同九左右衛門江壳申候 同村 五助妻子五人自分家江引越	五助が住んでいた本宅を売却し、村内の別宅へ引っ越しした場合、元の人別からは払になる。しかし、石次郎のケースとは違い、この場合は、門減家崩にはならない。
同 壱株五人引越 年三十八 五助	五助家とある場所に人別が移る。
門減家崩申候 仁三郎御領分安濃郡岩田町並自分家江壱株何人引越	これは、村内の家を売って村外へ出てしまうので、仁三郎の株としては門減家崩になる。
増 津分部町自分纏家壱株何人引越 仁三郎	
門増 増 奉願古郷帰家建申候 年四十一 何兵	この場合は、家建なので門増になる。
市次郎 奉願旧里切義絶	
増 奉願古郷帰 何吉	
門減家崩申候 何兵衛家内何人奉願旧里切義絶	この場合は、世帯が消滅するので門減家崩になる。
増 勘左衛門伴勘兵衛男子相続養子 年十八 「何氏」何之丞	この場合、勘左衛門伴勘兵衛男子が何之丞で、一旦無足人格の養子になっているので、「何氏」という苗字が付いてくる。
「同村何右衛門方江何兵衛養子返し」	無足人株の家から養子返しされるので、無足人株家の所に貼る

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
69	右江相続人加入之請	前のケースで預株になっていたものを村内の者が相続して引っ越す事例。	書込
70	右江相続人加入之払	梅松家を相続した松兵衛の所には払札が貼られる。	貼紙
71	連子いたし嫁娶払	子のいる後家が再婚して村外に出る場合の例。	貼紙
72	連子いたし嫁娶請	子の入る後家が嫁に来る事例。連れ子は養子もしくは養女になる。	書込
73	中絶株相続家建引越払	村内の中絶株を相続して家建引越する事例。もとの場所からは払になる。	貼紙
74	中絶株相続家建引越請	五左衛門弟の市左衛門が中絶した亥兵衛の株を相続し、家を新築して引っ越しした事例。	書込
75	大屋代り	借家をしている無屋の者が借家先、すなわち大家を変更する事例。この中には、大家は同じでも別の家作に移る場合も含まれる。	貼紙
76	無行衛除印付札	欠落の者で尋中の場合は貼紙に欠落の年月を記し、人別の請印は捺さない。	貼紙
77	家内連無行衛付札	一家全員で欠落した場合、全員が除印となるが、付札は宗旨頭の上にのみ貼る。	貼紙
78	家内幾人有之候内忤老人召連出奔いたし無行衛付札	一家全員ではないが、複数名で欠落した場合の処理の事例。	貼紙
79	無行衛之者帰住調印付札	欠落から帰って帰住した者の頭に貼る付札	貼紙
80	去御改後無行衛當御改前帰住付札	1年末満で帰住した場合でも、一旦出奔届を出しているので、貼紙で帰住したことを示す。	貼紙
81	家内連ニ而立退無行衛之者老人残し其外之者帰住之例	一家全員で欠落した後、一名だけ戻らず残りが帰住している場合の貼紙処理。	貼紙
82	親子連ニ而無行衛之者帰住後親死去付札	親子で欠落後、帰住し、当年の改以前に親が死亡した場合の記載例。	貼紙
83	無行衛尋中之者死去付札	欠落中に死亡したことがわかった場合の処理。	貼紙
84	牢預三相成除印付札	牢預の処罰を受けた者は不在者として請印を捺さずに、貼紙をする。	貼紙
85	帳洩之子加入	宗旨帳面に記載漏れの場合、貼紙に事情を付して記入する。	貼紙
86	嫡子帳洩加入ニ付次男三男認替断書付札	帳洩れ者を加入させて座順が変わった場合、貼紙をして続柄を変更する。	貼紙
87	賛養子入帳前不縁之子加入断書	一昨年改後に賛養子に行き、昨年改前に不縁返りになったが、その間に懷妊した子が生まれた場合に引き取って入帳させる事例。	書込・貼紙
88	去帳ニ而夫死亡当帳ニ而出生加入之例	昨年の改前に夫が死亡し、改後に出生した子を入帳させる事例。	書込・貼紙
89	娘不縁帰り後出生之子加入	84のケースとは異なり、生まれた子を母親側が引き取る事例。	書込・貼紙
90	家内連ニ而出奔中出生之子帰住後加入之例	一家で出奔中に生まれた子を帰住後入帳させる事例。この場合は産まれたのが村外なので、貼紙に生と記す。	貼紙
91	父死後帳洩之男子加入之例	帳洩れの子を加入させる事例。82の事例と異なり、父が既に死去して戸主が変わっている場合。	貼紙

雛形一覧(3)

付札・書込の文面	備考
同 五兵衛弟妻子召連梅松家相続引越	この場合、組頭五兵衛の弟松兵衛が妻子を連れて梅松家を相続して引っ越ししたということになるが、門増には成らないようである。後で出てくる中絶株相続の場合は門増になるので、この梅松家の株は中絶株ではなく休み株ということになる。
同村 梅松家相続 松兵衛妻子召連引越 まつ 御領分安濃郡刑部村松藏妻三男女召連嫁	
増 御領分安濃郡古河村八兵衛娘女子召連娶 連子ハ養子養女と成申事	
同村 中絶亥兵衛株相続 市左衛門妻子召連家建引越	このケースでは、市左衛門が妻子を連れて亥兵衛株を相続するのだが、自分が厄介もしくは同居の身なので、払になんても門減には成らず、家建引越とあるように、家を新築したので、純粹に門増になる。
同五左衛門弟中絶亥兵衛株相続妻子召連家建引越 中絶株ハ新印	
大屋代り 五兵衛軒内貸屋無屋 年三十二 仁蔵	このケースでは、去帳で五兵衛貸屋無屋の仁蔵が当帳では五兵衛軒内貸屋無屋の仁蔵になっている。その他の大屋代わりのケースとして①八兵衛貸屋→重左衛門江代り申候 ②重左衛門同居→重左衛門貸屋 ③五兵衛軒内貸屋→? ④御家中御長屋詰→小兵衛同居 が挙げられている。
弘化二巳年正月無行衛御訴申上尋中ニ付除印	
弘化二巳年正月家内何人連而立退行衛相知不申其段御訴申上尋中ニ付除印	
弘化四未年伴宇三郎召連立退無行衛御訴申上尋中ニ付除印	
奉願帰住	
去御改後無行衛御訴申上當御改前奉願帰住	
未帰住者は「弘化二巳年正月立退無行衛御訴申上尋中ニ付除印」帰住者は「奉願帰住」として請印する	このケースでは戸主の■左衛門のみが帰住していないので、■左衛門の頭に付札、それ以外の者にはそれぞれ「奉願帰住」の付札を付
「常吉死去御改後奉願帰住當御改前死去仕候」「奉願帰住」	このケースでは、親が常吉で子が与三吉、常吉は戸主の■左衛門の弟で、与三吉は甥に当たる。常吉が死亡したので、常吉の死去払札と常吉仲だった与三吉が■左衛門の甥として登録され「奉願帰住」の札を貼られる。
株減 重吉死 天保十五辰年三月無行衛御訴申上置候処当御改前津大門町行[]	
不壇之儀有之弘化四未年二月牢預被 仰付除印	
出生後紀州御領安芸郡中別保村多助方江養育ニ遣し置双方帳洩ニ相成申候平太郎別腹実子ニ紛無御座候ニ付親親類共ノ請合一札取之宗旨相改書加申候	この場合は、九才の徳次郎が戸主平太郎の実子であったが出生後中別保村の多助養子にしたが今回養子返しをした。ところが養子にした際にどちらも宗旨帳面に徳次郎のことを書き落としていたので、今回記載した。徳次郎には妻がいないので、別腹実子と記す。妻がいた場合は、「去帳ニ妻有申候ハハ平太郎実子ニ紛無御座と相認候事」。また他領の場合は親類から一札を取る。
徳次郎伴ニ相違無御座候ニ付新蔵次男と相扱申候	
書込で「生」とした後、貼紙で「去々戌御改後御城下直左衛門江蟹養子仕懐妊之処去御改前たれ不縁仕去御改後出生仕候ニ付書加申候」	
書込で「生」とした後、貼紙で「去御改前まき夫亀吉相果去御改後出生仕候ニ付書加申候」	
書込で「生」とした後、貼紙で「去御改前何村たれ不縁帰り後出生むめ実子ニ紛無御座候ニ付書加申候」	
生 天保十二丑年家内連ニ而出奔仕後何国何郡何村ニ住居中出生伝左衛門実子ニ紛無御座候ニ付組親類共縦請合一札取之宗旨相改書加申候	
生 竹松父兵次存生中出生後何領何郡何村親類誰方江養育ニ遣し置双方帳洩ニ相成申候右兵次儀五ヶ年以前何年相果候へ共兵次実子ふさ弟ニ紛無御座候ニ付組親類共ノ請合一札取之宗旨相改書加申候	この事例では、出生後養子に出し、双方帳洩れという点では82と同じだが、父が五年前に死亡し、跡を継いだ女戸主のふさの弟であるので、親類一同の請合をとって入帳させた。宗門帳に弟ではなく男子とする。女戸主の場合、家族の統柄は女戸主との関係ではなく亡父・亡夫との関係で記されるのか?

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
35	後家宗旨頭ニ相成候例	後家が宗旨頭、つまり戸主になった場合の記載例。名前の左脇に●●妻事と亡夫の名前を付ける。	書込
36	不縁返し払	村内から迎えた妻を不縁で実家に帰す例	貼紙
37	不縁返し請	村内に嫁いだ娘が離縁されて戻ってきた例。続柄は娘になる。	書込
38	養子帰り払	村内の他家から迎えた養子を不縁で戻す例。	貼紙
39	養子帰り請	村内他家へ養子にやった姓が不縁で戻った例。続柄は姓になる。	書込
40	更名之例	養子先から帰った姓の名前を養子先の名前から本来の名前に変更する例。名前の左脇に●●事と添付する。	書込
41	出家成入弟子之例	寺へ弟子入りする場合の例。	貼紙
42	家崩奉公ニ相成候例	家崩=門減になって、奉公無屋として宗旨改に登載される例。一、●●とならない。	貼紙
43	無屋模様代り之例	無屋は変わらず、状態が変化する場合の記載例で、「当何年より」という貼紙を付ける	貼紙
44	元無屋家建候例	無屋だった者が家建をして門になる場合の例。一、●●がつく。	書込
45	双生之例	双生が男女の場合は男子を先に姓●●と書き、女子を双生娘●●とする。男男の場合は、姓●●、双生次男●●とする。女女の場合は娘●●、双生娘●●とする。	書込
46	入百姓	他村から入り百姓として入った例。門増。入帳の初年度は家族員の内妻・養子・厄介などでの取扱いを貼紙・書込で記す。	書込
47	入百姓の妻	入百姓の場合、妻も初帳においては、妻娶と同様な処理をする	書込
48	入百姓の養子	入百姓の場合、養子も初帳においては、養子請と同様な処理をする	書込
49	入百姓の養女	入百姓の場合、養女も初帳においては、養女請と同様な処理をする	書込
50	入百姓の厄介	入百姓の場合、厄介も初帳においては、厄介請と同様な処理をする	書込
51	入百姓の厄介の娘	入百姓の場合、厄介の家族も初帳においては、厄介家族請と同様な処理をする	書込
52	入百姓の娘が同居引っ越しする例	入百姓の娘が他町へ同居引っ越しした例。同居引越は厄介入りとは異なる。	貼紙
53	入百姓の厄介が他村の厄介になる例	厄介が他家の厄介になって引っ越しした例。	貼紙
54	尼之例	厄介の母が尼になる例。続柄年齢の後に「尼」と記す。	書込
55	無拠証ニ而帳内認方四行或ハ六行断札	宗門改帳は脇書きは別にして5行で記すのが原則。それが、四行もしくは六行になってしまった場合、断書の附札を貼ることを指示している。	貼紙
56	拾ひ子加入之例	捨て子を引取養育する場合の記載例。続柄は厄介になる。	書込
57	拾ひ子加入之例	拾い子入帳を養子として行う場合の記載例。	書込
58	番人足洗入帳	津東村より家建引越とあるが、津東村とは塔世村内の乞食村とも称された郷村のことであり、領内の番人などの警護役を務めていた。番人足足洗というのは、そこから非人もしくは番人役をやめて一般村に転住することである。	書込
59	逆印断書	各世帯の請印を上下反対に捺してしまった場合、貼紙で訂正する。	貼紙
60	同足洗厄介引越	同じく津東村から厄介を引き取った例である。足洗に際して特別な条件が必要かどうかはこの文面からはわからない。	書込
61	医者ニ相成候例	医者になった場合は、宗門帳の位置はそのまま、医業を開始した初年度に貼紙で注記し、年齢の後に医者と付ける。	貼紙
62	医者相止候例	医業を廃業した時も貼紙で示す。名前も戻す。	貼紙
63	家崩候例	家崩の場合、貼紙で門減と表示する。	貼紙
64	家建候例	家を新增築した場合門増と肩書きされる。	書込
65	去帳建家有之處江相続人加入請払	前年、家建をした五兵衛家を他村の者が相続して入帳する例。	書込
66	去御改後死絶之跡江相続人加入払	死絶した五兵衛家を村内の者が相続した場合、その者は改帳上では払になるので、貼紙で相続引越と表記する。	貼紙
67	去御改後死絶之跡江相続人加入請	大部田村の者が竹松が死亡した跡を相続して入帳する例。相続引越と表記。	書込
68	絶人ニ相成家組頭預ニ成候例	死絶後相続人がない場合は、組頭が家株を預かる。梅松家 五兵衛預	貼紙

雛形一覧(2)

付札・書込の文面	備考
年五十 つる 亀左衛門妻事	
同村 つる方江かめ不縁返し	
同何兵衛妻不縁帰り	
同村 つる方江鶴三郎養子返し	この場合は、実子が離縁されて戻ったので、厄介の続柄にはならない。
同鶴左衛門方六養子帰り	
忤年十 亀吉 鶴三郎事	この場合は生家の名前が亀吉だったのが、養子先で鶴三郎に改名し、不縁で養子帰りになって、再び亀吉に改名している。
何堂奉願津仏眼寺江入弟子	
門減家崩申候	貼紙の門減と同時に書込んで株増とされる
当何年より廻々出稼 去帳奉公當帳所々出稼	他に、去帳借宅當帳奉公無屋という場合も同様に処理する。
門増 一、何寺旦那 家建申候 年三十 何兵衛	同時に「株減」という貼紙もする。門増は同寺に無屋株減なので、請と払を一緒に行う。
	男男の場合に兄が死去したなら双生次男の双生は除く。
増 奉願何領何国何郡何村より家内五人家建引越	
増 奉願尾州海女郡何村五兵衛娘娶	
増 奉願何誰様御知行所何国何郡何村何次郎忤養子	
増 奉願御料三重郡四日市袋町八左衛門娘養女	
増 奉願一身田御山内岩井唯右衛門厄介厄介引越	
増 奉願津大宝院領一志郡権現前村新吉方より養女帰り	この場合は、厄介唯九郎の娘きさが神津前村新吾方から離縁されて親元へ戻ったが、親が市左衛門の厄介になっていたので厄介娘として市左衛門の宗門に入ったものである。
さと 奉願京都何條通高倉上ル町磯右衛門方江同居引越	
小八 奉願一身田御山内何隨院ニ厄介引越	
同母年五十三尼	
不調法仕四行御断申上候	
増 去御改後月履之下三而拾子養育奉願入帳	
増 去御改後家地ニ而拾ひ子養育奉願入帳養子ニ仕候	
増 奉願津東村より夫婦家建引越	
不調法仕逆印願上候	
増 奉願津東村何右衛門次男厄介引越	
医業仕候 但此付札ハ初年計り	このケースでは名前も変えて玄々 松兵衛事と記しているが、更名とは扱いが違うようである。
医業相止候	
門減 庄八家崩申候	家崩が一家全滅など以外の場合には、無屋株の増加に対応するので、借宅などになった場合記載位置が変更されて、株増になる。
家建申候 五兵衛家	この場合、五兵衛家の株が増えたのではなく、家作が増えたと言うことになるのかは不明。
増 御領分安濃郡殿村三右衛門三男五兵衛家相続引越	この場合、五兵衛家を相続するので、入百姓の扱いとは違う。では、五兵衛はどうなったのか？次の事例からすると、五兵衛家は死絶ということになる。
何右衛門 御領分安濃郡長谷場村五兵衛家相続引越	
増 御領分安芸郡大部田村九八養口五郎兵衛男子竹松跡相続引越	
「竹松 死」「梅松 御領下安濃郡長谷場村竹松跡相続妻子召連引越」「梅松 死」	このケースでは、竹松が死んで、竹松家を大部田村の梅松が相続して妻子共に引っ越してきた。しかし、梅松も死んでしまい、おそらく妻子は実家に帰ったのであろう。梅松家が絶家になったので、組頭の五兵衛が梅松家を預かることになった。

長谷場村宗門帳

通番	事例	内容	処理
1	宗旨帳面減例	六宗のうちの一宗に属する世帯が消滅すると、宗派別に作成される宗門帳の綴りが一つ減少することになる。その場合の貼紙	貼紙
2	六親厄介座順	宗門帳に記載する親族および非親族世帯員である厄介の記載順序(1当主・2妻・3未婚の子女・4既婚の子女とその家族・5兄弟姉妹・6甥姪・7従弟・8伯叔父母・9父母・10祖父母・11厄介とその家族)	
3	印替	当主の請印変更の場合の書込例	書込
4	嫁娶払	家族の中の女子が他家へ嫁入りした場合、前年に記載されていた箇所に貼紙で消滅事由を記す。	貼紙
5	嫁娶請	嫁取りによって妻が新に入った場合、名前の上に増……と増加事由を書き込む。	書込
6	養子遣り払	家族の一人が養子縁組で他家へ移った場合、前年に記載されていた箇所に貼紙で移動の事由を記す	貼紙
7	養子取り請	養子取りによって家族が増えた場合、増……として何村の誰の件を養子にしたかを記す。続柄は養子になる。	書込
8	死	前年に存命だった者が死亡した場合、前年に記載されていた箇所に貼紙で誰々死と書き込む。	貼紙
9	生	出生届に当たるが、宗門帳に記載されるのは数えで二歳になってからなので、全ての出生児が登録されるわけではないが、出生によって記載されるようになったので、増ではなく生と書き込む。	書込
10	厄介遣り払	家族の誰かが他家へ厄介として引き取られた場合、その箇所に貼紙をする。厄介引越と表現する。	貼紙
11	厄介取り請	他家の家族(厄介を含む)を厄介として引き取った場合、増……と書き込む。やはり厄介引越と表現する。	書込
12	無妻并妾腹之子加入	妻がない時に、妾腹の子を引き取った時の記載例。増……ではなく、出生と同様に扱うが、生別腹と記す。	書込
13	御免許御書付被下無足人ニ相成候分	無足人の免許が下付された場合、村人別を外れるので、前年に記載されていた位置に貼紙をする。その際に、苗字も貼紙で記載する。ただし、無足人格はこの適用を受けない。	貼紙
14	同不如意ニ付御書付返上致候分	経済的事情で無足人を返上している場合に、村人別に移る。そのとき、増……という書きではなく、貼紙によって事由を記す。	貼紙
15	賛養子遣り払	家族の中から賛養子に出た場合、相手先の村名名前を貼紙に記して、該当位置に貼り付ける。	貼紙
16	賛養子取り請	賛養子を取った場合、書込で増……として、出身村と続柄を書き込む。続柄記載は養子とする。	書込
17	厄介之娘娶例	厄介の娘を妻とした場合、貼紙で事由を記す。記載位置は妻の位置になるから、その上に貼り付け、元の位置には貼らない。	貼紙
18	御領分内江不縁ニ付子供召連厄介引越払	子連れで厄介となっていた者が不縁で他村へ厄介として引っ越ししていく例。貼紙に引っ越し先の住所氏名を記す。	貼紙
19	御領分内ノ不縁ニ付子供召連厄介引越請	他村で養子になっていた者が不縁となり、子連れで厄介に引っ越ししてきた例。増……と記す。続柄は厄介。連れ子も増とだけ記して、続柄は厄介女子になる。	書込
20	同村江不縁ニ付子供召連厄介引越払	家内の厄介が村内の別の家に厄介として引っ越ししていく例	貼紙
21	同村ノ不縁ニ付子供召連厄介引越請	村内他家の厄介を自分の家に厄介として引き取る例。増……と記す。	書込
22	社人	神官の記載例。僧と異なり、百姓と同列に記載される。	
23	同村江門分家建引越払	分家のことは門分と記す。村内に分家した場合、去帳の場所には貼紙で、門分家建引越と記される。	貼紙
24	同村江門分家建引越請	村内から分家した場合には、家数が増えるので、脇上に門増と記し、増……と書き込まれる。	書込
25	母弟召連門分家建引越払	単身で分家するのではなく、家族を引き連れて分家する例。もとの家の該当箇所に貼紙	貼紙
26	母弟召連門分家建引越請	家族持ちで分家した場合、脇上に門増として、増……と書き込む。	書込
27	門持門分弟相続之払	弟が相続し、兄が家族を連れて分家引っ越しする場合の例。去帳の該当箇所に貼紙を	貼紙
28	門持門分弟相続之請	兄が家族を連れて分家した例。門増になる。	書込
29	同村嫁娶払	村内他家への嫁入りの例。貼紙に誰それ妻誰嫁と記す。	貼紙
30	同村嫁娶請	村内他家からの嫁娶の例。増誰それ娶と記す。	書込
31	同村江養子遣払	村内他家へ養子を出す例。	貼紙
32	同村カ養子取請	村内他家から養子を取る例。続柄は養子と記される。	書込
33	同村江養女遣払	村内他家へ養女を出す例。	貼紙
34	同村カ養女取請	村内他家から養女を取る例。続柄は養女と記される。	書込

雛形一覧(1)

付札・書込の文面	備考
六宗之内減之次之宗旨頭何村之下三張たとへは天台減之節 真言江	
印替 但印鑑之書入分印替と同様印鑑と書入候事	
つる 御領分安濃郡井戸村三左衛門妻二嫁候	
増 御領分安濃郡前田村五兵衛伴六郎兵衛女子娶	
五郎兵衛 御領分安濃郡井戸村三左衛門方ニ養子	
増 御領分安濃郡五百野村佐蔵次男養子	
たれ 死	
生	
九十郎 御領下安濃郡田中村五兵衛方江厄介引越	
増 御領下安濃郡井戸村九左衛門厄介厄介引越	△厄介同子弟共一番帳尻江出候事とあり、厄介は座順の最後に記される。
生別腹	
去御改後御免許御書付被下候	
身上不如意ニ付去御改以後御書付御預申上候	
二左衛門 御領下安濃郡田中村市兵衛娘さん方江聟養子	
増 御領分安濃郡志袋村三左衛門次男聟養子	
同厄介ぬい女子娶	前年の帳面では厄介娘となっていたのが、当年の帳面では妻と記載される。
鶴吉 御領分何郡何村誰方へ不縁ニ付女子召連厄介引越	
増 御領分安濃郡野田村 為吉養子不縁ニ付女子召連厄介引越	もともと自分の家族が養子で行き、その後不縁になって帰ってきた場合は、伴とか娘の続柄になるので、この場合は、養子不縁になった者が実家で引き取ってくれなかった場合に別の家に厄介として引き取られるというケース
同村 市兵衛方へつる不縁ニ付男子召連厄介引越候	この場合も不縁と記す。
同 五兵衛伴九郎兵衛妻不縁ニ付男子召連厄介引越	厄介の連れ子も一人ごとに増と記す。
年四十社人 河内	
同村 市左衛門分家建引越	社人河内の弟の市左衛門が分家したという設定なので、貼紙は河内の所にされる。
同河内弟門分家建引越	但下地建家有之相続ニ候ハハ新屋敷新印 と注記されているのは、河内の持家を相続して門立したので、請印は新規に作成すると言う
同村 二左衛門母弟召連門分家建引越	市左衛門の母が市左衛門の弟を連れて分家したという設定。
同市左衛門母弟召連門分家建引越	分家した時は市左衛門母が戸主だったが、今年の改までに市左衛門弟の二左衛門が相続して当主となったので、貼紙で弟相続仕候と記、戸主はニ左右衛門の名前になる。
同村 市左衛門妻召連門分家建引越	
同二左衛門兄妻子召連門分家建引越	家族の分はそれぞれ増とだけ記される。
同村 市左衛門伴小兵衛妻かめ嫁	
同三左衛門娘娶	
同村 二左衛門方江九左右衛門養子	
同五兵衛弟養子	
同村 四郎左衛門方江まつ養女	
同四郎左衛門伴五兵衛女子	妻まつ とあるのは、夫婦養子かもしれない、が不明。

ここから家崩しについて考察してみたい。家崩しが実際に家屋の破壊を示すのか、単に身分が家持^{II}門持から無屋^I掛り人に変わることを意味するのかとすることである。徳右衛門の場合、下地家崩家買引越とされている。徳右衛門は無屋になつてゐるわけではないから、家崩は無屋になることを意味してはない。ただ、家崩と家買が同時に行われているので、家買もしくは家持が、無屋から門持になる事を意味するとすれば、相殺されている可能性はある。一方、長蔵は無屋になつてゐるが、それは家を売却したからであつて、家を物理的に破壊したわけではない。ところが、彼の払札は「門減家崩申候」となつてゐる。つまり、家を売却する行為も家崩ということになる。

右に見た事例では、人別の位置^{II}家の位置^Iということになる。この家の位置の変更に関連するのが事例110である。

ここで天台帳^Iといふのは、天台宗の宗旨帳面^{II}と言ふことである。津藩の宗門帳は宗派別に作成されるから、長谷村の場合は六冊で一セットになる。「天台帳^I有之建家売高田帳江入払」というのは、天台宗の宗旨帳に記載されてゐる九兵衛の建家を高田宗に記載されている五兵衛に売却した際にその家が天台宗の帳面からは払になるということである。(つまり、人別と同様に家も宗門帳面に記載される要素だと言うことである。)この場合は、九兵衛は天台帳に残り九兵衛の家は高田帳に移ると言うことになる。

事例111は家を買った五兵衛の方の請処理である。安濃郡神戸村三右衛門の次男五兵衛が九兵衛の家を買って引っ越してきたが、五兵衛は高田宗の宗旨だったので、九兵衛の家も高田帳に移るという意味である。

事例112・113は建家の売買の処理である。三右衛門所持の建家を村内の「しむ」に売却した場合、「三右衛門家同しむ江壳申候」という払札が付けられ、「三右衛門家買申候」と書き込まれる。注意すべきは、「しむ家」という表現になつていてことである。この間の事情は推測であるが、三右衛門は家を売却して退転した。その家をしむは買取ったが誰もそこに入居していないといふ場合、宗門帳には「●●家」という記載になるのではないかだろうか。とにかく、人別が無くて家だけ記載している事例があるということである。

(四) 「掛り人」と無屋について

以上、若干の考察をしてみたが、掛り人と無屋がまったく同一のものなのかについては、まだ確定することが出来ない。それは、上野町の掛り人は掛り主の名請印と同一の名請印であるのにたいし、久居藩の本村宗旨人別帳に出てくる無屋には同じ名請印の掛り主に相当する百姓を発見できなかつたからである。名請印が同一であるということは厄介程度ではないにしてもかなりな程度に掛り

主に掛り人が従属していることを示しているように思える。ところが、津藩の宗門改マニュアルに出てくる事例を見ると、無屋といつても相当なバリエーションがあつたようと思える。自分の持家を売却するなり喪失するなり、要するに「家崩」をして、かつ在村している者が無屋になるという点は確認できたと思うが、その居住の形態は、他の百姓の同居、軒内借屋、借屋という形態があつた。また、無屋でありながら奉公に出でたり出稼ぎに出でたり在村しないといふケースもあつた。そういうことを考えると、無屋のなかでも特に従属性の高い形態、すなわち同居し何らかの扶養を受けている場合が掛り人なのではないかと思われる。

おわりに—明治四未年伊賀上野町掛り人の再検討—

「明治初年ににおける城下町の人口構造」として発表した前稿では、津藩の宗門改の全体が十分把握できなかつたため、掛り人や厄害の関連以外にも史料の意味を掴むことが出来なかつた部分が多く存在していた。今回、永谷助之丞による宗門改帳作成マニュアルを参照することで、いくつか不明であつた点を整合的に理解できるようになり、町別に作成されている明治四年の宗門改帳の記載から社会的移動の状況を再構成することが可能になつた。

例えば、上野中町の明治四年の宗門帳の中で、後筆で寺名の右肩に振られる番号がある。それを並べてみると重なる番号がないので、屋敷番号に相当するものと推定できる。この番号の意味が以前は十分掴めなかつたのであるが、久居藩・津藩の宗門改のマニュアル史料から判断すれば、これは門番号として把握すべきものだと考えられる。屋敷毎に番号を付けて戸籍管理をするのが戸籍法の特徴であるが、江戸期の津藩宗門改においても、特に屋敷割りが画一的に行われる城下町などでは町役人が町内の社会的移動状況を把握するために屋敷番号を各家に振つていたと見るべきであろう。

ところが掛り人の世帯についていっては、この番号が振られていないかった。そのことは、実際の家族・世帯の全てが門番号を持つのではないことを示唆している。紙数の関係で上野町住人の明治三年・四年における社会的移動、それは空間的、身分的両方の意味を持つが、の全面的分析はこれまで別稿に譲らざるを得ないが、ここまで検討を通じてみても、今回紹介した史料が津藩・久居藩の宗門改制度の特徴を浮かび上がらせるものであるということと、津藩・久居藩の宗門改帳が付札、増減帳、差引帳も含む完全な形で発見することが出来れば、いろいろと制約や限界の多い宗門改データの中でも非常に利用価値の高いデータを提供する可能性があることが了解されるであろう。

右家売主借宅入請方

株増

何寺 ○旦那

右軒内貸屋
同一株何人借宅
無屋

年三十九 長蔵

天台帳 二有之建家売高田帳江入払

同

高田帳江入
九兵衛家同五兵衛江売申候
高田帳江本

同買高田帳江入請

家天台帳込入

一、何寺

旦那

増

家天台帳込入

御領分安濃郡神戸村

主右衛門次男九兵衛家賣申候

年三十

五兵衛

或ハ 旦那 同

九兵衛家賣申候

一、何寺

旦那

三右衛門家同しち江売申候

一、何寺

同

弟召連しち江引越

門減家崩申候

仁三郎御領分安濃郡岩田町並自分家江壱株何人引越

増 津分部町自分家る壱株何人引越

仁三郎

事例106は、「家売借宅引越払」である。付札の方の意味は、長谷場村の長蔵が自分の持家を村内の徳右衛門に売却し、村内の林蔵の軒内貸屋に壱株何人つまり家族全員軒内貸屋へ「同居」に引越したので、この長蔵の人別が記されていた位置から長蔵の人別は抹消しましたということである。

事例108の書き込みの方は、「下地家崩家買引越請」である。徳右衛門が長蔵の家を買つて室内全員で引っ越したので増人になつたということを、長蔵の人別があつた所に書き込んでいる。つまり、長蔵の人別があつた箇所から、長蔵の家族が消え、徳右衛門の家族が加えられて、それがその箇所にとつては徳右衛門とその家族が増人だという表現になつている。このような記載形式は宗門帳上の「一、●●」の位置はその町村内でその家のある場所に対応しているということを意味しているのである。長谷場村内の自分の家を崩して長蔵の家へ引っ越したのであるから、徳右衛門自身は長谷場村から移動はせずにいるのだが、徳右衛門とその家族が宗旨改で記載されるのは、長蔵の家があつた場所に記載されるということになる。つまり、株が別の門に移動したのである。

事例109は、「右家売主借宅入請方」と題されている。前条で持家を徳右衛門に売却した長蔵が林蔵の軒内貸屋に室内全員を引き連れて借宅に引っ越したのが、林蔵の人別の帳尻には長蔵の家族が増分として書き込まれるのである。その際に、無屋として書き込まれるので宗旨は異なるが、「一」の一つ書きは頭に来ないのである。ここで、林蔵の人別のある場所、すなわち林蔵の門からすれば株増になる。つまり林蔵の門に林蔵の家族で一株、その同じ門に無屋の長蔵家族の株が入つてくるのでもう一株、合計二株存在するので、株増になるのである。

さて、ここで徳右衛門家と林蔵家と林蔵家の関係を見ると、徳右衛門は自分のもとの家を崩して、長蔵の家を買い引っ越した。徳右衛門の人別があつた場所には門減家崩の貼紙がされる。長蔵は家を売り林蔵の軒内貸屋を借りて引っ越した。長蔵の人別のある場所には家を徳右衛門に売つて林蔵の軒内貸屋に引っ越したという貼紙がされる。しかし、その貼紙に門減家崩とは書いていない。これは、同時にその場所に徳右衛門が入つてくるからで、徳右衛門が入ることによる門増と長蔵の門減が相殺されるのである。というより門 자체は代わらずに株が入れ替わると見ても良い。同様に徳右衛門の株増と長蔵の株減も相殺される。一方、林蔵の人別の所には長蔵の家族が入つてくる。しかし、この場合は厄介として入つてくるではなく、家族を維持したまま軒内貸屋として同居に入つてくるので無屋となり、株増になるのである。「軒内貸屋」と「貸屋」がどう違うのか不明である。貸屋は一戸借なのに対して、軒内貸屋は間借りであるという可能性もある。同居により近いものと考えたい。

去帳 八兵衛貸屋当帳重左衛門江代り候分

去帳五兵衛軒内貸屋当帳(金書) 去帳御家中御長屋詰当帳小兵衛門貸屋

去帳一、門増

家建申候

五兵衛家

去帳

右之順

ここでは、貸屋無屋と軒内貸屋無屋があることが示されている。この「貸屋無屋」の様な存在が例外的なものか、別の意味があるのかは今のところわからぬ。全体としてみれば、おむね無屋は同居か軒内貸屋であり、貸屋の場合は門持であると考えておきたい。

これらのことから、無屋のイメージを作つてみると、経済的に困窮して持家を維持できなくなり、売却・取り壊しなどをして、別の家持百姓に同居させてもらうか軒内貸屋に居住しつつ、奉公や出稼によつて糊口を凌いでいる。しかし、経済状況が良くなれば、家建により家持になつて以前の状態に復する。したがつて、軒内借屋といふのは借屋とは異なるよう思える。前述のよう借宅や貸屋という住民は必ずしも無屋ではなく、門持である場合が多いから、軒内借屋という表現からすれば、同居と借屋の中間的形態、敷地内に別棟を建てて、そこを借りているというような居住形態ではないだろうか。

(三) 「門」と「株」の考え方について
右に見たように、無屋の特徴は、門を失つてゐるが、株は維持してゐるといふものであつた。それに比べると厄介は、単身ではなく家族で厄介になつていたとしても、門も株も持つてないものである。ただし、無屋が門を失うということの意味は、単純に家を持つてないということではない。「門」を持つてゐるが、借屋であるということがある。そうなると、家持、あるいは百姓株ということとの関連で門や株について位置付けなければならないだろ。

持家を失うという場合には、「家崩」あるいは「家売」と、家が「侍抱家」になる場合とがあつた。また、無屋が門持になる時はしばしば家建と表現される。では家崩と家建とはどのように関係しているのか。家崩と家建そして建家に相続人が入居するケースの記載例を見てみる。事例⑥は前年に五兵衛が家建をした結果、門増となり、今年になつてその建家に安濃郡殿村の三右衛門三男の何右衛門が五兵衛家を相続して引つ越した例である。
ここでは、去帳に「五兵衛家」と記されている所に注目したい。このことはその間に五兵衛が居住しているのではなく、五兵衛がその門に建家を所有しているということを示しているのである。

右之順

家建申候

五兵衛家

去帳

門増

部 去帳建家有之処江相続人加入請払
當帳一、何寺 旦那 増 御領分安濃郡殿村三右衛門三男五兵衛家相続引越 何右衛門

次の事例は、百姓株と門との関係を示している。

絶人二相成家組頭預二

成候例

右江相続人加入之請払
一、何寺 同 五兵衛弟妻子召連梅松家相続引越
同村 梅松家相続 松兵衛妻子召連引越

竹松 死

梅松 死

梅松家 五兵衛預

右の経過から見ると、竹松が死去した跡を梅松が相続して妻子を連れて引つ越したが、梅松も死去し（妻子も村から出たため）、家を組頭の五兵衛が預かり、その後五兵衛の弟の松兵衛が跡式を相続して妻子を連れて引つ越した。この場合、「無屋」となる時期はなかつた。百姓株が相続されていない状態で建家が残つても無屋株は存在していない。つまり、「無屋」というのは建家ではなく、百姓の家族・世帯に関わる概念でありそれが無屋「株」と表現されるのだと思われる。それに対して、門といふのはたぶんに建家およびその家が建つている場所に関わる概念で、戸籍調の際の屋敷番号に相当する概念ではないかと思われる。その門と建家との関係について事例⑥以下が参考になる。

△ 家売借宅引越払
○ 家賣借宅引越払
△ 同村林藏軒内貸屋
△ 同村林藏軒内貸屋

右江相続人加入之請払
一、何寺 △旦那 同 老株何人長藏家買引越
同村 江長藏老株何人同居二引越

年四十 德右衛門

竹松 死

梅松 死

梅松家 五兵衛預

下地家崩家買引越請払

妻年 きく

△ 門滅家崩申候
同村 德右衛門老株何人長藏家買引越

に記載される。その位置は、甥姪、従弟、伯父伯母等とは区別されているから、傍系親族で扶養されている存在ということではなく、基本的には親類に当たらない者を扶養する場合に厄介としている。前述の事例[187]では、戸主の従弟の子を表現できずに祖父姪養女として厄介としている。したがって、従弟以遠の親族であっても厄介とは表記しないから、厄介は基本的に非親族の扶養者として良いだろう。

また、事例[9]では、家持市左衛門の厄介唯九郎の娘さきが他村へ縁付いた後、離縁され、親唯九郎のもとに戻った場合であるが、この場合は厄介の親元へ戻るので、さきは再度厄介になる。

他には、事例[5]が拾い子を厄介とする事例、事例[6]は津東村から足洗した者を厄介として引き取った事例がある。事例[7]は厄介が家督を相続して門持になつた事例で、「厄介相続仕候」とあるのは、新規に家建をしたのではなく相続したケースである。「47・148は古郷帰りした後、他村へ厄介に引つ越した事例である。事例[52]は帰住して門持になつた者が一年経たないうちに他村へ厄介として引越したため門減家崩となつた事例である。

このように、厄介になる者たちは捨て子であつたり、足洗いした番人であつたり、欠落から帰住した者であつたり、離縁して出戻した者であつたり、全般に落剥・困窮している存在であることは間違いない。

諸種の事例は基本的に他村へ厄介に出る形を取つてゐるが、増減帳などでは村内に厄介のやりとりがあることを記している。また、厄介であった者が村内で家持になるわけであるが、そのような事例は紹介されておらず、増減帳には厄介であった者が村内の家持百姓の同居になる事例が紹介されている。この場合には、株増で門は変化無しということになる。したがつて、厄介がその地位を上昇させる場合でも同居=無屋になるケースが一般的だと思われる。

(一) 無屋について

無屋についての記載があるのは、「三事例である。事例[1]は「門減家崩申候」と、門減になつた際に同時に「株増」と書き込まれる。門減・家崩すなむ家持でなくなることで門減になるが、そのまま在村していれば、株増になるのである。これが無屋株ということになる。また、宗旨改の記載も家持のように「一、●●寺旦那●●」という記載にならずに「一、」の部分が無いのである。この点で、無屋は上野町の掛り人と同じ形式で宗門帳に登載されている。

他方、無屋だった者が家持になるのが事例[4]である。「二」では、「元無屋家

建候例」として、無屋だった者が家建をして門持になるので、「門増」と記載され、同時に「株滅」と付札される。門増は同時に無屋株滅なのである。このように、無屋とは無屋株のことであり門が家崩の状態になると無屋に移行するのである。したがつて、無屋が家建すると門に移行することになる。

家崩というものが災害によって建て家を失うことなのか、家持という地位を失うことなのかは判断できない。ただ、家作の売却については別に事例が立てられているので、それとは異なる。いずれにせよ、経済的な困窮によつて家崩が行われることは間違いないと思われる。また、厳密には門持が単純に家持だということも出来ない。借屋・借宅で門持というケースもある。であるから、一般的には家崩になつて家持でなくなり、同居人になつた時に無屋と称されるようである。

無屋となつた者の経済的状況をうかがわせる記述が、事例[2]・[43]である。[42]では「奉公無屋」と記され、[43]では「処々出稼無屋」が出てくる。無屋になつた者は奉公もしくは出稼を生業とするケースが多いことの反映である。無屋の住居形態についての記述も生活水準を反映している。事例[75]・[109]には「軒内貸屋無屋」が、事例[101]・[102]には「●●同居無屋」という表現が見られる。「軒内貸屋」については、事例[109]で持家を売却し軒内貸屋へ「借宅引越」をしている。事例[133]は無足人であつた者が不埒で免許を取り上げられ、城下三里以内差構になつた者が村方へ引越同居し無屋となつて株増になつてゐるケースである。

事例[74]は持家が侍抱家になり、同居無屋となつてゐる。侍抱家といふのは所有する家といふことになるが、家持が譜代や一代限の奉公人になつた場合、その持家は自動的に侍抱家になる。しかし[74]の場合は、家持が自分家を侍に売却して「八兵衛同居無屋」になつたものである。このように、無屋は基本的に家持に「同居」しているのであるが、「軒内貸屋」という形で借家している事例も存在する。ところが、次のような事例が存在する。

大屋代り

去帳 何寺

當帳 何寺

大屋代り

旦那 五兵衛軒内貸屋
無屋

年三十二 仁蔵

大屋代り附札之分 右之外

子縁組、等が想定されており、それなりに多様な身分間移動のルートが存在していたようである。

⑥賤民身分について

この難形には、穢多身分についての記載事例はないが、いくつか芸能民や非人身分に関わる事例が示されている。事例²⁵⁸、²⁵⁹は番人足の足洗についての事例である。

番人足洗入帳

門増

一、何寺

旦那 増

奉願津東村ら夫婦家建引越

年三十五 八兵衛

同 增

奉願津東村何右衛門次男厄介引越

妻年三十二 し か

同足洗厄介引越

同 增

奉願津東村何右衛門次男厄介引越

厄介年三十一 権助

この例では、持家に引っ越す場合と厄介になる場合とが示されているが、「奉願津東村夫婦家建引越」とある津東村というのは、塔世領の中にある警護役などを担当するさら与五郎に率いられた非人村のことだと思われる。したがつて、そこから百姓身分になつて入帳することを足洗と称したのである。足洗にはいかなる条件をクリアしなければならないのかは不明であるが、そういった事例があることをこの記載は示している。

また、事例²⁵⁹は盲人として把握されるケースである。

盲人二相成候例	去御改後盲人二相成申候
同	去年何月津東町四度常一二
入門仕候	次男年廿五 盲人

源柳
伝左衛門事

引越参り候盲人共ニ而も座中江不入分ハ 川口勾当弟子に相成支配を請」とあり、座中に入らない盲人については川口勾当の支配を受けるよう命じている(「安濃郡長谷場村御触控並記録」(三)、史料番号一一七)。『三重法經』一二四号、一二〇五年)。源柳については四度常一に入門とあり、平曲などの修行に弟子入りをして座中になつたとも思われる。

また事例²⁶⁴には沽却人の座順に関連して、

当村之内沽却人 鉢 猿曳 彬 煙坊
右之類何れも帳奥ニ廻し一行明候事

という記載がある。これによれば、鉢、猿曳、彬、煙坊などの身分は帳奥に廻し一行空ける処理を行うとされている。久居藩の穢多身分の記載や、上野町の鉢屋の記載例からみて、これらの賤民身分は別帳にせず、宗旨帳の帳奥に記載することになっているようである。

これに関連して沽却人というのがどのような存在なのかが問題になる。事例¹⁶⁸・¹⁶⁹や²⁰⁵・²⁰⁷などを見ると、在村しながら潰れ百姓と同様な扱いをされている存在のように思える。しかしながらこれも正確な規定は不明である。

以上のようにいくつかの事例を取り出しただけでも津藩領在方における百姓の社会的移動には多様な経路があつたことを確認できる。次節では、さらに無屋・厄介と掛け人にについて考える手がかりをこの史料の中から抽出して検討してみたい。

二 掛り人、無屋、厄介について

(一) 「厄介」について

厄介についての記載が含まれる事例は、一二事例ある。その中から厄介の宗門帳改上の取扱の特徴を見てみると、事例²⁶⁰の「六親厄介座順」、事例²⁶¹「厄介取請」によれば、「△厄介同子弟共一番帳尻江出候事」とあり、厄介は一番帳奥領分町郷ニ而是迄座中ニ不入盲人共ハ勿論、向後盲人ニ相成候者又ハ他領より

津藩宗旨改における掛け人と厄介の関係を考えるために、長谷場村の宗門帳改上の取扱の特徴を見てみると、事例²⁶⁰の「六親厄介座順」、事例²⁶¹「厄介取請」を参考するための材料になる「門」と「株」の概念である。

このケースでは、次男の伝左衛門が津東町の四度常一に入門して源柳と改名し、盲人として肩書きされている。四度常一については不明だが、『御触控并記録』一二七に「御領下盲人共支配之儀御達」という記事があり、その中に「爾來御領下盲人共之可致支配旨申達候間、一統不済様右支配を請可申、尤御領分町郷ニ而是迄座中ニ不入盲人共ハ勿論、向後盲人ニ相成候者又ハ他領より

れに準ずるであろう。事例56・57がその例である。

⁵⁶
拾ひ子加入之例

増 去御改後月帳之下二而
拾子養育奉願入帳
元治一五年三月行部之例有之

厄介年七

捨 松

この例では、月帳の下で拾った子を厄介として引取り養育する事例である。この場合は厄介としての増になる。事例56の場合は、厄介ではなく養子として養育する事例である。通常の厄介や養子であれば、それを送り出す村の側からの人別送りがあるのだが、拾い子の場合はそのような人別送りなしで増人數になるという事例である。

⑤無足人、大庄屋の処理について

宗旨改は基本的に百姓・町人に対して行われるものであるから、在村している武士身分であれば改の対象にはならない。津藩の場合にはそのような存在として大庄屋と武家奉公人があった。また、津藩には郷士身分である無足人の制度があるが、無足人となつた場合でも宗旨改から除外されることはなかつたようである。それまで百姓であった者が無足人に任じられたり、無足人となつた者が御免となつて百姓に身分が戻されるということは頻繁に生じた。その際には、事例13を見るように、「去御改後御免許御書付被下候」と無足人になつたことを示し、苗字を示す付札を名前の方に貼ることによって無足人であることを表した。この点では久居藩の事例も同じである。無足人にも種々のランクがあり、史料中「無足人格」とあるのは無足人より一段低位のランクである。この場合には、苗字札は貼られなかつた。無足人免許を返上した場合には、そのことを示す札が付けられ、苗字札が外される。しかし、何れの場合にも村方の人数増減にはカウントされない。

それに対して、大庄屋の場合には、村方の宗旨改からは除外され、自分改になつたようである。事例14を見ると、

⁵⁷
大庄屋格被仰付除帳之例

門減

忠助大庄屋格

仰付家内何人除帳

拾組物目録二而大庄屋格

家数何軒と相■有之村方

二而八門減と計り二而□

となつております。大庄屋格に任命された場合除帳になり、「門減」の扱いになりますので、村方の人数と家数から除外されることがわかる。ただ「拾組惣目録二而大庄屋格家数何軒と相■有之」とあるので、拾組惣目録には大庄屋格の家数は記載される。この点、久居藩の場合も大庄屋は自分改で別差出になり、組合の惣目録には記載されるのと同様であつたと思われる。門減・株減になるのと人数増減帳にも当然記載される。もう一つ村方の改から除外されるのが武家奉公人である。事例92は「一代限被召出」となつた場合の処理である。

⁵⁸
一代限被 召出除帳付札

門減家侍抱家二入	八兵衛	門減家侍抱家二入
なか	十次郎	なか
代限被召出二付除帳	仁助	仁助
	一	一

右文久元年岩田御改

門減とばかり	八兵衛	門減とばかり
八兵衛	一代限被	八兵衛
召出候ニ付	召出候ニ付	召出候ニ付

壱株何人相除申候	八兵衛	壱株何人相除申候
	なか	なか
	十次郎	十次郎
	仁助	仁助
	一	一

これをみると、一代限被召出は家族全員の宗旨が武家側に移るのみならず、「門減家侍抱家二入」と記されている。門減は村方の家数が減少することであるが、家そのものが無くなるわけではなく、住宅が「侍抱家」として扱われるのである。したがつて、宗旨改帳尻の惣計には門増減、株増減とならんで、侍抱家増減が記されることになる。

また事例158・159は譜代の請払である。

^{158 159}
御譜代出入請払

門減家崩申候 八兵衛	奉伺御城番組江壹株何人御譜代ニ引越
一、何寺 旦那 増奉伺御城番組御譜代出家内三人家建引越	年五十一 八兵衛

八兵衛家が御城番組譜代になる事例であるが、一代限と異なり「門減家崩」となつて、住宅が侍抱家になるということはない。これは、譜代であるから、建前上は村方から完全に転宅するのに対し、一代限被召出の場合は、当主が死ねば村方に復帰することが想定されていたからだろうと思われる。この他に百姓の身分が変更されるのは、家中士や御譜代、御船手組への娘の縁付、息子の養

安濃郡何村人数増減帳録形

増加			減人		
増人事由	人・門・株	増人例	減人事由	人・門・株	減人例
出生	増人	何兵衛伴たれ 生	死亡	減人	何右衛門母たれ 死
嫁娶	増人	何右衛門妻たれ 御領分何郡何村誰娘娶	嫁出		たれ娘たれ 奉順何領何郡何村誰妻三嫁
養子	増人	何太郎養女たれ 豊養子何三郎 御領分何郡	養子出	減人	何兵衛三男たれ 御領分何郡何村たれ方江
		何村たれ三男養子			養子
転入家建	門増	何兵衛 奉順何領何郡何村たれ次男家建引 越	転出家買	減人	何左衛門次男何三郎 御領分何郡何村誰家 買引越
古郷帰り	増人	何太郎厄介何助 奉順古郷帰り	旧里切義絶・ 無行衡尋中	門減家崩	何左衛門 奉順一株三人旧里切義絶
			旧里切義絶・ 追放刑	減人	何兵衛厄介たれ男子何五郎 追払被仰付候 三付旧里切義絶人
転入借宅	増株	權助 奉順津東村より妻子三人借宅引越	転出借宅	株減	何右衛門 御領分何郡何村誰方江壱株何人 借宅引越
大庄屋格喪失	門増	長左衛門 父長左衛門大庄屋格被仰付候死 死去仕候二付親子式人入帳仕候	大庄屋格任 命	門減	何之助 大庄屋格二付仰付候二付壱株何人 除帳
転入厄介	増人	九郎兵衛養子八兵衛 奉伺御城番組御譜代 出夫婦厄介引越			
武家奉公御免	門増抱家入	なか夫小谷老兵衛一代限被召出候死 去仕候二付妻子三人入帳仕候	武家奉公勤	抱家江入	何之丞 一代限被召出候二付株何人除帳
僧侶転入	別差出	何寺住持実名 奉順御領分何郡何村何寺法 道弟子入寺			
		生子			死人
		御領分町郷中伊州久居附御家中寺方譜代 三而引越等之増人			御領分町郷中寺方譜代入伊州久居附等江養 子縁組不縁帰り引越等之減人
		他国他領ノ養子嫁娶引越等之増人			他国他領江養候養子縁付縁返引越等之減人
		大庄屋格御免二付別差出△増人			大庄屋格被仰付候二付別差出二相成除帳之 減人
		一代限之召出之者死去三付家内加入之増 古郷帰り之増人			一代限之召出三付除帳之減人
		拾ひ子入帳之増人			追払被仰付候者并奉順旧里切義絶等之減人
		東村并久居附番人△之入帳之増人			

安濃郡何村同村差引

養子請払		五兵衛第六兵衛 善左衛門娘よつ方江養子
厄介請払		四兵衛厄介喜兵衛 三次郎五男厄介引越
不縁帰り請払		何兵衛妻りへ 八兵衛方江男子召運不縁帰り
嫁請払		三左衛門妻よつ 五郎兵衛娘娶
株相続家建請 払	門増	小兵衛三男仁蔵 門増 中絶多郎兵衛株相続家建引越
養子返し請払		六助養子七蔵男子九八 三助方より養子返し
厄介嫁娶請払		茂吉伴多八女子にお 小六厄介多三郎妻三娶
株相続家建請 払	門増	六左衛門 三左衛門弟中絶九兵衛株相続夫婦家建引越
厄介から同居 へ請払	株増	三五郎厄介仁助 彦兵衛方江同居ニ引越
家建請払	門増	作左衛門 家建申候
家崩請払	門減・株増	しけ 家崩申候
家崩軒内貸屋 借宅	門減・株増	九蔵 小兵衛軒内貸屋江夫婦借宅引越
同居人嫁入請 払	株減	八兵衛同居きし 作蔵妻二嫁
借家人家建	株減・門増	九蔵 家建申候
家崩	門減	小六 家崩申候
家賃請払		清兵衛家 同九八郎江賃申候
家壳却同居引 越	門減・株増	長蔵 家門徳右衛門江壳申候高田帳江入 林藏方江妻子召運同居 ニ引越
家崩しの上・家 賃引越		徳右衛門 門減家崩申 家天台帳△子供召連同長蔵家賃引越
家壳買宗旨帳 移動		小平次家 高田帳△天台帳江 同重大郎江賃申候
同居家買引越	株減	みの助同居とみ 男子召運同喜八家賃引越
家壳却・自分 家引越		喜八 家同とみ江壳申候 壱株五人同自分家江引越
抱家買	門増・株減	藤助 同侍抱家賃申候
家壳・侍抱家	門減・株増	吉平 家壳申候侍抱家江入

③嫁賛・養子取遣等の請払について

社会的増減の量的な中心は当然、これらの事例である。村方から出て行く減人の場合は、付札で表示し、村に入つてくる増人の場合は書込で表示する。それらはそれぞれ人数増減帳に対応した記載がある。しかし、このマニュアルによれば、村外との取遣のみならず、村内での取遣も記載される事になつてゐる。事例28から34は同じ村内で嫁・養子・養女の取遣をした場合の請払の書式であるが、基本的には村外との取遣と同じである。ただし、村外との場合には払札か請込か、いずれか一つが宗旨帳に施されるのであるが、村内で行われるわけであるから、払札と請込が同時に宗旨帳に対して施されることになる。

そして、村外との場合には人数増減帳にも記載されるのだが、村内での取遣の場合は、人数増減帳ではなく「同村差引」の中で行われる。この同村差引について、

増減目録之表同村差引共門株侍抱家増減かそへ出し

門増	八	株増	六	侍抱家増	式
門減	八	株減	五	侍抱家減	式

右同村差引増減帳べと一緒二どち合出し候事尤上直紙認

と記されており、「増減帳べと一緒にどち合出し候事」とあるので、宗旨改書類として作成され提出されていたと考えられるから、津藩の宗旨改書類が完全な形で残されていれば、村内外も含めた住民の移動や身分変化が明らかに出来るということになる。しかし、現在のところ筆者は津藩の宗旨改書類でそれらを含めたものを確認できていないので、実際の作成がどうであったのかについては確言できない。参考として次頁に「人数増減帳」と「同村差引」の項目の対照表を掲げておいた。

このように、津藩の宗旨改においては入・請・増については書込で、出・払減については付札で処理するということが原則になつていてある。

④旧里切義絶と古郷帰りについて

社会的移動では、人数の請と払、入と出、増と減は基本的に対応している。しかしながら、必ずしも対応しない事例がある。それが旧里切義絶と古郷返りである。奉公や出稼ぎに出たまま帰らないとか、何らかの理由で欠落した者などには親類・五人組に捜索する責任がある。それでも行方がわからない場合は

「無行衛御訴申上尋中除印」という処理が宗旨改に際して行われる。宗旨帳には名前が記載されるが検索中で現住していないので、寺請印は捺されても、戸主の名請印は捺されず、名前の上には「●●年●月無行衛御訴申上尋中除印」という付札が貼られるのである。この間、村にはいないのであるが、村方の惣人數には計上されている。それが、一定期間経過後、村方から願い出て「旧里切義絶」という処置を行うことによつて、宗旨帳から名前が抹消され、村方人口数からも減人として差し引かれることになる。事例36は尋中の付札の事例であり、事例38は尋中に帰村した事例である。その場合には、「奉願帰住」と記され、名前の下に名請印が捺されるが、人数増減帳には記載されない。事例33は尋中に死亡したことが判明した事例であるが、この場合には死去として減人にカウントされる。

事例121・122～123・124が旧里切義絶と古郷帰りの事例である。

121.122
旧里切古郷帰り

門増	一、何寺　旦那	増奉願古郷帰家建申候	年四十一　何兵衛
市次郎	奉願旧里切義絶	但親子古郷帰りなれハ	
門減家崩申候	何兵衛家内何人奉願旧里切義絶	増奉願親子古郷帰り家建申候	何吉

門減家崩申候	何兵衛家内何人奉願古郷帰
市次郎	奉願旧里切義絶

但親子なれハ	増奉願親子古郷帰り家建申候
何吉	増と計り

義絶が家族内の一部であれば、「市次郎　奉願旧里切義絶」のような付札がされ、減人數にカウントされる。義絶が一家全員である場合には、「門減家崩申候　何兵衛家内何人奉願旧里切義絶」と門減家崩という文言が入る。つまり帰村するだけではなく、家数自体も減少するからである。一旦義絶された者が帰村する場合には、「増奉願古郷帰」という請込みが行われ増人數にカウントされる。一家で帰村する場合には、あらたに「門増」と肩書きした上で「一、何寺　旦那　増奉願古郷帰家建申候　年四十一　何兵衛」と記載され、家数も増加するのである。この際には、名請印は新印となる。義絶にしても古郷返りにしても他村との間で人別の請送りが行われているわけではないから、村の惣人數に残したり、新たに追加したりといふことになるのである。したがつて帰住と古郷返りは村から出て行つた者が帰つて来るという点では共通するが、宗旨改の処理上は、別物として扱われることになる。

他村との間で人別の請送りが行われない事例といふとでは「拾い子」もそ

義ならハ実子も同前養女之上江人可申等歟 且又右等名目ニ差詰り無拠節ハ右之振ニ
相成候義ニ候左も有之候ハ尤之訣其故ハ当帳八兵衛之養女ニいたし置候上八兵衛儀
も最早八拾余歳ニ至リ來帳之余命も無寛束板又來帳八兵衛死去之節ハ祖父之養女重次
郎ニ至リ是又何と名目いたし存帳可仕哉考可申

右無拠養女ニいたし候つる杯之養女ハ娘同様之養女とは主意違ニ而右之養女ハ養レ
女ラシナガテ

祖父八兵衛姪養女 之付札ニいたし可申同姪養女ハ去帳のかへり歟但ハ八

兵衛之下ニ有之故同姓ニいたし候義哉

この事例の上段は前年の宗旨改で、下段は当年の宗旨改である。その意味するところは、前年の宗旨改では戸主は八兵衛で、その八兵衛の姪のつるが家族として「六親厄介座順」にしたがつて記載されていた。当年になつて、戸主が八兵衛の孫の重次郎に交代した。そうすると、前年の各家族成員の統柄は、新戸主との関係で変更される。前年戸主であった八兵衛とその妻のみかはそれぞれ祖父祖母となり、座順が後に下がる。八兵衛の娘みわは重次郎の母親なので、当年は母となる。一方みわの養女であつたみなは、当年は重次郎の妹となる。厄介の三太郎は前年も当年も変化無く一番後の座順である。ここで、八兵衛の姪つるを重次郎との関係でどのような統柄にするべきかということであつた。当初の宗旨改ではつるを養女と表記したのだが、付札により「同姓養女」という表記に変更されたのである。ここで同姓というのは祖父八兵衛の姪といふことであり、養女といふのは八兵衛が姪を養女にしたという意味になる。これにつき、助之丞はそうしたことを「重次郎の為ニ従弟達ひのつる座替之上ハ宗帳面ニつる名目ニ差詰り無拠去帳祖父父之姪を帳暈重次郎之養女ニいたし候義ニ付右之振ニ相成候事成 信実之養女ニいたし候義ならハ実子も同前養女之上江入可申等歟 且又右等名目ニ差詰り無拠節ハ右之振ニ相成候義ニ候」とやむを得ないと肯定している。つまり、最初重次郎の養女にしたが、眞実の養女ならば母みわの養女で重次郎の妹と表記されるのみの前に置かなければならない。なぜならば座順は戸主、その妻、未婚の子、兄弟の順で記載されるから、つるが重次郎の養女ならば、未婚の子になるから、重次郎の妹であるみの前に座順が来ることになる。しかし、眞実の養女ではないので名目に詰まり「同姓養女」とせざるを得なかつたのである。助之丞はそのことを「左も有之候ハ尤之訣」と肯定しつつ、八兵衛が死んだ場合、今度はどのような統柄になるかを検討しておくべきだと注記している。ここでは、養女といつても相続資格を有する眞実の養女と、実質上厄介である養女とを区別する処理を検討していることになるわけである。

このように非常に稀なケースでもその処理について考察を加えているので、

史料全体を読み込むことにより津藩の宗旨改制度が運用されている論理が浮かび上がってくることになる。この史料を含めた津藩・久居藩の宗旨改制度の実際とそこに表れる領民への人身支配の論理を示す作業については、ここで行う準備がない。本稿では史料の全体像を示すことと、その中で特に注目すべき特徴点を挙げることにとどめた。

この史料は、大きく三つの部分から成り立つていて。第一は、宗旨帳面の作成マニュアルの部分、第二は人数増減帳や奉公人帳の作成マニュアルの部分、第三は別差出として自分請の宗旨改や村方に檀家のいない黄壁宗などの寺院の宗旨改などの雑形書式である。

このうち、最も量的に多いのが第一の宗旨帳面作成マニュアルの部分である。この部分に関して史料中に出でてくる事例を一覧表にしたものを作成し、この解説の最後に付載しておいた。それをみると、およそ二三〇の事例が取り上げられており、実に微に入り細を穿つものだといえる。史料本文の方にはこの一覧表の通番に対応した番号を付しておいた。

以下では、この史料をもとにした津藩の宗門改制度について、いくつか注意すべき特徴を書き留めておきたい。

① 座順について

事例8・9は生死についての記載である。要するに宗旨改帳に記載していく順番である。戸主・その妻・未婚男女子・既婚子とその家族・兄弟姉妹・甥姪・従弟・伯叔父母・父母・祖父母という順序が守られるのだが、戸主が代われば当然それに伴つて各家族成員の統柄ニ座順も変更を受けることになる。また、厄介とその家族は、座順の最後に記載され六親とは区別されており、戸主の交代があつても座順の変化はない。

② 生死について

事例8・9は生死についての記載であるが、前年の宗旨改に記載されていた者で当年の三月晦日までに死亡した者については、当年の宗旨改には記載しないが、付札で「たれ死」とする。これは、人数増減帳の減人の欄に対応する。一方前年の宗旨改以後に生まれた子については、「生」と書込む。これは、人数増減帳の増人の欄に対応している。一年未満で乳児死亡した子は書き込まれることが無いのは、他の宗旨改と共通している。

提出は次のような手順で進むと考えられる。

性は高いのである。

- 帳、奉公人帳とその合計を記した「覚」を作成。それらを大庄屋に提出し、控は村方に置いておく。

②各村からの書類を集めた大庄屋は、惣寄目録三通を作成し、組内各村の宗旨改帳、及び別途作成された寺院差出と自分差出を合わせて請書と一緒に年番大庄屋へ送る。年番大庄屋は領内の惣寄目録を合綴して、一部は郡奉行へ提出し、一部は各組からの宗旨改書類と一緒に宗旨奉行へ提出する。残りの一部は、大庄屋会所へ保管すると思われる。

③大庄屋によってまとめられる宗旨改書類は、宗旨御改帳本体、別差出、請書帳、自分差出宗旨証文、住持代印鑑、看坊印鑑である。

④各村から提出された宗旨改帳は村別を崩して天台・真言・禪・淨土・法華・門徒の順で一宗一冊に綴る。大庄屋の手許に残す控は村毎に一冊に綴る。

⑤各村から提出された奉公人帳と増減帳は奉行所には出さずに大庄屋の手許に残す。

おおむね、このような形で宗旨改関係書類の作成と提出が行われたと思われる。

これは、久居藩の手順だが、津藩も基本的には共通していると思われる。そこから考えると、明治二年の上野町の宗旨改帳が宗派毎に一冊にまとめられたいた理由が明らかになる。つまり、各町から宗派毎の宗旨改帳が提出され、それを町会所で宗派単位に作成し直して奉行所に提出するのである。上野町の場合は単純に合綴するのではなく、書き直している点と、人数増減が大庄屋の手許に残されるのではなく、宗門帳の帳尻に記されているという点が久居藩との差違だと思われる。

また、明治四年の上野町の宗旨改帳が町毎に作成されているのは、それが奉行所に提出するためのものではなく、町毎にまとめられる控だからと考えることが出来る。そのことを示すよう明治四年上野各町の宗旨御改帳は奥書に町肝煎の名印があるのみで、宛所としての奉行名は記載されていないのである。

ただ、この点は在方と町方との作成の違いかも知れないし、伊賀領の特徴かも知れないで、単純に津藩と久居藩の違いとは断定できない。しかしながら、久居藩津藩共に宗旨改帳の作成提出の手順が、町村一大庄屋一宗旨奉行といふ系列に沿って行われたことは間違いないと思われる。したがつて、宗旨改関係の諸史料が村方に残存していないとともに大庄屋家の文書の中に存在している可能

(二) 津藩人別宗旨改関係史料

史料四是、無題であるが、内容から「安濃郡片田長谷場村宗旨改帳作成難形」と仮題されている墨付き四七丁の堅冊で、津市片田長谷場の永谷武久氏所蔵文書の中の一点である。今回紹介する史料の中でも最もボリュームがあつて重要な意味を持つものである。史料には便宜的に事例番号を付してある。

長谷場村の庄屋である永谷助之丞によつて作成されたと思われる。成立したのは、寺院管轄の記載例の中に度会県管轄という事例があり、また、「当帳」を「未帳」に置き換えている箇所があるので、明治四末年四月の戸籍法公布前後ではないかと思われる。

久居藩の事例と同様の性格を持つマニユアルなのが、過去の宗旨改や長谷場以外の近隣の宗旨改の事例を丹念に拾つて、庄屋が宗旨改帳を作成する場合に出逢う。であろうほどんど全てのケースについて、その宗旨改上の処理を書式化したものである。中には、きわめて稀なケースで処理を確定できないような事例の場合は、永谷助之丞自身の考察を加えている。たとえば、事例番号182は次のように記されている。

年八十	八兵衛	年廿二	重次郎
妻年七十七	みか	養妹年十九	みな
娘年五十	みわ	母年五十一	みわ
同子年廿一	重次郎	祖父年八十一	八兵衛
同養女年十八	みな	祖母年七十八	みか
姪年五	つる	但帳表重次郎之養女と成候儀	
去帳	当帳	同姪養女	養女年六
姪養女之例	厄介年廿六	厄介年廿七	厄介年廿二
厄介年廿六	三太郎	三太郎	重次郎
右つる八八兵衛之娘みわ之従弟ニ而当帳宗首頭重次郎のためには従弟ちがひなり			
八兵衛之姪ニ而八兵衛之養女ニいたし候時ハ当帳祖母みか之下ニ置ハ勿論なり左候			
ハ同養女年幾つと上ニ同之字置可申歟			
重次郎の為ニ從弟達ひのつる座替之上ハ宗旨帳面ニつる名目ニ差詰り無視去帳祖父之			
姪を当帳重次郎之養女ニいたし候義三付右之振三相成候事成 信美之養女ニいたし候			

例では、沽却人は鉢、猿曳、簾、煙坊などと同様に帳奥に記載するとされている。つまり、沽却人とは家持百姓が家を失った状態であり、家建によつて起返ることが可能である。津藩の事例では「一、●●」という一つ書きも無い。ここからすると、無屋、あるいは掛け人に近い存在であると思われるが、しかし、沽却人の状態では鉢、簾などの賤民身分と同様な扱いとなるため座順を帳奥に変更されるとからすると、無屋あるいは掛け人よりも一層従属、困窮度の強い地位といえるかも知れない。沽却人については今のところ、これ以上は確定した事がわからない。

また、門徒宗の宗旨改帳には沽却人、寺僧の宗旨改の次に、穢多身分の宗旨改が例示されている。したがつて、久居藩領の宗旨改では、穢多身分について別帳を作成するのではなく、宗旨改帳の末尾に記載されるようである。前述のように津藩の例でも鉢屋、茶筅、簾、猿曳などの賤民身分も同様に宗旨改帳の末尾に記載されることと共通しているが、座順としては沽却人、鉢屋など、寺僧、穢多という順であるから、他の賤民身分に比して穢多身分把握における差別性はより強固だといえる。

このように、この史料は久居藩領各村における宗旨改帳の作成手順を記した実に貴重なものである。ただ、この史料の中には厄介についての記載はあるのだが、掛け人についての記載が見られないために、厄介と掛け人の関係についての手がかりは得られない。

史料二は「嘉永六年三月一志郡本村人別宗旨御改帳 四冊之内天台律宗」（津市久居ふるさと文学館所蔵信藤家文書）という表題を持つ史料である。これは、史料一にみた宗旨改帳の作成マニュアルにしたがつて実際に作成された宗旨改帳である。四冊あるのは天台律宗の他に、権宗・浄土宗・門徒宗分の合計四冊が作成されていることを示す。ここでは、頁数の関係で天台律宗分のみを掲載した。

これをみると、厄介の他に、「一、●●」という一つ書きのない戸主がいることがわかる。たとえば、

真光寺 印 旦那 無屋 平左衛門後家年六十 きと 印

というような記載である。ここでは、上野町の掛け人と同様に一つ書きがない戸主が確認できるのだが、掛け人ではなく「無屋」と記されている。この無屋は掛け人と共通する面もあるのだが、上野町の場合、掛け人の名前印は自前

の印ではなく、掛け主の名前印であった。本村の場合、無屋の名前印は他の百姓の者とは重ならず、自前の印を用いている。上野の場合は自前の名前印を持たないことから掛け主に対する従属、被扶養を考えたのだが、そこからすると無屋の方が独立性が強いように思える。

いずれにせよ、実際の宗旨改帳をみると、マニュアルにしたがつて作成されていることが確認できるから、少なくとも文政年間以降は史料一の書式にしたがつた宗旨改帳が作成されていたといえるだろう。

史料三は「安政二年三月本村組宗旨御改帳寄目録帳」（津市久居ふるさと文学館所蔵信藤家文書）という史料である。史料一と史料二が各町村の庄屋レベルの史料であるのに対し、これは、大庄屋とその管轄である組レベルの史料ということになる。

この史料の構成は、冒頭に久居藩宗旨改文言が記載され、それに続いて「覚」として本村組内の各村の人数・家数・馬数・牛数が記載される。次に、本村組一五ヶ村分を合計した惣人数と、その内訳として、奉公出稼人数と現住人数が記される。次に「右之外去年御改以後減申候死人并減人」として、死亡人数、津・久居藩他組合への養子・縁付・引越等の出人数、他国・他藩への出人数、義絶人數毎の減少人數が記される。その後に、「當年御改之内相増申候生子増人」として、出生数と他組合からの入人数、他国他藩からの入人数、古郷帰人數別の増人數が記される。その上で、前年との人數・家数の差し引き増減が記される。ここで家数とならんと、組合内の無屋株数、馬数の合計も記される。

以上が「惣寄目録」の本体部分だが、さらにそれに続けて、惣寄目録の郡方への提出についての上書方法や目録作成手順などが述べられ、その後に、郡方への宗旨帳面の提出についての手順や作成方法が記されている。「但宗旨御奉行所へ出候は本村組拾五ヶ村之寄目録ハ認メ三不及 其訳は年番へ三通遣し候故年番五伍組毫所ニして出候故也」としているのだが、組合寄目録は年番へ三通提出するというの、大庄屋会所の年番大庄屋に三通提出し、年番大庄屋が五つの組合の寄目録をまとめて宗旨奉行に提出するという事だと思われる。

本村組から宗旨奉行へ提出するのは一五ヶ村分の宗旨帳面二八冊と宗派毎の寺の別差出、自分差出の証文である。

寄目録三通は年番大庄屋に提出するが、そのうち一通には宗旨帳面を添えて提出する。この時、提出する宗旨帳面は一宗派一冊で作成し帳綴りにする。他方、村方に置く控帳は各宗派を合帳しておく。以上から、宗旨関係書類の作成

とあるのは、本村の儀兵衛が一志郡新家村作兵衛の娘すみを妻として娶ったという意味である。すみが嫁として本村に来たので増人ということになる。書込による「門増」とか付札による「門減」というのは、誤解を恐れず簡単に言つてしまえば家数のことである。例えば、

門増	増	奉願紀州御領	一志郡井生村より親子三人引越家建申候
一、玉迎寺	旦那		年六十医者 竹安
同	同		妻年五十 あだ
	増		才年三十二 木安

とあるのは、一志郡井生村から医師竹安が家族と共に転宅してきたことを示しているのだが、そのことによつて、本村側は三人の増人の他に家数が一軒増加したことになるので、門増と書き込むのである。逆に

(朱) 門減	(朱) 門減	八兵衛死す
--------	--------	-------

一、真光寺	印	旦那	年六十	七兵衛	○
同	印	(朱) いよ死す	八兵衛死す		
		妻年五十九	さよ	○	

という事例は、八兵衛という単身者が死亡したので、「一名の減人と共に八兵衛家そのものが絶家になつたので、家数も一減になり、「門減」と表記するのである。

以上のような基準が冒頭に示された後、実際の書込・付札についてのサンプルが宗門帳本体をベースとして図示されていく。

各種家が「一、●●」という形で世帯毎に記載されていき、去年の宗旨改以後の増人は前述の「増 御領分 一志郡新家村作兵衛娘妻 妻年二十すみ」のように理由を示して書き込まれる。他方、減人の分は貼紙によつて「儀助 御領分何郡何村たれ方へ養子」とか「いよ死す」というようにその理由が示される。つまり、宗門帳面での出入・請払は入や請込が書込によつて、出や払が「付

札」によつて行われるのである。

宗旨改の最後には、村内にある寺院堂宇の宗旨改が記載される。それに統て村内外にある旦那寺の証印が記され、年号月日と村役人の連名印があつて、宛所に奉行所が書かれる。

また、門徒宗（本願寺門徒・高田門徒）の人別宗旨御改帳の雑形の方では「入札」の例が示されている。これは、

一、報恩寺	旦那		年六十八	九郎兵衛
同	(朱) 入札			
	権兵衛	御領分何郡何村誰一去御改		
	へ養子ニ付増人ニ加へ直ニ減			
	人二相立可申事			
			妻年六十二	きり
			才年廿五	黒八
			従弟年五十	八兵衛

とある様な例である。ここでは、九郎兵衛の家に前年の宗旨改後に権兵衛が他村から引越してきて、当年の宗旨改以前に他村へ養子に行つたことが付札に記されている。つまり、前年の宗旨改後から当年の宗旨改前までに生じた変化のよう通常の宗旨改帳への書込や付札では把握できない事例も付札によつてその間の経緯を記しておくということである。これが、出生・死亡についても適用されなければ、人口調査としての宗門帳が持つていての制約の一つである乳児死亡が把握できないということを克服できるのであるが、残念ながら出生・死亡についてはそのような配慮はされていない。

同じく、門徒宗の宗旨改帳には、その後に「当村之内沽却人」という欄がある。沽却人というのがどのような身分なのははつきりしない。後述する史料四の津藩の宗旨改マニュアルにも沽却人についての事例が記載されている。そこでは、沽却人之例として次のような事例が記されている。

沽却人之例

株増	何寺	旦那	同奉願沽却仕家内何人座替	年五十	重兵衛
同	父年八十	千八			

また、その隣には「同起返り払札」として「同村 重兵衛老株式人奉願沽却起返り村内江家建引越」という払札の文面サンプルが掲載されている。津藩の事

握することが可能となる。それは、一方では、津藩を事例とした身分支配の面からの封建領主支配の論理を明らかにする手がかりを提供するし、他方では、そこに含まれる事例のほとんどが、生死などの自然動態に基づく人数増減ではない、身分変更や生業上の理由による転出入や嫁賀などの通婚圏のあり方、また、厄介・掛け人にとどまらない、養子、拾い子などを含めた近世農民家族の相互扶養機能等などが実に広い範囲で生じていたこと、したがってきわめて活発な社会的移動が行われていて、出生村への人身的緊縛という封建的人身支配に対する通例のイメージを大きく変更させる上での素材を提供することになる。

本稿は、この二点のマニュアル史料を中心に、津藩・久居藩の宗旨制度を理解するために必要な「無屋」と「厄介」についての関連を示す史料を紹介していくことを意図している。史料については、解説と付表に続けて全文を翻刻掲載した。史料の利用・掲載をご許可いただいた津市久居ふるさと文学館、ならびに津市片田長谷場永谷武久氏には、記して感謝したい。

一 紹介史料について

(一) 久居藩人別宗旨改帳関係史料

史料一は「文政六年三月 人別宗旨御改帳 三冊之内天台律宗 一志郡本村」(津市久居ふるさと文学館所蔵信藤家文書)と題された史料である。この史料は、「文政六年癸未三月 人別宗旨御改帳 三冊之内 天台律宗 一志郡本村」ならびに「文政六年癸未三月 人別宗旨御改帳 三冊之内 本願寺門徒高門徒 一志郡本村」という表紙を持つてるので、一見すると文政六年の宗旨改帳そのもののように見えるのだが、内容を確認すると、そうではなく、文政六年の宗旨改帳をベースにして久居藩の人別宗旨改帳を作成する際のマニュアルになつている史料なのである。

冒頭、表紙の裏に朱筆で宗門帳作成の手順と、このマニュアルの凡例が記してある。それによれば、久居藩の宗旨改は各町村において、宗派毎に一冊にまとめて、それを合冊して提出するものであることがわかる。本村の場合は、天台律宗・浄土宗・門徒(一向宗のことで本願寺門徒と高門徒を含む)の三宗派の檀家で構成されているので、「三冊之内」と表紙に書き込むのである。そして、各宗派の順序も示されており、天台・真言・禪・淨土・法華・門徒宗の順であることがわかる。

宗旨改帳には各種の書込と共に付札が貼られる。付札には前年の宗門改以後の養子・縁付き・死亡・引越等による減人が書き込まれるが「座列三不拘旦那之脇へ張り候事」とされる。ここで、座列というのは宗門帳に記載される順番のことと、後述の津藩のマニュアルによれば、最初に旦那(戸主)が記載され、次にその妻、次に独身の男女子を年齢順に、次に結婚している男女子とその家族、以下、兄弟姉妹、甥姪、従弟、伯父伯母、父母、祖父母、厄介という順番になつていている。戸主が代われば新たな戸主から見た続柄が座列となつて記載位置が変更されるのである。「座列三不拘」というこの注記は、どの続柄の者であつても前年からの変更分は戸主の脇に付札で示せという意味である。また、「年違」や「役人替り」「尋中」なども付札で示すことが指示される。例えは、この中で、「無足人苗字札」というのは

一、本念寺 旦那 年廿八

小嶋氏 太郎左衛門

とある様な記載のことである。この場合は、小嶋太郎左衛門という無足人が、宗旨改帳に記載される事例である。無足人は郷士身分であるから、苗字帶刀御免の特権を持つ。その一方で、家中士や武家奉公人とは異なり、宗旨改帳に記載される。そこで、百姓身分の者が免許を与えられて無足人になった場合は苗字を付札で示すということなのである。

また、史料に「尋中」とあるのは

同 印 (朱) 文政五年何月無行衛御訴申上尋中除印

とある様な記載のことである。この場合、付札の下には名前が書かれている。文政五年に欠落してそれ以來尋中であるという付札である。人別改では、本人が在村していないので、名請印は捺されない。この状態が一定期間経過して、「旧里切義絶」という措置が認められると、宗旨改帳から名前が抹消されることになるが、それまでは、名請印を捺さずに名前だけ記載し、さらにその名前の上に付札を貼つて欠落中であることを示すのである。

印改とは名請印を変更することで、新印の下に「印替」と書き込むことになる。このような書入による変更事項には、その他に「名替」などもあるが、基本的には書入は前年よりの増人の増加理由の説明である。例えば、

同

印

増 御領分一志郡新家村作兵衛娘娶
妻年二十 すみ ○

津・久居藩の宗門改制度について

茂木陽一

はじめに

筆者はかつて、伊賀上野町宗旨改帳をもとにして、「明治初年における城下町の人口構造」という論稿を発表し（『地研年報』第二号、一九九七年）、さらにその中で十分に説明できなかつた「掛り人」と「厄介」の関係について、若干の考察を試みた「藤堂藩領における『掛り人』と『厄介』について」という小文を著したことがある（『地研通信』第五〇号、一九九七年）。

伊賀上野町宗旨改帳を分析する中で、「掛り人」と「厄介」すなわち「厄介」が同時に記載されていることが津藩の宗門改の特徴の一つであることがわかつたのだが、一般に「掛り人」と「厄介」はいずれも遠縁の親族や知人で戸主に扶養されている者だとされていて、その間に相違を見る論者はいなかつた。明治四年の戸籍法以降は厄介という表現が一般的になるが、江戸期の江戸町方の宗門改などでは掛り人の方が一般的であった（江戸についていえば東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『四谷塙町一丁目人別書上』（東京都江戸東京博物館、一九九八年）を参照のこと）。三重県域を見ても近世期の宗門改帳では、掛り人の存在を紀州藩領、神宮領で確認することができ、その特徴は江戸の掛り人と共通していた。

ところが、伊賀上野町の宗旨改帳では、掛り人と厄害とは、宗門帳への記載において截然と区別されており、厄害はある戸主の家族として記載されているのに対して、掛り人は「誰々掛り人」というように、掛り主に附属しつつ、しかししながら、その掛り主の家族としてではなく、「旦那」すなわち戸主として扱われていたのである。

この両者の相違について、前稿では、厄害は寺請印も名請印も旦那と同一であるのに對し、掛り人は掛り主とは寺請印は異なるが、名請印は同一であること、したがつて厄害も掛り人も厄害主、掛り主と同世帯を形成しているのだと考えた。ただ掛り人の方が宗旨を保つたまま被扶養関係にはいるから厄介に比べてより從属度が低いのではないかと推定した。しかしながら、その推定も明確な史料的根拠を持つたものではなかつたので、引きつづく検討課題とせざるを得なかつた。

他方、津藩伊勢領内の宗門改帳を見ていくと、「掛り人」という存在は確認できないが、「無屋」という表記が宗門改の中で確認できる。

たとえば、『伊勢片田村史』には、安濃郡田中村に幕末期二～三戸の無屋が存在したことと説明して次のような記述がある。

家数と関連して、『無屋』の二～三戸の存在は、絶株いわゆる経済的貧困によつて、家を持っていることが不可能となり、家潰れによって、家を有しない百姓を意味をしている。故に彼等は親戚、縁者に『厄介』という形で寄寓して生活したと思われる。

（同書二〇三頁）

ここでは、無屋を、絶株＝貧困によつて家潰れをきたして、家を有しなくなり、親戚・縁者に厄介になつた百姓として理解している。すなわち、無屋＝厄介である。しかしながら、この様な理解では『無屋』と『厄介』が宗門改帳上、區別して記載されていることの説明が出来ない。

上野町の宗旨改帳においては、帳尻に「掛り人」は現れてこないが、家数とならんで、無屋数が記載されていた。そして、その無屋数は宗旨改帳本体に記載されている「掛り人」の数とほぼ照応していた。そこから、無屋＝掛り人という可能性を想定したのだが、『伊勢片田村史』の理解は、それを否定することになる。厄介と掛り人との関係に加えて、それらと無屋の間にはいがなる關係があるかと、という点も検討課題に加わることになったのである。

筆者はこの間、「掛り人」と「厄害」の関係についての明確な説明を求めて、津・久居藩領内の宗門帳および関係史料、また津藩による宗門改関係の法令等の探索を行つてきた。その結果、いまだ十分納得できる理解を得ていないのだが、ある程度参考とすることの出来る史料を得ることができた。一つは、久居市立図書館（現津市久居ふるさと文学館）に所蔵されている信藤家文書中にある、久居藩の宗門改帳作成のための一種のマニュアルであり、もう一つは、津藩領の安濃郡片田長谷場村の庄屋であつた永谷家に所蔵されている無題の堅冊で、これもまた津藩の宗門改帳作成のための基準を示したマニュアルだと思われる史料である。

特に、後者の史料は無屋と厄介の関係を説明するのみならず、一二三〇以上の宗門改帳記載上の手続きと、その事例を例示するものであり、これを詳細に分析することで、津藩の宗門改に際しての考え方や身分間移動の基準・論理を把握する。



地研研究員活動報告（2006年1月～12月）

学術論文・学術書

東福寺一郎

「市町村合併と男女共同参画行政(1)～合併施行4市の比較～」『地研年報』第11号3月
「大学生の携帯電話利用にかかる行為と倫理観」『三重法経』第128号12月

南 有哲

「自然中心主義と人間中心主義をめぐって—環境イデオロギー批判序説」『日本の科学者』第41巻7号6月

小西啓文

「ドイツ重度障害者法における労働能力の喪失を理由とする解約告知と障害を有する労働者の配慮請求権—横浜市学校保健会（歯科衛生士解雇）事件 東京高裁平17.1.19判決を契機として—」『三重法経』第127号3月

「三重県下における障害者雇用政策の進捗状況—障害者自立支援法を踏まえて—」（共著）『地研年報』第11号（執筆分担部分 p.19、p.22-p.25、p.28-p.41）3月

長友薰輝

「社会福祉労働論の基礎的研究」『三重短期大学生活科学研究会紀要』No.54 3月
「医療改革と国民皆保険制度の方向性—国民健康保険をめぐる状況から—」『地研年報』第11号3月
「介護労働・社会福祉労働論の検討」『国民医療』No.227 8月号
「医療難ーアクセスの問題ー」『ゆたかなくらし』No.295 9月号

成澤孝人

「国民保護計画と地方自治」『地研年報』第11号3月
「反戦ビラ入れ刑事裁判と公共圏」『法の科学』第37号

研究ノート

茂木陽一

「永谷助之丞の明治国家批判」『地研年報』第11号3月

南 有哲

「外来種駆除政策における留意点について——ブラックバスをめぐる議論を素材に」『三重法経』第128号 12月

小西啓文

「ドイツにおける改正ホーム法の進捗状況—連邦消費者センター連盟最終報告書を題材に—」『三重法経』第128号 12月

その他の著作

茂木陽一

『明和町史 史料編第二巻』(共編著) 明和町 2006年3月

資料紹介：「安濃郡長谷場村『御触控并記録』(五完)」『三重法経』第128号 12月

南 有哲

「バス釣り批判の思想的意義」『東海の科学史』第7号 5月

「『民族的同化』についての覚書」『地研通信』第84号 7月

「書評：亀山純生著『環境倫理と風土』」『唯物論と現代』第38号 12月

楠本 孝

「外国人集住都市会議の活動状況について」『地研通信』84号 7月

小西啓文

労働判例ポイント解説：「労働能力の喪失を理由とする解雇と障害を有する労働者の適職配置請求権

横浜市学校保健会（歯科衛生士解雇）事件 労働開発研究会『労働法学研究会報』2375号 2月

「データブック日本の社会保障・社会福祉—資料と解説で読む日本の社会保障（1）—」『賃金と社会保障』1413号（共著：「介護保険」p.40-p.41担当） 3月

「データブック日本の社会保障・社会福祉—資料と解説で読む日本の社会保障（2）—」『賃金と社会保障』1414号（共著：「福祉労働」p.8-p.9、「高齢者福祉制度」p.20-p.21、「在宅介護」p.22-24、「施設介護」p.25-p.27、「軽費老人ホーム」p.30-p.31の各項目担当） 3月

“Municipal Insurer Self-governance and Low-Income Earners in the Long-term Care Insurance Act –Focus on the Tama area, Tokyo, Japan–” ISSCU Research Papers Series No.5 3月

「個人調査結果」（共著）みえ雇用創出会議『多様な働き方を考える～多様な働き方に関する実態及び意向調査～』 3月

「内部告発と公益通報者保護法 第1回 制度導入の背景」『時の法令』1760号 4月

「内部告発と公益通報者保護法 第4回 公益通報者保護法の概要と検討課題」『時の法令』1766

号 7月

学会・研究会報告

岩田俊二

「幼保一体化施設の運営状況－千代田区、掛川市、東員町の事例－」、日本建築学会大会（神奈川大学）9月

南 有哲

「外来種駆除論の正当性をめぐって」 日本科学者会議第16回総合学術研究集会（一橋大学）
12月3日

藤野奈津子

「ローマ法における「無効」の再検討—Culpa in contrahendoをめぐって」 法制史学会近畿部会 第390回例会（京都大学）9月16日

その他の報告・講演等

茂木陽一

講演：「環伊勢湾の木綿と伊勢商人」知多半島総合研究所主催シンポジウム「環伊勢湾産業観光のルーツをたずねて」 1月28日

東福寺一郎

松阪市男女共同参画さ・し・す・せセミナー～みんなで築く女と男のいい関係～－私流男女共同参画のすすめ－（飯南産業文化センター） 11月26日

松阪市男女共同参画さ・し・す・せセミナー～みんなで築く女と男のいい関係～－私流男女共同参画のすすめ－（ハートフルみくも保健福祉センター） 12月3日

南 有哲

招待講演：「自然中心主義と人間中心主義をめぐって」 山梨大学工学部循環システム工学科JSパネルディスカッション 12月4日

長友薰輝

「四日市公害問題と社会福祉」 三重大学「四日市学」 6月

「介護労働・社会福祉労働論の検討」 国民医療研究所公開講座 6月

「国民健康保険制度の現状にみる格差社会」 立命館大学CEH SOCプロジェクト 8月

「自治体病院をめぐる政策動向について」 和泉市立病院と地域医療シンポジウム 11月

「社会保障制度と障害者自立支援法」 三重県知的障害者福祉協会 12月

成澤孝人

国民保護計画と憲法改正 亀山九条の会 3月11日

国民保護計画と憲法改正九条の会 よっかいいち 3月26日

戦争拒否の憲法と平和な社会 藤枝・憲法を大切にしよう会 5月3日

有事法制と九条の会 とば九条の会 5月28日

憲法九条とわたしたちの安全 九条の会・きほく 10月1日

その他

岩田俊二

津市建築審査会会長代理 津市都市計画部 1999年8月～

伊賀都市圏総合都市交通協議会顧問 三重県県土整備部 2004年7月～

津市有償福祉運送運営協議会会长 津市健康福祉部 2005年4月～

「都市農地を活用したまちづくりケーススタディ」松阪市山室町字竹林地区検討委員会委員
(財)都市農地活用支援センター 2005年8月～2006年3月

三重県密集市街地整備基本方針策定委員会副会長 三重県県土整備部 2005年4月～2006年3月

津市農業振興地域整備計画策定協議会会长, 津市産業労働部 2006年7月～

三重県総合評価審査委員会委員 三重県県土整備部 2006年4月～

南 有哲

津市地域新エネルギービジョン検討懇談会委員 2006年8月～2007年2月

長友薰輝

亀山市総合環境研究センター研究員 2005年7月～2007年5月

亀山市総合計画策定研究会委員 2005年7月～2007年3月

津市介護保険事業等検討委員会委員 2006年2月～2008年9月

成澤孝人

シンポジウム企画 三重短期大学地域問題総合調査研究室主催 『国民保護法制とふるさと』 コーディネーター

2006年度地域問題総合調査研究室研究員一覧

(研究期間 2006年4月～2007年3月)

個人研究

研究員名	研究課題	研究概要
茂木 陽一	三重県域における百姓一揆・都市打ちこわしの研究 (継続)	一年目の課題であった三重県史編さん室所蔵の東海大一揆関係資料細目次作成が未了であるので、その継続と文政桑名藩一揆、龜山野村騒動の資料収集を進める。
雨宮 照雄	三位一体改革と地方財政	三位一体改革の結果と今後予想される第二次改革のゆくえについて分析する。
東福寺 一郎	市町村合併後の男女共同参画推進について(Ⅱ)	17年度の研究で、核となる市が存在する合併では旧町村部への働きかけが計画的に行われているが、そうでない場合は手探り状態であることがうかがわれる。 今年度は合併後も「町」である「多気町」「大台町」「大紀町」「南伊勢町」「紀北町」「紀宝町」のうち4町程度を対象にヒアリング、2町(大台町、紀宝町を予定)にアンケート調査を行い、合併前後の取組みの変化について明らかにしたい。
疋田 敬志	フェロシルト問題と廃棄物行政の課題	昨年後半から取組んでいる東海三県における四日市市石原産業による埋戻し材フェロシルト問題発生の原因と解決の道筋を探り、不法投棄の発生が構造的におこらざるを得ない廃棄物行政の課題を考える。
岩田 俊二	地方中心都市の都市計画史に関する研究 －津市を事例として－ (継続)	本研究は平成16年度以来継続しているが、平成17年度報告は津市の都市計画史を通史として概略、報告したものである。18年度は関連資料を含め各時代の都市計画の内容、背景などを詳細に論述することとする。
南 有哲	環境思想をめぐる諸問題	社会生物学が環境思想に与える影響についての検討を中心に行う。
楠本 孝	三重県下の街頭犯罪の状況とその対策	三重県の「安全・安心まちづくり条例」の研究 ・他の自治体の条例との比較研究 ・「安全・安心まちづくり条例」に対する批判の検討 民間における防犯活動に関する資料収集と整理
成澤 孝人	国民保護法制の地方自治体での展開	18年度は国民保護計画が市町村に波及するので、市町村レベルでの計画の状況について調べたい。
長友 薫輝	医療改革と国民皆保険制度	現在進められている医療改革の中で、特に国民健康保健をはじめとする国民皆保険システムの動向と維持について焦点をあて、課題を提示する。
藤野 奈津子	ローマ帝政初期における「地方」支配	帝政成立期における「地方」支配のあり方の考察を通じて、ローマ帝国発展の契機と構造を明らかにしていく。 (前年度の共和政ローマの研究を受けて展開する予定である)

共同研究

小西 啓文 尾崎 正利 (青森中央学院大教授)	障害者雇用の総合的研究	障害者雇用に関する実態調査を踏まえ、2年間研究を 続けてきた。 今年度はそのまとめの年としたい。
楠本 孝 南 有哲 小西 啓文 長友 薫輝 原 幸一	来日外国人の処遇に関する総 合的研究	可児市では、来日外国人児童の不就学調査を行い外国人児童の就学実態について把握に努めていると聞いて いるので、担当者にヒヤリング調査を行いたい。 その他四日市市などにも訪問調査を行いたい。

奨励研究員

成澤 孝人	三重県および県内市町村にお ける国民保護計画と有事法制	三重県内の国民保護計 画の県レベル・市町村レベルで の策定状況とその関連・特質を総合的に比較検討して 問題点を洗い出していく。
-------	--------------------------------	--

三重短期大学地域問題総合調査研究室規程

(名 称)

第1条 この研究室は、短期大学設置基準第32条に基づき、三重短期大学附属施設として設置し、三重短期大学地域問題総合調査研究室（以下「研究室」という。）と称する。

(事務所)

第2条 研究室の事務所は、三重短期大学（以下「本学」という。）内に置く。

(目 的)

第3条 研究室は、本学がよってたつ地域・都市にかかる行政・政治・経済・社会・教育・文化・自然の各領域にわたる諸問題の調査研究及びこれらと関連した地域社会に関する全般的研究を行う。もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教學の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 研究室は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 調査及び研究
- 2 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流
- 3 国・地方公共団体、その他の団体等から委託された調査・研究、計画策定、研修の実施及び講演会・公開講座等への講師派遣等
- 4 研究会の開催及び研究成果の公表
- 5 その他前条の目的達成のために必要と認められる事業

(研究室の構成)

第5条 研究室には、研究室長1名、研究室運営委員2名、研究員若干名を置く。また、特別研究員を置くことができる。

(研究室長)

第6条 研究室長は、学長が任命する。

2 研究室長は、研究室の業務を掌理し、研究室構成員を指揮監督し、かつ、研究室を代表する。
3 研究室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究室運営委員会)

第7条 研究室には、基本事項を審議するため研究室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 研究室運営委員（以下「委員」という。）は、法経科、生活科学科各1名とし、各学科の推薦に基づき、学長が任命する。
3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4 委員会の議長は研究室長とし、研究室長は、必要と認めた時、または、委員から要求があった時に、委員会を招集する。研究員は委員会に出席し、意見を述べることができる。
5 本条第1項にいう「基本事項」とは、次のものをいう。

- 1 年度事業計画及び予算の作成
- 2 研究員の推薦
- 3 その他研究室に関する重要な事項

(研究員)

第8条 研究員は、研究室長が委員会に諮って、本学専任教員の中から推薦し、教授会の議を経て、学長が任命する。

(特別研究員)

第9条 特別研究員は、広く学外に人材を求める、研究室長の推薦に基づき、教授会の議を経て、学長が任命する。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成3年4月1日より施行する。

2006年度地域問題総合調査研究室スタッフ

室長・事務局長	茂木 陽一（本学法経科教授）
運営委員・研究員	長友 薫輝（本学生活科学科講師・会計担当）
運営委員・研究員	南 有哲（本学法経科助教授・地研年報編集担当）
研究員	東福寺一郎（本学生活科学科教授・研究交流集会担当）
研究員	小西 啓文（本学法経科助教授・地研通信編集担当）
研究員	岩田 俊二（本学生活科学科教授）
研究員	尾崎 正利（青森中央学院大学大学院地域マネジメント研究科教授）
研究員	雨宮 照雄（本学法経科教授・HP担当）
研究員	楠本 孝（本学法経科助教授）
研究員	成澤 孝人（本学法経科助教授・奨励研究員）
研究員	藤野奈津子（本学法経科助教授）
研究員	疋田 敬志（本学法経科教授）

事務局助手 田中 里佳

編集後記

地研年報第12号をお届けします。今号も地域に関わる様々な分野の論考が揃っております。2006年度における研究員諸氏のたゆまぬ研究活動の成果を十分に反映したものとなっています。皆様方の御高評をお待ちしております。

さて、今年度の話題といえば何といつてもこの記録的な暖冬でしょう。農林水産業やウィンタースポーツに携わっていない人間としては、暖かい冬というものは普通はありがたく思うものでしょうが、この暖冬についてはあまりの異様さ故か、歓迎する声というものを絶えて聞きません。「今秋の米の作柄はどうなるのだろう」「夏がすさまじく暑くなるのだろうか」といった目前の懸念もさることながら、ひたひたと迫りくる地球温暖化の足音に、否応なく耳を傾けざるを得なくなっているような、そんな思いを皆が共有しているようにも感じます。環境問題に限らず課題が山積みになっている世界と日本そして地域の実情を学問を通じて明らかにし、しかるべき策を提示しうる力量をつけるべく、研究員一同は今後とも研鑽に務める所存です。（A・M）

執筆者紹介（掲載順）

岩田 俊二	本学生活科学科教授
中井 加代子	本学生活科学科助手
小西 啓文	本学法経科助教授
長友 薫輝	本学生活科学科助教授
東福寺一郎	本学生活科学科教授
尾崎 正利	青森中央学院大学大学院教授
南 有哲	本学法経科助教授
茂木 陽一	本学法経科教授

地研年報 第12号

2007年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長
茂木 陽一
発 行 所 三重短期大学地域問題総合調査研究室
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
TEL 059-232-2341
印 刷 所 株式会社 サカ印刷
〒514-0811 三重県津市阿漕町津興1035-1
TEL 059-228-5555

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

No.12 2007

[Articles]

- A Study on the City Planning History of the Regional Hub City *Shunji IWATA and Kayoko NAKAI* (1)
Die Entwicklung der Beschäftigungspolitik für behinderte Menschen in Mie Provinz *Hirofumi KONISHI* (61)
Sustainability of National Health Insurance System
-Focus on the political service forget behind with the payments- *Masateru NAGATOMO* (81)
How is the Administration of Gender Equalities influenced
by the Merger of Cities, Towns and Villages ? (2) *Ichiro TOFUKUJI* (73)

[Notes]

- Growing of Migrants Labour under the Development Employment Structure
in Recent Japanese Electric and Automobile Industries : Especially Related
with Contracting Systems doing within Receiving Enterprise's Factory *Masatoshi OZAKI* (97)
On the 'Alienated Anthropo-Centricism' *Arisato MINAMI* (115)

[Material]

- On a Census Register of Tsu-Domain *Youichi MOGI* (181)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan